

# 原子力災害対策マニュアル

平成12年8月29日

原子力災害危機管理関係省庁会議

(平成13年1月6日一部改訂)

(平成13年6月14日一部改訂)

(平成14年3月27日改訂)

(平成17年11月8日一部改訂)

(平成17年12月22日一部改訂)

(平成19年2月19日一部改訂)

(平成22年9月14日一部改訂)

本マニュアルは、原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）及び防災基本計画原子力災害対策編に定める事項等を具体化し、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領をとりまとめたものである。

本マニュアルでは、原子力発電所等において事故が発生し、原災法第10条に基づく通報が行われた場合における安全規制担当省庁を中心とした情報収集や内閣官房における官邸対策室の設置、関係省庁事故対策連絡会議の開催等による関連情報の集約及び共有など警戒体制の確立、さらに、原災法第15条に規定する原子力緊急事態が発生した場合の内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出に係る手続、原子力災害対策本部の設置等、関係省庁が緊急事態応急対策を行うために必要な手続について記述している。

なお、本マニュアルは、今後の防災訓練の実施結果等を踏まえつつ、適宜見直していくこととする。また、関係機関連絡先リスト等について、人事異動等により変更があった場合には、経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院原子力防災課に変更内容を連絡し、同課は修正の内容について、関係省庁に通知するものとする。

原子力災害危機管理関係省庁会議幹事会の構成員は以下のとおりである。

内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当）  
内閣官房内閣情報調査室内閣参事官  
内閣官房内閣参事官  
内閣府政策統括官付参事官（灾害応急対策担当）  
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課長  
内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課長  
警察庁警備局警備課長  
総務省大臣官房総務課長  
消防庁特殊対策室長  
外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長  
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長  
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室長  
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理官  
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長  
経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院原子力防災課長  
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）  
気象庁総務部企画課長  
海上保安庁警備救難部環境防災課長  
環境省水・大気環境局大気環境課長  
防衛省運用企画局事態対処課長

## 目 次

原子力災害対策特別措置法令による主な枠組み . . . . . 1

### 原子力事業所編

1. 警戒体制	2
(1) 特定事象の通報	3
(2) 関係省庁等における情報伝達及び情報収集	4
(3) 関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議の開催	7
(4) 官邸対策室、安全規制担当省庁オペレーションルーム及び 内閣府情報対策室の設置	10
(5) オフサイトセンターの立ち上げ	11
(6) 国の職員及び専門家の緊急派遣	12
(7) モニタリング及び影響予測情報の共有	15
(8) 広報活動	16
2. 緊急事態応急対策及び原子力災害対策本部の設置	18
(1) 原子力緊急事態宣言の発出	19
(2) 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置	20
(3) 原子力災害対策本部等の開催	29
(4) 原子力災害合同対策協議会の開催	30
(5) 緊急事態応急対策の実施	34
(6) 原子力緊急事態解除宣言の発出及び原子力災害対策本部等の廃止	48
3. 原子力災害事後対策	50
(1) 各種制限措置の解除	51
(2) 関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議の開催	52
(3) 被ばく評価、健康相談等	56
(4) 風評被害対策等	57

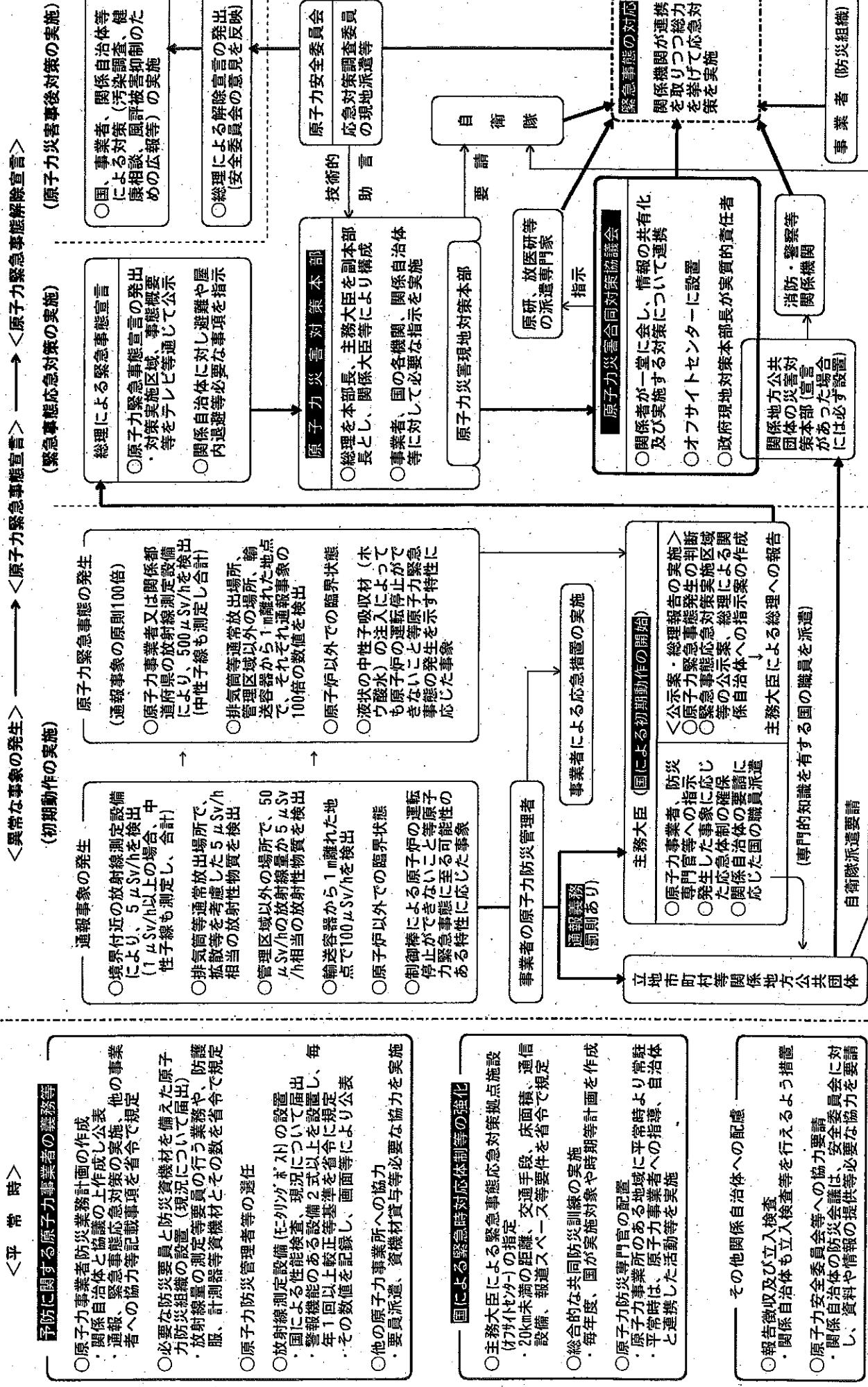
<b>4. 警戒体制</b>	5 8
(1) 特定事象の通報	5 9
(2) 関係省庁等における情報伝達及び情報収集	6 0
(3) 関係省庁事故対策連絡会議の開催	6 3
(4) 官邸対策室、主担当の安全規制担当省庁オペレーションルーム 及び内閣府情報対策室の設置	6 5
(5) 国の職員及び専門家の緊急派遣	6 6
(6) 原子力災害現地対策本部の設営準備	6 9
(7) 現地における対応及びモニタリング情報の共有	7 0
(8) 広報活動	7 1
 <b>5. 緊急事態応急対策及び原子力災害対策本部の設置</b>	7 3
(1) 原子力緊急事態宣言の発出	7 4
(2) 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置	7 5
(3) 原子力災害対策本部等の開催	9 2
(4) 原子力災害合同対策協議会の開催	9 3
(5) 緊急事態応急対策の実施	1 0 1
(6) 原子力緊急事態解除宣言の発出及び原子力災害対策本部等の廃止	1 1 3
 <b>6. 原子力災害事後対策</b>	1 1 5
(1) 各種制限措置の解除	1 1 6
(2) 関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議の開催	1 1 7
(3) 被ばく評価、健康相談等	1 2 2
(4) 風評被害対策等	1 2 3

## 7. 参考資料

## 8. 関係機関連絡先リスト

(1) 関係省庁	・・・	連絡	1
(2) 官邸対策室、関係省庁ブース等	・・・	連絡	2
(3) 原子力防災専門官・原子力保安検査官	・・・	連絡	3
(4) 所在市町村、所在道府県及び関係隣接都道府県	・・・	連絡	5
(5) 緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）	・・・	連絡	10
(6) 原子力事業者	・・・	連絡	11
(7) 自衛隊	・・・	連絡	17
(8) 都道府県警察本部	・・・	連絡	22
(9) 管区海上保安本部	・・・	連絡	24
(10) 全国消防本部	・・・	連絡	25
(11) 都道府県・消防防災主管課（室）	・・・	連絡	43

# 原子力災害対策特別措置法令による主な枠組み

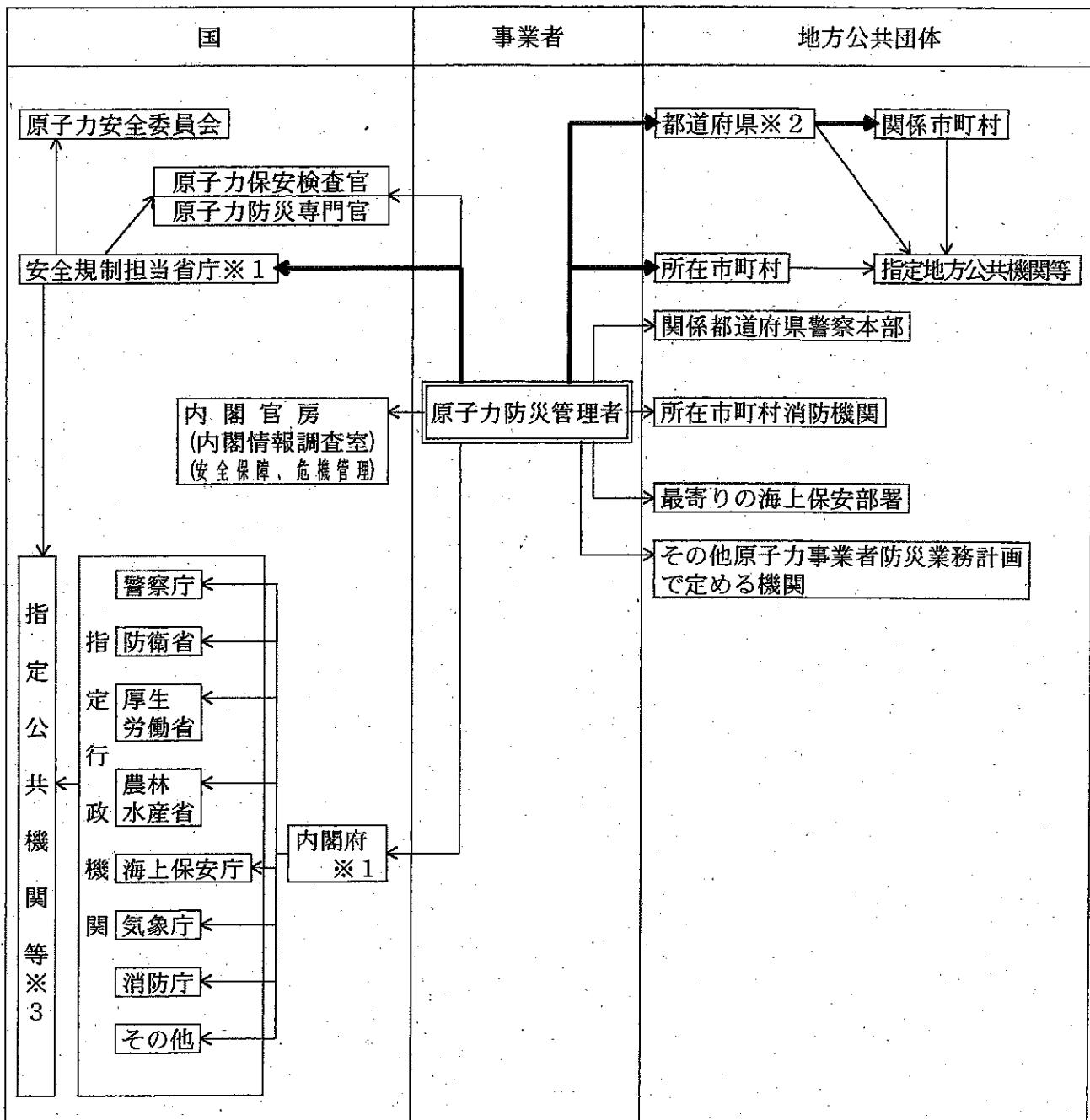


## 原子力事業所編

### 1. 警戒体制

## (1) 特定事象の通報

原災法第10条等に基づく通報及び連絡は以下のとおり行われる。



※1 経済産業省が安全規制担当省庁となる場合には、経済産業省に第10条通報が行われ、あわせて防災基本計画に基づく連絡が文部科学省に行われる。また、文部科学省が安全規制担当省庁となる場合には、内閣府は指定行政機関としての経済産業省に対して通報を行う。

※2については、関係隣接都道府県を含む。

※3 経済産業省から原子力安全基盤機構及び文部科学省から原子力緊急時支援・研修センター、放射線医学総合研究所、広島大学、原子力安全技術センター、日本分析センターへの連絡を含む。

(注) 原子力防災管理者からの関係機関への連絡は、防災基本計画において、原子力防災管理者が特定事象を発見又は発見の通報を受けた場合に15分以内を目途として行われることとされている。

- 原災法第10条前段に基づく通報（同報ファクシミリの後、電話により着信を確認）
- 防災基本計画に基づく当該特定事象発生情報に関する連絡（同報ファクシミリ）

## (2) 関係省庁等における情報伝達及び情報収集

### ①原子力緊急事態の判断

安全規制担当省庁は、原災法第10条前段に基づく通報を受信後、直ちに原子力事業所の状況、放射線量等に関する情報等の入手に努め、迅速に同法第15条に該当するか否かの判断を行う。

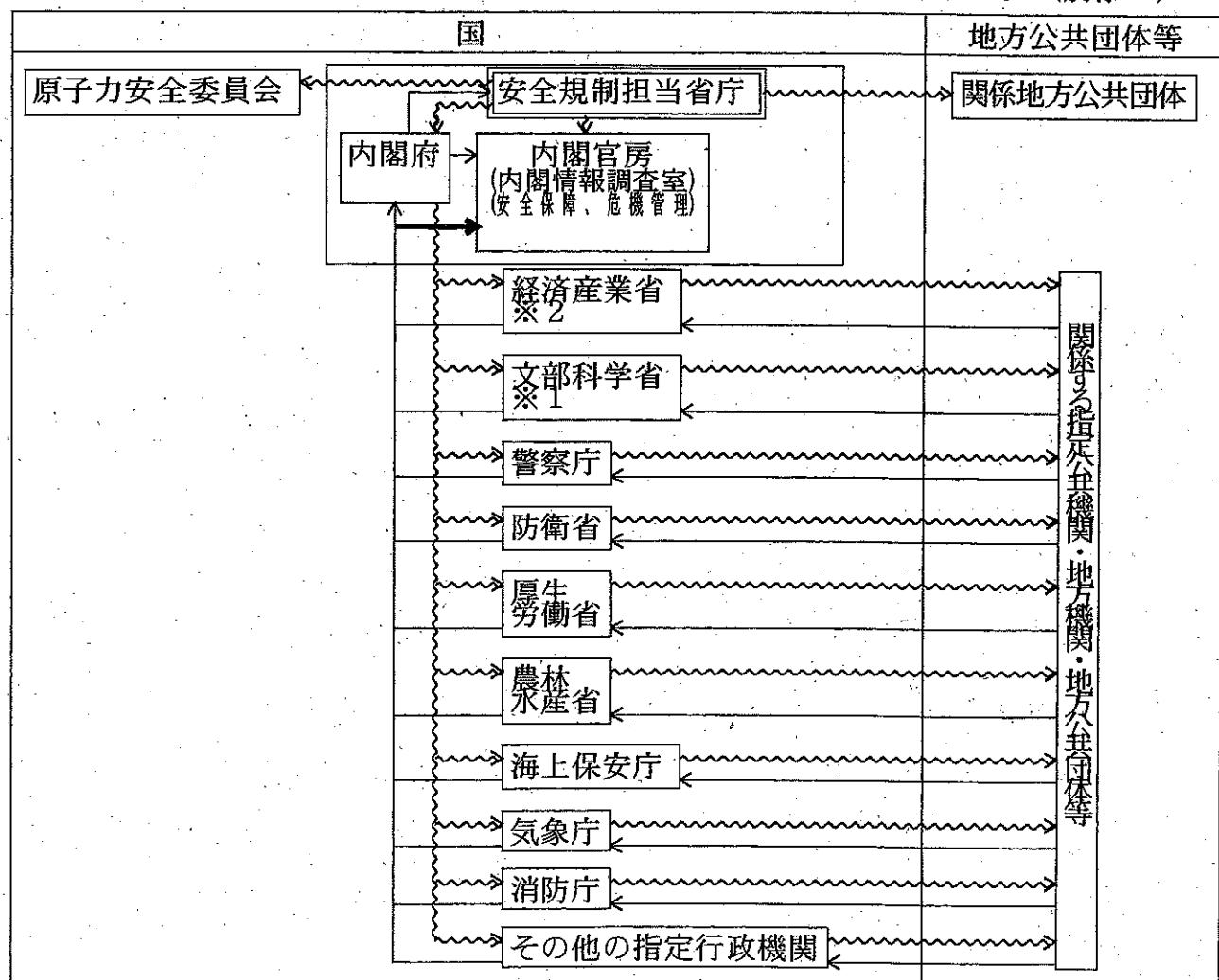
この時点で直ちに原災法第15条の原子力緊急事態に該当すると判断された場合は、(3)関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議は開催せず、直ちに、  
2.(2)原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置を行うとともに、並行して1.(4)～(7)の措置を講ずる。

### ②関係機関への連絡

- 安全規制担当省庁は、原子力緊急事態に該当するか否か及び事象の概要、今後の進展の見通し等を内閣官房、内閣府、原子力安全委員会及び関係地方公共団体へ連絡する。原子力緊急事態に該当するときは、関係地方公共団体に対して、災害対策本部設置、避難等の準備開始を要請する。
- 原子力緊急事態に該当するか否かの判断等の関係省庁への連絡は、内閣府から行う。

### ③情報収集

関係省庁は、別紙の情報収集項目について、内閣官房及び内閣府に連絡する。内閣官房及び内閣府は、関係省庁からの情報集約を行い、関係省庁に連絡する。(別添1)



※1については、実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合に限る。

※2については、試験研究炉、使用施設（保安規定を定めるものに限る）の場合に限る。

~~~~> 当該特定事象が原子力緊急事態に該当するか否か及び事象の概要、今後の進展の見通し等の連絡

→ 関係する指定公共機関・地方機関・地方公共団体等が入手した情報の収集・連絡

## 主な情報集約項目例

※〔 〕内は情報収集を行う主な省庁

## 1. 事故概要等に関する事項〔安全規制担当省庁〕

## (1) 事故発生施設の概要

事業所の名称、所在地、原子力施設等の内容

## (2) 事故の概要

①発生時刻、安全規制担当省庁への原子力事業者からの同報ファクシミリの発信日時

②事故発生施設及び発生場所

③事故の内容

④放射性物質等の漏えいに関する情報（継続的な放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）

⑤モニタリング値

⑥人的・物的被害の有無

⑦気象状況

⑧予測線量

⑨事故の原因

## 2. 関係機関の活動に関する事項

## (1) 原子力事業者の対応状況〔安全規制担当省庁〕

①施設の状況

②被害の状況

③事故の応急対策活動の状況

④他の原子力事業者の協力実施状況

## (2) 関係機関（関係省庁、地方公共団体、公共機関及び原子力事業者）の体制

①関係機関それぞれの対策本部等の設置状況〔各省庁〕

②原子力緊急時支援・研修センターの準備状況〔文部科学省〕

## (3) 国による支援体制

①緊急技術助言組織構成員及び専門家の現地派遣の準備状況

〔安全規制担当省庁〕

②緊急モニタリング要員及び機器の現地派遣の準備状況〔文部科学省〕

③緊急被ばく医療派遣チームの現地派遣の準備状況

〔文部科学省、厚生労働省〕

④国の職員の現地派遣状況〔各省庁〕

⑤関係省庁における支援体制〔各省庁〕

## (4) 地方公共団体の対応状況

①住民への連絡状況〔消防庁〕

②事故の応急対策活動の状況〔消防庁〕

## (5) 予測、モニタリング体制

①モニタリングの状況〔文部科学省〕

②緊急時モニタリングの準備状況〔文部科学省〕

③緊急時対策支援システム（E R S S）により予測される原子力施設の状況

(原子力発電所の場合に限る) 〔経済産業省〕

④緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDIネットワークシステム）の予測結果  
〔文部科学省〕

(6) 屋内退避、避難収容等の防護活動の準備〔安全規制担当省庁〕

①屋内退避、避難収容等の防護活動についての準備実施状況

②避難場所の準備状況

(7) 現地の救助救急体制と広域応援の準備

①事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊の準備状況〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕

②警察、消防の広域応援体制と現地までの所要時間〔警察庁、消防庁〕

(8) 医療体制の準備

①救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況〔消防庁、防衛省〕

②医師団の派遣及び収容病院の受入れ等の準備状況

〔厚生労働省、文部科学省〕

③安定ヨウ素剤の配備状況〔厚生労働省〕

(9) 人的被害の状況

①事故現場からの被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項

〔安全規制担当省庁、警察庁、海上保安庁、消防庁〕

②被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び収容先病院〔消防庁、厚生労働省、文部科学省〕

(10) 現場周辺の交通及び交通規制の状況

〔警察庁、海上保安庁、国土交通省〕

(11) 汚染物の除去による被害拡大の防止〔安全規制担当省庁〕

(12) 消火活動〔消防庁〕

(13) オフサイトセンターの活動状況〔安全規制担当省庁〕

①国、地方公共団体の職員の参集状況

②専門家の参集状況

③他の原子力事業者の協力実施状況

④現地事故対策連絡会議の開催状況

### (3) 関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議の開催

原災法第15条に該当すると判断された場合は、本項の各連絡会議の開催は不要。

#### 1) 関係省庁事故対策連絡会議の開催

##### ① 開催手順

- (i) 安全規制担当省庁は、原災法第10条第1項前段の通報を受け、直ちに原子力災害対策本部の設置の必要がない（原災法第15条には該当しない）場合であって、特定事象ではない場合を除き、会議を開催する。
- (ii) 安全規制担当省庁は、内閣府及び内閣官房に対して、会議を開催する旨を連絡する。
- (iii) 内閣府は、関係省庁に対し、1.(2)により参考－1の様式に従い会議の開催を連絡するとともに会議開催を支援する。
- (iv) 開催場所は、安全規制担当省庁内会議室とする。

##### ② 開催目的

関係省庁事故対策連絡会議においては、事故情報の概要、今後の見通し等についての情報の集約及び共有を図るとともに、関係省庁の行う初動についての調整を行う。この際、情報集約すべき事項は(2)の別添1と同じ。

##### ③ 構成員

議長 安全規制担当省庁局長又は次長クラス  
(文部科学省科学技術・学術政策局長／原子力安全・保安院次長)

構成員 内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣府政策統括官付参事官（災害応急対策担当）

内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課長

内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課長

警察庁警備局警備課長

総務省大臣官房総務課長

消防庁特殊災害室長

外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長

財務省大臣官房総合政策課政策推進室長

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室防災管理対策官

厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理官

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長

経済産業省大臣官房防災業務室長

原子力安全・保安院原子力防災課原子力事故障害対策室長

国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）

気象庁総務部企画課長

海上保安庁警備救難部環境防災課長

環境省水・大気環境局大気環境課長

防衛省運用企画局事態対処課長

必要に応じて原子力安全委員会委員、緊急事態応急対策調査委員、原子力事業者等の参加を要請する。やむを得ぬ場合については、代理出席を認める。

④事務

事故対策連絡会議に係る事務については、以下のとおり。

内閣官房 : 官邸との連絡・調整等

安全規制担当省庁 : 関連情報の集約・整理、資料の作成、プレス対応、会場設営、庶務等

消防庁 : 地方公共団体（防災担当部局）との連絡・調整等

内閣府 : 関係省庁との連絡調整等

各省庁 : 関係機関からの情報収集

⑤廃止

本会議については、原子力災害対策本部が設置された場合又は、事故の状況に応じ議長が開催の必要がないと認めた場合に廃止する。

## 2) 現地事故対策連絡会議の開催

### ①開催連絡

原災法第10条前段の通報があったが、原災法第15条の原子力緊急事態に該当しない場合には、原子力防災専門官は、所在道府県、所在市町村の担当者及び原子力事業者に対して、現地事故対策連絡会議の開催を呼びかける。

### ②開催目的

現地事故対策連絡会議において、事故の概要、今後の見通し等について、安全規制担当省庁、関係省庁、所在都道府県、所在市町村、原子力安全委員会緊急技術助言組織構成員（原子力安全委員会委員及び緊急事態応急対策調査委員）、専門家、原子力事業者等において情報の共有を図る。

### ③開催

原子力防災専門官、所在道府県の担当者、所在市町村の担当者及び原子力事業者の担当者が参集した時点で第1回の会議を開催する。その後の開催は、必要に応じて開催する。

### ④開催場所

オフサイトセンターにおいて開催する。

### ⑤構成員

(初動における構成員)

議長 原子力防災専門官

構成員 原子力防災専門官（議長となる者を除く）

関係都道府県職員

関係市町村職員

関係都道府県警察職員

原子力事業者

その他、関係地方公共団体等議長が必要と認めた者

※他の構成員についても到着しだい会議に参加するものとする。

(オフサイトセンターに本庁職員等参集後の構成員)

議長 安全規制担当省庁担当局次長クラス

（文部科学省科学技術・学術政策局次長）／原子力安全・保安院審議官）

構成員 関係省庁の職員

関係都道府県職員

関係市町村職員

関係都道府県警察職員

緊急技術助言組織構成員等の専門家

原子力事業者

その他、議長が必要と認めた者

### ⑥廃止

本会議については、原子力災害対策本部が設置された場合又は、事故の状況に応じ議長が開催の必要がないと認めた場合に廃止する。

#### (4) 官邸対策室、安全規制担当省庁オペレーションルーム及び内閣府情報対策室の設置

官邸対策室、安全規制担当省庁オペレーションルーム及び内閣府情報対策室は、互いに密接な連絡を行う。

##### ① 内閣官房

- ア 内閣危機管理監は、事態に応じ緊急参集チーム（関係省庁等の局長等の幹部）を官邸危機管理センターに緊急参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うとともに、官邸危機管理センターに官邸対策室を設置する（平成15年11月21日閣議決定「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」）。
- イ 関係省庁事故対策連絡会議等の円滑な運営を支援する。

##### ② 安全規制担当省庁

安全規制担当省庁は、状況の把握、関連情報の集約等を行うためのオペレーションルームを設置する。オペレーションルーム内には、原子力安全委員会のブース及び内閣府をはじめとする関係省庁のブースを設ける。

##### ○ 設置場所

- 経済産業省：緊急時対応センター
- 文部科学省：非常災害対策センター

（連絡先については、8. 関係機関連絡先リスト（2）参照）

##### ③ 内閣府

- ア 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、直ちに内閣府情報対策室を設置する。ただし、内閣府災害対策室が設置された場合は、この限りでない。
- イ 内閣府情報対策室は、参事官（災害応急対策担当）を室長とし、内閣府職員で構成する（平成18年7月1日政策統括官決定、平成19年12月1日一部改正）

## (5) オフサイトセンターの立ち上げ

原子力防災専門官を中心とした関係者は、当該施設を使用できる状態にする。

### ①関係者

- ・安全規制担当省庁（原子力防災専門官等）
- ・地方公共団体、原子力安全基盤機構、原子力事業者

なお、安全規制担当省庁は、道府県、市町村、原子力安全基盤機構及び原子力事業者と協議し、オフサイトセンターの立ち上げに協力する要員をあらかじめ別に定めておく。

### ②立ち上げ

原災法第10条の通報があり次第、立ち上げ要員の所属する関係機関は、当該要員に対し速やかに連絡し、連絡を受けた当該要員はオフサイトセンターに参集し、立ち上げを行う。オフサイトセンター内の資機材を使用可能な状態にし所定の場所に配置する。

#### （主な役割分担）

- ・原子力防災専門官等：立ち上げの指揮、S P E E D I 、 E R S S の起動
- ・安全規制担当省庁、原子力事業者等  
　　：資機材の配置、飲食物、毛布等の手配及び居住環境の整備
- ・地方公共団体：上記への協力
- ・原子力安全基盤機構：立ち上げの支援

## (6) 国の職員及び専門家の緊急派遣

### ①国の職員の派遣

安全規制担当省庁は、特定事象又は特定事象に至る可能性のある場合、状況等を把握し、必要に応じ、応急対策の迅速かつ的確な準備等を行うため関係省庁の協力を得て、職員を現地に派遣する。また、関係省庁は必要に応じ、職員を現地に派遣する。

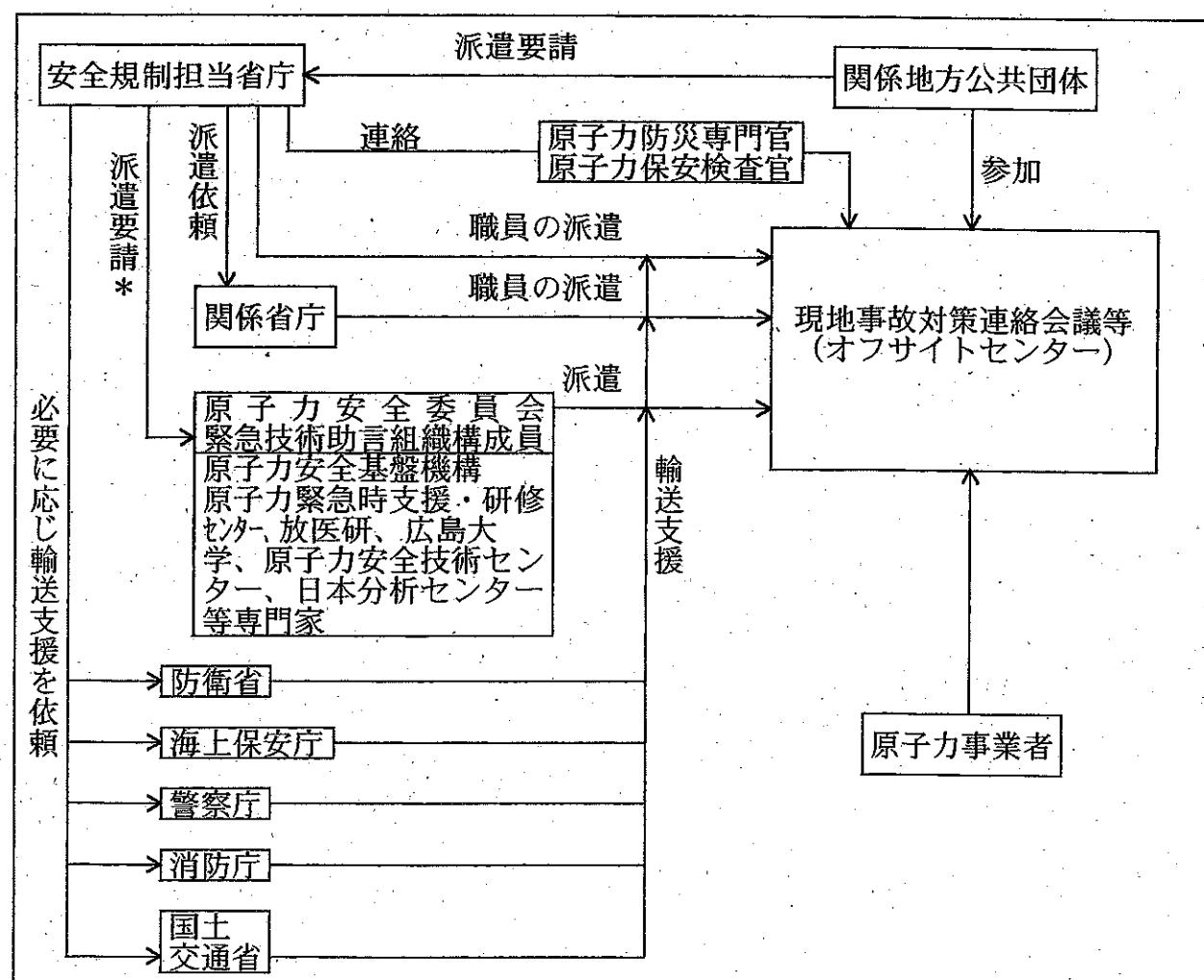
### ②専門家の派遣

安全規制担当省庁は、内閣府原子力安全委員会事務局を通じ原子力安全委員会緊急技術助言組織構成員及び原子力事業者並びに原子力安全基盤機構、原子力緊急時支援・研修センター、放医研、広島大学、原子力安全技術センター、日本分析センター等の専門家に対して現地事故対策連絡会議（原子力災害現地対策本部）への参集を要請するとともに、現地に派遣する。

オフサイトセンターに参集する国の職員及び専門家を参考-2に示す。

### ③輸送支援

安全規制担当省庁は、原子力発電所等において特定事象又は特定事象に至る可能性のある場合、必要に応じて、自衛隊、警察庁、消防庁、国土交通省及び海上保安庁に対して輸送の支援を要請する。具体的な移動及び輸送支援のスキームは、別添2及び別添3のスキームを基本とし、詳細はあらかじめ別に定める。

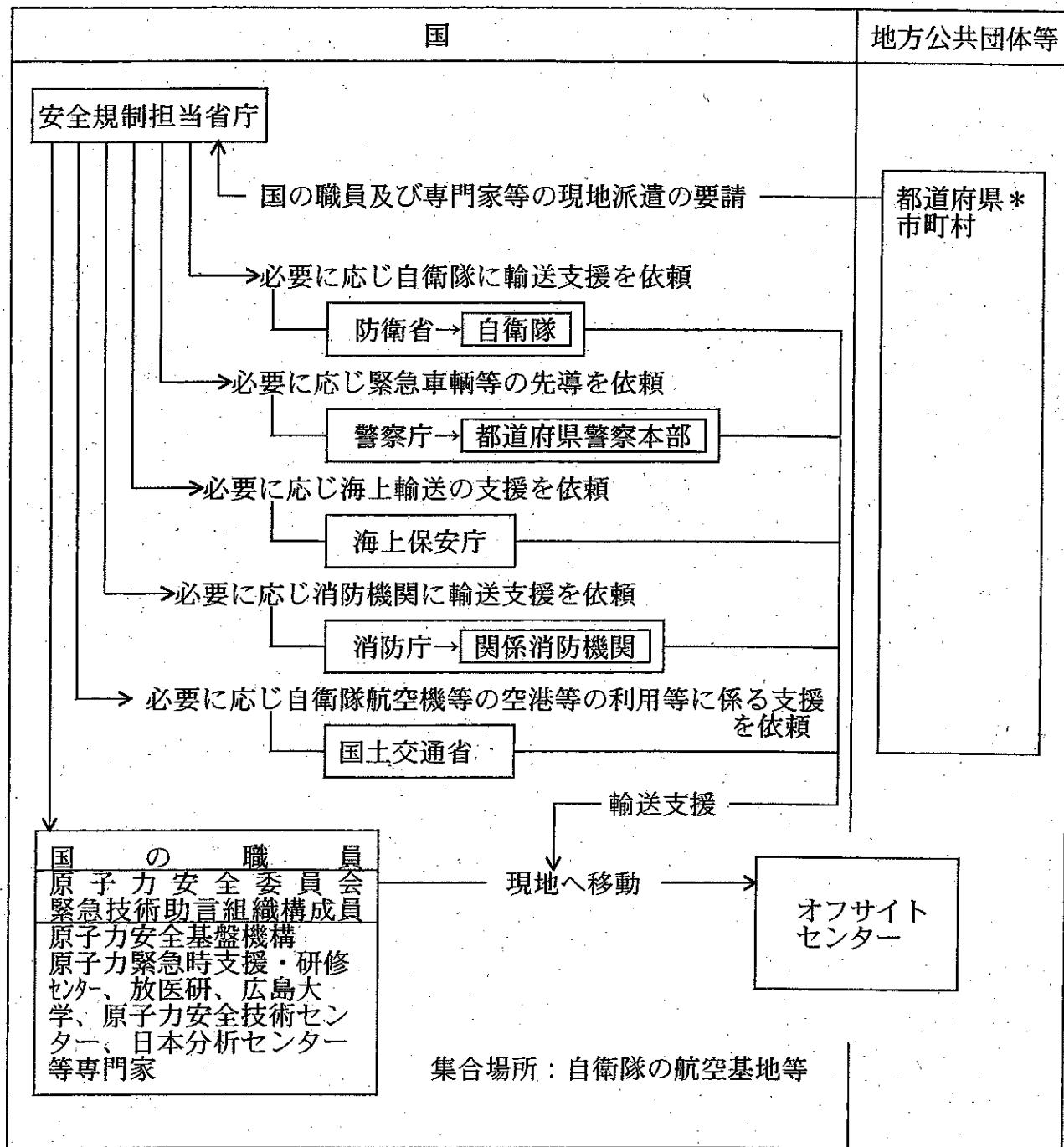


\* ) 原則として、原子力安全委員会には内閣府原子力安全委員会事務局が、専門家組織

には所管省庁が派遣要請を行う。

(別添 2)

### 具体的な移動及び輸送支援のスキーム



\*関係隣接都道府県を含む

## 現地までの移動及び輸送支援

- ・安全規制担当省庁は、関係省庁等に対し、現地事故対策連絡会議等への要員の参集を要請する。
- ・現地事故対策連絡会議等に参集する要員は、安全規制担当省庁に対して、移動の方法を伝え、必要に応じて、輸送支援（要員及び資機材）の必要性の有無を伝える。
- ・安全規制担当省庁は、現地事故対策連絡会議等を開催するにあたり、発生場所、発生時刻を考慮し、速やかに防衛省、警察庁、海上保安庁及び消防庁と、要員等の現地までの移動手段を協議し、防衛省、警察庁、海上保安庁及び消防庁に対し、輸送支援を依頼する。
- ・安全規制担当省庁は、防衛省及び海上保安庁に対して下の様式で人員及び資機材の輸送支援を依頼する。
- ・依頼を書面により行う時間がない場合は、口頭又は電信若しくは電話による。この場合、事後において速やかに書面を提出する。
- ・防衛省は、自衛隊に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、可能であれば安全規制担当省庁にその旨、連絡する。
- ・警察庁は、関係都道府県警察に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、可能であれば安全規制担当省庁にその旨、連絡する。
- ・海上保安庁は、輸送の支援が可能かどうか確認し、可能であれば安全規制担当省庁にその旨連絡する。
- ・消防庁は、関係消防機関に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、可能であれば安全規制担当省庁にその旨、連絡する。
- ・安全規制担当省庁は、輸送支援の準備が整った段階で、各集合地点からオフサイトセンターまでの自衛隊及び警察の支援（自衛隊の輸送支援は、輸送出発点から現地着陸点までの空輸等）により、目的地まで人員及び資機材の輸送を行う。

(様式)

防衛省担当局長（海上保安庁次長） 御中

安全規制担当省庁担当局長

## 人員等の輸送支援依頼について

標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。

## 記

1. 理由  
(例) 第3回現地事故対策連絡会議への参集のため
2. 期日及び経路  
○○年○月○日○時○分 ○○から ○○まで
3. 輸送支援希望
  - (1) 人員  
 ○○ ○○ (所属、氏名 を記載)  
 ○○ ○○ ("")
  - (2) 資機材  
別紙のとおり

## (7) モニタリング及び影響予測情報の共有

### ①モニタリング結果の情報共有

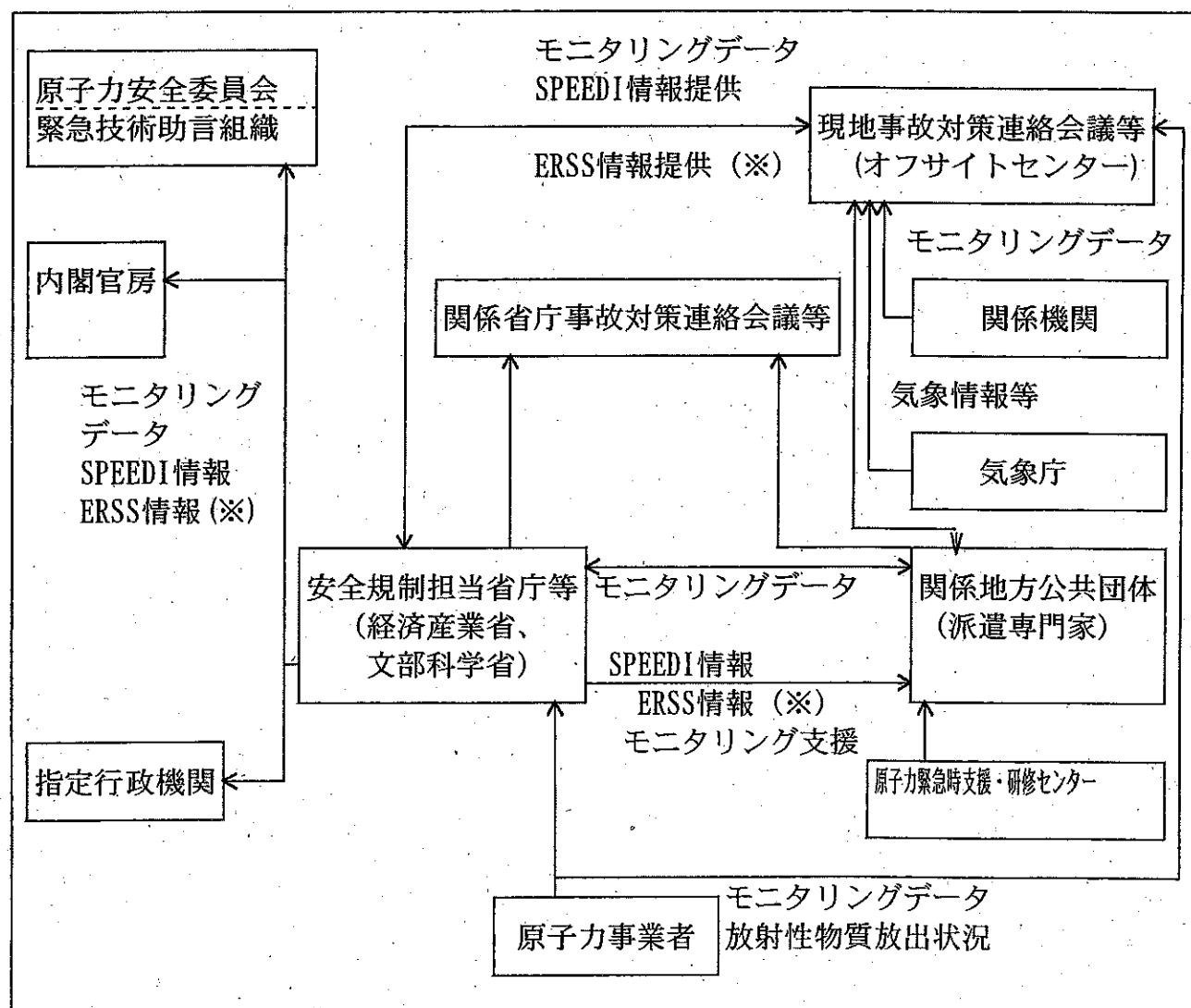
安全規制担当省庁は、地方公共団体等からのモニタリング結果、原子力事業者からの放射性物質の放出状況、事故進展予測、影響予測情報等をとりまとめて、内閣官房、指定行政機関、関係地方公共団体に連絡する。

### ②事故進展予測及び放射能影響予測

実用炉の場合には、経済産業省は原子力安全基盤機構に対し、直ちにE R S S を起動し、原子炉施設の状態等を把握するとともに、原子力事業者からの放出見通し等の情報を踏まえ、その後の状態変化について予測するよう要請する。またその予測結果を文部科学省、原子力安全委員会及び現地事故対策連絡会議に連絡する。

文部科学省は、原災法第10条に基づく通報を受けた場合、原子力安全技術センターに対し、直ちにS P E E D I ネットワークシステムを緊急時モードとして、原子力事業者又は安全規制担当省庁からの放出源情報が得られ次第、放射能影響予測を実施するよう指示する。

その結果を安全規制担当省庁、関係道府県、原子力安全委員会及びオフサイトセンターの端末に転送するとともに、関係省庁の迅速な応急対策の実施のため、予測結果を関係省庁に連絡する。



※実用炉の場合

## (8) 広報活動

関係機関は、広報を行うに当たっては、情報の公表、広報の内容、発表時期及び方法等について、相互に緊密な連絡を取り合う。

①広報については、次のとおり行う。

○安全規制担当省庁（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害対策本部）

　安全規制担当省庁広報責任者は、必要に応じ記者会見を行う。

　また、原子力緊急事態宣言発出後は、内閣官房長官、内閣官房副長官（政務）又は内閣危機管理監（以下、内閣官房長官等という。危機管理担当大臣が置かれている場合は、危機管理担当大臣を含む。）が必要に応じて記者会見を行う（安全規制担当省庁担当局長が同席）。

　安全規制担当省庁広報責任者：文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長／原子力安全・保安院原子力安全広報課長

○オフサイトセンター

　安全規制担当省庁現地広報責任者は、必要に応じ記者会見を行う。なお、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。

　また、原子力緊急事態宣言発出後は、定期的に記者会見を行う。

　オフサイトセンター広報責任者：文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室補佐（防災担当）／原子力安全・保安院原子力安全広報課企画班長

（広報責任者が到着前にあっては、保安検査官事務所長／原子力安全管理事務所長が現地における広報責任者であり、安全規制担当省庁と連携をとりプレス対応を行う。）

　なお、主要な発表は、文部科学省科学技術・学術政策局次長／原子力安全・保安院首席統括安全審査官が行う。

※主要な発表・・・例：屋内退避避難（範囲）の決定及び解除

　飲食物摂取制限の決定及び解除

　緊急事態応急対策を実施する区域の拡張、縮小

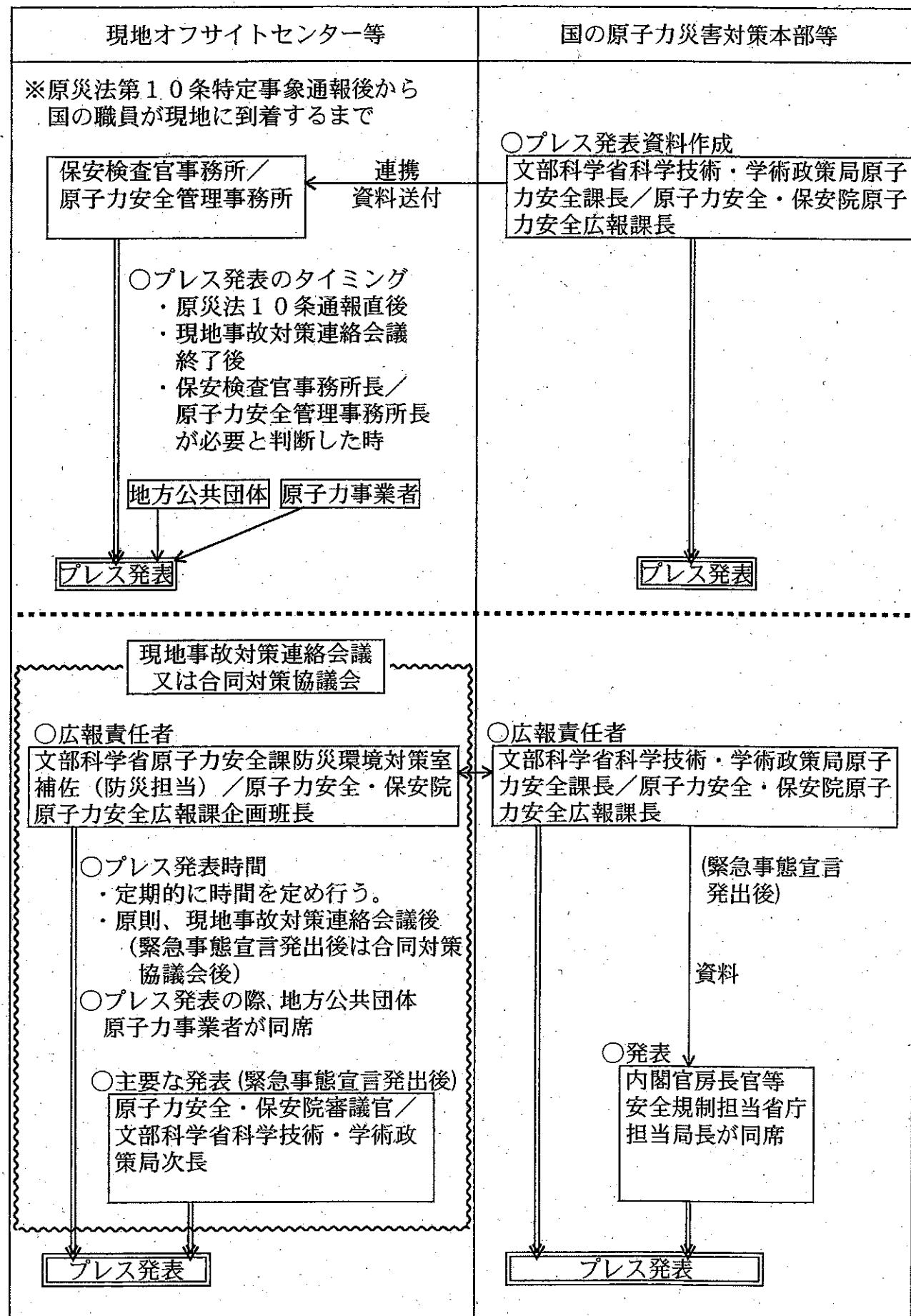
　緊急事態解除宣言 等

※広報責任者・・・プレス発表、記者会見の調整等プレス対応の総括を行う。

②各省庁は、個別に行う広報について、報道機関に対し貼出し等をする場合は、安全規制担当省庁オペレーションルーム、官邸対策室（広報班）、内閣府情報対策室に隨時連絡するものとし、発表内容や状況についても隨時連絡を行う。

③内閣官房においては、関係省庁及びオフサイトセンター等において行われる広報を集約の上、官邸記者クラブへの貼出し、内閣官房長官等の記者会見対応等を行う。また、内閣官房長官等の記者会見等においては、必要に応じ、安全規制担当省庁の代表者の説明及び同席を求める。

④在京大使館等の外国政府等への広報活動については、外務省及び安全規制担当省庁が密に連絡をとり行うものとし、安全規制担当省庁は、とりまとめた広報資料等を外務省へ隨時送付する。また、原子力緊急事態宣言後は、原子力災害対策本部広報班から外務省へプレス発表資料等必要な情報を適宜提供の上、外務省より在京大使館等に情報提供等を行う。



## 2. 緊急事態応急対策及び 原子力災害対策本部の設置

# (1) 原子力緊急事態宣言の発出

## ①状況の報告及び指示案の提出

- (i) 安全規制担当省庁は、原災法第15条に該当する原子力緊急事態であると判断した場合は直ちに書面をもって内閣官房、内閣府及び必要な地方公共団体に対し原子力緊急事態の公示案（参考－3）及び地方公共団体の長への指示案（参考－4）を送付し、必要に応じて、今後の見通し等に関する資料を送付する。
- (ii) 内閣危機管理監、安全規制担当省庁担当局長及び内閣府政策統括官（防災担当）は、これらの案を速やかに協議決定（必要に応じて関係地方公共団体の意見を反映）の上、原則として、安全規制担当大臣が、これらの関係者（内閣府にあっては原則として防災担当大臣）同席のもとに内閣総理大臣に報告し、決定をあおぐ。

## ②原子力緊急事態宣言の発出及び地方公共団体への指示の手続き

〔本項における決裁手続き等を得る時間的猶予がない場合には、必要最小限の者の口頭了解を得て、手続きは事後に行うこととする。〕

内閣府は、速やかに①(i)で送付を受けた原子力緊急事態に係る公示案及び地方公共団体への指示案について、内閣総理大臣の決裁を受け、原子力緊急事態に係る公示の手続きをとる。

## ③原子力緊急事態宣言の発出及び地方公共団体への指示

- (i) 以上を受け、内閣総理大臣は、記者会見を通じ原子力緊急事態宣言を公表する。  
(参考－5)
- (ii) 安全規制担当省庁は、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び緊急事態応急対策を実施すべき市町村の所在する道府県知事に対し、①(i)の指示を連絡する。

## (2) 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置

### ①設置手続

- (i) 内閣府は、速やかに原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部設置のための閣議請議（連絡先：内閣総務官室）の手続（時間的猶予がない場合は口頭で行い、手続は事後に行う。）を行う。（参考－7、参考－8）
- (ii) 安全規制担当省庁は、原災法第15条に該当する緊急事態であると判断した場合には、直ちに、内閣官房（連絡先：内閣総務官室）に対し、電話等の手段によりその旨及び原子力災害対策本部設置等のための迅速な閣議手続きが必要になる旨を通知し、内閣官房（内閣総務官室）は速やかに閣議を開催できるよう所要の手続を行う。
- (iii) 閣議決定については、緊急を要するため、迅速な持ち回り閣議ができるよう夜間・休日の対応を含め、あらかじめ各省庁の体制を整えておく。なお、時間的猶予がない場合は各閣僚の口頭了解を得て、手続は事後に行う。
- (iv) 内閣府は、閣議の手續と併行して原災法第16条第2項及び同法第17条第9項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に係る告示ができるよう所要の手続を行う。（参考－9）
- (v) 内閣府は、本部設置後速やかにその旨を総務省に書面により報告するものとする。また、内閣府は、あらかじめ本部設置に係る報告書の予定稿を作成し、総務省に届けておくものとする。（参考－6）

### ②組織体制

- (以下の(i), (ii)の任命、指名は直ちに行い、手続は事後に行うこととする。)
- (i) 2.(1)(2)と併せて、内閣府は、原災法第17条第6項及び第7項に基づく原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部職員の内閣總理大臣による任命のための上申手続を行い、安全規制担当省庁は、同法第17条第13項に基づく原子力災害現地対策本部長、原子力災害現地対策本部員その他の職員の原子力災害対策本部長による指名手続きのための上申手続を行う。（参考－10、参考－11）
- (ii) 安全規制担当省庁は、関係省庁と協議のうえ、本部員及び本部職員の名簿をあらかじめ作成し、内閣府に送付しておくものとし、内閣府は当該名簿に基づき任命のための上申手続を行う。また、安全規制担当省庁は、現地対策本部員その他の職員の名簿を作成し、当該名簿に基づき任命のための上申手続を行う。
- (iii) 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の組織体制を、別添4及び別添5に、また、関係機関の役割分担を別添6に示す。原子力災害対策本部の事務は、内閣官房、内閣府及び消防庁の協力を得て、安全規制担当省庁が行う。

### ③機能グループの役割

原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部に機能別のグループを置く。機能別グループの班とその業務内容は参考－12に示すとおりとする。原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の機能別グループは密接に連携して対応する。

### ④その他

官邸対策室は、その業務を当分の間継続し、重大事件が原子力災害と同時期に発生し内閣の総合調整が必要とされる場合、又は内閣として総合調整を行うべき特段の事情が生じ内閣總理大臣から特に指示があった場合には、同本部との協議を踏まえ、関係閣僚会議の開催について内閣官房長官及び危機管理担当大臣に対し意見具申等を行う。

## ⑤原子力災害対策本部長の権限及びその行使の考え方

原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の権限及びその行使の考え方は、以下のとおり。

次の事項は、口頭で行うものとする。

- (i) 指定行政機関の長から権限の全部又は一部を委任された職員の緊急事態応急対策実施区域における権限の行使についての調整
- (ii) 主務大臣に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項の規定による必要な命令の実施のための指示
- (iii) 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに原災法第19条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対する必要な指示
- (iv) 原子力安全委員会に対する、緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項についての必要な助言の要求

次の事項は、それぞれの手続きを経て行うものとする。

- (v) 自衛隊の支援を要請する必要があると認められる場合における防衛大臣に対する、自衛隊法第8条に規定する部隊等の派遣の要請

〔要請を書面により行う時間的猶予がない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合、事後において速やかに書面を提出する。〕

原子力災害対策本部長が、防衛大臣に対する部隊等の派遣の要請を行う旨を決定した場合、安全規制担当省庁は、以下のアからエの各事項を明らかにした書面（参考-1-3）により、要請を行う。なお、各事項ごとに最低限明らかにすべき具体的な事項は、以下の記載のとおりとする。

- ア 原子力災害の状況及び派遣を要請する事由
  - ・当該災害に係る原災法第20条第4項に基づく原子力災害派遣の要請である旨
  - ・今後の見通し等に関する事項
- イ 派遣を希望する期間
  - ・派遣を希望する期間の始期
  - ・派遣を希望する期間の終期

ただし、派遣期間に関するめどが立たない場合は、「当面の間」とすることも可。
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - ・原子力緊急事態宣言記載の「緊急事態応急対策を実施すべき区域」
  - ・以下の項目のうちから選択（複数可）
    - モニタリング支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の捜索救助、
    - 消防活動、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去、その他（具体的な内容を記載）
- エ その他参考となるべき事項
  - ・派遣要請に係る調整窓口（担当課、担当官（電話及びファクシミリ番号））

(vi) 原子力緊急事態宣言において公示された第15条第2項第1号（緊急事態応急対策実施区域）及び第3号（緊急事態応急対策実施区域内の居住者等に対し周知させるべき事項）に掲げる事項についての変更

原子力災害対策本部長は、口頭にて原子力安全委員会の意見を聴いて、公示案（参考-14）について原子力災害対策本部にて決定する。

(vii) 権限の全部又は一部の原子力災害対策副本部長への委任

→原則として委任しないものとする。

(viii) 権限の一部の原子力災害現地対策本部長への委任

安全規制担当省庁は、参考-15により、原子力災害対策本部長の決裁を受け、原子力災害対策本部長の権限を原子力災害現地対策本部長に委任し、その旨を参考-16により告示する。

## 原子力災害対策本部の組織体制(実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合)

## 原子力災害対策本部(設置場所:官邸)

本部長:内閣総理大臣

副本部長:経済産業大臣

本部員:文部科学大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、科学技術政策担当大臣、防災担当大臣、その他内閣総理大臣が任命する國務大臣、内閣危機管理監、副大臣又は國務大臣以外の指定行政機關の長のうちから内閣総理大臣が任命する者

事務局長:原子力安全・保安院長  
事務局次長:原子力安全・保安院次長  
内閣官房危機管理審議官  
内閣府大臣官房審議官(防災担当)  
消防庁審議官

本部事務局

設置場所:経済産業省

緊急時対応センター

関係各省庁

原子力安全  
・保安院

情報連絡

| 事務局員(※1)<br>(本部事務局に常駐)<br>(◎:責任者、○:班員) | 総括班 | 放射線班 | プラント班 | 医療班 | 住民安全班 | 広報班 |
|----------------------------------------|-----|------|-------|-----|-------|-----|
| 原子力安全・保安院企画調整課長                        | ◎   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院企画調整課政策企画官                    | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院企画調整課担当補佐                     | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院企画調整課担当係長                     | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課長                       | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課担当補佐                    | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課担当係長                    | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課火災対策室長                  | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力規制原課担当補佐                   | ○   |      |       |     |       |     |
| 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課担当補佐                | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力技術基盤課担当補佐                  |     |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課事故対策室長                  |     | ○    |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課事故担当補佐                  |     | ○    |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課事故担当係長                  |     | ○    |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力審査課長                       |     | ○    |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力審査課耐震室長                    |     | ○    |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力規制原課担当                     |     | ○    |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院技術基盤課長                        |     |      | ○     |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力規制原課担当                     |     |      | ○     |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力安全広報課長                     |     |      | ○     |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力安全広報課担当                    |     |      | ○     |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力安全広報課担当                    |     |      | ○     |     |       |     |
| 文部科学省科学技術・学術政策局原子力規制室安全調査調整官           |     | ○    |       |     |       |     |
| 文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室補佐(環境担当)         |     | ○    |       |     |       |     |
| 文部科学省研究振興局研究振興戦略官付課長補佐                 |     | ○    |       |     |       |     |
| 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室担当者          |     |      | ○     |     |       |     |
| 文部科学省高等教育局医学教育課担当者                     |     |      | ○     |     |       |     |
| 内閣官房内閣事務官                              | ○   |      |       |     |       |     |
| 内閣官房内閣事務官                              | ○   |      |       |     |       |     |
| 内閣官房内閣情報調査室内閣情報集約センター担当官               | ○   |      |       |     |       |     |
| 内閣府政策統括官付参事官(灾害応急対策担当)付参事官補佐           | ○   |      |       |     |       |     |
| 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課担当補佐             |     |      | ○     |     |       |     |
| 内閣府原子力安全委員会事務局担当補佐                     |     | ○    |       |     |       |     |
| 警察庁警備局警備課担当補佐                          |     |      | ○     |     |       |     |
| 総務省大臣官房総務課担当補佐                         |     |      | ○     |     |       |     |
| 消防庁特殊災害室担当補佐                           | ○   |      | ○     |     |       |     |
| 外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室担当補佐        |     |      | ○     |     |       |     |
| 財務省大臣官房総合政策課政策推進室課長補佐                  |     |      | ○     |     |       |     |
| 厚生労働省大臣官房厚生科学課担当補佐                     |     |      | ○     |     |       |     |
| 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課担当専門官              |     |      | ○     |     |       |     |
| 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課課長補佐                |     |      | ○     |     |       |     |
| 国土交通省大臣官房参事官(運輸安全防災)付安全防災対策官           |     |      | ○     |     |       |     |
| 国土交通省河川局防災課災害対策室担当補佐                   |     |      | ○     |     |       |     |
| 気象庁総務部企画課担当係長                          |     |      | ○     |     |       |     |
| 海上保安庁警備救難部環境防災課等門官                     |     |      | ○     |     |       |     |
| 環境省水・大気環境局大気環境課担当補佐                    |     | ○    |       |     |       |     |
| 防衛省運用企画部企画課担当部員                        |     | ○    |       |     |       |     |

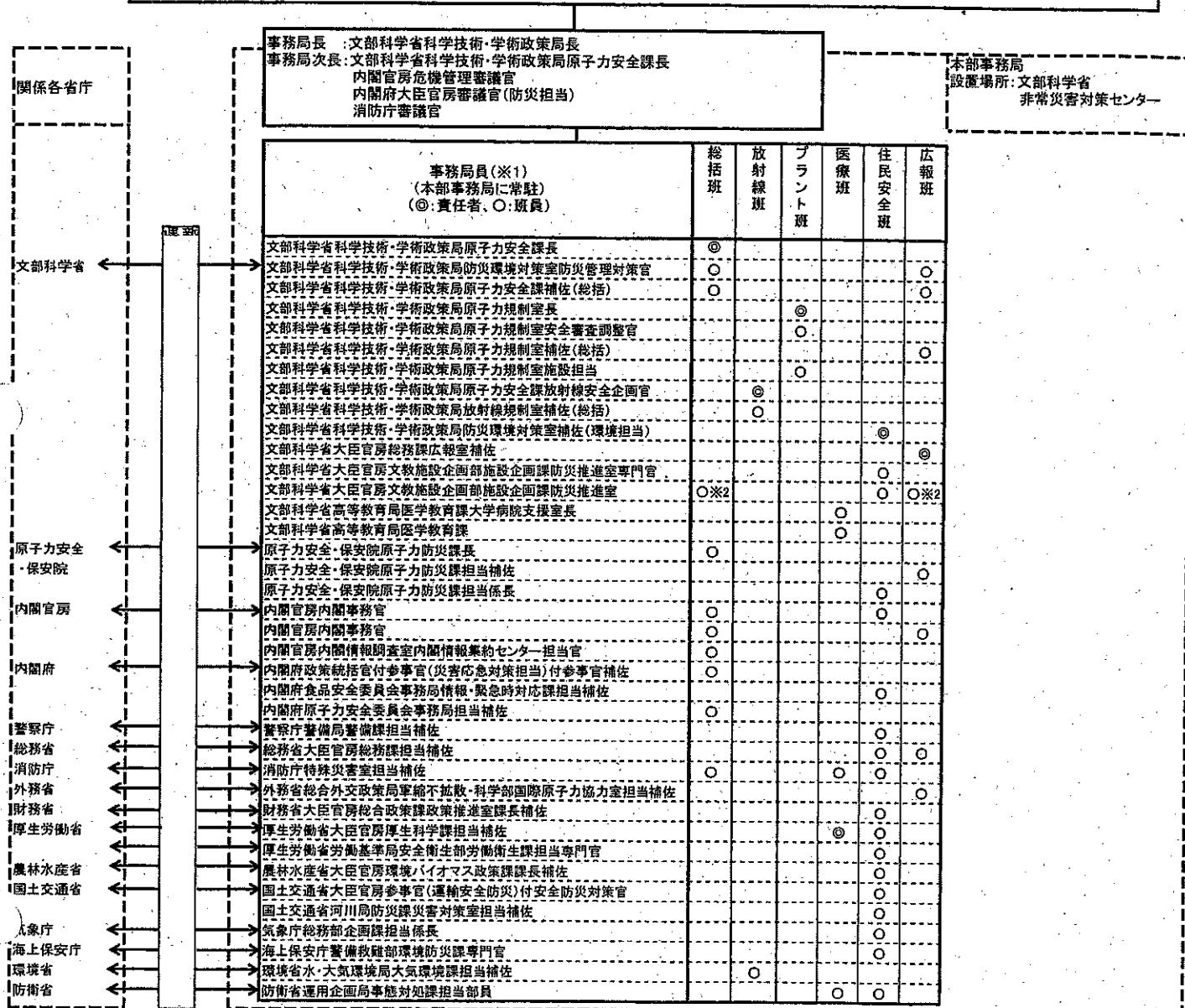
※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。  
さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

※2 併任者とする。

## 原子力災害対策本部の組織体制(その他の場合)

## 原子力災害対策本部(設置場所:官邸)

本部長:内閣総理大臣  
 副本部長:文部科学大臣  
 本部員:経済産業大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、科学技術政策担当大臣、防災担当大臣、その他内閣総理大臣が任命する国務大臣、内閣危機管理監、副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者



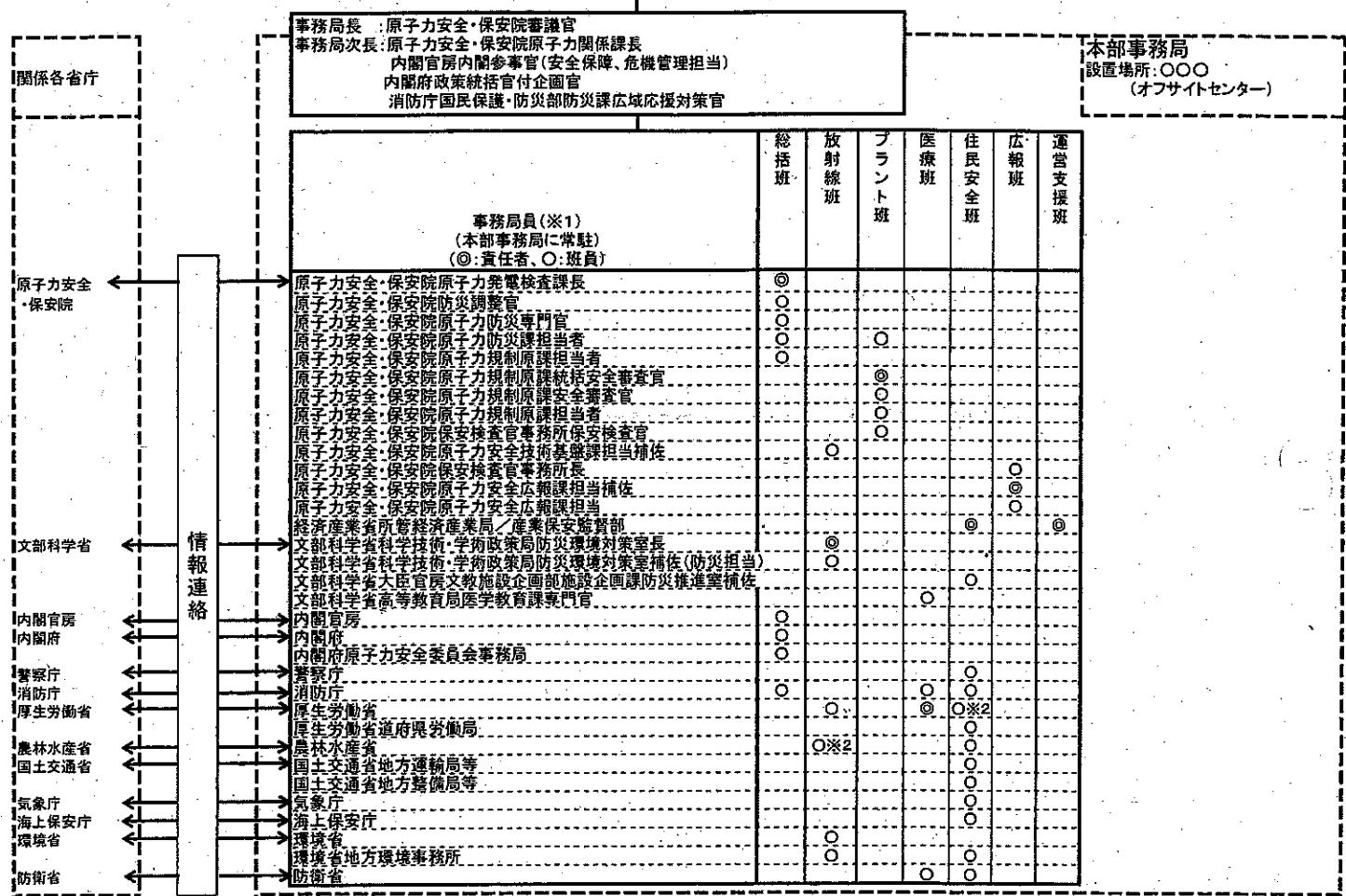
※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。  
 さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

※2 併任者とする。

## 原子力災害現地対策本部の組織体制(実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合)

## 原子力災害現地対策本部(設置場所:○○○(オフサイトセンター))

本部長:経済産業副大臣  
 副本部長:原子力安全・保安院審議官  
 本部員:原子力安全・保安院原子力発電検査課長、原子力安全・保安院原子力規制原課統括安全審査官、原子力防災課防災環境管理官、原子力安全・保安院原子力安全広報課担当補佐、保安検査官事務所長、原子力防災専門官、文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室長、内閣官房、内閣府、内閣府原子力安全委員会事務局、警察庁、消防庁、厚生労働省、農林水産省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省。



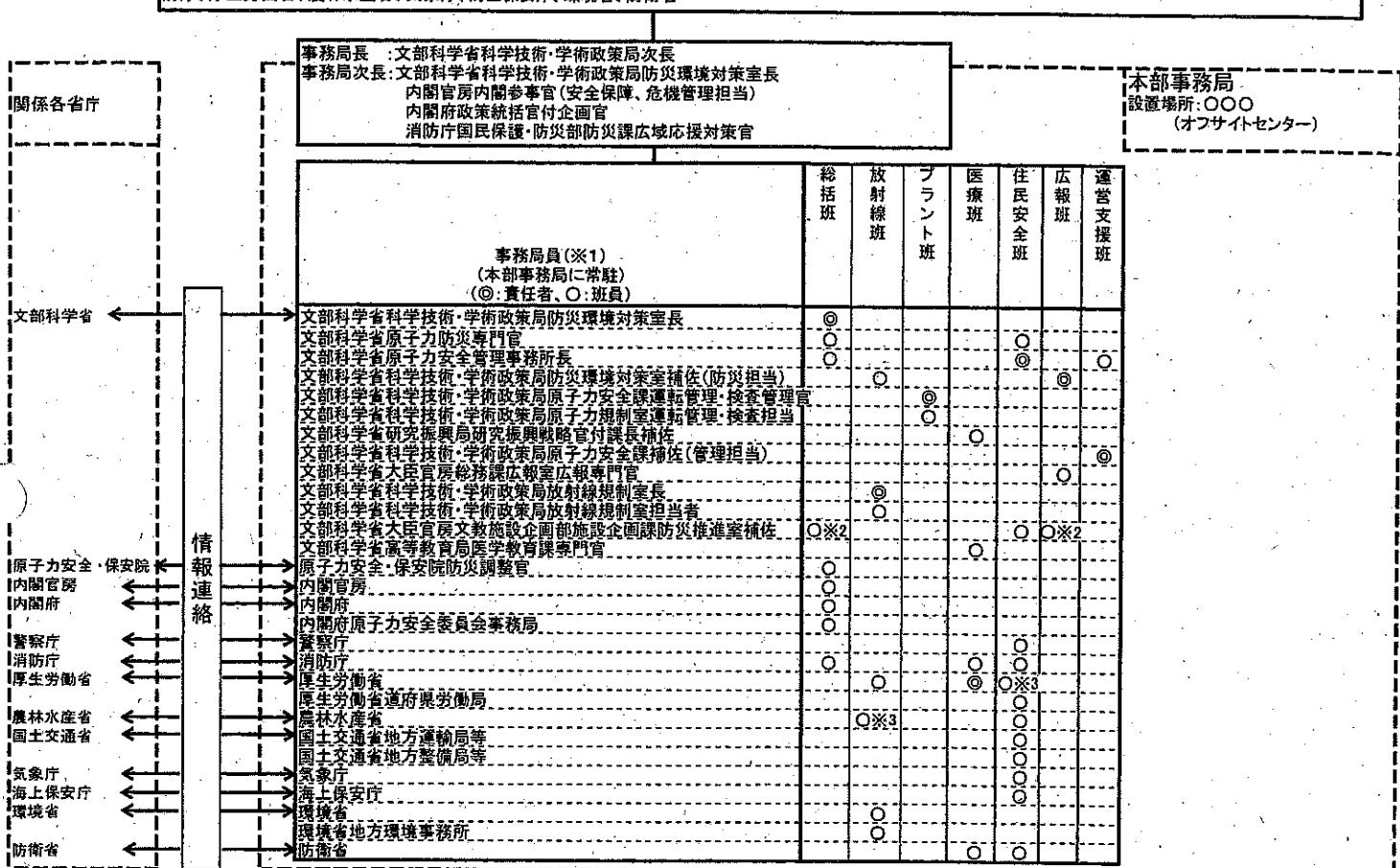
※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。  
 さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

※2 兼任者とする。

## 原子力災害現地対策本部の組織体制(その他の場合)

原子力災害現地対策本部(設置場所:○○○(オフサイトセンター))

本部長：文部科学大臣  
副本部長：文部科学省科学技術・学術政策局次長  
本部員：文部科学省大臣官房総務課広報専門官、文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室長、文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室補佐（防災担当）、原子力防災専門官、原子安全管理事務所長、原子力安全・保安院防災調整官、内閣官房、内閣府、内閣府原子力安全委員会事務局、警察庁、消防庁、厚生労働省、農林水産省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省



※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

## ※2 併任者とする。

# 緊急事態対策の実施内容と本部における関係各機関の役割分担

○: 主担当組織 □: 担当組織からの要請による支援組織、あるいは連絡による待機組織

| 対応項目             | 原子力事業者 | 地方公共団体 | 官邸 | 内閣府 | 原子力安全委員会 | 警察庁 | 総務省 | 消防庁 | 外務省 | 財務省 | 文部省 | 厚生省 | 農林省 | 経済産業省 | 国土交通省 | 気象庁 | 保安庁 | 海上保安庁 | 環境省   | 防衛省 | 公機関              | 備考 |
|------------------|--------|--------|----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-----|------------------|----|
| 法第10条に基づく通報      | ○      | △      |    |     |          |     |     |     |     |     | △   |     |     |       |       | △   |     |       |       |     | 防災計画に基づき、本部からも情報 |    |
| 法第15条の判断         | △      | △      | ○  | ○   | △        | △   | △   | △   | △   | △   | ○   | △   | △   | ○     | △     | △   | △   | △     | △     | △   | △                |    |
| 連絡機関への連絡         |        |        |    |     |          |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |     |     |       |       |     |                  |    |
| 放射能放出源の確認        | ○      | △      |    |     |          |     |     |     |     |     |     | △   |     |       |       | △   |     |       |       |     |                  |    |
| 環境汚染源モニタ         | ○      | ○      |    |     |          |     |     |     |     |     | ○   |     |     |       |       |     |     |       | (遠隔地) |     |                  |    |
| 環境汚染対策要員と機材の確保   |        | ○      |    |     |          |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |     |     |       |       |     |                  |    |
| 空き地支援のモニタリ       |        | ○      |    |     |          |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |     |     |       |       |     |                  |    |
| 緊急時支援システムの作動     |        |        |    |     |          |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |     |     |       |       |     |                  |    |
| 放射能拡散状況の把握       | △      | △      | △  | △   |          |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       | ○   | ○   | ○     | ○     | ○   | ○                |    |
| 事業者の心懃対策の実施、情報連絡 | ○      | △      | △  | △   |          |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       | △   | △   | △     | △     | △   | △                | △  |
| 専門家の派遣           |        | ○      | △  | ○   | ○        | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○     | ○     | ○   | ○   | ○     | ○     | ○   | ○                |    |
| 自衛隊派遣要請          |        |        | ○  |     |          |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |     |     |       |       | △   |                  |    |
| 自衛隊派遣            |        |        |    |     |          |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |     |     |       |       | ○   |                  |    |

緊急事態応急対策の実施内容と本部における機関各係の役割分担

□担当組織  
○主担当組織  
○担当組織

| 対応項目       | 関連組織 | 原子力事業者 | 地方公団体 | 官邸 | 内閣府 | 原子力委員会 | 警察庁   | 総務省 | 消防庁 | 外務省 | 財務省 | 文部科学省 | 農林水産省 | 経済産業省 | 国土交通省 | 気象庁 | 海上保安庁   | 環境省     | 防衛省 | 公機共闘    | 備考 |  |
|------------|------|--------|-------|----|-----|--------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|---------|---------|-----|---------|----|--|
|            |      |        |       |    |     |        |       |     |     |     |     |       |       |       |       |     |         |         |     |         |    |  |
| 屋内退避・避難の指揮 | △    |        |       |    |     |        | □(助言) |     |     |     |     |       |       |       |       |     |         |         |     |         |    |  |
| 避難誘導等      | ○    |        |       |    |     |        | ○(助言) |     |     |     |     |       |       |       |       |     |         | ○(輸送支援) |     |         |    |  |
| 避難場所の確保    | ○    |        |       |    |     |        | ○(助言) |     |     |     |     |       |       |       |       |     |         | ○(輸送支援) |     |         |    |  |
| 社会秩序の維持    | ○    |        |       |    |     |        | ○(助言) |     |     |     |     |       |       |       |       |     |         | ○(輸送支援) |     |         |    |  |
| 救助・救急      | ○    | ○      |       |    |     |        | ○(助言) |     |     |     |     |       |       |       |       |     |         | ○(輸送支援) |     |         | ○  |  |
| 医療         |      | ○      |       |    |     |        | ○(助言) |     |     |     |     |       |       |       |       |     |         | ○(輸送支援) |     |         |    |  |
| 安定ヨウ素剤の投与  | ○    |        |       |    |     |        | ○(助言) |     |     |     |     |       |       |       |       |     |         | ○(輸送支援) |     |         |    |  |
| 消防         | ○    | ○      |       |    |     |        | ○(助言) |     |     |     |     |       |       |       |       |     | ○(輸送支援) |         |     | ○       |    |  |
| 飲食物採取制限等   | ○    |        |       |    |     |        | ○(助言) |     |     |     |     |       |       |       |       |     | ○(輸送支援) |         |     |         |    |  |
| 公衆への情報提供   | ○    | ○      | ○     |    |     |        | ○(助言) |     |     |     |     |       |       |       |       |     | ○(輸送支援) |         |     | ○(輸送支援) |    |  |

### (3) 原子力災害対策本部会議等の開催

原子力災害対策本部長は、緊急事態応急対策を実施するため原子力災害対策本部会議を開催する。

また、内閣危機管理監は、政府としての対応について調整するため、必要に応じ関係局長等会議を開催し、必要な総合調整を行う。

#### ①原子力災害対策本部会議の開催

##### ○開催場所

官邸とする。

##### ○構成員

本部長 内閣総理大臣

副本部長 文部科学大臣／経済産業大臣※1

本部員 総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、科学技術政策担当大臣、防災担当大臣、食品安全担当大臣、その他内閣総理大臣が任命する国務大臣、内閣危機管理監、副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者

※1 安全規制担当省庁となる場合に副本部長となり、その他の場合は本部員とする。

##### ○事務

安全規制担当省庁が行う。

#### ②関係局長等会議の開催

##### ○開催場所

官邸とする。

##### ○構成員は、以下を基準とする。

議長 内閣危機管理監

副議長 文部科学省科学技術・学術政策局長／原子力安全・保安院長※2

構成員 内閣官房副長官補（安全保障、危機管理担当）、内閣情報官、内閣広報官、内閣府政策統括官（防災担当）、内閣府食品安全委員会事務局長、内閣府原子力安全委員会事務局長、警察庁警備局長、総務省大臣官房長、消防庁次長、外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長、財務省大臣官房審議官、厚生労働省大臣官房技術総括審議官、農林水産省大臣官房技術総括審議官、経済産業省大臣官房長、国土交通省大臣官房運輸安全政策審議官、気象庁次長、海上保安庁警備救難監、環境省水・大気環境局長、防衛省運用企画局長

その他災害の具体的状況等から議長が必要と認める者

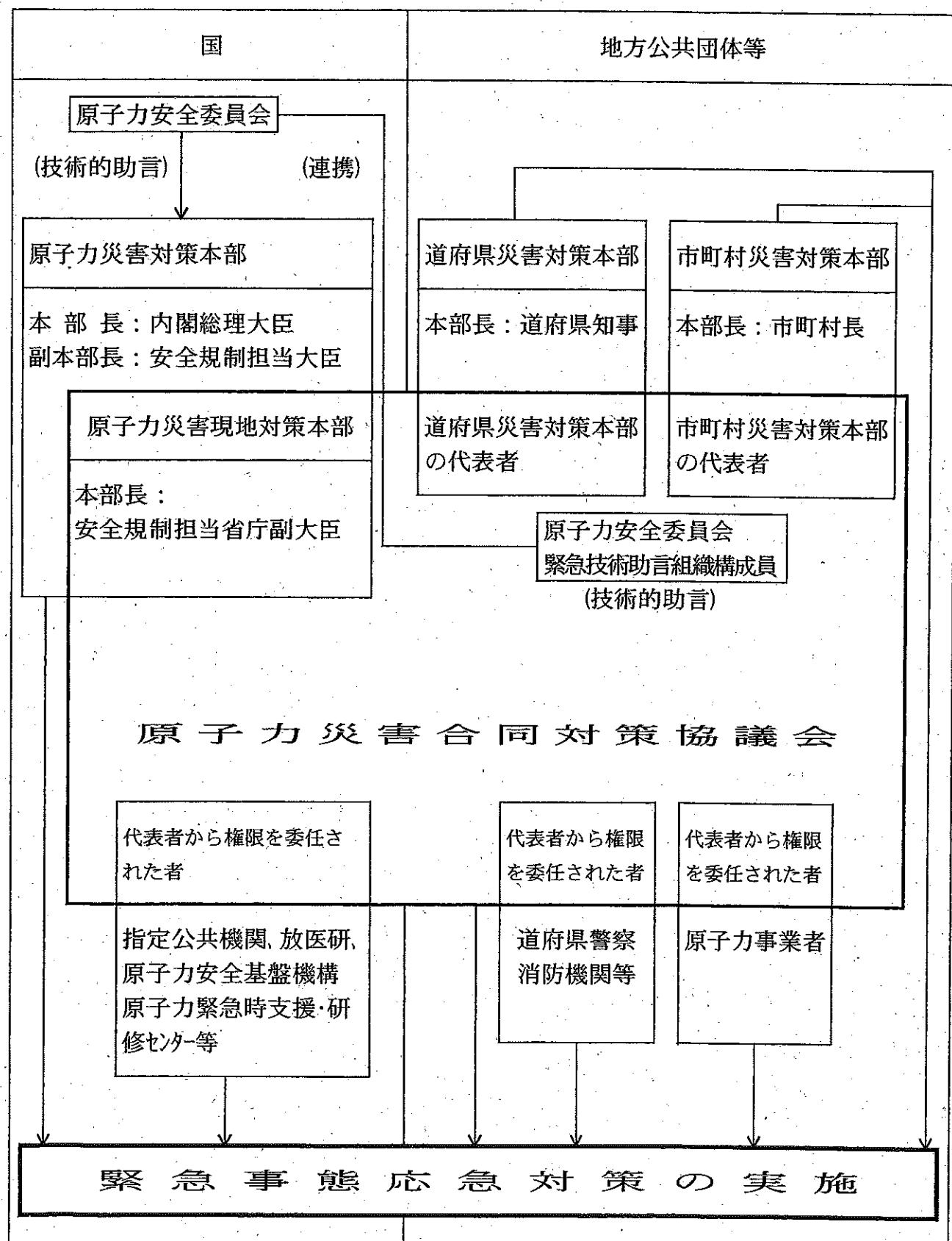
※2 安全規制担当省庁となる場合に副議長となり、その他の場合は構成員とする。

##### ○事務

官邸対策室が行う。

## (4) 原子力災害合同対策協議会の開催

### ①全体像



## ②組織の役割

### 原子力災害合同対策協議会

#### 緊急事態対応方針決定会議：最重要事項の調整 (議事他は非公開)

- ・住民避難、事故収束のための措置等重要事項の調整
- ・緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について国の対策本部への提言

#### 対応方針の提示

#### 全体会議：関係者の情報共有、相互協力のための調整 (議事をオフサイトセンター内の関係者に公開)

- ・オフサイトセンター内の情報共有
- ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認
- ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- ・緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡
- ・各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告、確認
- ・プレス発表内容の確認

#### 機能グループ

##### 広報班

- 原子力災害合同対策協議会での決定事項の発表
- ・報道機関への対応
  - ・住民への広報
  - ・住民からの問い合わせ等への対応

##### 総括班

- オフサイトセンターにおける情報管理
- ・全体統括
  - ・屋内退避／避難勧告案作成
  - ・協議会運営
  - ・班間連絡・調整
  - ・国本部、県・市町村本部等との連絡・調整

##### 医療班

- 被災者の医療活動の調整
- ・被害状況の把握
  - ・安定ヨウ素剤予防服用指示の検討
  - ・被ばくを受けた者の救急搬送の検討

##### 放射線班

- 放射線影響評価・予測
- ・被ばく線量の予測
  - ・屋内退避／避難勧告の検討
  - ・飲食物摂取制限勧告の検討
  - ・緊急時モニタリングに関する指示
  - ・緊急時モニタリングデータのとりまとめ

##### プラント班

- 事故状況の把握および進展予測
- ・プラント情報収集
  - ・事故の進展予測

##### 住民安全班

- 被災者の救助活動および社会秩序の維持
- ・屋内退避／避難の調整
  - ・救助／救急活動の調整
  - ・交通規制等の調整
  - ・緊急輸送の調整
  - ・飲食物摂取制限の調整
  - ・物資調達、供給活動の調整

##### 運営支援班

- オフサイトセンターの管理
- ・対策拠点施設参集者の食料等の調達
  - ・対策拠点施設内の環境整備
  - ・対策拠点施設の出入管理

#### 緊急事態応急対策拠点施設内

## 原子力災害合同対策協議会の組織体制(実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合)

原子力災害合同対策協議会

| 緊急事態対応方針決定会議=最重要事項の調整     |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| 構成員：原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣） | 原子力安全委員                  |
| 原子力安全・保安院審議官              | 関係道府県及び関係市町村の（現地）災害対策本部長 |
| 内閣官房内閣参考官（安全保障、危機管理担当）    | 原子力事業者（取締役本部長クラス）        |
| 内閣府政策統括官付企画官              | その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者  |
| 消防庁広域応援対策官                |                          |

### 全体会議三関係者の情報共有

|                         |                                  |
|-------------------------|----------------------------------|
| 構成員：原子力災害現地対策本部長        | 原子力安全委員会委員                       |
| 原子力安全・保安院審議官            | 緊急事態応急対策調査委員                     |
| 文部科学省防災環境対策室長           | 関係道府県及び関係市町村(現地)災害対策本部長          |
| 文部科学省教施設企画課施設企画課防災推進室補佐 | 都道府県警察部長レベル                      |
| 内閣官房内閣参考官(安全保障、危機管理担当)  | 原子力防災専門官(担当)                     |
| 内閣府政策統括官付企画官            | 保安検査官事務所所長                       |
| 内閣府原子力安全委員会事務局          | 放射線医学総合研究所                       |
| 警察庁                     | 原子力緊急時支援・研修センター                  |
| 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策    | 指定公共機関関係者                        |
| 厚生労働省                   | 原子力事業者(取締役本部長クラス)                |
| 農林水産省                   | 総括班責任者(保安院原子力関係課長)               |
| 国土交通省地方運輸局等             | 放射線班責任者(文部科学省防災環境対策室長)           |
| 国土交通省地方整備局等             | プラント班責任者(保安院総括電気工作物検査官又は上席安全審査官) |
| 気象庁                     | 医療班責任者、住民安全班責任者(関係道府県担当部長クラス)    |
| 海上保安庁                   | 広報班責任者(保安院原子力防災課防災環境管理官)         |
| 環境省                     | 運営支援班(経済産業省所管経済産業局)              |
| 防衛省                     | その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者          |

#### 機能グループ(全体会議の構成員を一部含む)(※1)

(◎:責任者 ○:副責任者 △:班員 □:助言者)

※1 上記機能グループ各班の班員は、これを基本とする。

※2 参考一2の派遣専門家リストのうち、国が要請した者がそれぞれの班において技術的に支援

※3 併任者とする。

※4 西日本地域の三次被ばく医療機関として対象とする地域で発生した場合に限る。

## 原子力災害合同対策協議会の組織体制(その他の場合)

原子力災害合同対策協議会

| 緊急事態対応方針決定会議=最重要事項の調整     |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| 構成員：原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣） | 原子力安全委員                  |
| 文部科学省科学技術・学術政策局次長         | 関係道府県及び関係市町村の（現地）災害対策本部長 |
| 内閣官房内閣審査官（安全保障、危機管理担当）    | 原子力事業者（取締役副本部長クラス）       |
| 内閣府政策統括官付企画官              | その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者  |
| 消防庁地域応援対策官                |                          |

## 全体会議＝関係者の情報共有

|                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構成員：原子力災害現地対策本部長<br>文部科学省科学技術・学術政策局次長<br>文部科学省防災環境対策室長<br>文部科学省文教施設企画課施設企画課防災推進室補佐＊<br>内閣官房内閣参与官(安全保障、危機管理担当)<br>内閣府政策統括官付企画官<br>内閣府原子力安全委員会事務局<br>警察庁<br>消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策<br>厚生労働省<br>農林水産省<br>国土交通省地方運輸局等<br>国土交通省地方整備局等<br>気象庁<br>海上保安庁<br>環境省<br>防衛省 | 原子力安全委員会委員<br>緊急事態応急対策調査委員<br>関係道府県及び関係市町村(現地)災害対策本部長<br>(都道府県警察部長レベル)<br>原子力防災専門官(担当)<br>原子力安全管理事務所長<br>放射線医学総合研究所<br>原子力緊急時支援・研修センター<br>指定公共機関関係者<br>原子力事業者(取締役本部長クラス)<br>総括班責任者(文部科学省防災環境対策室長)<br>放射線班責任者(文部科学省放射線規制室長)<br>プラント班責任者(文部科学省原子力安全課運転管理・検査管理官)<br>医療班責任者・住民安全班責任者(関係道府県担当部長クラス)<br>広報班責任者(文部科学省防災環境対策室補佐(防災担当))<br>運営支援班(文部科学省原子力安全課補佐(管理担当))<br>その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

機能グループ(全体会議の構成員を一部含む)(※1)

機能グループ(全体会議の構成員を一部含む)(※  
◎:責任者 □:副責任者 △:班員 □:助言者)

※1 上記機能グループ各班の班員は、これを基本とする。

※2 参考-2の派遣専門家リストのうち、国が要請した者がそれぞれの班において技術的に支援

### ※3 併任者とする

※3 借住者とする。  
※4 西日本地域の三次被ばく医療機関として対象とする地

#### ※4 西日本地域の三次元

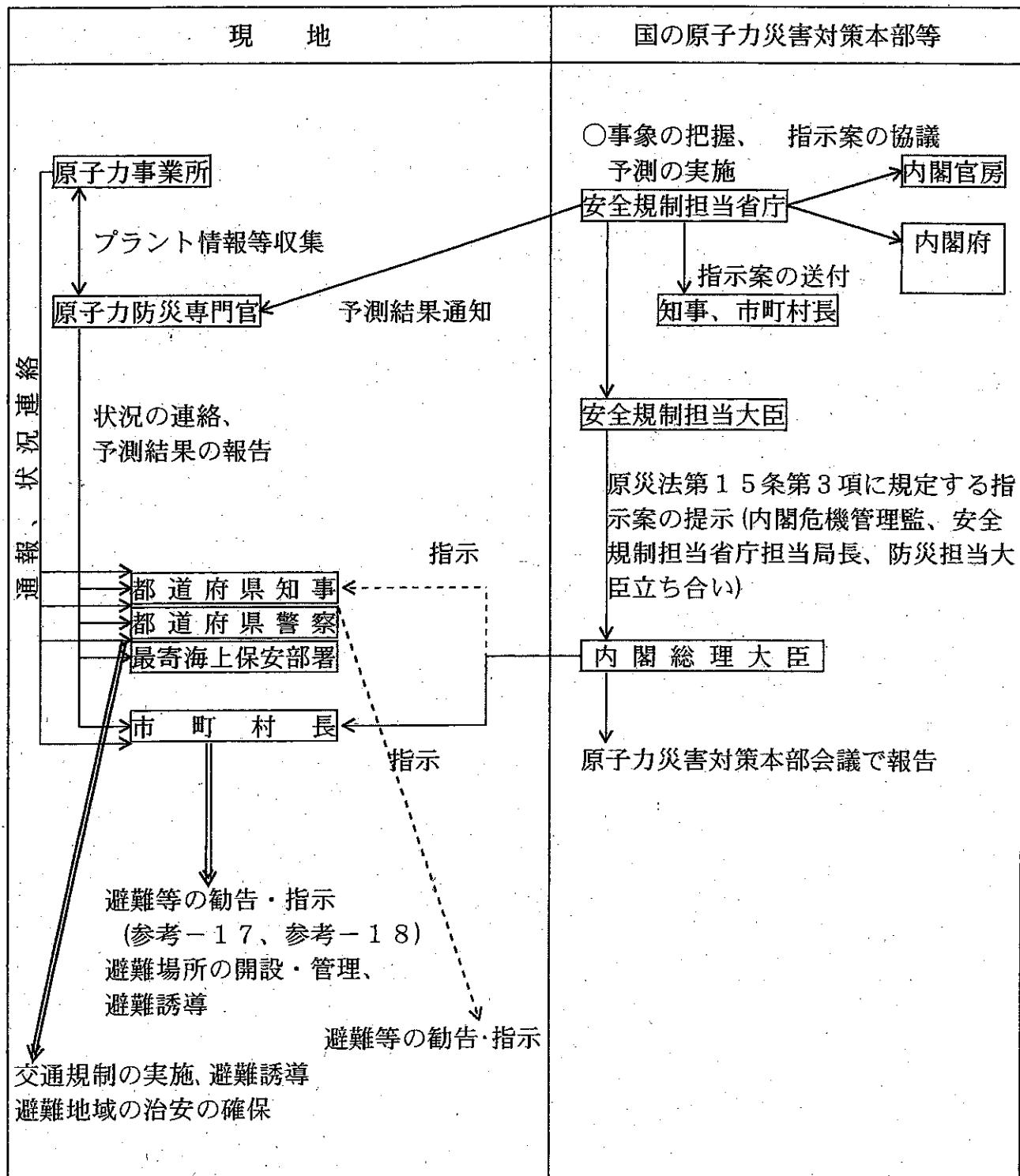
## (5) 緊急事態応急対策の実施

緊急事態応急対策に係る重要事項の調整手続きは、以下のとおり。

- 緊急事態応急対策に係る重要事項の対応方針については、原子力災害合同対策協議会における緊急事態対応方針決定会議において協議決定する。
- 原子力災害現地対策本部長は、調整した対応方針について、必要に応じ、原子力災害対策副本部長を通じ、原子力災害対策本部長に意見具申し、了解を得た上で、実施する。

## ①避難等の勧告又は指示に関する事項

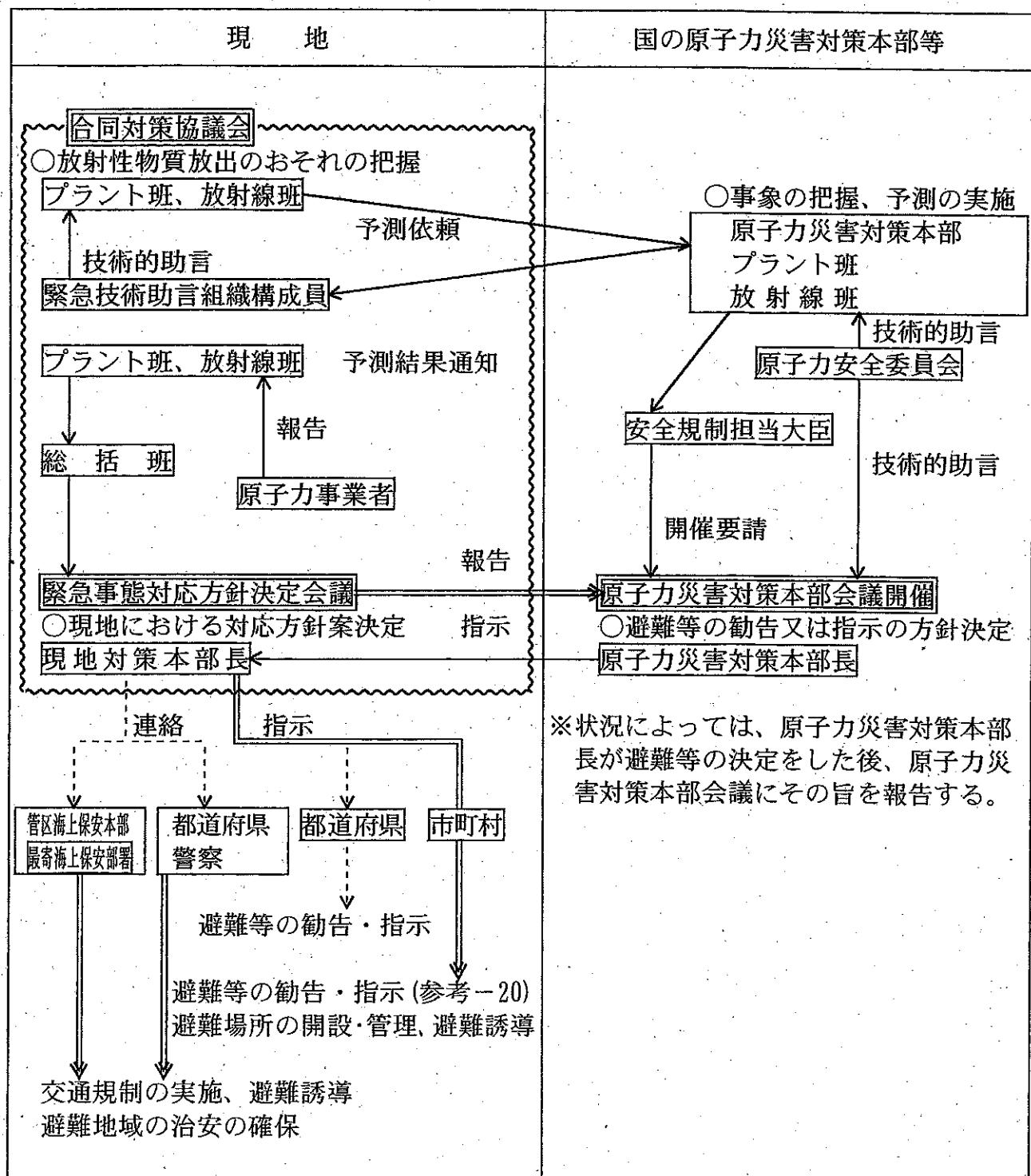
[ケース①：原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段の通報が第15条の原子力緊急事態に該当し、屋内退避／避難の実施までに時間的猶予がない場合]



(参考：防護対策指標 (参考-19))

〔ケース②：原子力災害対策特別措置法第10条前段の通報が第15条の原子力緊急事態に該当し、屋内退避／避難実施までに時間的猶予がある場合〕

原子力災害合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議構成員が移動中等のため、同会議を開催できない場合には、ケース①における指示案の決定と同様の手続きをとるものとする。

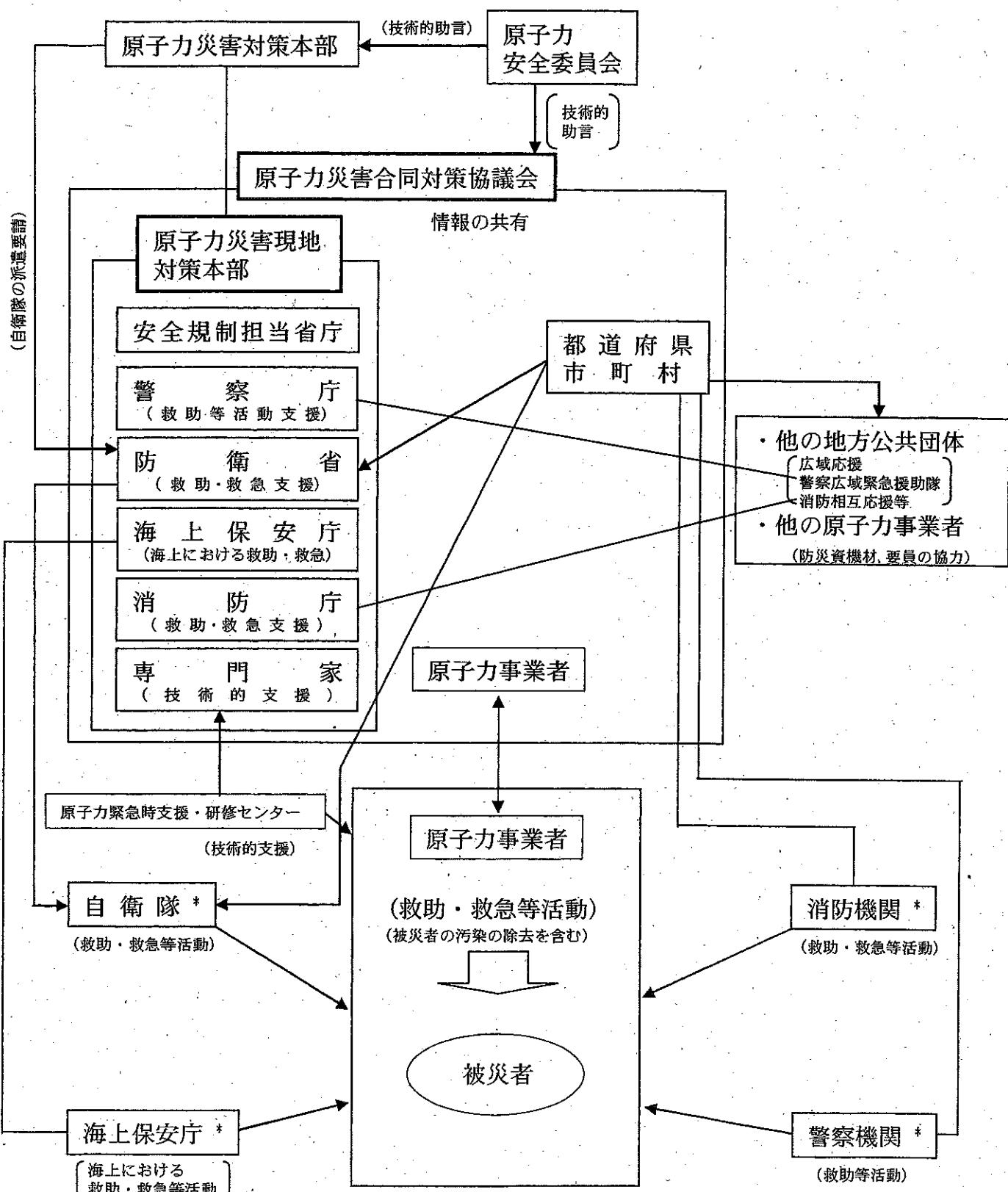


(参考：防護対策指標 (参考-19))

## ②被災者の救助・救急等に関する事項

- 関係機関は、原子力災害合同対策協議会において、必要に応じ、又は地方公共団体もしくは指定行政機関等の要請に基づき、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行う。また、必要に応じ、他の地方公共団体又は原子力事業者その他関係機関の協力により、救助・救急活動のための資機材を確保する。
- 関係機関は、放射線防護の専門家等の助言を受け、現場において職員の安全確保に努める。特に、関係機関は、災害現場に職員の派遣を行う場合には、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」に示す防災業務関係者の防護措置を参考にする。  
(参考-21)
- 関係機関は、現場においても相互に緊密な協力、連携を行う。

# 被災者の救助・救急等に関する事項



○原子力事業者は防災関係機関に対し、

- ・適切な情報
- ・防災資機材の提供
- ・要員の提供
- を行う。

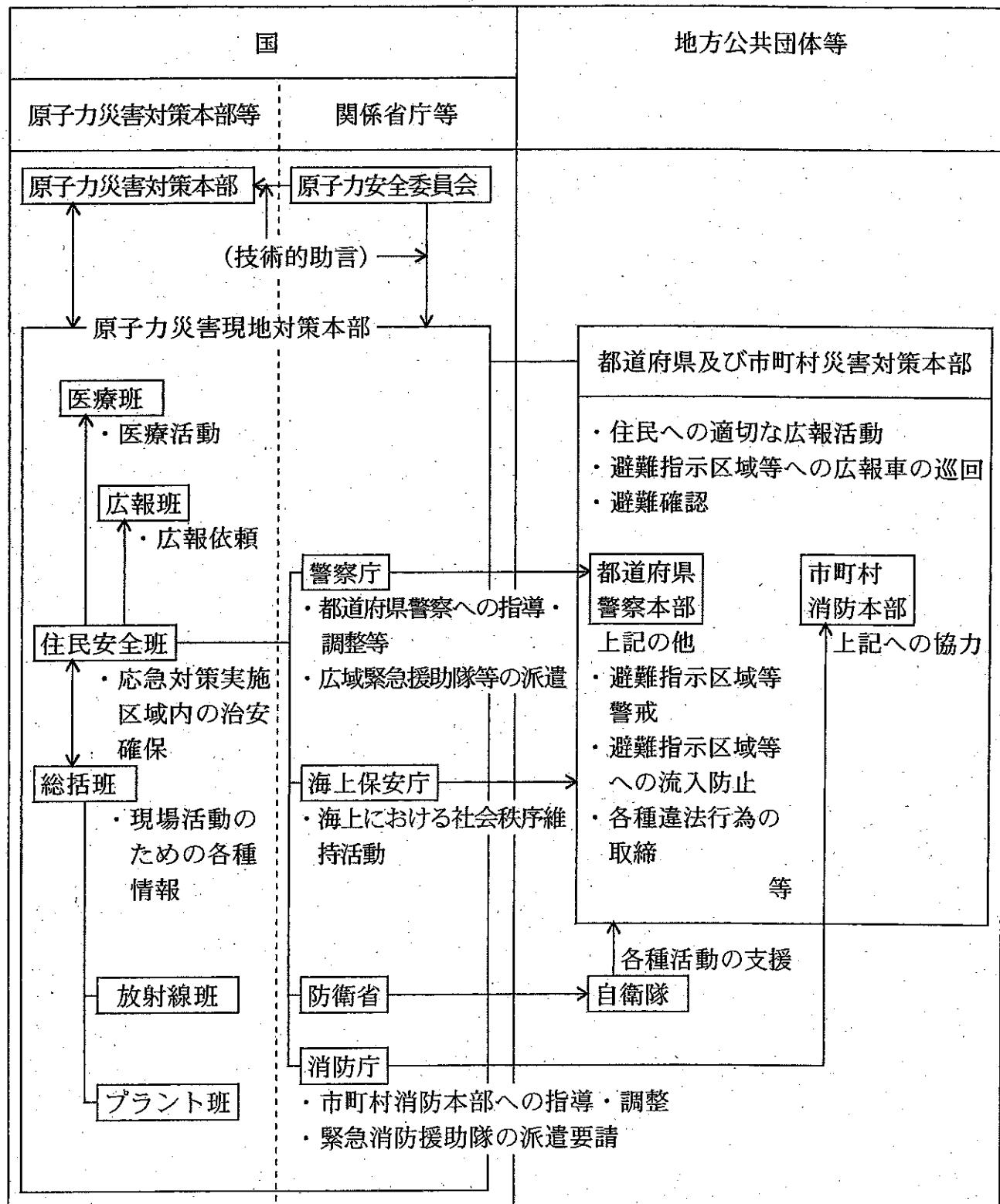
\*: 防災業務従事者の安全確保を図った上で活動を行う。

○防災関係機関は原子力事業者に対し、指導助言を行う。

### ③社会秩序の維持等に関する事項

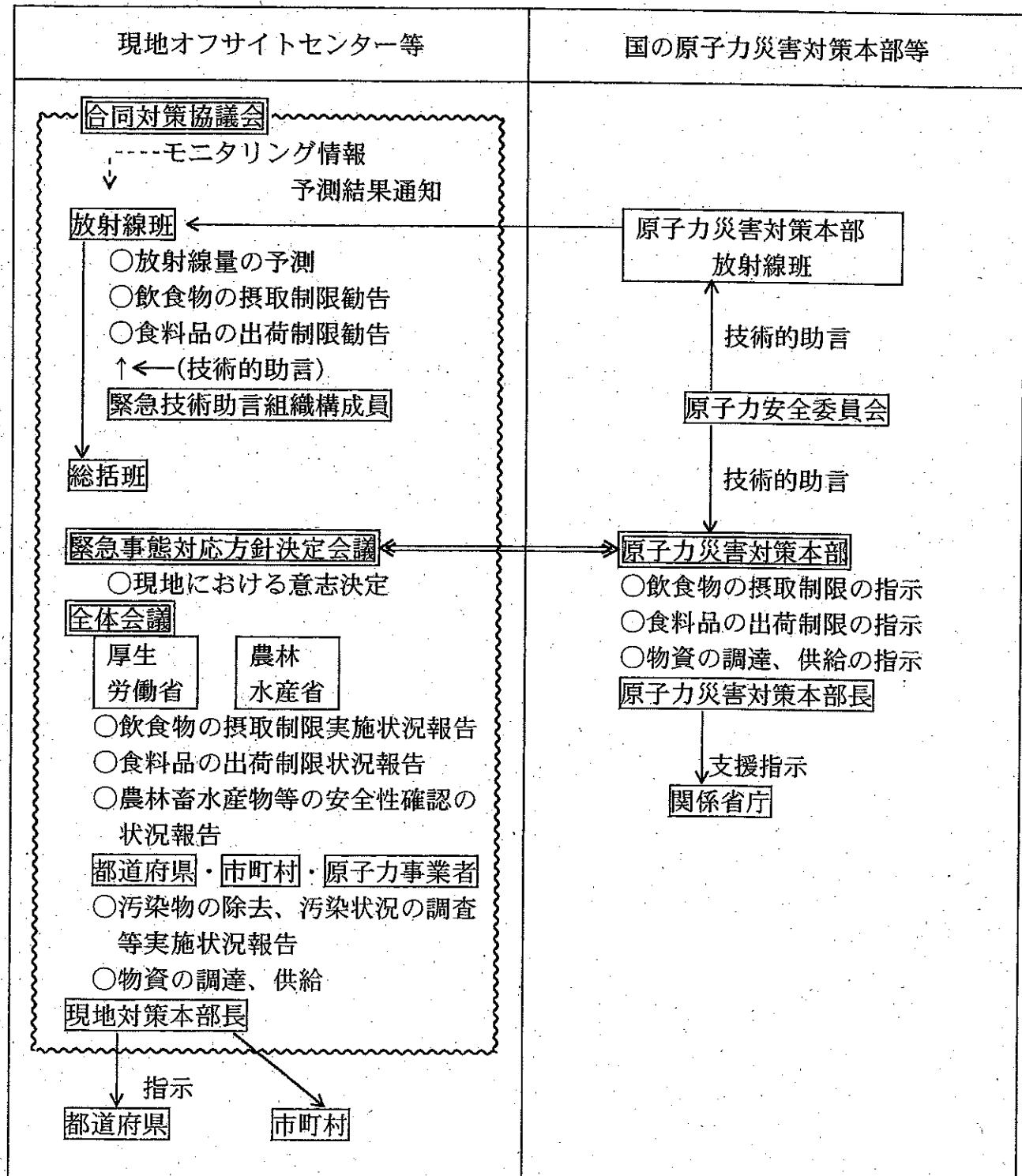
#### (1) 社会秩序の維持

関係機関は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安確保に努める。



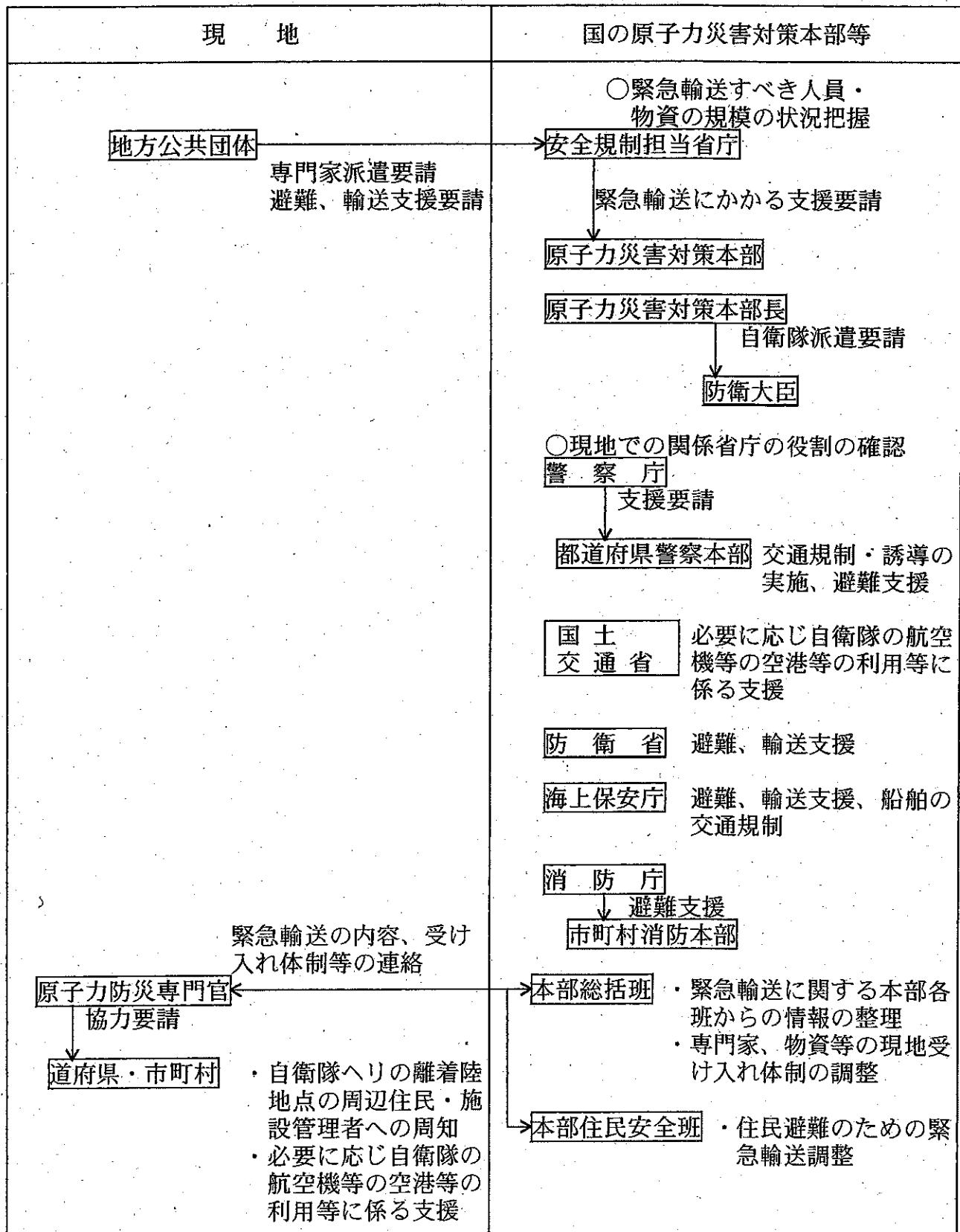
## (2) 飲食物の摂取制限等

放射性物質による汚染状況の調査、食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等については、原子力災害合同対策協議会緊急事態対応方針決定会議において原子力災害対策本部長の指示を仰ぎつつ、現地での対応方針を決定し、原子力災害対策協議会全体会議において関係省庁、関係機関、地方公共団体（現地）災害対策本部、原子力事業者等に対応方針の実施を指示する。

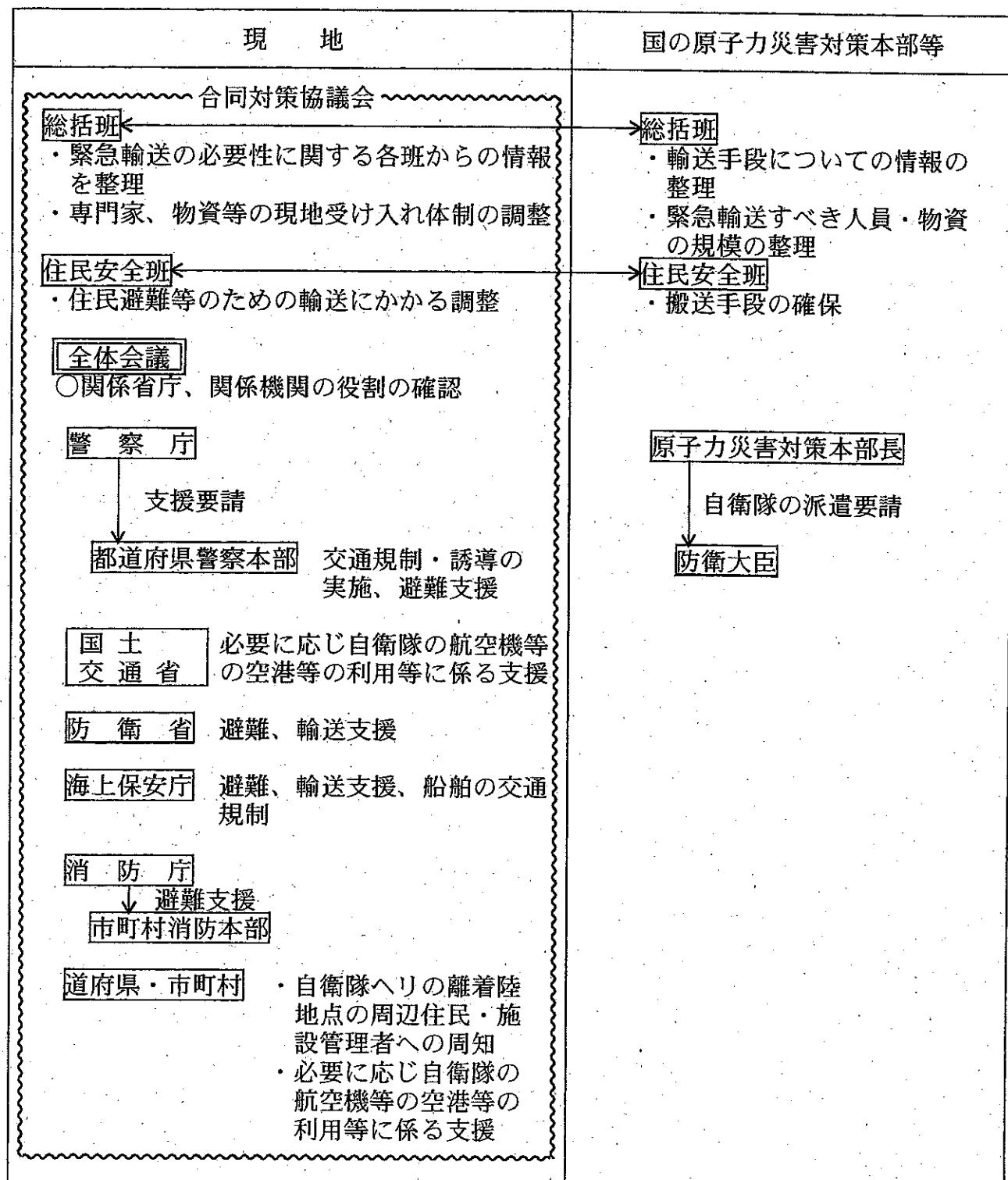


#### ④緊急輸送

ケース①：原子力災害対策特別措置法第10条前段に基づく通報が発出された後、緊急事態宣言の発出までに時間的猶予がなく、現地対策本部等が立ち上がる前に、原子力災害対策本部から人員又は物資に係る緊急輸送を要請する場合には、以下のとおりとする。



ケース②：原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置されている場合であつて、原子力災害現地対策本部から人員又は物資に係る緊急輸送を要請する際には、以下のとおり。



## ⑤医療活動

医療活動に当たって、国は、放射線医学総合研究所等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チーム等を現地に派遣するとともに医療活動を実施するよう指示する。

また、被ばく者の輸送等に係る輸送支援を行う。

### (1) 緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣等 (原災法第10条通報を受けた段階から準備)

文部科学省、厚生労働省（又は原子力災害対策本部の医療班）は、原子力施設の事故等により被ばく患者が発生した場合、又は原災法第15条の原子力緊急事態に該当し、住民の避難等を実施する可能性が高い場合には、直ちに放射線医学総合研究所、対応可能な国立病院機構の病院、国立大学附属病院等から現地に緊急被ばく医療派遣チーム要員を派遣するとともに、放射線医学総合研究所から緊急被ばく医療ネットワーク関係者への連絡を要請する。また、県災害対策本部等に対して、関係医療機関への協力要請を助言する。

なお、緊急被ばく医療派遣チームは、原子力災害合同対策協議会医療班の指示する派遣先において医療活動等を行う。

### (2) 放射線管理等の要員等派遣要請

原子力災害合同対策協議会医療班は、救護所等における住民の放射能汚染の測定、除染や医療機関、被ばく患者搬送機関等における放射線管理、除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、総括班と調整し、原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に要員等の派遣を要請する。

### (3) 輸送支援要請

#### ・専門家、支援者等の輸送

原子力災害対策本部医療班は、上記(1)、(2)の派遣に際して、輸送の支援が必要な場合は、住民安全班に要請する。要請を受けた住民安全班は、1.(6)に従い原子力災害合同対策協議会と連携しつつ、自衛隊、警察等の関係機関に輸送支援を要請し、輸送を実施する。

#### ・被ばく患者等の搬送

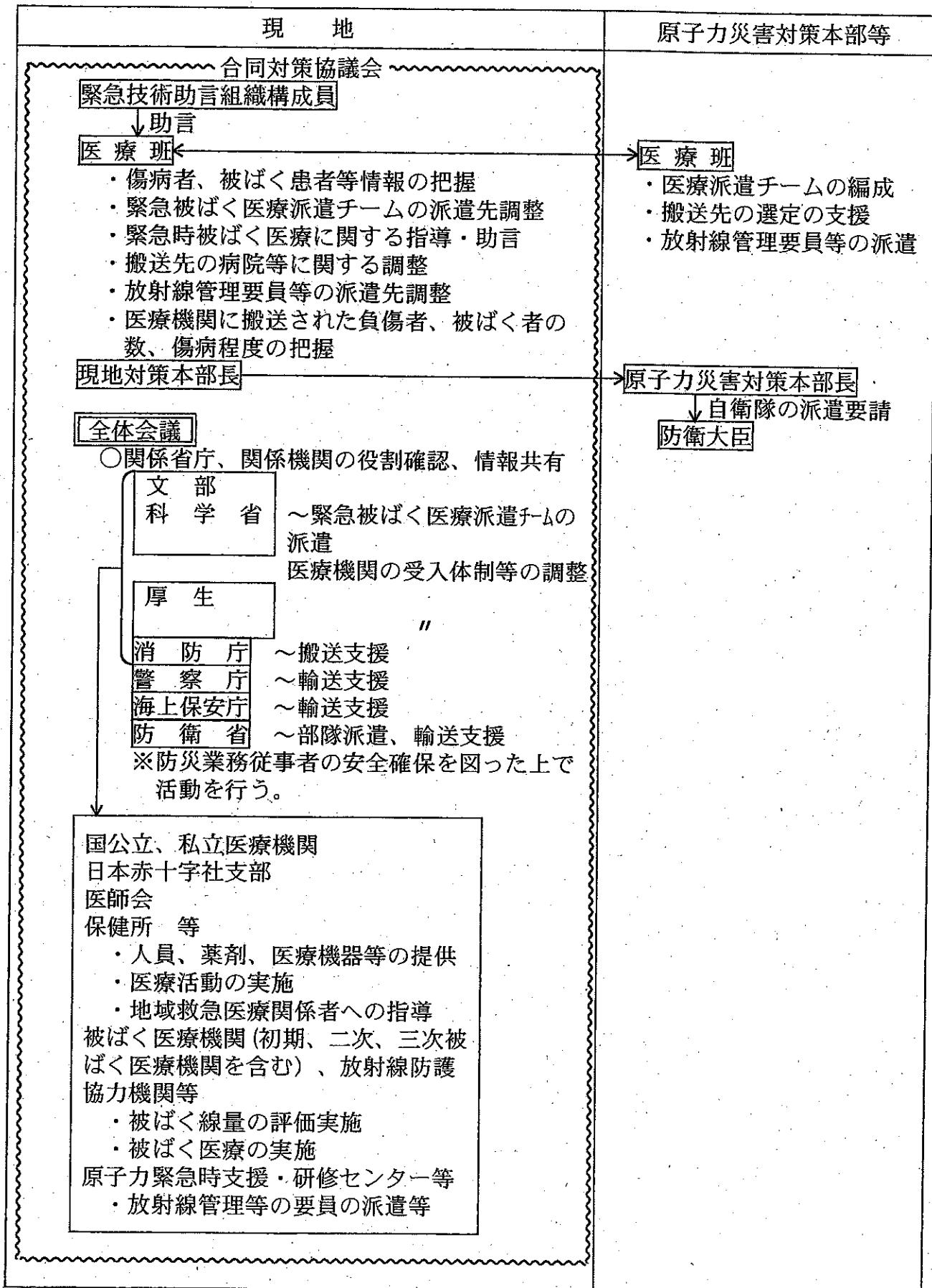
原子力災害合同対策協議会住民安全班は、県災害対策本部(医療グループ)等から被ばく患者等の被ばく医療機関等への搬送支援要請があった場合は、消防機関に、必要に応じ、自衛隊等に輸送支援要請を行うなど、関係機関によって搬送が円滑に行われるよう措置する。その際、被ばく患者等に関する情報（容態、推定被ばく線量、人数等）を受入先医療機関に連絡する。

### (4) 緊急被ばく医療に関する指導・助言

原子力災害合同対策協議会医療班は、県災害対策本部(医療グループ)や医療実施機関等から緊急被ばく医療に関して問い合わせがあった場合には、緊急事態応急対策調査委員とも相談しつつ、適切な指導・助言を行う。

### (5) 避難住民等の被ばく状況の把握

原子力災害合同対策協議会医療班は、避難所等に開設された各救護所から避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量、汚染確認者数、汚染残存者数等）の把握に努め、災害対策本部に報告する。



(参考：放射線医学総合研究所緊急被ばく医療実施体制)

## ○被ばく患者搬送の流れ

### 三次被ばく医療

放射線医学総合研究所、広島大学（放射線防護協力機関等が線量評価等に協力）

【専門的診療、治療、専門的除染、高度専門的線量評価、経過観察等】

### 二次被ばく医療

二次被ばく医療機関、緊急被ばく医療チーム等

【診療、治療、放射能汚染の測定、被ばく線量の測定、2次除染等】

### 初期被ばく医療

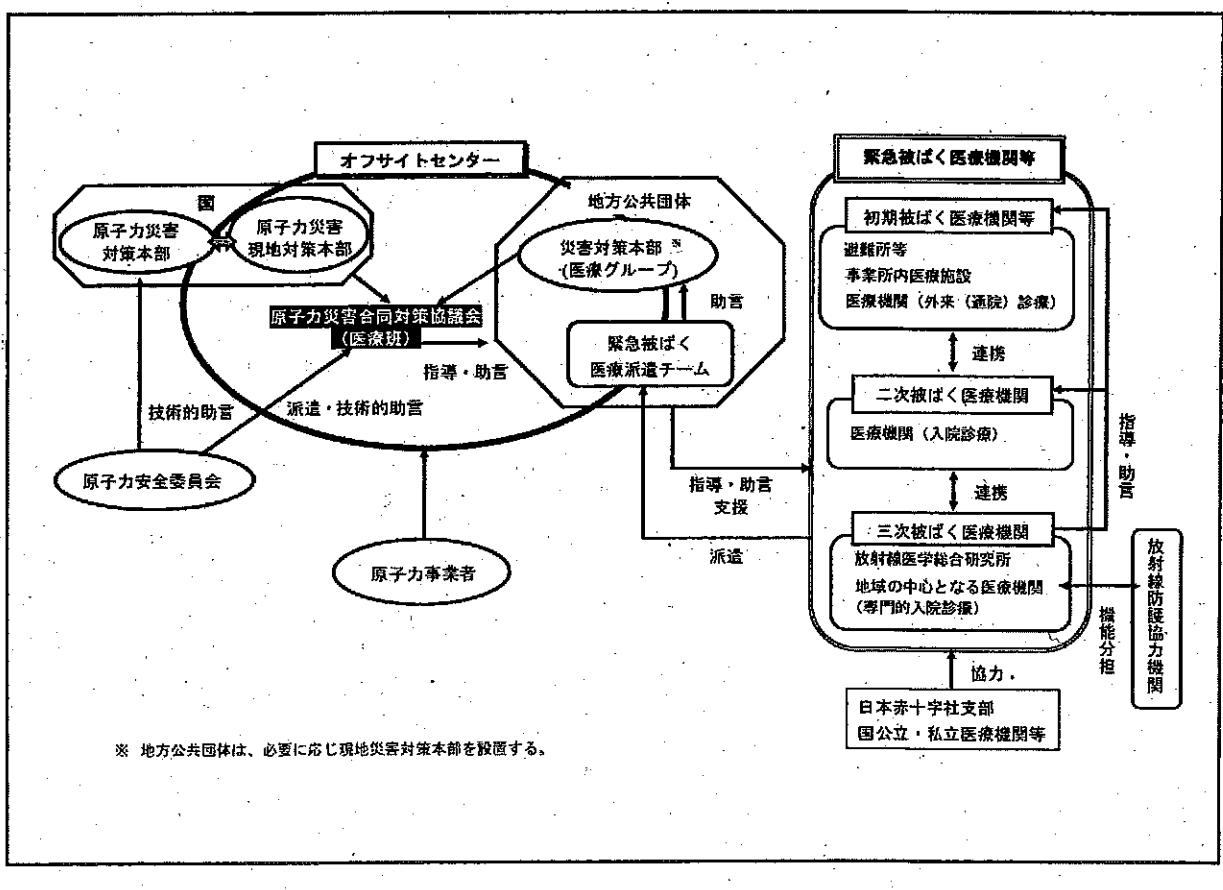
初期被ばく医療機関、事業所内医療施設、保健所、避難所、緊急被ばく医療派遣チーム等

（救護所、事業所内医療施設等）

【応急処置、スクリーニング、1次除染等】

## 周辺住民、事業者

## ○医療体制の組織

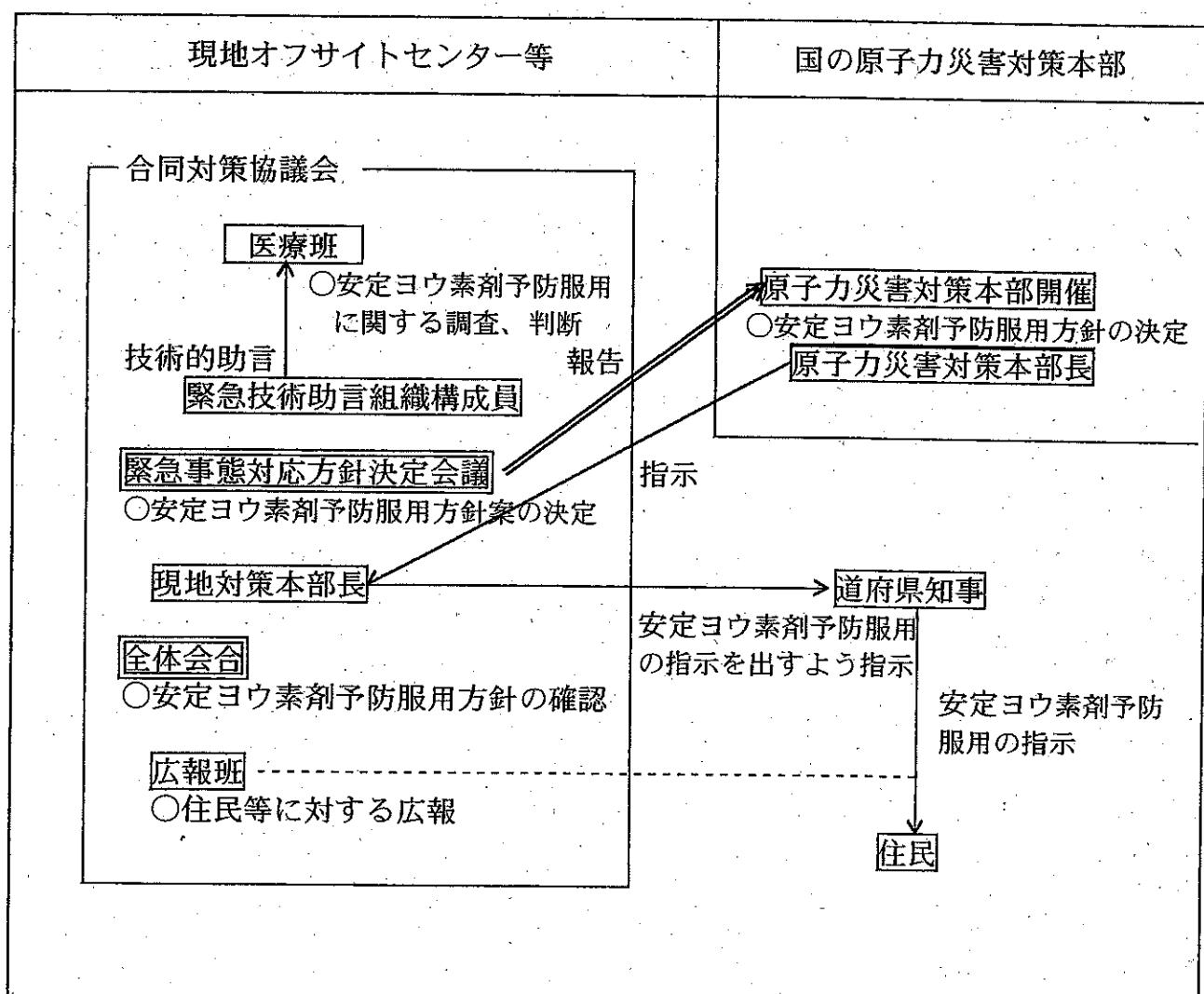


## ○医療活動のうち、安定ヨウ素剤の予防服用

原子力災害合同対策協議会において、安定ヨウ素剤の予防服用の防護活動に関する検討を行い、服用の決定を行う。

原子力災害現地対策本部長は、道府県災害対策本部長に対し、安定ヨウ素剤予防服用に関する指示を行う。

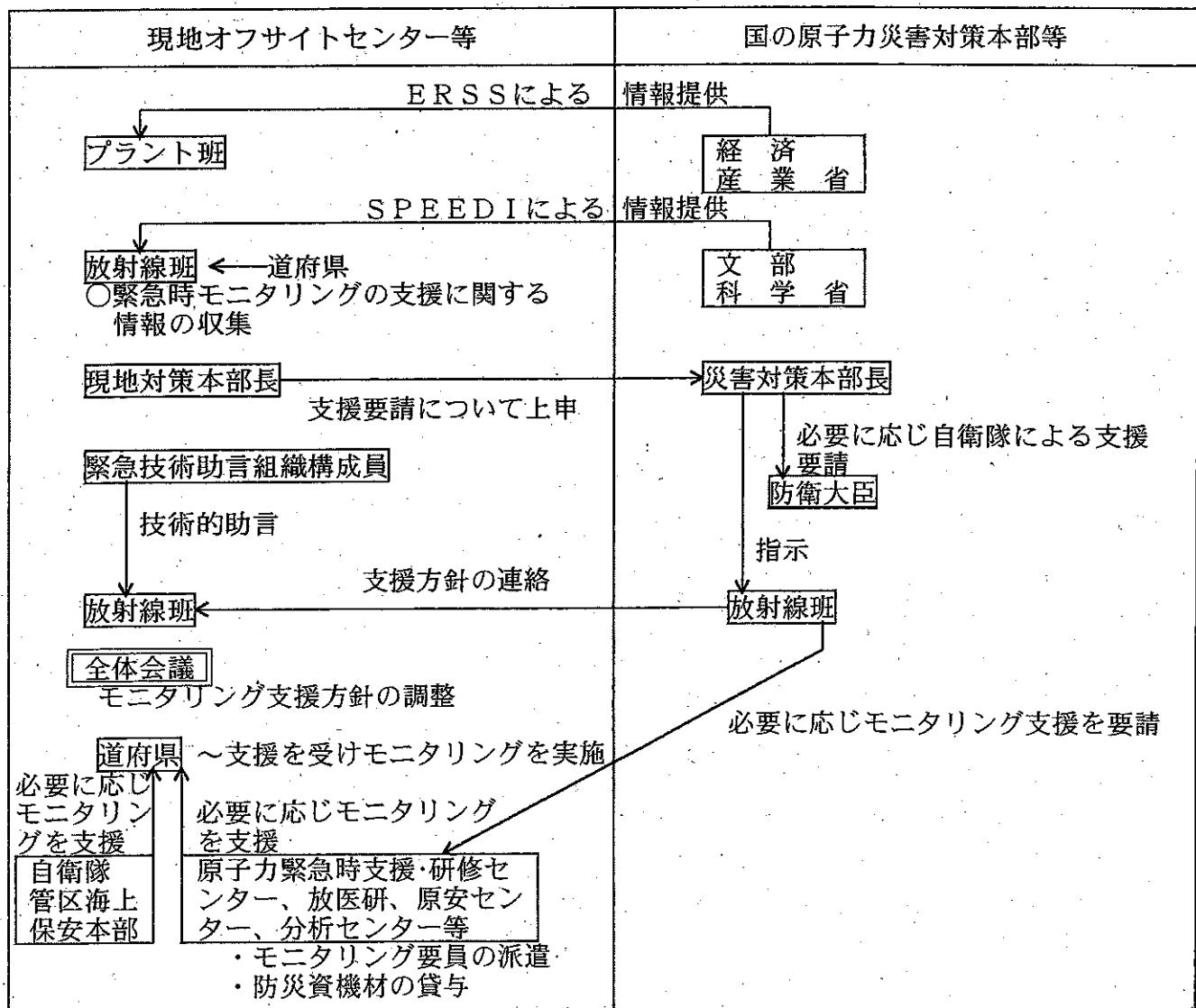
なお、安定ヨウ素剤予防服用が必要な事態においては、飲食物の摂取制限、物資の調達等についても留意する。



## ⑥緊急時モニタリングの支援

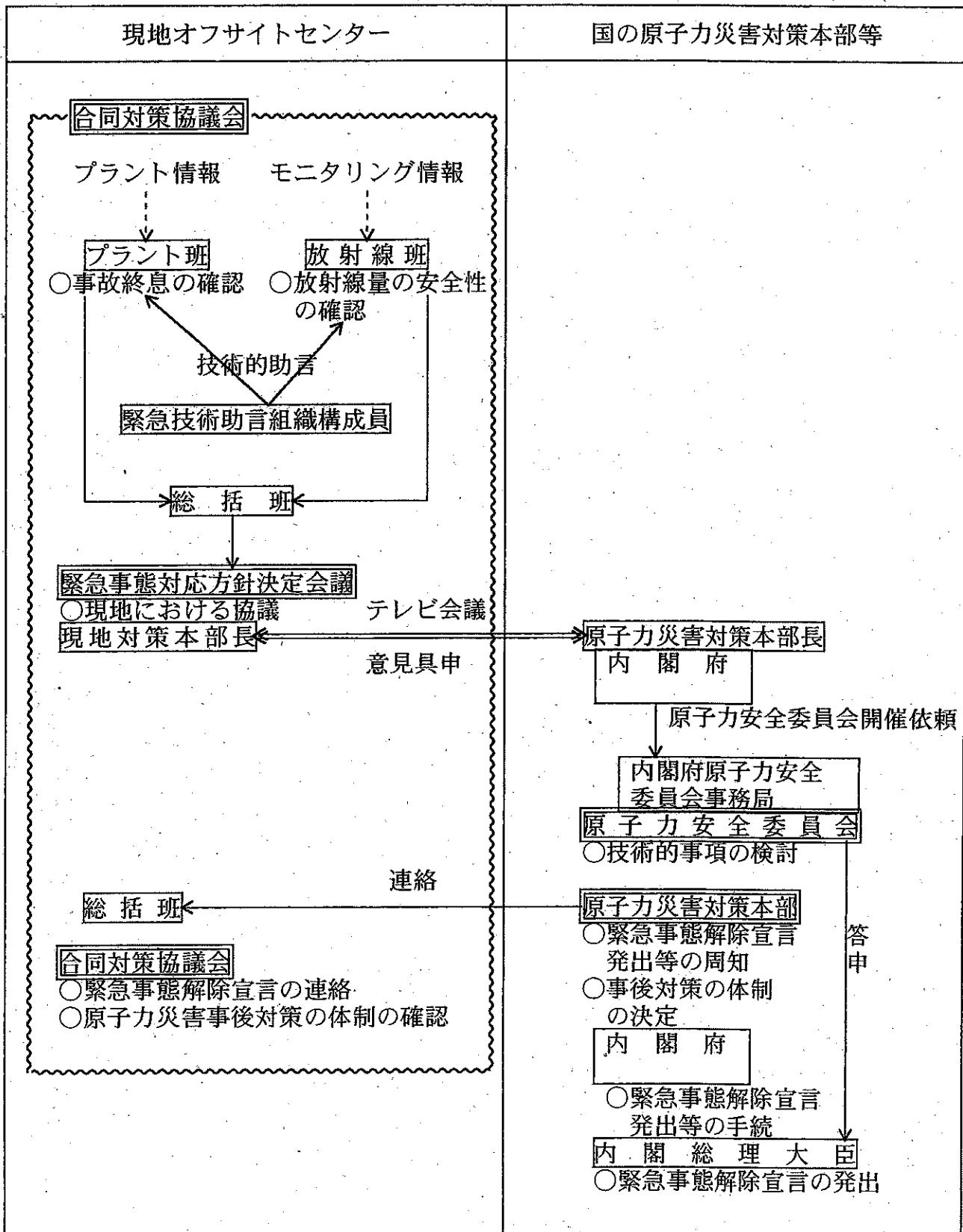
原子力災害現地対策本部は、地方公共団体が行う緊急時モニタリングに対して、要請に基づき必要な支援を行う。

- (i) 現地対策本部長は、緊急時モニタリングの支援を原子力事業者及び専門家等に要請する。
- (ii) 現地対策本部において、放射線班がモニタリング情報を集約し、評価を行う。
- (iii) 文部科学省は、SPEEDIネットワークシステムにより、放射能影響予測を実施し、安全規制担当省庁、オフサイトセンター、原子力安全委員会、関係道府県の端末に転送するとともに、関係省庁の迅速な応急対策の実施のため、予測結果を各省庁に連絡する。
- (iv) 実用炉、貯蔵施設の場合にあっては、経済産業省は直ちにERSSによって、原子炉施設の状態等を把握するとともに、原子力事業者からの放出見通し等の情報を踏まえ、その後の状態変化について予測し、予測結果を現地対策本部に転送する。
- (v) 文部科学省、原子力緊急時支援・研修センター、放射線医学総合研究所、原子力安全技術センター、日本分析センター及び原子力事業者は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援する。
- (vi) 原子力災害対策本部長は、必要に応じ、防衛大臣に自衛隊のモニタリング支援を要請する。
- (vii) 都道府県知事は、必要に応じ、管区海上保安本部長に海上におけるモニタリング支援を要請する。
- (viii) 原子力災害対策本部長は、放射性物質等の放出が自衛隊のモニタリング支援活動に影響を及ぼすと認められる場合は、速やかに撤収要請を行う。
- (ix) 都道府県知事は、放射性物質等の放出が海上保安庁のモニタリング支援活動に影響を及ぼすと認められる場合は、速やかに撤収要請を行う。



## (6) 原子力緊急事態解除宣言の発出及び原子力災害対策本部等の廃止

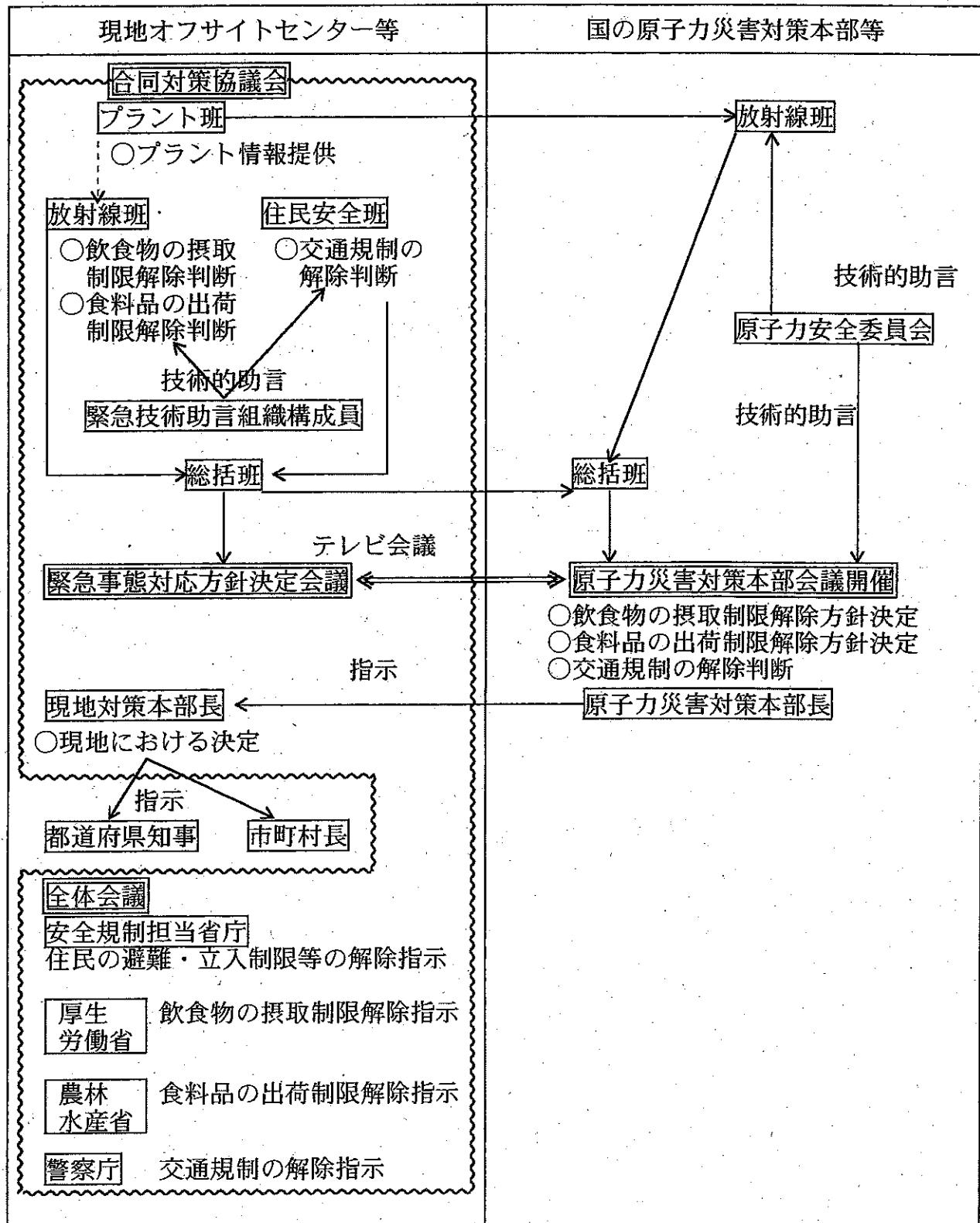
- ①原子力災害現地対策本部長は、緊急事態対応方針決定会議での協議を踏まえ、原子力緊急事態宣言を解除すべきである旨を内閣総理大臣に上申することを決定する。
- ②原子力災害現地対策本部長は、内閣総理大臣に対して、テレビ会議等により、原子力緊急事態宣言を解除すべき旨を上申する。
- ③内閣府政策統括官（防災担当）は、安全規制担当省庁から要請を受けて、内閣府原子力安全委員会事務局に対して、口頭で原子力安全委員会開催を依頼するとともに意見聴取の手続き（意見を求める文書の決裁）を開始する（参考－22）。
- ④内閣総理大臣は、原子力安全委員会に対し、原子力緊急事態宣言の解除について諮詢をし、原子力安全委員会より意見の答申を受ける。
- ⑤原子力安全委員会の答申を踏まえ、内閣総理大臣は、原子力緊急事態解除宣言の発出並びに原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の廃止の決定を行うとともに、原子力災害対策本部を開催してその旨の周知を図る。
- ⑥内閣府は、原子力緊急事態解除宣言の発出並びに原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の廃止手続（解除宣言案に係る内閣総理大臣までの決裁、本部廃止に係る総務省に対する協議等）を開始する。
- ⑦内閣府は、決定後、速やかに原子力緊急事態解除宣言の発出並びに原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の廃止に係る告示の手続を行う。（参考－23、参考－24）



### 3. 原子力災害事後対策

## (1) 各種制限措置の解除 (原子力災害対策本部存在段階)

原子力災害合同対策協議会緊急事態対応方針決定会議は、環境モニタリング等による放射線影響予測等の情報を基に、テレビ会議を利用し、原子力安全委員会緊急技術助言組織構成委員等の技術的助言を参考にして、原子力災害対策本部長と各種制限措置の解除について検討し、現地としての方針を決定した場合、原子力災害合同対策協議会において報告し、関係省庁、地方公共団体（現地）災害対策本部に指示する。



## (2) 関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議の開催

### ○開催等

原子力緊急事態解除宣言が発出された後において、環境モニタリング、医療活動、風評被害対策等の事後対策を円滑に実施するため、関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議を開催する。

原子力緊急事態解除宣言が発出され、原子力災害対策本部が廃止された後、直ちに安全規制担当省庁は、関係機関等の事後対策の体制、役割分担の明確化及び講すべき事後対策の内容の確認等を行うため、第一回関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議を開催する。以後、必要に応じて同連絡会議を開催する。また、放射性物質等に関する調査、周辺住民等に対する健康診断及び健康に関する相談の実施その他医療に関する処置、風評被害対策等についての情報共有を図るとともに、関係省庁の行う措置及びその準備状況についての調整を行うため現地オフサイトセンターにおいて現地事後対策連絡会議を開催する。

さらに、原子力緊急事態解除宣言が発出された後において、各種制限措置が解除されていない場合、関係省庁事後対策連絡会議又は現地事後対策連絡会議において、各種制限措置の解除について検討し、解除してもよいと認められたときは、関係する省庁は解除を指示する。

### ○廃止等

関係省庁事後対策連絡会議の議長は、現地事後対策連絡会議の議長と協議し、関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議について開催の必要がないと判断した場合に同会議を廃止するものとする。

なお、関係省庁事後対策連絡会議において事後対策の実施のため必要があると認められた場合には、関係する省庁は指名する者を現地に滞在させるものとする。

## ①関係省庁事後対策連絡会議の開催

### ○開催場所

安全規制担当省庁とする。

### ○構成員

議長 安全規制担当省庁局長クラス

(文部科学省科学技術・学術政策局長／経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院長)

構成員 内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課長

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室長

厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理官

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長

経済産業省大臣官房防災業務室長

経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院原子力防災課原子力事故故障対策室長

経済産業省中小企業庁総務課災害対策室長

(必要に応じて以下の省庁を加える。)

内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣府政策統括官付参事官（災害応急対策担当）

内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課長

警察庁警備局警備課長

総務省大臣官房総務課長

消防庁特殊災害室長

外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長

財務省大臣官房総合政策課政策推進室長

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）

気象庁総務部企画課長

海上保安庁警備救難部環境防災課長

環境省水・大気環境局大気環境課長

防衛省運用企画局事態対処課長

必要に応じて原子力安全委員会委員、緊急事態応急対策調査委員、原子力事業者等の参加を要請する。

### ○事務

事後対策連絡会議に係る事務については、以下のとおり。

安全規制担当省庁：全体のとりまとめ、官邸との連絡・調整、関連情報の集約・整理、資料の作成、プレス対応、会場設営、関係省庁との連絡調整等

## ②現地事後対策連絡会議の開催

放射性物質等に関する調査、周辺住民等に対する健康診断及び健康に関する相談の実施その他医療に関する処置、風評被害対策等について、関係省庁、関係都道府県、関係市町村、原子力事業者、専門家等における情報の共有を図るため、現地事後対策連絡会議を必要に応じて開催する。

### ○構成員

議長 安全規制担当省庁管理職

(不在の場合は、保安検査官事務所長／原子力安全管理事務所長)

構成員 保安検査官事務所長／原子力安全管理事務所長

原子力防災専門官

文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁等関係省庁担当者

関係都道府県職員

関係市町村職員

原子力事業者

緊急事態応急対策調査委員等専門家

その他、議長が必要と認めた者

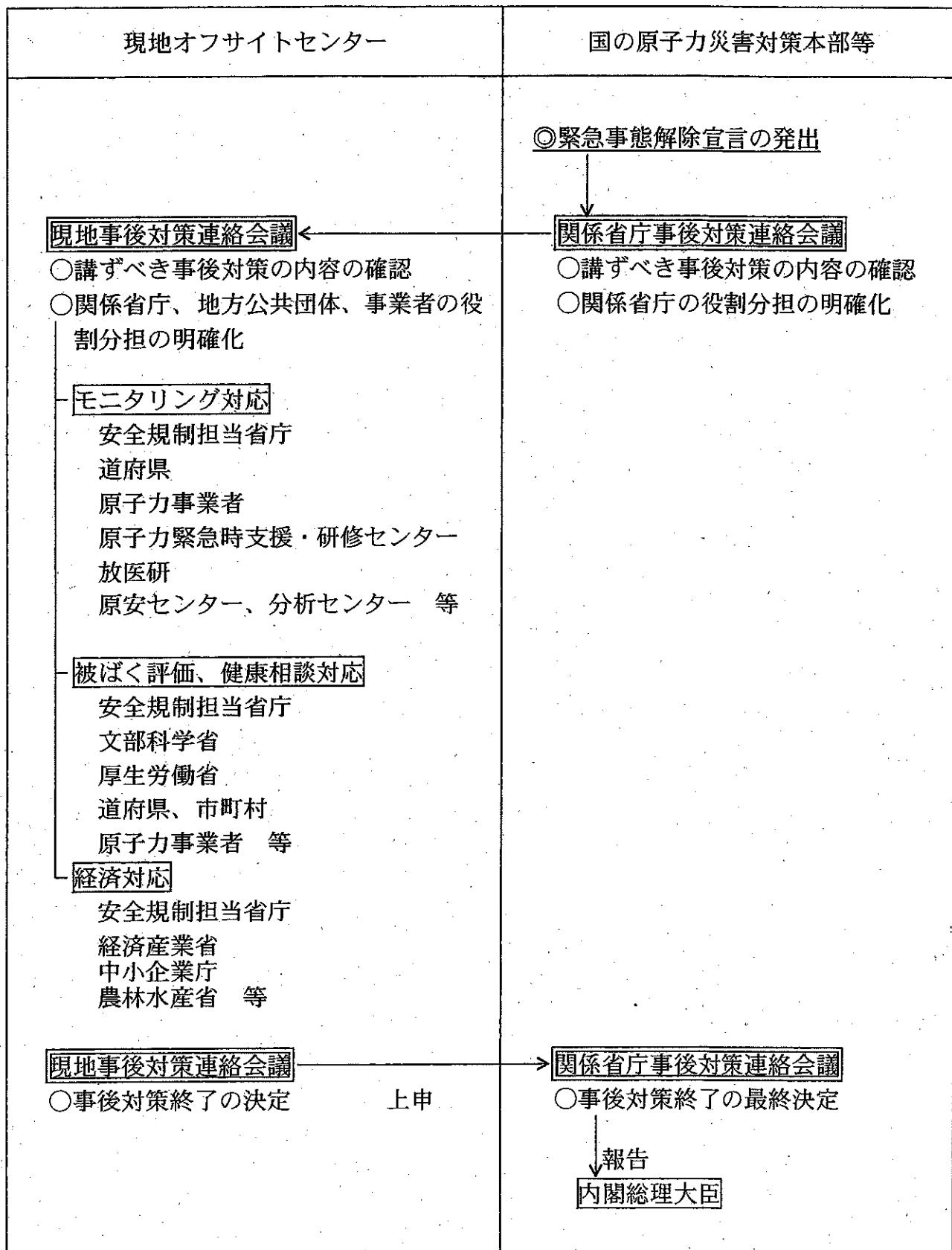
### ○事務

現地事後対策連絡会議に係る事務については、以下のように分担する。

安全規制担当省庁 : 会議の庶務、関連情報の集約・整理、資料の作成、会場設営等

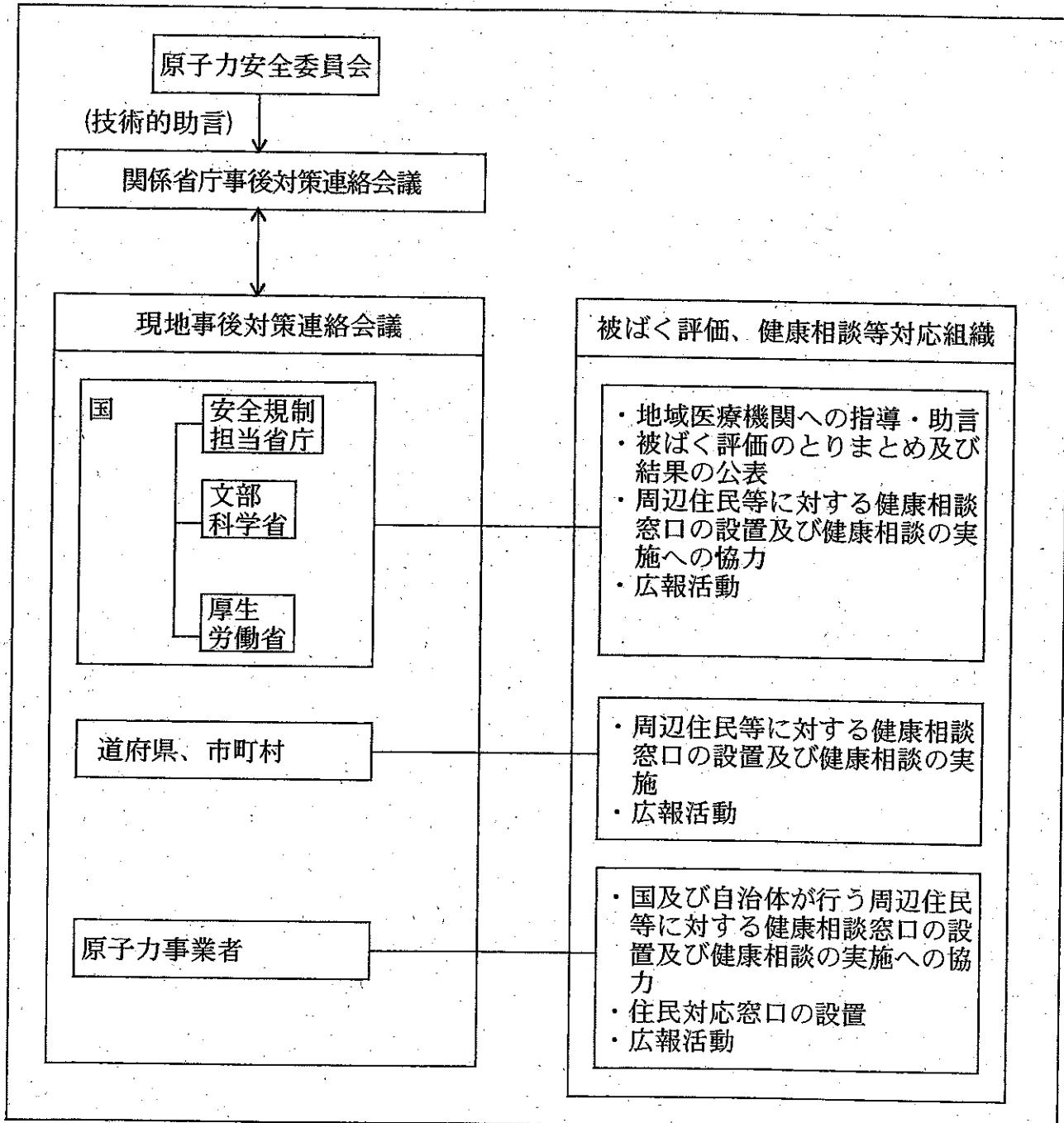
関係都道府県及び関係市町村 : 関連情報の集約・整理、上記への協力

原子力事業者 : 事故の状況及び経過ならびに事後対策実施状況等情報の集約・整理、資料の作成、住民への説明等



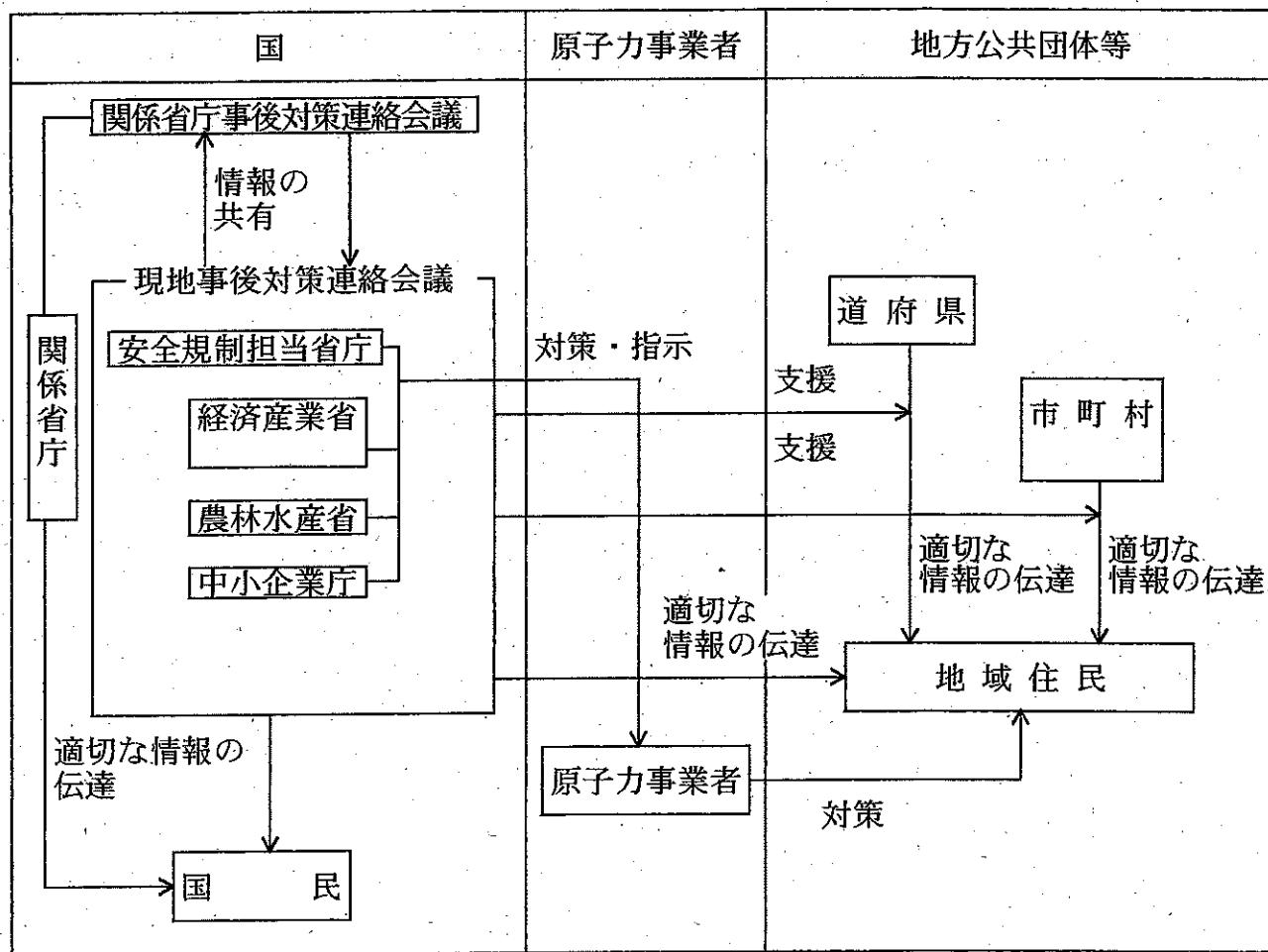
### (3) 被ばく評価、健康相談等

- ①国は道府県と協力して、被ばく評価を早急に行う。
- ②安全規制担当省庁、道府県、市町村及び原子力事業者は、連携して原子力事業所周辺の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、オフサイトセンターもしくは関係地方公共団体のしかるべき場所に健康相談窓口を開設する。



#### (4) 風評被害対策等

- ①国及び地方公共団体は、原子力災害による風評被害等の影響を未然に防止又は軽減するため、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。
  - ②国及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。
  - ③国及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体质強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。
  - ④国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災した中小企業を支援するため、災害復旧貸付により、運転資金、設備復旧資金の貸付を行う。
  - ⑤国及び地方公共団体は、生活必需品の物価の監視を行う。

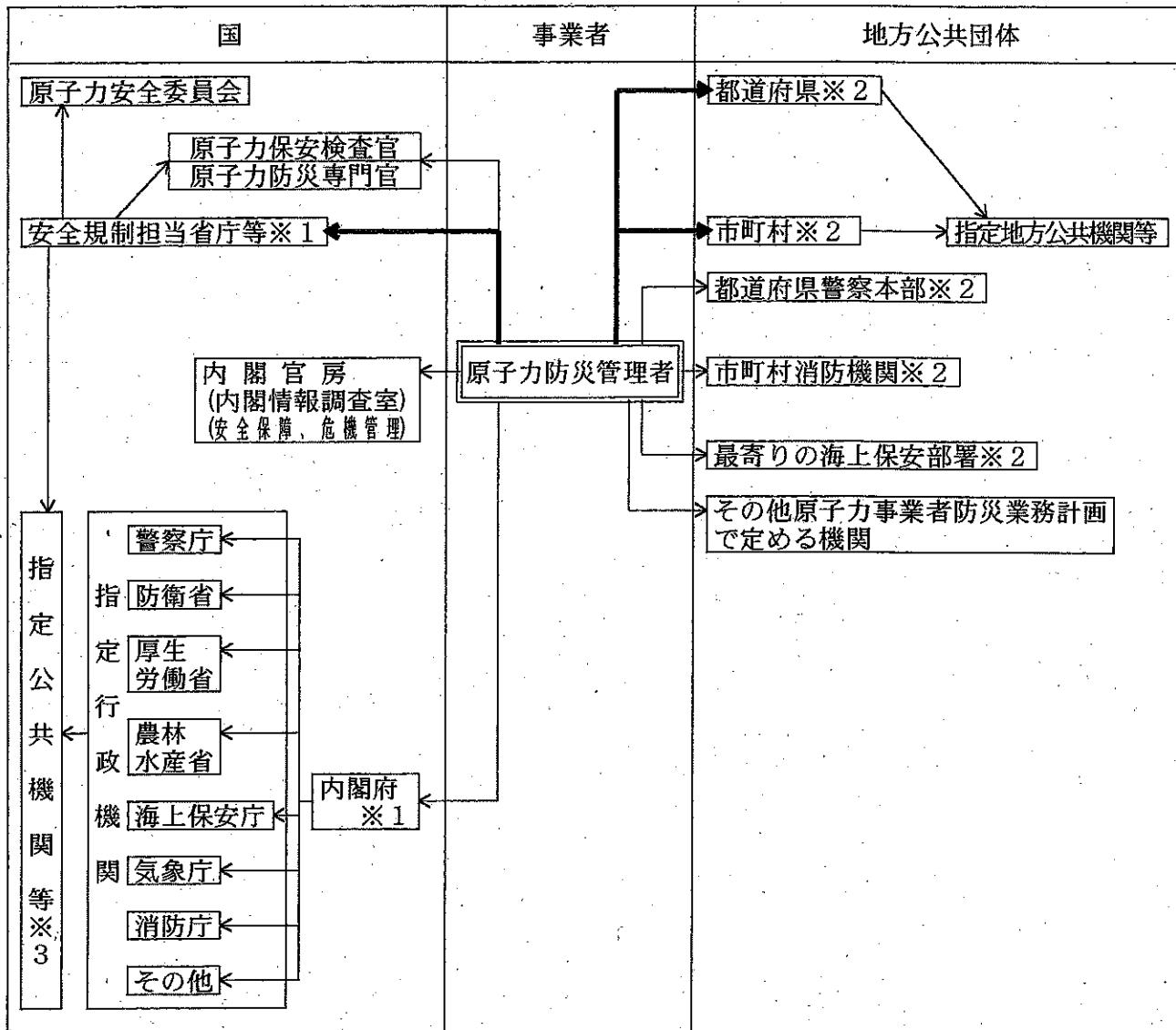


## 輸送編

### 4. 警戒体制

## (1) 特定事象の通報

原災法第10条等に基づく通報及び連絡は以下のとおり行われる。



※1 安全規制担当省庁等とは、陸上輸送の場合には、安全規制を担当している文部科学省（試験研究炉、使用施設（保安規定を定めるものに限る）の原子力事業者に係る輸送の場合。）又は経済産業省（実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の原子力事業者に係る輸送の場合。）及び国土交通省。海上輸送及び航空輸送の場合には、安全規制を担当している国土交通省に加え、当該輸送を実施又は委託している原子力事業者の安全規制を担当する文部科学省又は経済産業省をいう。  
 （以下、同様。）

経済産業省及び国土交通省が安全規制担当省庁等となる場合には、経済産業省及び国土交通省に第10条通報が行われ、あわせて防災基本計画に基づく連絡が文部科学省に行われる。また、文部科学省及び国土交通省が安全規制担当省庁等となる場合には、内閣府は指定行政機関としての経済産業省に対して通報を行う。

※2 ここでは、事故等が発生した場所を管轄する都道府県、市町村、都道府県警察本部、市町村消防機関、海上保安部署とする。

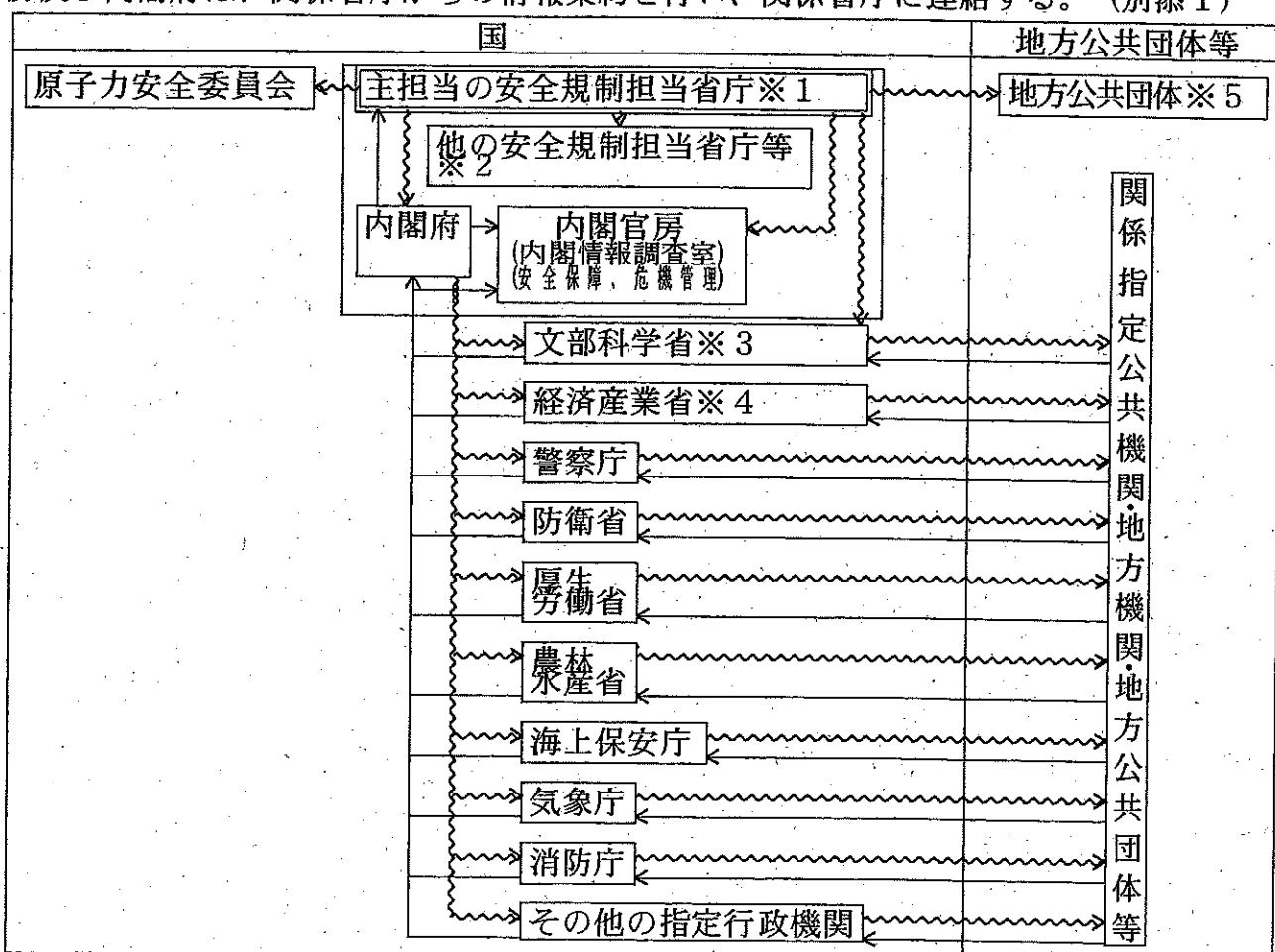
※3 文部科学省から原子力緊急時支援・研修センター、放射線医学総合研究所、広島大学、原子力安全技術センター、日本分析センターへの連絡。

（注）原子力防災管理者からの関係機関への連絡は、防災基本計画において、原子力防災管理者が特定事象を発見又は発見の通報を受けた場合に15分以内を目途として行われることとされている。

- 原災法第10条前段に基づく通報（同報ファクシミリの後、電話により着信を確認）
- 防災基本計画に基づく当該特定事象発生情報に関する連絡（同報ファクシミリ）

## (2) 関係省庁等における情報伝達及び情報収集

- ①原子力緊急事態の判断  
 主担当の安全規制担当省庁は、原災法第10条前段に基づく通報を受信後、直ちに輸送事故の状況、周辺放射線量等に関する情報等の入手に努め、迅速に同法第15条に該当するか否かの判断を行つ。  
 この時点では、(3)関係省庁事故対策連絡会議は開催せず、直ちに、5.(2)原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置を行うとともに、並行して4.(4)~(7)の措置を講ずる。
- ②関係機関への連絡  
 ・主担当の安全規制担当省庁は、原子力緊急事態に該当するか否か及び事象の概要、今後の進展の見通し等を他の安全規制担当省庁等、内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、文部科学省及び事故発生場所を管轄する地方公共団体（以下、単に「地方公共団体」という。）へ連絡する。原子力緊急事態に該当するときは、地方公共団体に対して、災害対策本部設置等の準備開始を要請する。  
 ・原子力緊急事態に該当するか否かの判断等の関係省庁への連絡は、内閣府から行う。
- ③情報収集  
 関係省庁は、別紙の情報収集項目について、内閣官房及び内閣府に連絡する。内閣官房及び内閣府は、関係省庁からの情報集約を行い、関係省庁に連絡する。（別添1）



※1 主担当の安全規制担当省庁とは、陸上輸送の場合、文部科学省又は経済産業省。海上輸送及び航空輸送の場合、国土交通省をいう。

※2 他の安全規制担当省庁等とは、陸上輸送の場合、国土交通省。海上輸送及び航空輸送の場合、文部科学省又は経済産業省をいう。

※3 については、実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の原子力事業者に係る輸送の場合に限る。

※4 については、試験研究炉、使用施設（保安規定を定めるものに限る）の原子力事業者に係る輸送の場合に限る。

※5 事故発生場所を管轄する都道府県、市町村

~~~~> 当該特定事象が原子力緊急事態に該当するか否か及び事象の概要、今後の進展の見通し等の連絡

→ 関係する指定公共機関・地方機関・地方公共団体等が入手した情報の収集・連絡

## 主な情報集約項目例

※〔 〕内は情報収集を行う主な省庁

## 1. 事故概要等に関する事項〔主担当の安全規制担当省庁〕

## (1) 事故発生場所

例：陸上輸送の場合、○○県○○市○○町○○

海上輸送の場合、○○県○○灯台から○度○海里のところ

航空輸送の場合、○○県○○市の○○、○○キロメートルのところ

## (2) 輸送の概要

①輸送物の内容（例：B型核分裂性輸送物（使用済燃料）等）

②出発地、到着地

③出発日時、到着予定日時

④輸送に責任を負う原子力事業者名

⑤輸送体制の状況（陸上輸送の場合、輸送隊の編成。海上輸送の場合、船名、船舶所有者等。航空輸送の場合、便名、航空会社等。）

## (3) 事故の概要

①事故発生時刻及び安全規制担当省庁等への原子力事業者（原子力防災管理者）からの同報ファクシミリの発信日時

②事故の状況（車両、船舶、航空機等の損傷の状況、周囲の交通等の状況を含む。）

③放射性物質等の漏えいに関する情報（放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）

④モニタリング値

⑤人的・物的被害の有無

⑥現場の気象・海象状況

⑦事故の原因

## 2. 関係機関の活動に関する事項

## (1) 原子力事業者の対応状況〔主担当の安全規制担当省庁〕

①事故の応急対策活動の状況

②他の原子力事業者の協力実施状況

## (2) 関係機関（関係省庁、地方公共団体、公共機関及び原子力事業者）の体制

①関係機関それぞれの対策本部等の設置状況〔各省庁〕

②原子力緊急時支援・研修センターの準備状況〔文部科学省〕

## (3) 国による支援体制

①緊急技術助言組織構成員及び専門家の現地派遣の準備状況  
〔主担当の安全規制担当省庁〕

②緊急モニタリング要員及び機器の現地派遣の準備状況〔文部科学省〕

③緊急被ばく医療チームの現地派遣の準備状況  
〔文部科学省、厚生労働省〕

④国の職員及び資機材の現地派遣状況〔各省庁〕

⑤関係省庁における支援体制〔各省庁〕

## (4) 地方公共団体の対応状況

①住民への連絡状況〔消防庁〕

②事故の応急対策活動の状況〔消防庁〕

## (5) 立入制限及び現場周辺住民の退避状況

①立入制限、退避等の防護活動

〔主担当の安全規制担当省庁、警察庁、消防庁、海上保安庁〕

## (6) 現地の救助救急体制

①事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の応急活動  
〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕

(7) 医療体制

① 救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の（準備）状況

〔消防庁、防衛省、海上保安庁〕

② 医師の派遣及び収容病院の受入れ等の（準備）状況

〔厚生労働省、文部科学省〕

(8) 人的被害の状況

① 事故現場からの被救助者、性別、その他人定事項

〔主担当の安全規制担当省庁、警察庁、消防庁、海上保安庁〕

② 被ばく者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び  
収容先病院〔消防庁、厚生労働省、文部科学省〕

(9) 現場周辺の交通及び交通規制の状況

〔警察庁、海上保安庁、国土交通省〕

(10) 汚染物の除去による被害拡大の防止〔主担当の安全規制担当省庁〕

(11) 消火活動〔消防庁、海上保安庁〕

(12) 対策拠点施設における活動状況〔主担当の安全規制担当省庁〕

① 対策拠点施設の設営（準備）状況

② 国等の職員の参集状況

③ 専門家の参集状況

④ 他の原子力事業者の協力実施状況

### (3) 関係省庁事故対策連絡会議の開催

(原災法第15条に該当すると判断された場合は、本項の連絡会議の開催は不要。)

#### 1) 関係省庁事故対策連絡会議の開催

##### ①開催手順

- (i) 主担当の安全規制担当省庁は、原災法第10条第1項前段の通報を受け、直ちに原子力災害対策本部の設置の必要がない（原災法第15条には該当しない）場合であって、特定事象ではない場合を除き、会議を開催する。
- (ii) 主担当の安全規制担当省庁は、内閣府及び内閣官房に対して、会議を開催する旨を連絡する。
- (iii) 内閣府は、関係省庁に対し、4.(2)により参考－1の様式に従い会議の開催を連絡するとともに会議開催を支援する。
- (iv) 開催場所は、主担当の安全規制担当省庁内会議室とする。

##### ②開催目的

関係省庁事故対策連絡会議においては、事故情報の概要、今後の見通し等についての情報の集約及び共有を図るとともに、関係省庁の行う初動についての調整を行う。この際、情報集約すべき事項は(2)の別添1と同じ。

また、放射性物質輸送事故対策会議（文部科学省、経済産業省、国土交通省、警察庁、消防庁、海上保安庁）が開催されている場合は、主担当の安全規制担当省庁は同会議における事故対策に係る情報を関係省庁事故対策連絡会議内において説明するものとする。

##### ③構成員

議長　　主担当の安全規制担当省庁局長又は次長クラス

【陸上輸送の場合】

文部科学省科学技術・学術政策局長又は原子力安全・保安院次長

【海上輸送の場合】

国土交通省海事局長

【航空輸送の場合】

国土交通省航空局長

副議長　　他の安全規制担当省庁等の局長又は次長クラス

【陸上輸送の場合】

国土交通省自動車交通局長

【海上輸送及び航空輸送の場合】

文部科学省科学技術・学術政策局長又は原子力安全・保安院次長

構成員　　内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣府政策統括官付参事官（災害応急対策担当）

内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課長

警察庁警備局警備課長

総務省大臣官房総務課長

消防庁特殊災害室長

外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長  
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長  
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室防災管理対策官  
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理官  
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長  
経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課原子力事故故障対策室長  
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）  
気象庁総務部企画課長  
海上保安庁警備救難部環境防災課長  
環境省水・大気環境局大気環境課長  
防衛省運用企画局事態対処課長

必要に応じて原子力安全委員会委員、緊急事態応急対策調査委員、原子力事業者等の参加を要請する。やむを得ぬ場合には、代理出席を認める。

#### ④事務

事故対策連絡会議に係る事務については、以下のとおり。

内閣官房：官邸との連絡・調整等

安全規制担当省庁等（主担当の安全規制担当省庁が中心で対応する）

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| ：   | 関連情報の集約・整理、資料の作成、プレス対応、会場設営、庶務等 |
| 消防庁 | ：地方公共団体（防災担当部局）との連絡・調整等         |
| 内閣府 | ：関係省庁との連絡調整等                    |
| 各省庁 | ：関係機関からの情報収集                    |

#### ⑤廃止

本会議については、原子力災害対策本部が設置された場合又は、事故の状況に応じ議長が開催の必要がないと認めた場合に廃止する。

#### (4) 官邸対策室、主担当の安全規制担当省庁オペレーションルーム及び内閣府情報対策室の設置

官邸対策室、主担当の安全規制担当省庁オペレーションルーム及び内閣府情報対策室は、互いに密接な連絡を行う。

##### ① 内閣官房

ア 内閣危機管理監は、事態に応じ緊急参集チーム（関係省庁等の局長等の幹部）を官邸危機管理センターに緊急参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うとともに、官邸危機管理センターに官邸対策室を設置する（平成15年11月21日閣議決定「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」）。

イ 関係省庁事故対策連絡会議等の円滑な運営を支援する。

##### ② 主担当の安全規制担当省庁

主担当の安全規制担当省庁は、状況の把握、関連情報の集約等を行うためのオペレーションルームを設置する。オペレーションルーム内には、原子力安全委員会のブース及び内閣府をはじめとする関係省庁のブースを設ける。

##### ○ 設置場所

経済産業省：緊急時対応センター

文部科学省：非常災害対策センター

国土交通省：3号館1027号室

（連絡先については、7. 関係機関連絡先リスト（2）参照）

##### ③ 内閣府

ア 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）は、直ちに内閣府情報対策室を設置する。ただし、内閣府災害対策室が設置された場合は、この限りでない。

イ 内閣府情報対策室は、参事官（災害応急対策担当）を室長とし、内閣府職員で構成する（平成18年7月1日政策統括官決定、平成19年12月1日一部改正）

## (5) 国の職員及び専門家の緊急派遣

### ①国の職員の派遣

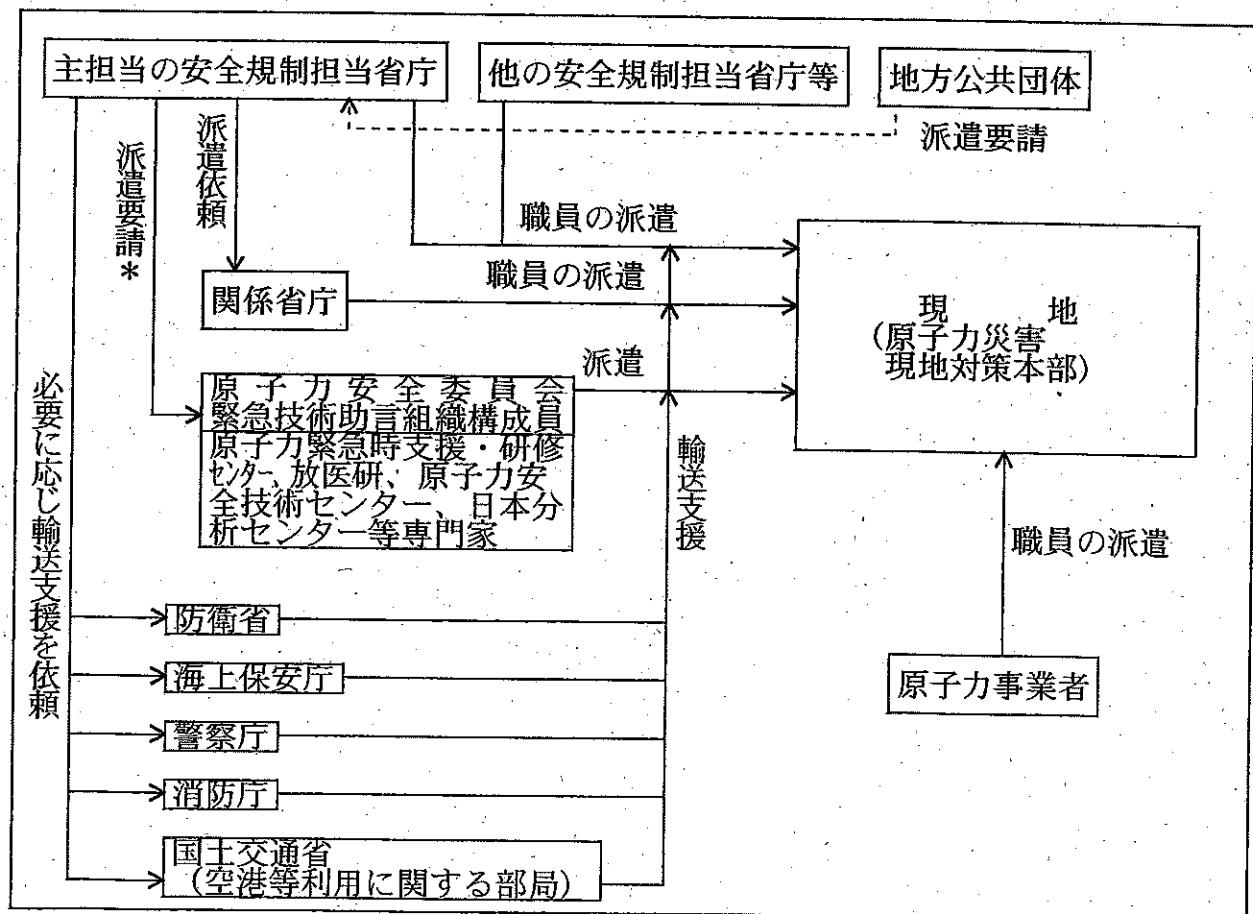
安全規制担当省庁等は、特定事象又は特定事象に至る可能性のある場合、状況等を把握し、必要に応じ、応急対策の迅速かつ的確な準備等を行うため関係省庁の協力を得て、職員を現地に派遣する。また、関係省庁は必要に応じ、職員を現地に派遣する。

### ②専門家の派遣

主担当の安全規制担当省庁は、原子力安全委員会緊急技術助言組織構成員（内閣府原子力安全委員会事務局を通じて行う。）及び原子力事業者並びに原子力緊急時支援・研修センター、放医研、原子力安全技術センター、日本分析センター等の専門家に対して現地（もしくは原子力災害現地対策本部）への参集を要請するとともに、現地に派遣する。  
現地に参集する国の職員及び専門家を参考-2に示す。

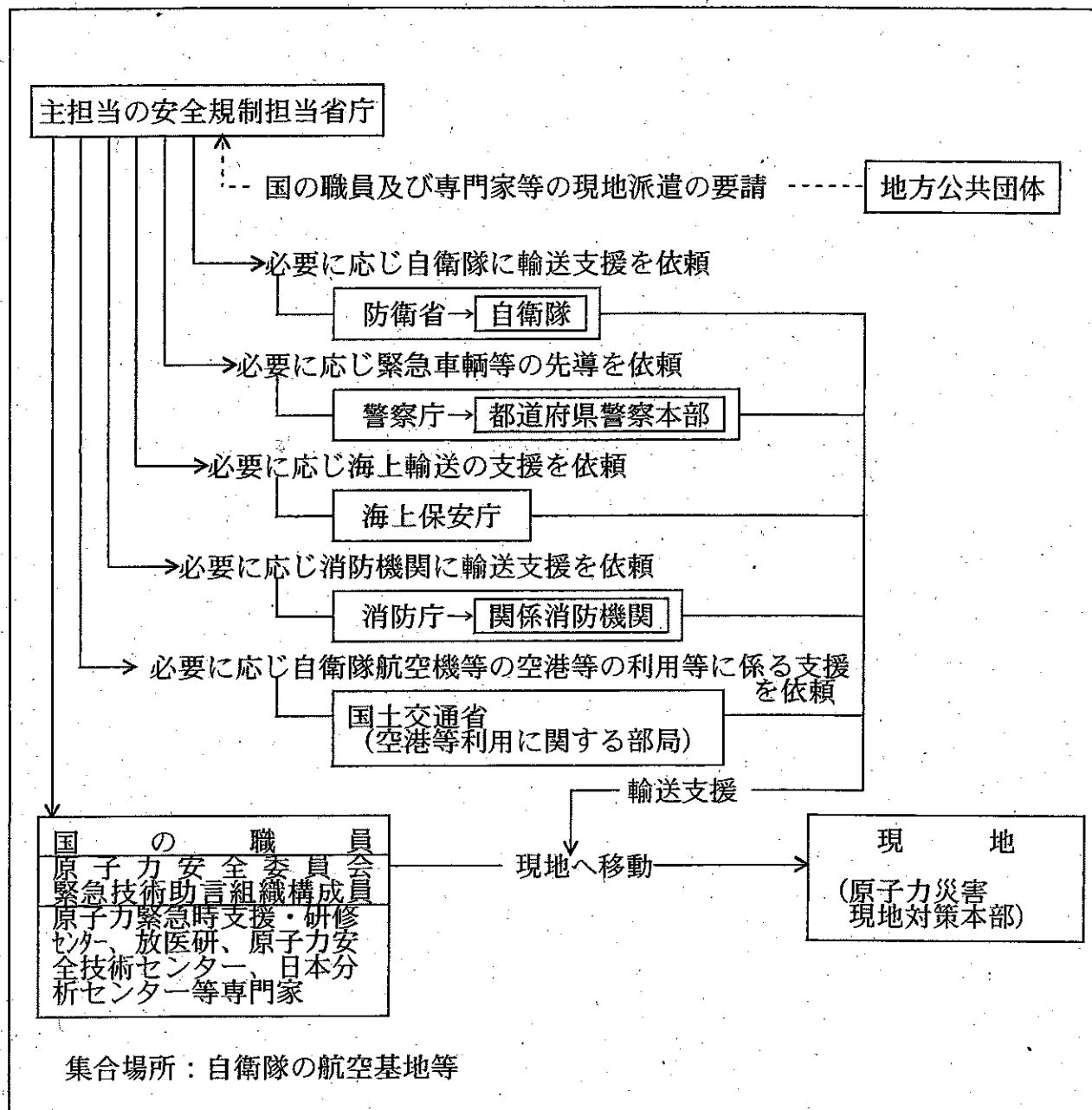
### ③輸送支援

主担当の安全規制担当省庁は、核燃料物質（使用済み燃料を含む。）の陸上輸送、海上輸送及び航空輸送において特定事象又は特定事象に至る可能性のある場合、必要に応じて、自衛隊、警察庁、消防庁、国土交通省及び海上保安庁に対して輸送の支援を要請する。具体的な移動及び輸送支援のスキームは、別添2及び別添3のスキームを基本とし、詳細はあらかじめ別に定める。



\*) 原則として、原子力安全委員会には内閣府原子力安全委員会事務局が、専門家組織には所管省庁が派遣要請を行う。

## 具体的な移動及び輸送支援のスキーム



## 現地までの移動及び輸送支援

- ・主担当の安全規制担当省庁は、関係省庁等に対し、要員の現地派遣を要請する。
- ・関係省庁等は、主担当の安全規制担当省庁に対して、派遣要員の移動の方法を伝え、必要に応じて、輸送支援（要員及び資機材）の必要性の有無を伝える。
- ・主担当の安全規制担当省庁は、要員を派遣するにあたり、発生場所、発生時刻を考慮し、速やかに防衛省、警察庁、海上保安庁及び消防庁と、要員等の現地までの移動手段を協議し、防衛省、警察庁、海上保安庁及び消防庁に対し、輸送支援を依頼する。
- ・主担当の安全規制担当省庁は、防衛省及び海上保安庁に対して下の様式で人員及び資機材の輸送支援を依頼する。
- ・依頼を書面により行う時間がない場合は、口頭又は電信若しくは電話による。この場合、事後において速やかに書面を提出する。
- ・防衛省は、自衛隊に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、可能であれば主担当の安全規制担当省庁にその旨、連絡する。
- ・警察庁は、関係都道府県警察に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、可能であれば主担当の安全規制担当省庁にその旨、連絡する。
- ・海上保安庁は、輸送の支援が可能かどうか確認し、可能であれば主担当の安全規制担当省庁にその旨連絡する。
- ・消防庁は、関係消防機関に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、可能であれば主担当の安全規制担当省庁にその旨、連絡する。
- ・主担当の安全規制担当省庁は、輸送支援の準備が整った段階で、各集合地点から現地までの自衛隊、警察及び海上保安庁の支援（自衛隊の輸送支援は、輸送出発点から現地着陸点までの空輸等）により、目的地まで人員及び資機材の輸送を行う。

(様式)

|  |                  |
|--|------------------|
| 防衛省担当局長（海上保安庁次長） 御中  | 主担当の安全規制担当省庁担当局長 |
| 人員等の輸送支援依頼について   |                  |
| 標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。   |                  |
| 記  |                  |
| 1. 理由<br>(例) 事故現場へ要員を派遣するため  |                  |
| 2. 期日及び経路<br>○○年○月○日○時○分 ○○から ○○まで   |                  |
| 3. 輸送支援希望<br>(1) 人員<br><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (所属、氏名 を記載)<br><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ("") |                  |
| (2) 資機材<br>別紙のとおり  |                  |

## (6) 原子力災害現地対策本部の設営準備

①主担当の安全規制担当省庁は、特定事象の通報を受信したときは、原子力緊急事態宣言が発出された際に、迅速に原子力災害現地対策本部が設置できるよう、以下により現地対策本部の設置予定場所を決定する。

### ○設置場所：対策拠点施設※

主担当の安全規制担当省庁は、発災場所を管轄する市町村、都道府県、当該事故対応に関係を有する国の現地機関、原子力事業者等と相談をしつつ、発災場所を勘案して決定を行うものとする。

### ○利用形態

基本的には、当該施設管理者にお願いをするのは、施設の貸与とし、主に「事務処理」、「会議開催」、「プレス発表」の用途に利用する。

### ○資機材

事務処理、会議、プレス発表に必要となる資機材については、原則として、既存のものを活用することとし、消耗品等については、それぞれの使用者が負担する。

現地対策本部のイメージは、以下のとおり。

(スペース)

☆約20人程度が入れる会議室

☆記者会見用会議室

(資機材)

○事故現場の周辺地図

○携帯電話、固定電話、FAX等の通信機材

○コピー機

○机、椅子

○文房具類（紙、筆記用具、ファイル等）

○ホワイトボード

○電源

②主担当の安全規制担当省庁は、調整結果を内閣官房、内閣府及び他の安全規制担当省庁等に連絡する。

③安全規制担当省庁等は、現地対策本部の設営及び資機材の配備等を行うために職員を派遣し、速やかに、現地対策本部として使用するための準備を行う。

※本マニュアルにおいて、当該原子力緊急事態が発生した場所を勘案して原子力災害対策本部長が定める施設（原子力災害現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会の設置場所）を対策拠点施設という。

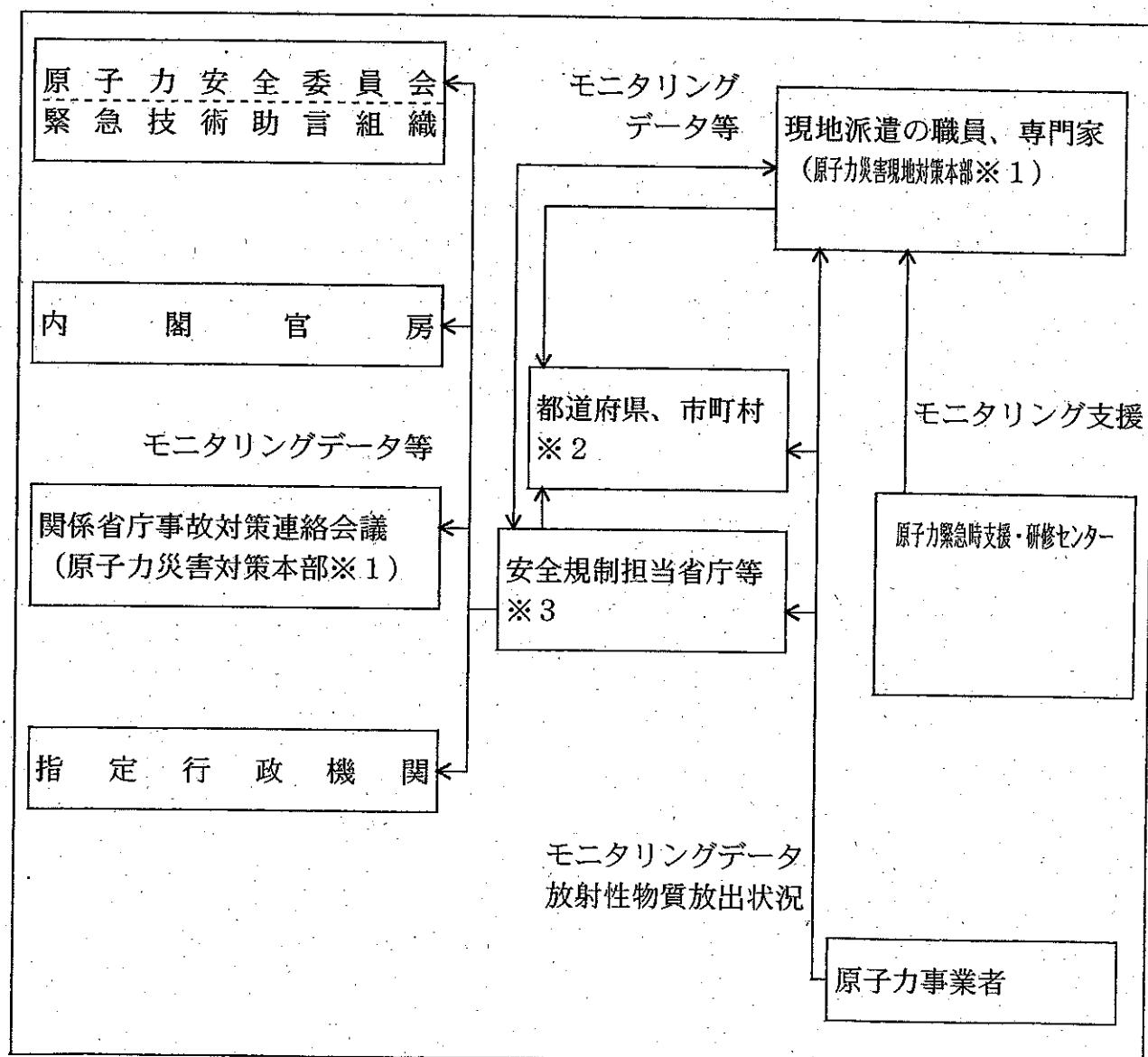
## (7) 現地における対応及びモニタリング情報の共有

### 《現地における対応》

- ①現地に到着した国の職員及び専門家は、まず、事故現場に向かい、接近可能な範囲で状況の確認を行う。
- ②現場対応にあたっている原子力事業者等から、現場対応について、これまでにとった措置と作業方針の確認を行う。
- ③地方公共団体、警察、消防等と情報共有を行う。

### 《モニタリング結果の情報共有》

主担当の安全規制担当省庁は、原子力事業者等からのモニタリング結果及び放射性物質の放出状況等をとりまとめて、内閣官房、指定行政機関、地方公共団体等に連絡する。



※1 原子力緊急事態宣言発出後

※2 事故発生場所を管轄する都道府県及び市町村

※3 主担当の安全規制担当省庁がとりまとめを行う。

## (8) 広報活動

関係機関は、広報を行うに当たっては、広報の内容、発表時期及び方法等について、相互に緊密な連絡を取り合う。

①広報については、次のとおり行う。

○主担当の安全規制担当省庁（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害対策本部）

主担当の安全規制担当省庁広報責任者は、必要に応じ記者会見を行う。

また、原子力緊急事態宣言発出後は、内閣官房長官、内閣官房副長官（政務）又は内閣危機管理監（以下、内閣官房長官等という。危機管理担当大臣が置かれている場合は、危機管理担当大臣を含む。）が必要に応じて記者会見を行う（主担当の安全規制担当省庁担当局長が同席）。

主担当の安全規制担当省庁広報責任者：

【陸上輸送の場合】文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長又は原子力安全・保安院原子力安全広報課長

【海上輸送の場合】国土交通省海事局検査測度課長

【航空輸送の場合】国土交通省航空局運航課長

○現地

（原災法第10条の特定事象の通報から現地派遣要員が到着し当面の対応が終了するまで）

主担当の安全規制担当省庁広報責任者は、プレス発表資料を作成し、事故等が発生した場所を管轄する都道府県、市町村に対し、必要に応じ、記者クラブへの貼出等の協力を要請する。

（現地派遣要員が到着し当面の対応が終了した後）

主担当の安全規制担当省庁広報責任者は、必要に応じ記者会見を行う。なお、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。

対策拠点施設広報責任者：

【陸上輸送の場合】文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室補佐（防災担当）又は原子力安全・保安院原子力安全広報課企画班長

【海上輸送の場合】国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室長

【航空輸送の場合】国土交通省航空局運航課担当課長補佐

なお、主要な発表は、

【陸上輸送の場合】文部科学省科学技術・学術政策局次長

又は原子力安全・保安院審議官

【海上輸送の場合】国土交通省大臣官房技術審議官

【航空輸送の場合】国土交通省航空局技術部長

が行う。

※主要な発表・・・例：放射性物質等の漏えい状況

立入制限又は退避措置の内容

緊急事態応急対策を実施する区域

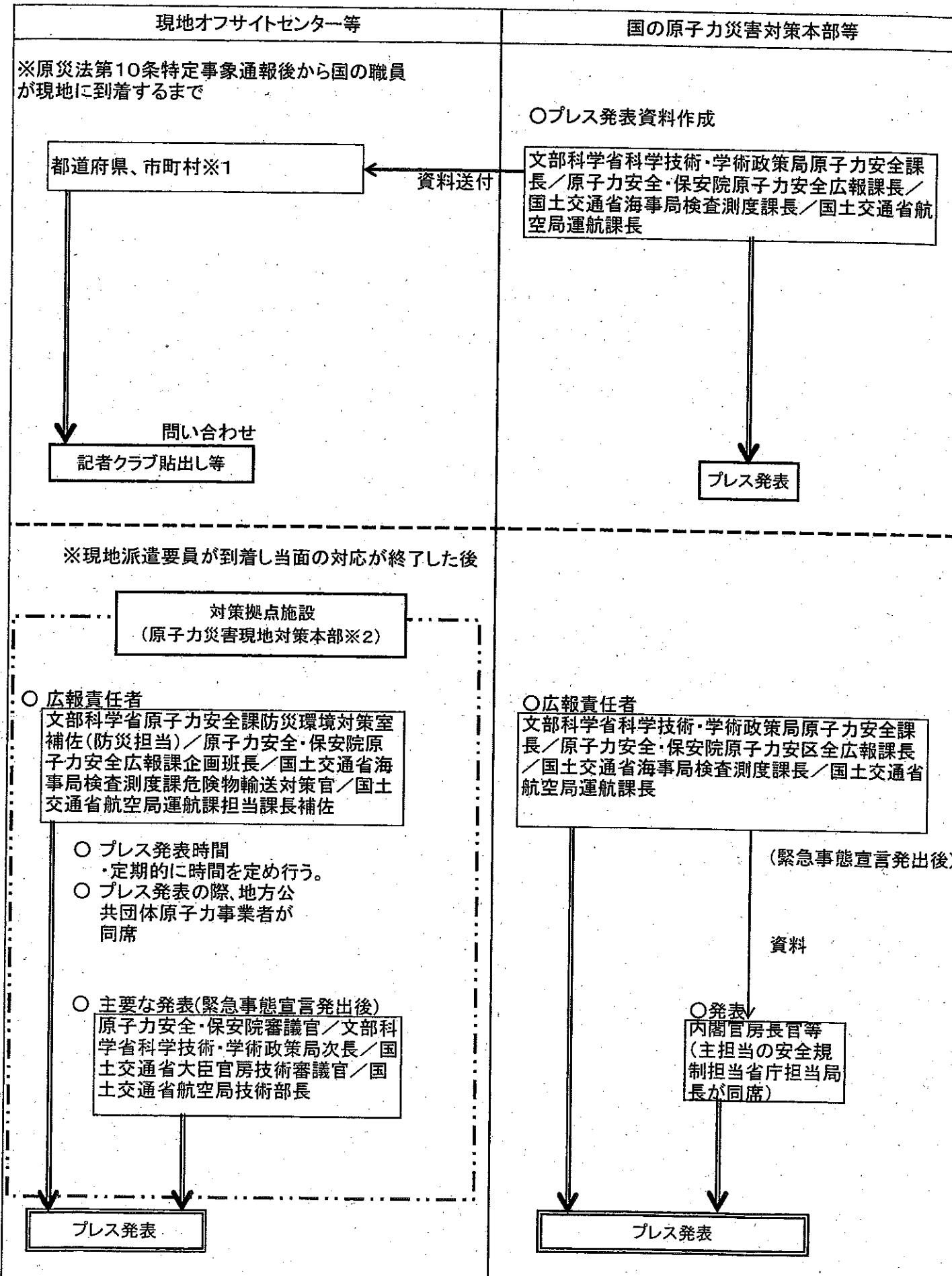
緊急事態解除宣言 等

※広報責任者・・・プレス発表、記者会見の調整等プレス対応の総括を行う。

②各省庁は、個別に行う広報について、報道機関に対し貼出し等をする場合は、主担当の安全規制担当省庁オペレーションルーム、官邸対策室（広報班）、内閣府情報対策室に隨時連絡するものとし、発表内容や状況についても隨時連絡を行う。

③内閣官房においては、関係省庁及び対策拠点施設等において行われる広報を集約の上、官邸記者クラブへの貼出し、内閣官房長官等の記者会見対応等を行う。また、内閣官房長官等の記者会見等においては、必要に応じ、主担当の安全規制担当省庁の代表者の説明及び同席を求める。

④在京大使館等の外国政府等への広報活動については、外務省及び主担当の安全規制担当省庁が密に連絡をとり行うものとし、主担当の安全規制担当省庁は、とりまとめた広報資料等を外務省へ隨時送付する。また、原子力緊急事態宣言後は、原子力災害対策本部広報班から外務省へプレス発表資料等必要な情報を適宜提供の上、外務省より在京大使館等に情報提供等を行う。



※1 事故等が発生した場所を管轄する都道府県、市町村  
 ※2 原子力緊急事態宣言発出後

## 5. 緊急事態応急対策及び 原子力災害対策本部の設置

## (1) 原子力緊急事態宣言の発出

### ①状況の報告及び指示案の提出

- (i) 主担当の安全規制担当省庁は、原災法第15条に該当する原子力緊急事態であると判断した場合は直ちに書面をもって内閣官房、内閣府及び地方公共団体に対し原子力緊急事態の公示案（参考-3）、また、必要がある場合には、地方公共団体の長への指示案（参考-4）を送付し、必要に応じて、今後の見通し等に関する資料を送付する。
- (ii) 内閣危機管理監、安全規制担当省庁等の担当局長及び内閣府政策統括官（防災担当）は、これらの案を速やかに協議決定（必要に応じて地方公共団体の意見を反映）の上、原則として、主担当の安全規制担当大臣が、これらの関係者（内閣府にあっては原則として防災担当大臣）同席のもとに内閣総理大臣に報告し、決定をおおぐ。

### ②原子力緊急事態宣言の発出及び地方公共団体への指示の手続き

〔本項における決裁手続き等を得る時間的猶予がない場合には、必要最小限の者の口頭了解を得て、手続きは事後に行うこととする。〕

内閣府は、速やかに①(i)で送付を受けた原子力緊急事態に係る公示案及び地方公共団体への指示案について、内閣総理大臣の決裁を受け、原子力緊急事態に係る公示の手続きをとる。

### ③原子力緊急事態宣言の発出及び地方公共団体への指示

- (i) 以上を受け、内閣総理大臣は、記者会見を通じ原子力緊急事態宣言を公表する。（参考-5）
- (ii) 主担当の安全規制担当省庁は、必要がある場合には、地方公共団体に対し、①(i)の指示を連絡する。

## (2) 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置

### ① 設置手続

- (i) 内閣府は、速やかに原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部設置のための閣議請議（連絡先：内閣総務官室）の手続（時間的猶予がない場合は口頭で行い、手續は事後に行う。）を行う。（参考－7、資料－8）
- (ii) 主担当の安全規制担当省庁は、原災法第15条に該当する緊急事態であると判断した場合には、直ちに、内閣官房（連絡先：内閣総務官室）に対し、電話等の手段によりその旨及び原子力災害対策本部設置等のための迅速な閣議手続きが必要になる旨を通知し、内閣官房（内閣総務官室）は速やかに閣議を開催できるよう所要の手続を行う。
- (iii) 主担当の安全規制担当省庁は、4.(6)の定めるところに則って、原子力災害現地対策本部の設置場所となる対策拠点施設を定める。（参考－25）
- (iv) 閣議決定については、緊急を要するため、迅速な持ち回り閣議ができるよう夜間・休日の対応を含め、あらかじめ各省庁の体制を整えておく。なお、時間的猶予がない場合は各閣僚の口頭了解を得て、手續は事後に行う。
- (v) 内閣府は、閣議の手續と併行して原災法第16条第2項及び同法第17条第9項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に係る告示ができるよう所要の手続を行う。（参考－9）
- (vi) 内閣府は、本部設置後速やかにその旨を総務省に書面により報告するものとする。また、内閣府は、あらかじめ本部設置に係る報告書の予定稿を作成し、総務省に届けておくものとする。（参考－6）

### ② 組織体制

- （以下の(i)、(ii)の任命、指名は直ちに行い、手續は事後に行うこととする。）
- (i) 5. (1) ②と併せて、内閣府は、原災法第17条第6項及び第7項に基づく原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部職員の内閣総理大臣による任命のための上申手続を行い、主担当の安全規制担当省庁は、同法第17条第13項に基づく原子力災害現地対策本部長、原子力災害現地対策本部員その他の職員の原子力災害対策本部長による指名手続きのための上申手続を行う。（参考－10、参考－11）
  - (ii) 原子力災害現地対策本部長は、安全規制担当省庁の副大臣があたることから、主担当の安全規制担当省庁の副大臣とする。具体的には、陸上輸送の場合、文部科学副大臣又は経済産業副大臣。海上輸送及び航空輸送の場合、国土交通副大臣となる。
  - (iii) 主担当の安全規制担当省庁は、関係省庁と協議のうえ、本部員及び本部職員の名簿をあらかじめ作成し、内閣府に送付しておくものとし、内閣府は当該名簿に基づき任命のための上申手続を行う。また、主担当の安全規制担当省庁は、現地対策本部員その他の職員の名簿を作成し、当該名簿に基づき任命のための上申手続を行う。
  - (iv) 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の組織体制を、別添4及び別添5に、

また、関係機関の役割分担を別添6に示す。原子力災害対策本部の事務は、内閣官房、内閣府及び消防庁の協力を得て、主担当の安全規制担当省庁が行う。

### ③機能グループの役割

原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部に機能別のグループを置く。機能別グループの班とその業務内容は参考-12に示すとおりとする。原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の機能別グループは密接に連携して対応する。

### ④その他

官邸対策室は、その業務を当分の間継続し、重大事件が原子力災害と同時期に発生し内閣の総合調整が必要とされる場合、又は内閣として総合調整を行うべき特段の事情が生じ内閣総理大臣から特に指示があった場合には、同本部との協議を踏まえ、関係閣僚会議の開催について内閣官房長官及び危機管理担当大臣に対し意見具申等を行う。

### ⑤原子力災害対策本部長の権限及びその行使の考え方

原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の権限及びその行使の考え方は、以下のとおり。

次の事項は、口頭で行うものとする。

- (i) 指定行政機関の長から権限の全部又は一部を委任された職員の緊急事態应急対策実施区域における権限の行使についての調整
- (ii) 主務大臣に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項の規定による必要な命令の実施のための指示
- (iii) 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに原災法第19条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対する必要な指示
- (iv) 原子力安全委員会に対する、緊急事態应急対策の実施に関する技術的事項についての必要な助言の要求

次の事項は、それぞれの手続きを経て行うものとする。

- (v) 自衛隊の支援を要請する必要があると認められる場合における防衛大臣に対する、自衛隊法第8条に規定する部隊等の派遣の要請

〔要請を書面により行う時間的猶予がない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合、事後において速やかに書面を提出する。〕

原子力災害対策本部長が、防衛大臣に対する部隊等の派遣の要請を行う旨を決定した場合、主担当の安全規制担当省庁は、以下のアからエの各事項を明らかにした書面（参考－13）により、要請を行う。なお、各事項ごとに最低限明らかにすべき具体的事項は、以下の記載のとおりとする。

ア 原子力災害の状況及び派遣を要請する事由

- ・当該災害に係る原災法第20条第4項に基づく原子力災害派遣の要請である旨
- ・今後の見通し等に関する事項

イ 派遣を希望する期間

- ・派遣を希望する期間の始期
- ・派遣を希望する期間の終期

ただし、派遣期間に関するめどが立たない場合は、「当面の間」とすることも可。

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

- ・原子力緊急事態宣言記載の「緊急事態応急対策を実施すべき区域」
- ・以下の項目のうちから選択（複数可）

モニタリング支援、被害状況の把握、立入制限及び退避の支援、救助活動、消防活動、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去、その他（具体的な内容を記載）

エ その他参考となるべき事項

- ・派遣要請に係る調整窓口（担当課、担当官（電話及びファクシミリ番号））

(vi) 原子力緊急事態宣言において公示された第15条第2項第1号（緊急事態応急対策実施区域）及び第3号（緊急事態応急対策実施区域内の居住者等に対し周知させるべき事項）に掲げる事項についての変更

原子力災害対策本部長は、口頭にて原子力安全委員会の意見を聴いて、公示案（参考－14）について原子力災害対策本部にて決定する。

(vii) 権限の全部又は一部の原子力災害対策副本部長への委任

→原則として委任しないものとする。

(viii) 権限の一部の原子力災害現地対策本部長への委任

主担当の安全規制担当省庁は、参考－15により、原子力災害対策本部長の決裁を受け、原子力災害対策本部長の権限を原子力災害現地対策本部長に委任し、その旨を参考－16により告示する。

**原子力災害対策本部の組織体制**  
(陸上輸送=実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合)

**原子力災害対策本部(設置場所:官邸)**

本部長 : 内閣総理大臣

副本部長: 経済産業大臣(主担当大臣)、国土交通大臣

本部員 : 文部科学大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、科学技術政策担当大臣、防災担当大臣、その他内閣総理大臣が任命する國務大臣、内閣危機管理監、副大臣又は國務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者

事務局長 : 原子力安全・保安院長  
事務局次長: 原子力安全・保安院次長  
国土交通省自動車交通局技術安全部長  
内閣官房危機管理審議官  
内閣府大臣官房審議官(防災担当)  
消防庁審議官

本部事務局

設置場所: 経済産業省  
緊急時対応センター

関係各省庁

原子力安全  
・保安院

情報連絡

・交通省

文部科学省

内閣官房

内閣府

警察庁

総務省

消防庁

外務省

財務省

厚生労働省

農林水産省

気象庁

海上保安庁

環境省

防衛省

| 事務局員(※1)<br>(本部事務局に常駐)<br>(◎: 責任者、○: 班員) | 総括班 | 放射線班 | 事故処理班 | 医療班 | 住民安全班 | 広報班 |
|--|-----|------|-------|-----|-------|-----|
| 原子力安全・保安院企画調整課長                          | ◎   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院企画調整課政策企画官                      | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院企画調整課担当補佐                       | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院企画調整課担当係長                       | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課長                         | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課担当補佐                      | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課担当係長                      | ○   |      |       |     |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課火災对策室長                    | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院核燃料管理規制課担当補佐                    | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課担当補佐                  | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力技術基盤課担当補佐                    | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課事故故障対策室長                  | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課事故対応班長                    | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課事故対応係長                    | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力防災課担当                        | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力審査課長                         | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力審査課耐震室長                      | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院核燃料管理規制課長                       | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院核燃料管理規制課担当補佐                    | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院技術基盤課長                          | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力規制課担当                        | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力安全広報課長                       | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力安全広報課担当                      | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院企画調整課国際室長                       | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院企画調整課国際室調整専門職                   | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院企画調整課機構班長                       | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 資源エネルギー庁電力政策課担当補佐                        | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院核燃料管理規制課担当                      | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院原子力安全広報課担当                      | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課担当                    | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 国土交通省大臣官房参事官(運輸安全防災)付担当者                 | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 国土交通省自動車交通局総務課安全対策室総括                    | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 国土交通省自動車交通局技術安全部環境課低公害車対策官               | ○   | ○    | ○     | ○   |       |     |
| 国土交通省自動車交通局技術安全部環境課担当係長                  | ○   | ○    | ○     | ○   |       |     |
| 国土交通省河川局防災課災害対策室担当補佐                     | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 文部科学省科学技術・学術政策局原子力規制室安全審査調整官             | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室補佐(環境担当)           | ○   |      | ○     | ○   |       |     |
| 文部科学省研究振興局研究振興戦略官付課長補佐                   | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 文部科学省大臣官房又教施設企画部施設企画課防災推進室担当者            | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 文部科学省高等教育局医学教育課担当者                       | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 内閣官房内閣事務官                                | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 内閣官房内閣事務官                                | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 内閣官房内閣情報調査室内閣情報調査センター担当官                 | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 内閣府政策統括官付参考官(災害応急対策担当)付参考官補佐             | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課担当補佐               | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 内閣府原子力安全委員会事務局担当補佐                       | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 警察庁警備局警備課担当補佐                            | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 総務省大臣官房総務課担当補佐                           | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 消防省特殊災害室担当補佐                             | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室担当補佐          | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 財務省大臣官房総合政策課政策推進室課長補佐                    | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 厚生労働省大臣官房厚生科学課担当補佐                       | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課担当専門官                | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課課長補佐                  | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 気象庁総務部企画課担当係長                            | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 海上保安庁警備救援難部防災課専門官                        | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 環境省大気環境局大気環境課担当補佐                        | ○   |      |       | ○   |       |     |
| 防衛省運用企画局事態対処課担当部員                        | ○   |      |       | ○   |       |     |

※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。  
さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

※2 併任者とする。

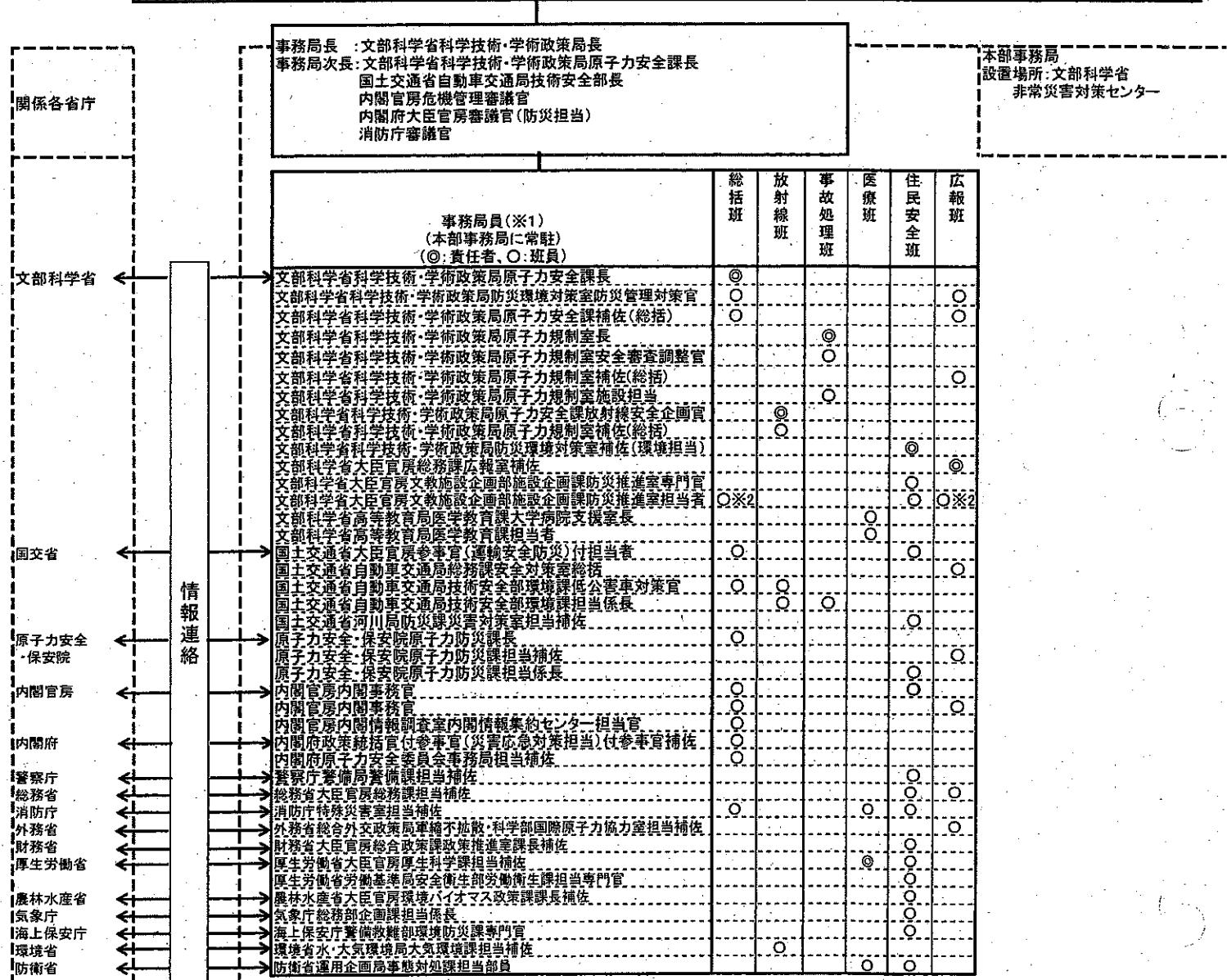
## 原子力災害対策本部の組織体制(陸上輸送=その他の場合)

## 原子力災害対策本部(設置場所:官邸)

本部長：内閣総理大臣

副本部長：文部科学大臣（主担当大臣）、国土交通大臣

本部員：経済産業大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、科学技術政策担当大臣、防災担当大臣、その他内閣総理大臣が任命する国務大臣、内閣危機管理監、副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者



※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。

さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

※2 借り主とする。

原子力災害対策本部の組織体制  
(海上輸送=実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合)

**原子力災害対策本部(設置場所:官邸)**

|      |  |
|------|--|
| 本部長  | 内閣総理大臣   |
| 副本部長 | 国土交通大臣(主担当大臣)、経済産業大臣   |
| 本部員  | 文部科学大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、科学技術政策担当大臣、防災担当大臣、その他内閣総理大臣が任命する国務大臣、内閣危機管理監、副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者 |

|       |   |
|-------|---|
| 事務局長  | 国土交通省海事局長   |
| 事務局次長 | 国土交通省大臣官房審議官<br>原子力安全・保安院次長<br>内閣官房危機管理審議官<br>内閣府大臣官房審議官(防災担当)<br>消防庁審議官<br>海上保安庁総務部参事官(警戒担当) |

本部事務局  
設置場所:国土交通省  
3号館1027号室

関係各省庁

国土交通省

原子力安全  
・保安院

文部科学省

内閣官房

内閣府

警察庁  
総務省  
消防庁  
外務省  
財務省  
厚生労働省

農林水産省  
気象庁  
海上保安庁

省  
省

情報連絡

|  |  | 総括班                             | 放射線班                            | 事故処理班                           | 医療班                             | 住民安全班                           | 広報班                             |
|--|--|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
|  | 事務局員(※1)<br>(本部事務局に常駐)<br>(◎:責任者、○:班員)   |                                 |                                 |                                 |                                 |                                 |                                 |
| 国土交通省                                    | 国土交通省海事局検査制度課長<br>国土交通省海事局検査測度課担当補佐<br>国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室専門官<br>国土交通省海事局検査測度課専門官<br>国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室係長<br>国土交通省大臣官房参事官(運輸安全防災)付担当者<br>国土交通省河川局防災課災害対策室担当補佐 | ◎<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○ |                                 | ○<br>◎<br>○                     | ○<br>○<br>○                     | ○<br>○<br>○                     | ○<br>○                          |
| 原子力安全<br>・保安院                            | 原子力安全・保安院原子力防災課担当補佐<br>原子力安全・保安院原子力安全広報課担当補佐<br>原子力安全・保安院原子力防災課担当補佐<br>原子力安全・保安院企画調整課担当補佐<br>原子力安全・保安院核燃料管理規制課担当補佐   | ○<br>○<br>○<br>○<br>○           |                                 | ○<br>○<br>○                     |                                 | ○<br>○<br>○                     | ○<br>○                          |
| 文部科学省                                    | 文部科学省科学技術・学術政策局原子力規制室・安全審査調整官<br>文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室補佐(環境担当)<br>文部科学省研究振興局研究振興戦略官付課長補佐  | ○<br>○                          | ◎                               |                                 | ○<br>○                          | ○<br>○                          | ○<br>○                          |
| 内閣官房                                     | 内閣官房内閣事務官<br>内閣官房内閣事務官   | ○<br>○                          |                                 | ○<br>○                          | ○<br>○                          | ○<br>○                          | ○<br>○                          |
| 内閣府                                      | 内閣府内閣情報調査室内閣情報集約センター担当官<br>内閣府政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付参事官補佐<br>内閣府原子力安全委員会事務局担当補佐  | ○<br>○<br>○                     |                                 |                                 |                                 |                                 |                                 |
| 警察庁<br>総務省<br>消防庁<br>外務省<br>財務省<br>厚生労働省 | 警備局警備課担当補佐<br>総務省大臣官房総務課担当補佐<br>消防庁特殊災害室担当補佐<br>外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室担当補佐<br>財務省大臣官房総合政策課政策推進室課長補佐<br>厚生労働省大臣官房厚生科学課担当補佐<br>厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課担当専門官        |                                 | ○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○ | ○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○ | ○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○ | ○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○ | ○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○ |
| 農林水産省<br>気象庁<br>海上保安庁                    | 気象庁総務部企画課担当係長<br>海上保安庁警備救難部環境防災課専門官<br>海上保安庁警備救難部環境防災課業務係長<br>環境省水・大気環境局大気環境課担当補佐<br>防衛省運用企画局事態対処課担当部員   |                                 | ○<br>○<br>○<br>○<br>○           |                                 | ○<br>○<br>○<br>○                | ○<br>○<br>○<br>○                | ○<br>○<br>○<br>○                |

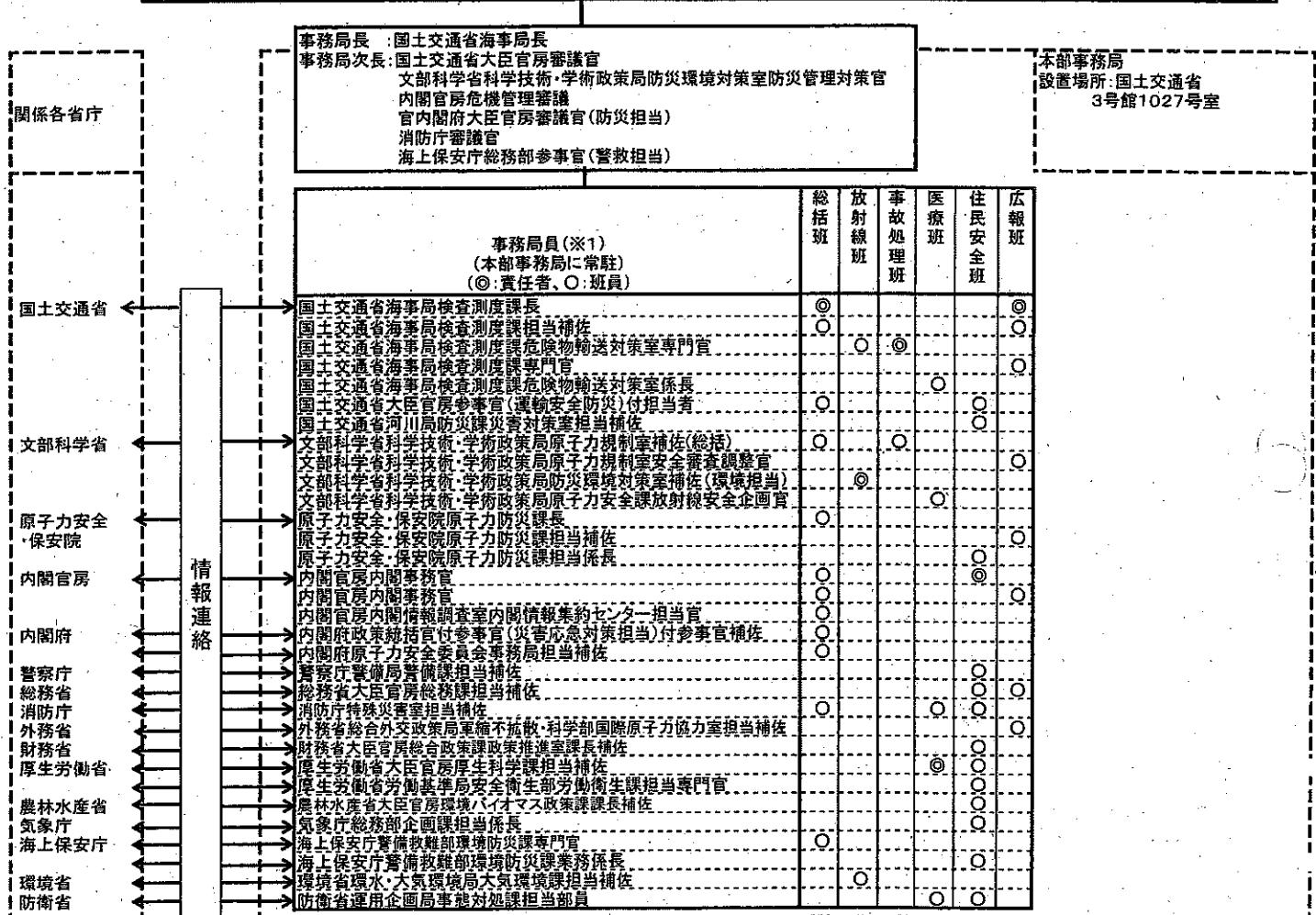
※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。  
さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

※2 併任者とする。

原子力災害対策本部の組織体制(海上輸送=その他の場合)

原子力災害対策本部(設置場所:官邸)

本部長:内閣総理大臣  
副本部長:国土交通大臣(主担当大臣)、文部科学大臣  
本部員:経済産業大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、科学技術政策担当大臣、防災担当大臣、その他内閣総理大臣が任命する国務大臣、内閣危機管理監、副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者



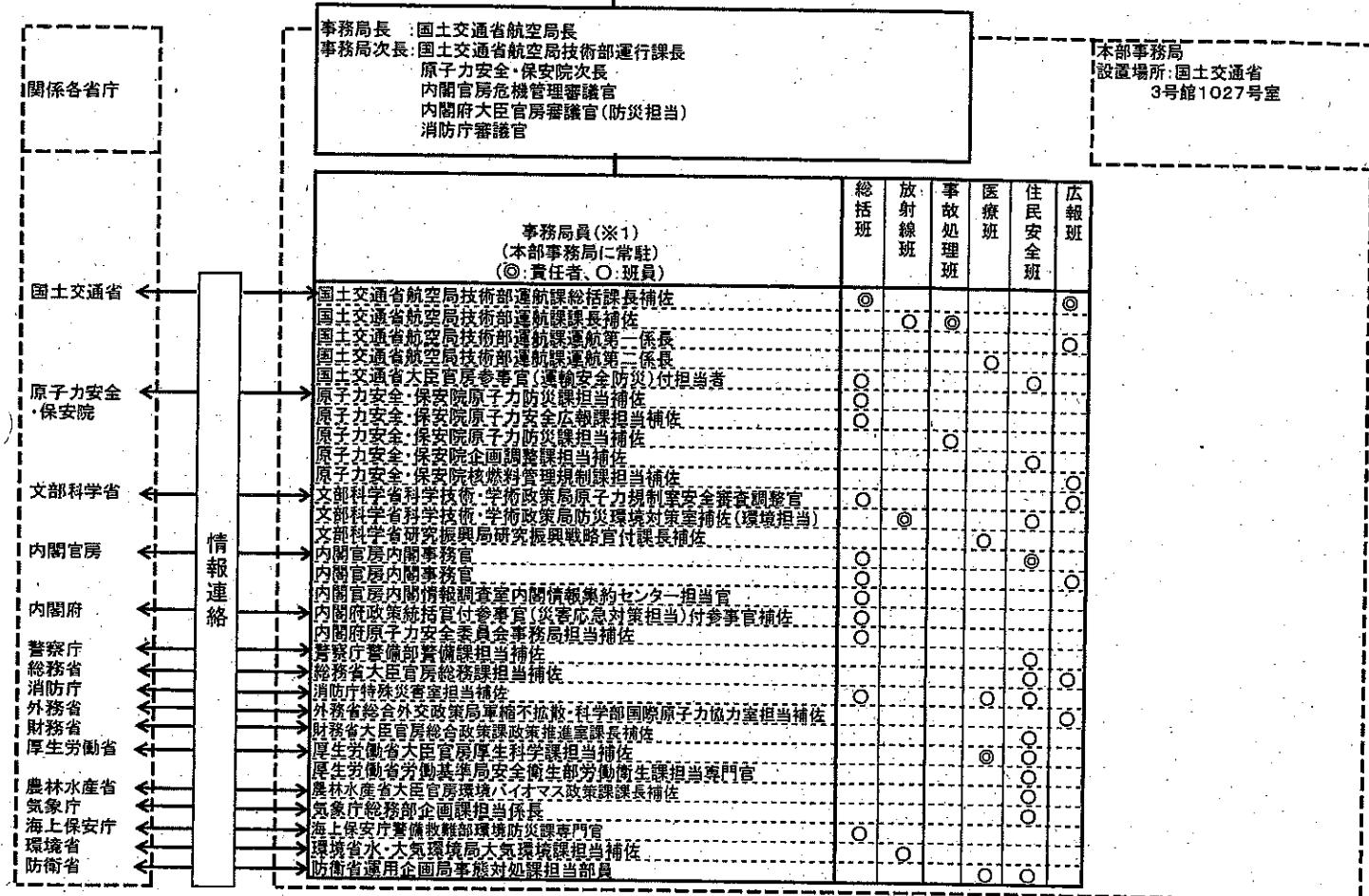
※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。  
さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

※2 併任者とする。

原子力災害対策本部の組織体  
(航空輸送=実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合)

**原子力災害対策本部(設置場所:官邸)**

|  |
|--|
| 本部長 : 内閣総理大臣<br>副本部長: 國土交通大臣(主担当大臣)、経済産業大臣<br>本部員 : 文部科学大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、科学技術政策担当大臣、防災担当大臣、その他内閣総理大臣が任命する國務大臣、内閣危機管理監、副大臣又は國務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者 |
|--|



※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。

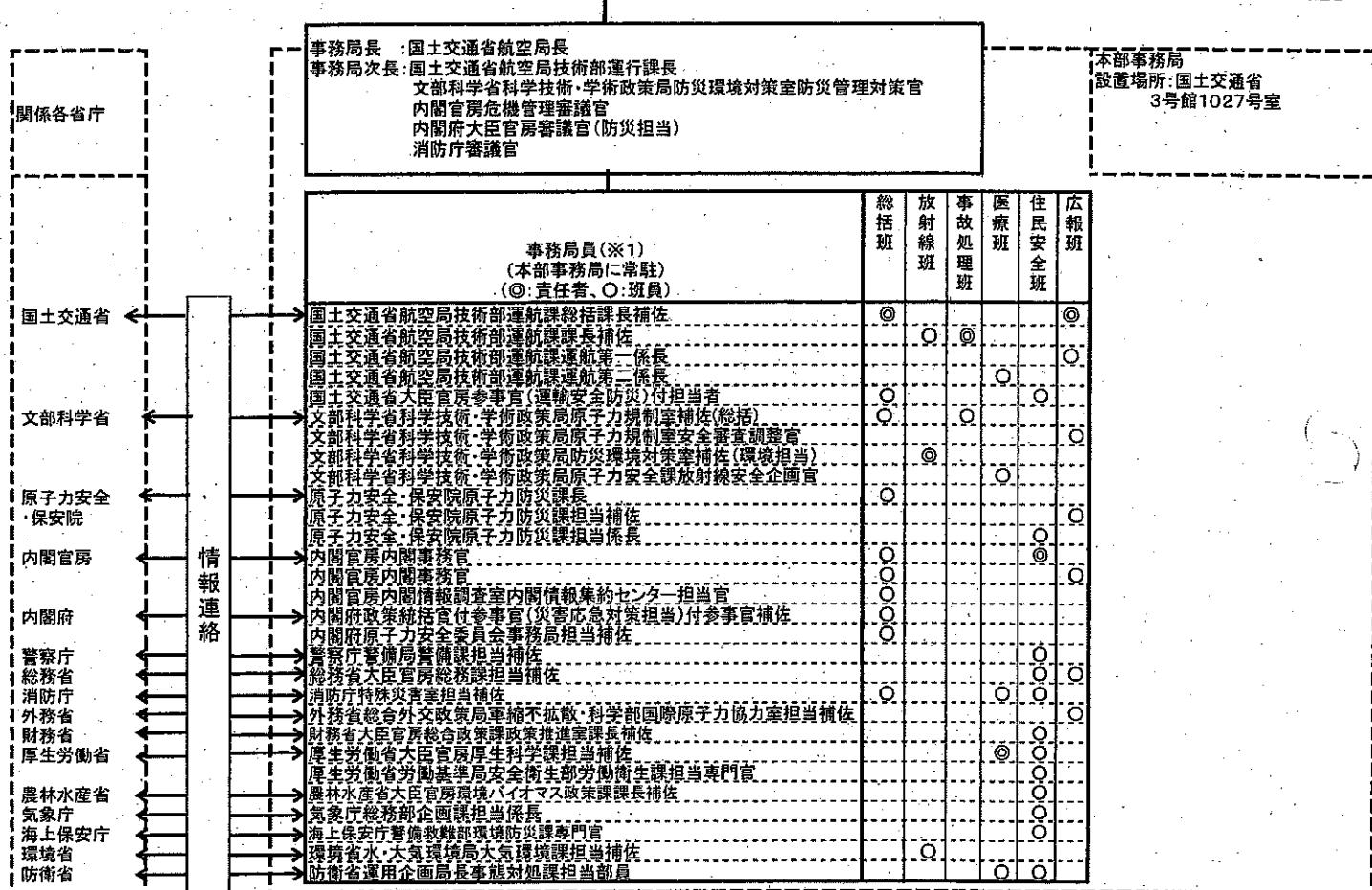
さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

※2 併任者とする。

### 原子力災害対策本部の組織体(航空輸送=その他の場合)

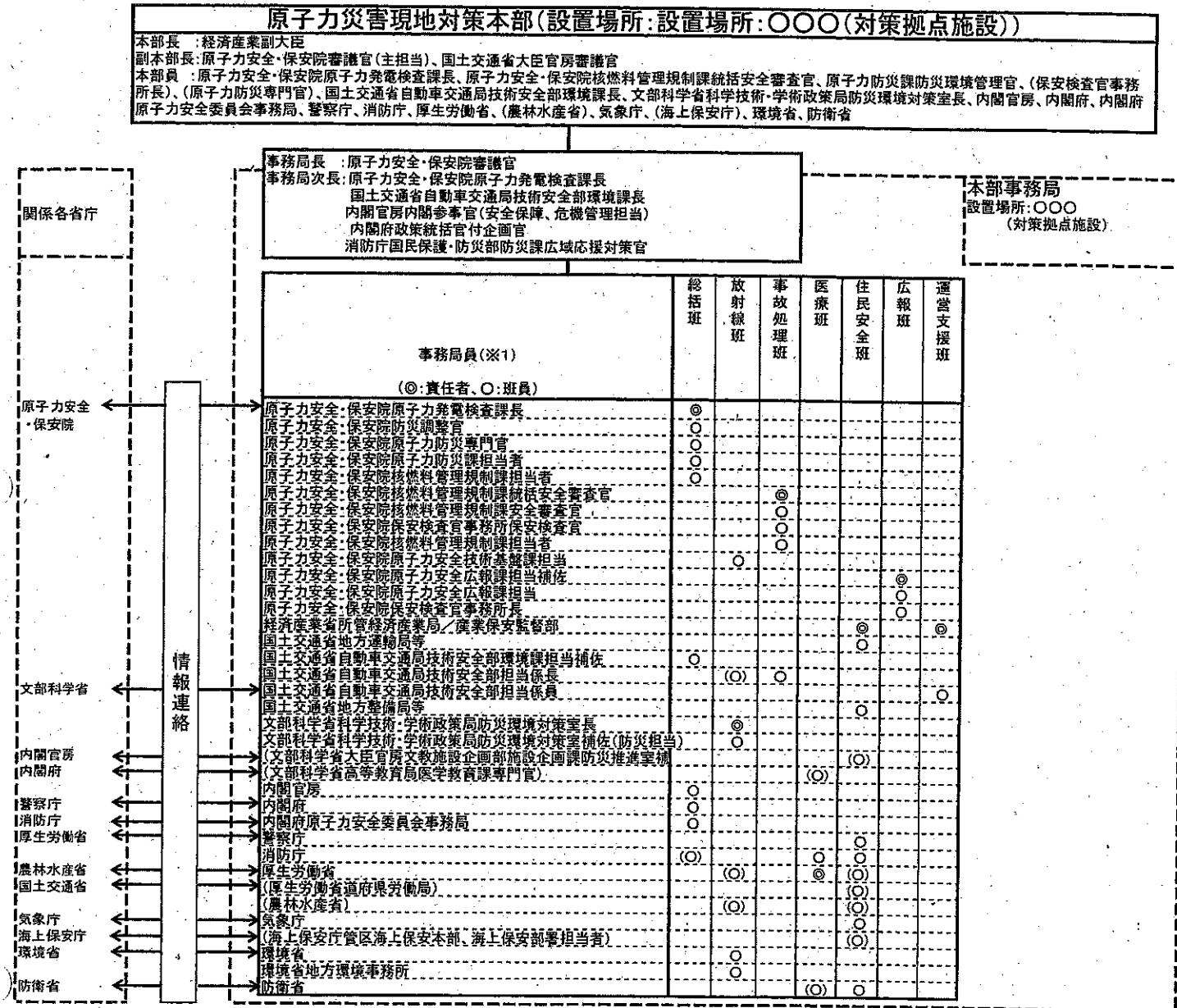
## 原子力災害対策本部(設置場所:官邸)

本部長：内閣総理大臣  
副本部長：国土交通大臣（主担当大臣）、文部科学大臣  
本部員：経済産業大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、科学技術政策担当大臣、防災担当大臣、その他内閣総理大臣が任命する國務大臣、内閣危機管理監、副大臣又は國務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者



\*1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

原子力災害現地対策本部の組織体制  
(陸上輸送=実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合)



※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。  
さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加・動員する。

※2 併任者とする。

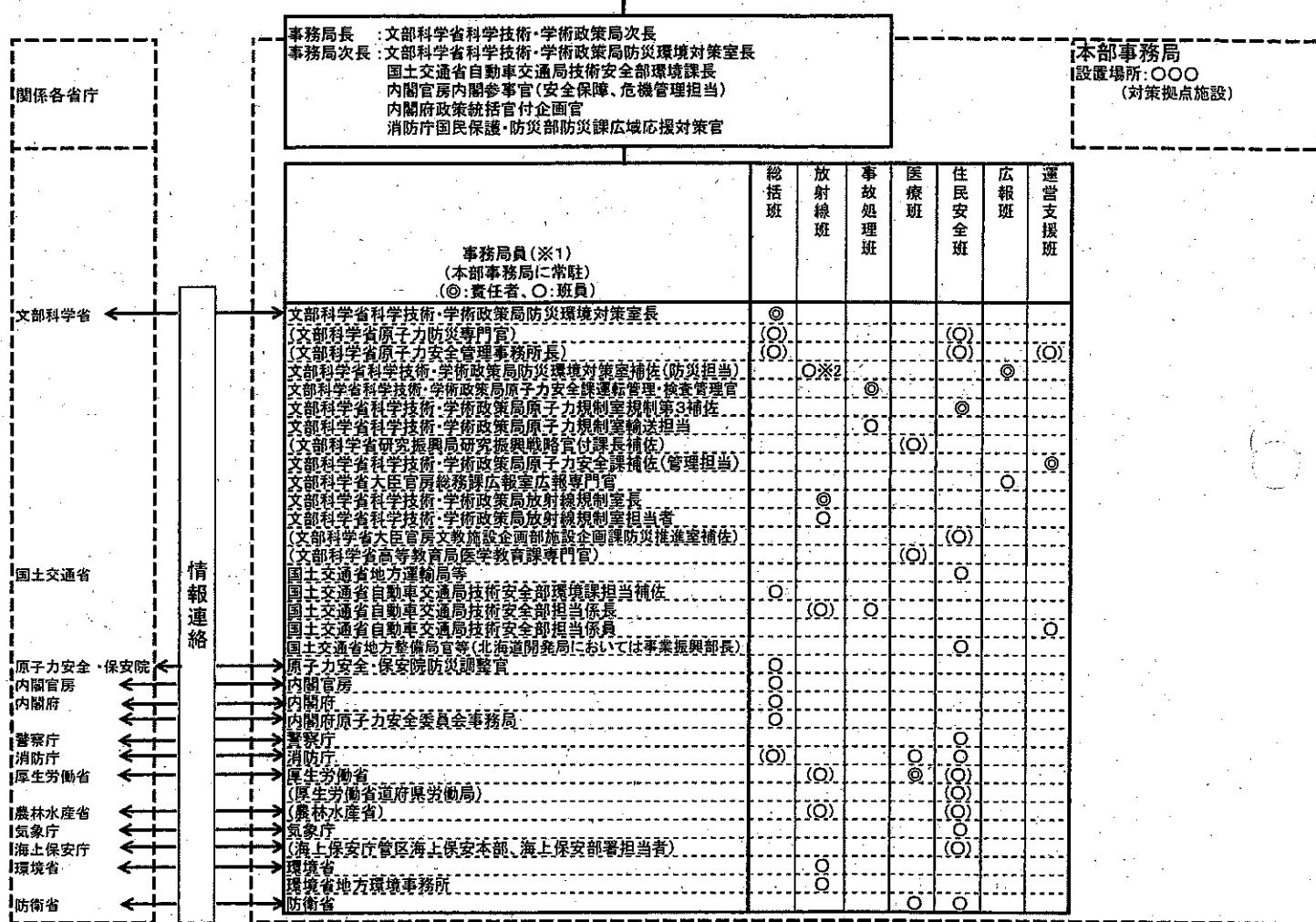
## 原子力災害現地対策本部の組織体制(陸上輸送=その他の場合)

原子力災害現地対策本部(設置場所:○○○(対策拠点施設))

本部長 文部科学副大臣

副本部長:文部科学省科学技術・学術政策局次長、国土交通省大臣官房審議官

本部員：文部科学省大臣官房総務課広報室広報専門官、国土交通省自動車交通局技術安全部環境課長、文部科学省科学技術・学术政策局防災環境対策室長、文部科学省科学技術・学术政策局防災環境対策室主幹(防災担当)、原子力安全・保安院防災調整官、内閣官房、内閣府、内閣府原子力安全委員会事務局、警察庁、消防庁、厚生労働省(農林水産省)、気象庁(海上保安庁)、環境省、防衛省



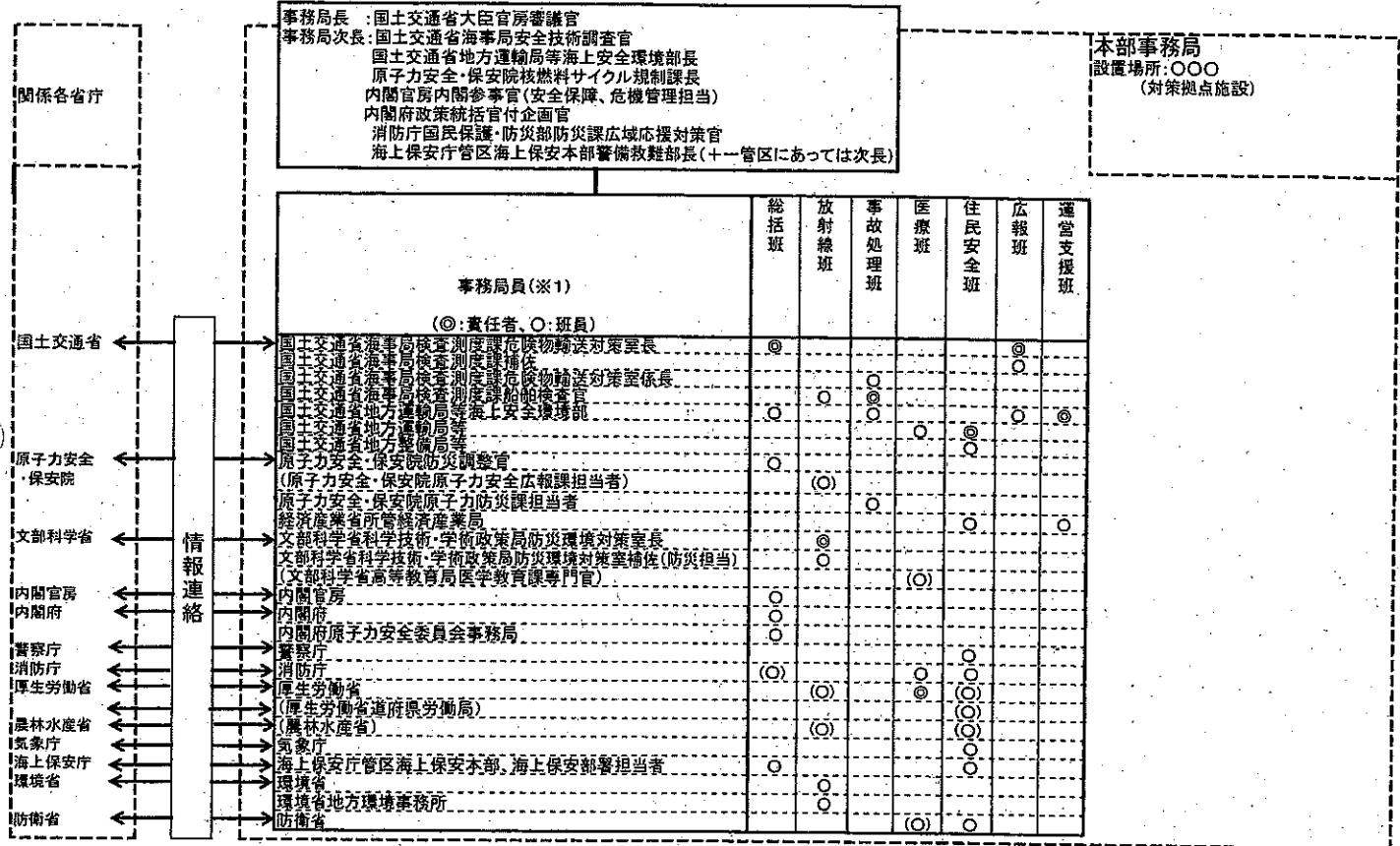
※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

## ※2 併任者とする。

原子力災害現地対策本部の組織体制(海上輸送=実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合)

原子力災害現地対策本部(設置場所:○○○(対策拠点施設))

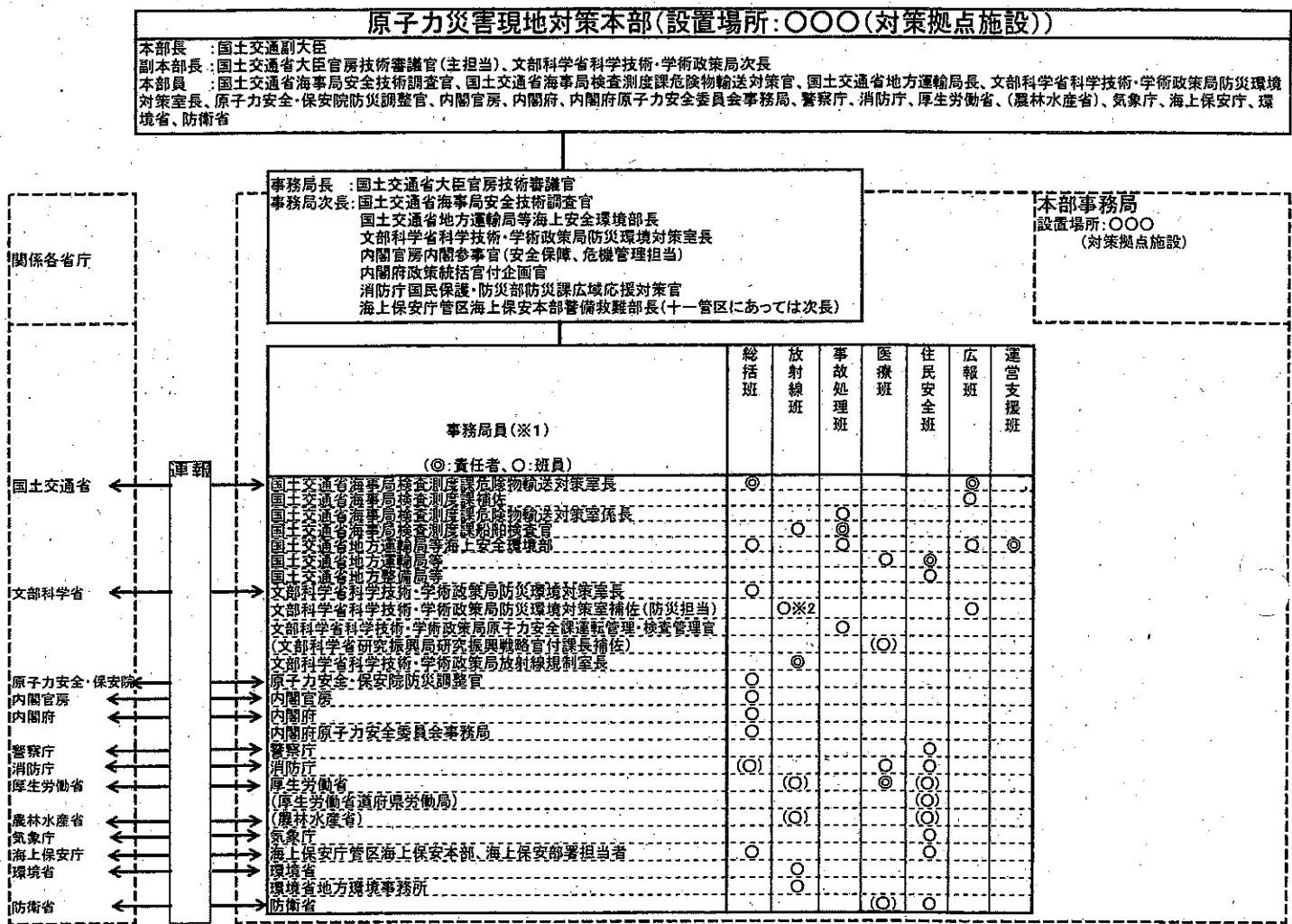
|  |   |
|--|---|
| 本部長  | 国土交通副大臣   |
| 副本部長   | 国土交通省大臣官房技術審議官(主担当)、原子力安全・保安院審議官  |
| 本部員  | 国土交通省海事局安全技術調査官、国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策官、国土交通省地方運輸局長、原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長、文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室長、内閣官房、内閣府、内閣府原子力安全委員会事務局、警察庁、消防庁、厚生労働省、(農林水産省)、気象庁、海上保安庁管区海上保安本部警備救援部長(十一管区にあっては次長) |
| 科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室長、内閣官房、内閣府、内閣府原子力安全委員会事務局、警察庁、消防庁、厚生労働省、(農林水産省)、気象庁、海上保安庁管区海上保安本部警備救援部長(十一管区にあっては次長) |   |



※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。  
さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

※2 併任者とする。

原子力災害現地対策本部の組織体制(海上輸送=その他の場合)

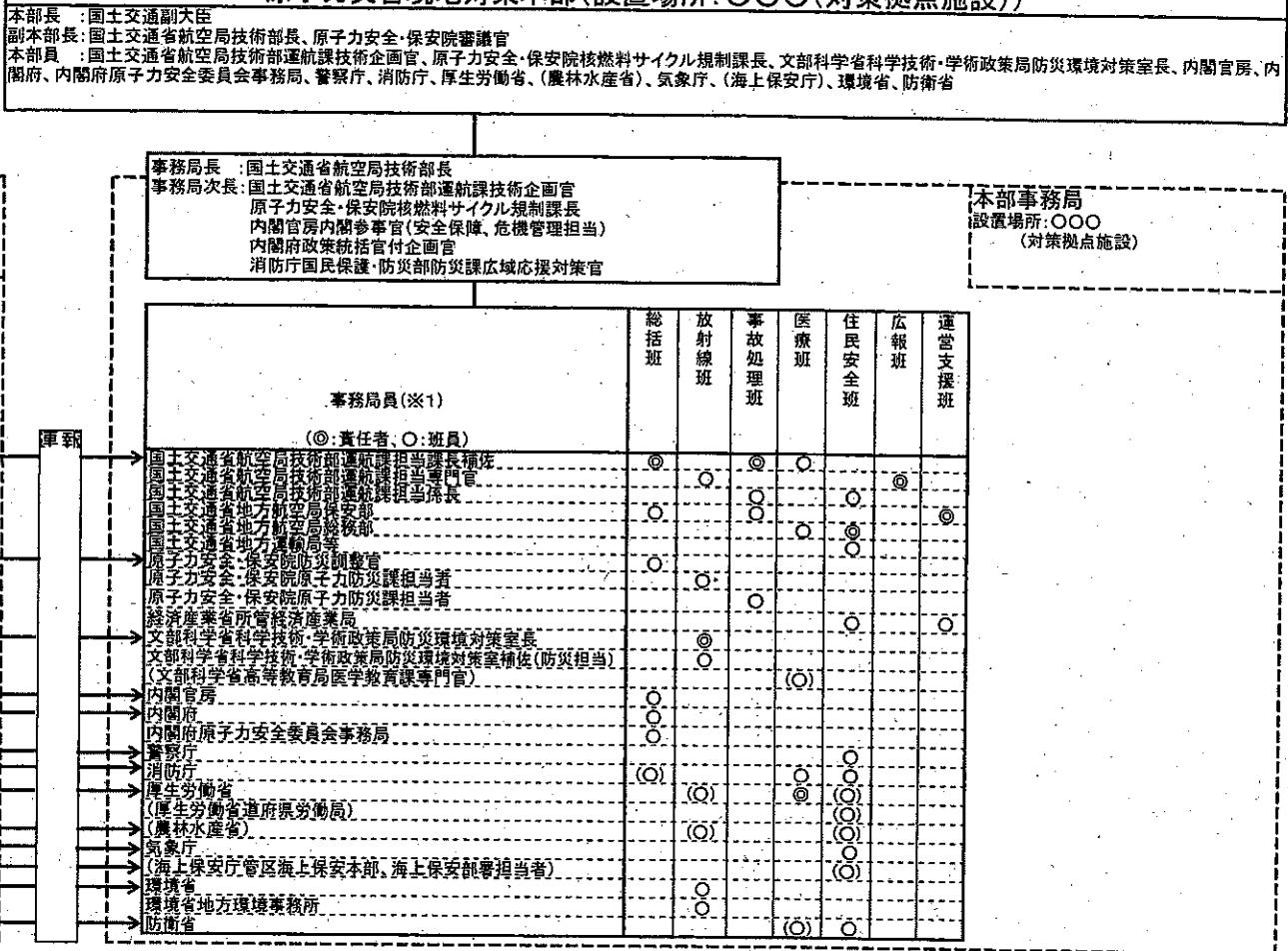


※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。  
さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

※2 併任者とする。

原子力災害現地対策本部の組織体制  
(航空輸送＝実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合)

**原子力災害現地対策本部(設置場所:○○○(対策拠点施設))**

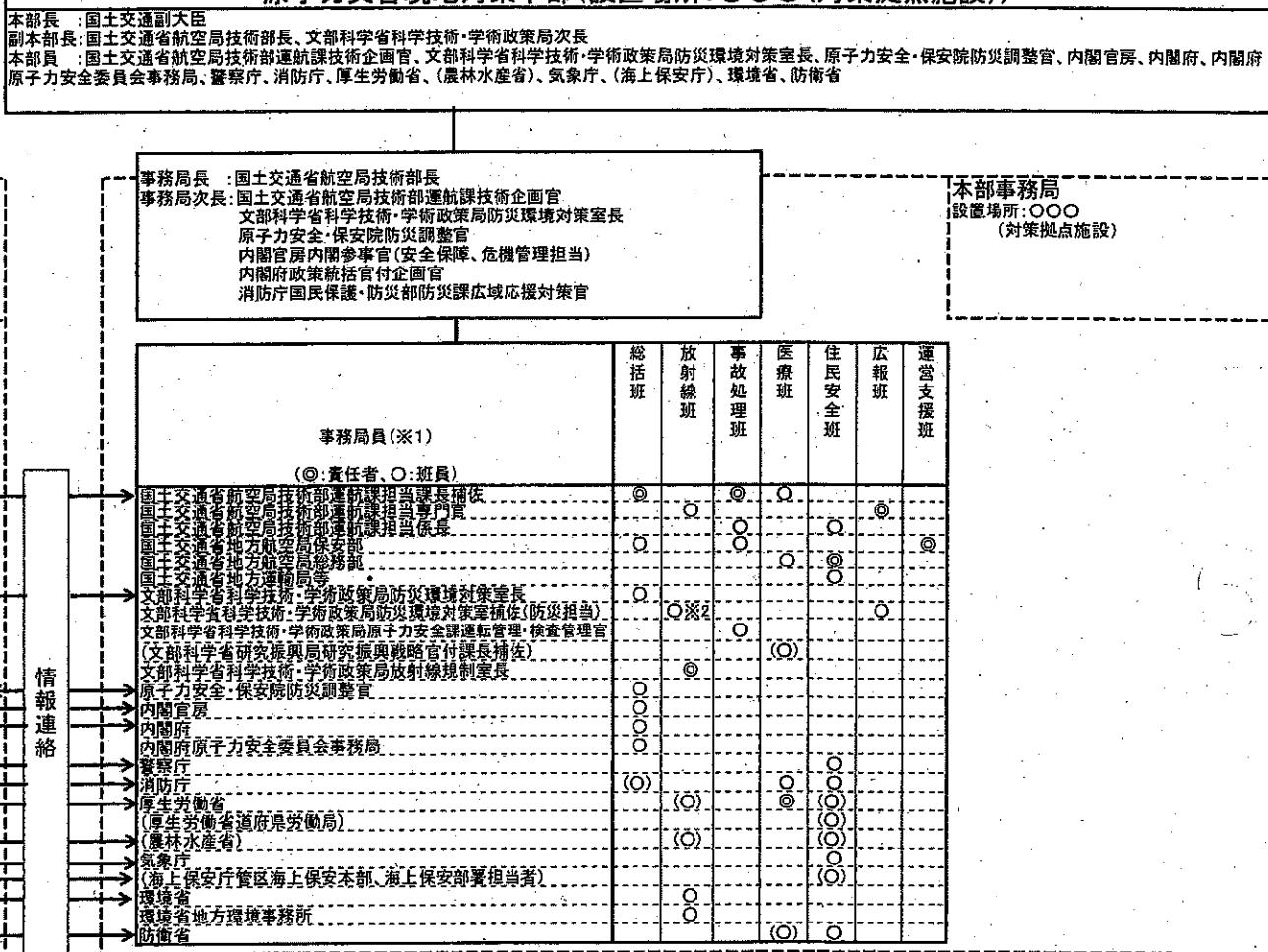


※1 上記機能グループ各班の奉務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。  
さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。

※2 ()書きについては、事故の状況等に応じて、基本的には第2陣として速やかに派遣するものとする。

原子力災害現地対策本部の組織体制(航空輸送=その他の場合)

原子力災害現地対策本部(設置場所:○○○(対策拠点施設))



※1 上記機能グループ各班の事務局員については、あらかじめ安全規制担当省庁に原災法の「その他職員」として登録する。さらに、上記の局員以外にも必要に応じて適宜追加、勤員する。

※2 併任者とする。

※3 ()書きについては、事故の状況等に応じて、基本的には第2陣として速やかに派遣するものとする。

緊急事態応急対策の実施内容と本部における関係各機関の役割分担

主担当組織 担当組織からの要請による支援組織、あるいは連絡による待機組織

| 対応項目                                       | 関連組織 | △・要旨       |     |    |     |            |     |     |     |     |     | 参考    |       |       |     |     |       |     |     |            |
|--|------|------------|-----|----|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|------------|
|  |      | 地方公<br>共団体 | 事業者 | 官邸 | 内閣府 | 原子力<br>委員会 | 警察庁 | 総務省 | 消防庁 | 外務省 | 厚生省 | 農林水産省 | 経済産業省 | 国土交通省 | 気象庁 | 保安庁 | 海上保安庁 | 環境省 | 防衛省 | 公機共<br>用機関 |
| 法第10条に<br>依る通報                             | ○    | △          |     |    |     |            |     |     |     |     | △   | △     | △     | △     | △   | △   |       |     | △   | △          |
| 法第15条の判断<br>に係る機関への<br>連絡及び隊員モニタ<br>ー      | △    | △          | ○   | ○  | △   | △          | △   | △   | △   | △   | ○   | △     | △     | ○     | ○   | △   | △     | △   | △   | △          |
| 環境整備監視工事<br>による保全作業と<br>環境汚染防除工事の<br>連絡    | ○    |            |     |    |     |            |     |     |     |     | ○   |       |       |       |     |     |       |     |     |            |
| 事業者の企画策<br>定、情報の<br>運営、実施、<br>監査の実績の<br>評価 | ○    | △          |     |    |     |            |     |     |     |     | △   |       |       |       | △   | △   | △     |     |     |            |
| 専門家の派遣                                     |      |            |     |    |     |            |     |     |     | ○   | ○   | ○     | ○     | ○     | ○   | ○   | ○     | ○   | ○   | △          |
| 自衛隊派遣要請                                    |      |            |     |    |     |            |     |     |     |     |     |       |       | ○※3   | ○※3 | ○※3 |       |     | △   |            |

## 緊急事態応急対策の実施内容と本部における関係各機関の役割分担

○: 主担当組織 △: 共同協力組織 □: 相当組織からの要請による支援組織、あるいは連絡による待機組織

| 関連組織<br>対応項目 | 原子力<br>事業者 | 地方公<br>共団体 | 官邸 | 内閣府 | 原子力<br>委員会 | 警察庁                 | 総務省       | 外務省       | 消防庁 | 財務省 | 文<br>部<br>科学省 | 厚<br>生<br>労働省 | 農<br>林<br>水産省 | 國<br>土<br>交通省 | 氣象庁 | 海<br>上<br>環<br>境<br>省 | 公<br>共<br>防<br>衛<br>省 | 機<br>関    | 備<br>考  |
|--------------|------------|------------|----|-----|------------|---------------------|-----------|-----------|-----|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|-----|-----------------------|-----------------------|-----------|---|
| 退避の指導・助言     | △          |            |    |     | □<br>(助言)  |                     |           |           |     | ○   |               |               | ○             | ○             |     |                       |                       |           | □<br>(原子力災害<br>緊急時)<br>△<br>(緊急時)<br>○<br>(緊急時) |
| 立入制限         | ○          | ○          |    |     | □<br>(助言)  | ○<br>(緊急時)<br>(緊急時) |           |           |     |     |               |               |               |               |     |                       | ○<br>(緊急時)<br>(緊急時)   | ○<br>(輸送) |   |
| 社会秩序の維持      | ○          |            |    |     | □<br>(助言)  | ○                   |           |           |     |     |               |               |               |               |     |                       | ○                     |           |   |
| 救助・救急        | ○          | ○          |    |     | □<br>(助言)  | ○                   |           |           |     |     |               |               |               |               |     |                       | ○                     |           | ○   |
| 医療           | ○          |            |    |     | □<br>(助言)  |                     |           |           |     |     |               |               |               |               |     |                       | ○<br>(輸送)             |           |   |
| 消防           | ○          | ○          |    |     | □<br>(助言)  |                     |           |           |     | ○   |               |               | ○             |               |     | ○<br>(海上)             |                       | ○<br>(輸送) |   |
| 公衆への情報提供     | ○          | ○          | ○  |     | □<br>(助言)  | □<br>(助言)           | □<br>(助言) | □<br>(助言) |     | ○   | ○             | ○             | ○             | ○             | ○   | ○<br>(航行)<br>(警報)     | ○                     |           | ○<br>(緊急時)<br>(緊急時)<br>(緊急時)<br>(緊急時)           |

### (3) 原子力災害対策本部会議等の開催

原子力災害対策本部長は、緊急事態応急対策を実施するため原子力災害対策本部会議を開催する。

また、内閣危機管理監は、政府としての対応について調整するため、必要に応じ関係局長等会議を開催し、必要な総合調整を行う。

#### ①原子力災害対策本部会議の開催

##### ○開催場所

官邸とする。

##### ○構成員

本部長 内閣総理大臣

副本部長 【陸上輸送の場合】

文部科学大臣又は経済産業大臣※1

国土交通大臣

【海上輸送及び航空輸送の場合】

国土交通大臣

文部科学大臣又は経済産業大臣※1

本部員

総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、科学技術政策担当大臣、防災担当大臣、その他内閣総理大臣が任命する国務大臣、内閣危機管理監、副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者

※1 安全規制担当省庁等となる場合に副本部長となり、その他の場合は本部員とする。

##### ○事務

主担当の安全規制担当省庁が行う。

#### ②関係局長等会議の開催

##### ○開催場所

官邸とする。

##### ○構成員は、以下を基準とする。

議長 内閣危機管理監

副議長 【陸上輸送の場合】

文部科学省科学技術・学術政策局長又は原子力安全・保安院長※2

国土交通省自動車交通局長

【海上輸送の場合】

国土交通省海事局長

文部科学省科学技術・学術政策局長又は原子力安全・保安院長※2

【航空輸送の場合】

国土交通省航空局長

文部科学省科学技術・学術政策局長又は原子力安全・保安院長※2

構成員 内閣官房副長官補（安全保障、危機管理担当）、内閣情報官、内閣広報官、内閣府政策統括官（防災担当）、内閣府原子力安全委員会事務局長、警察庁警備局長、総務省大臣官房長、消防庁次長、外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長、財務省大臣官房審議官、厚生労働省大臣官房技術総括審議官、農林水産省、経済産業省大臣官房長、気象庁次長、海上保安庁警備救難監、環境省水・大気環境局長、防衛省運用企画局長

その他災害の具体的状況等から議長が必要と認める者

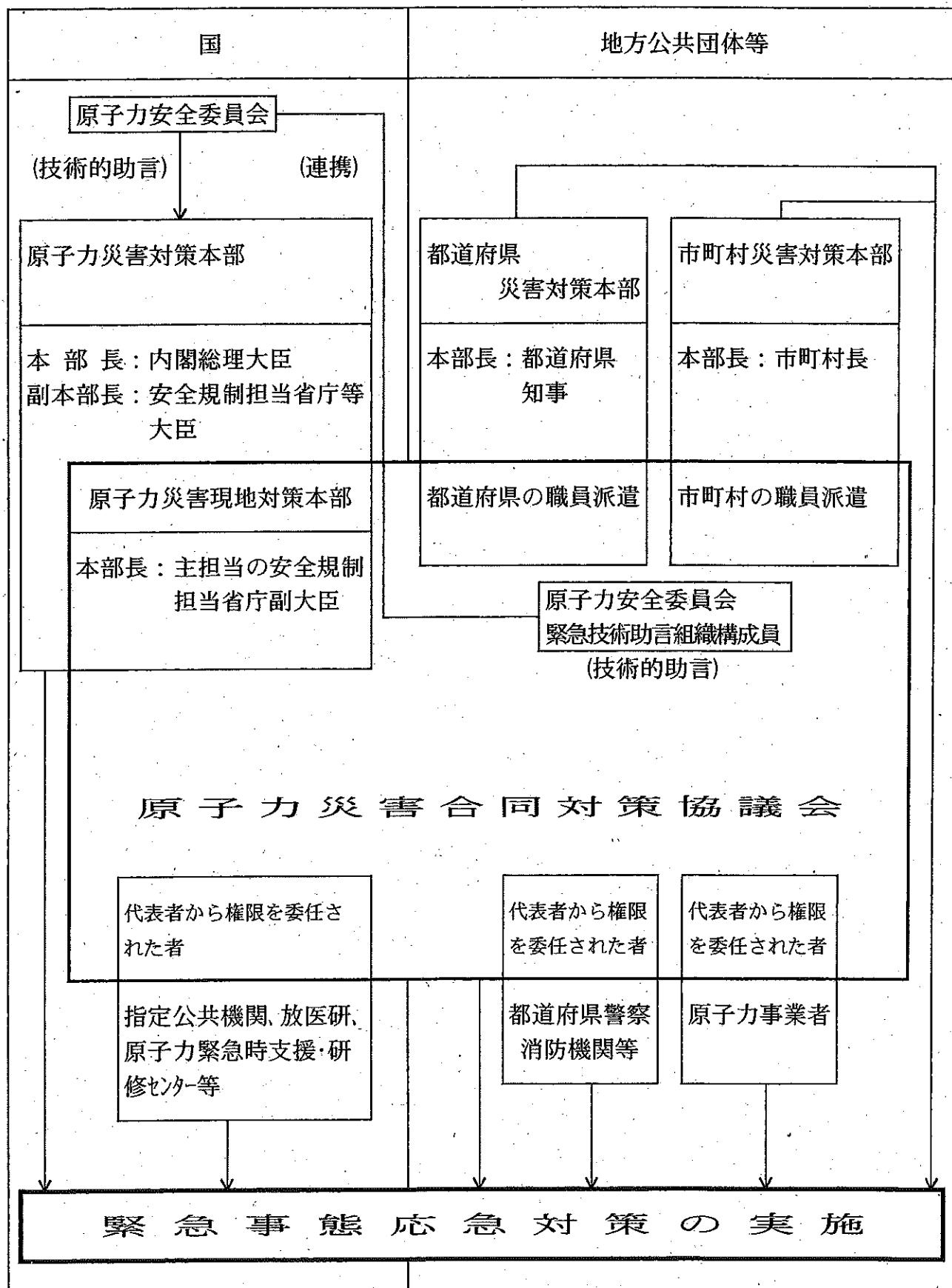
※2 安全規制担当省庁等となる場合に副議長となり、その他の場合は構成員とする。

##### ○事務

官邸対策室が行う。

## (4) 原子力災害合同対策協議会の開催

### ①全体像



## ②組織の役割

### 原子力災害合同対策協議会

#### 緊急事態対応方針決定会議：最重要事項の調整 (議事他は非公開)

- ・事故収束のための措置、退避等重要事項の調整
- ・緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について国の対策本部への提言

#### 対応方針の提示

#### 全体会議：関係者の情報共有、相互協力のための調整 (議事を対策拠点施設内の関係者に公開)

- ・対策拠点施設内の情報共有
- ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認
- ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- ・緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡
- ・各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告、確認
- ・プレス発表内容の確認

### 機能グループ

#### 広報班

- 原子力災害合同対策協議会での決定事項の発表
- ・報道機関への対応
  - ・住民への広報
  - ・住民からの問い合わせ等への対応

#### 総括班

- 対策拠点施設における情報管理
- ・全体統括
  - ・立入制限／退避案作成
  - ・協議会運営
  - ・班間連絡・調整
  - ・国本部、県、市町村本部等との連絡・調整

#### 医療班

- 被災者の医療活動の調整
- ・被害状況の把握
  - ・被ばくを受けた者の救急搬送の検討

#### 放射線班

- 放射線影響評価・予測
- ・被ばく線量の予測
  - ・立入制限／退避勧告の検討
  - ・緊急時モニタリングに関する指示
  - ・緊急時モニタリングデータのとりまとめ

#### 事故処理班

- 事故状況の把握および進展予測
- ・放射性物質の放出状況の情報収集
  - ・事故の進展予測

#### 住民安全班

- 被災者の救助活動および社会秩序の維持
- ・立入制限／退避の調整
  - ・救助／救急活動の調整
  - ・交通規制等の調整
  - ・緊急輸送の調整

#### 運営支援班

- 対策拠点施設の管理
- ・対策拠点施設参集者の食料等の調達
  - ・対策拠点施設内の環境整備
  - ・対策拠点施設の出入管理

対策拠点施設内

| 緊急事態対応方針決定会議－最重要事項の調整  |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 構成員：原子力災害現地対策本部長       | 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官   |
| 原子力安全・保安院審議官           | 原子力安全委員会委員              |
| 国土交通省大臣官房審議官           | 都道府県及び市町村の（現地）災害対策本部長   |
| 内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当） | 原子力事業者（取締役本部長クラス）       |
| 内閣府政策統括官付企画官           | その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者 |

| 全体会議=関係者の情報共有 |   |
|---------------|---|
| 構成員:          | 原子力災害現地対策本部長<br>原子力安全・保安院審議官<br>国土交通省大臣官房審議官<br>国土交通省自動車交通局技術安全部環境課長<br>文部科学省防災環境対策室長<br>(文部科学省文教施設企画部施設企画課防災推進室補佐)   |
|               | 原子力安全委員会委員<br>緊急事態応急対策調査委員<br>都道府県及び市町村(現地)災害対策本部長<br>都道府県警察部長レベル<br>(原子力防災専門官(担当))   |
|               | (保安検査官事務所所長)<br>放射線医学総合研究所<br>原子力緊急時支援・研修センター<br>指定公共機関関係者<br>原子力事業者(取締役本部長クラス)<br>総括班責任者(保安院核燃料サイクル規制課長)<br>放射線班責任者(文部科学省防災環境対策室長)<br>事故処理班責任者(保安院輸送対策室長)<br>医療班責任者(厚生労働省)<br>住民安全班責任者(経済産業省所管経済産業局)<br>広報班責任者(保安院原子力防災課防災環境管理官)<br>連絡支援班(経済産業省所管経済産業局)<br>その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者 |

情報連絡

| 機能グループ(全体会議の構成員を一部含む)(※1)<br>(◎:責任者 ○:副責任者 △:班員 □:助言者) |                                | 総括班 | 放射線班 | 事故処理班 | 医療班 | 住民安全班 | 広報班 | 運営支援班 |
|--|--------------------------------|-----|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 国  | 原子力安全・保安院原子力発電検査課長             | ◎   |      |       |     |       |     |       |
|  | 原子力安全・保安院防災調整官                 | ○   |      |       |     |       |     |       |
|  | 原子力安全・保安院原子力防災専門官              | ○   |      |       |     |       |     |       |
|  | 原子力安全・保安院原子力防災課担当者             | △   |      |       |     | △     |     |       |
|  | 原子力安全・保安院核燃料管理規制課担当者           | △   | △    |       |     |       |     |       |
|  | 原子力安全・保安院核燃料管理規制課統括安全審査官       |     |      | ○     |     |       |     |       |
|  | 原子力安全・保安院核燃料管理規制課安全審査官         |     | ○    |       |     |       |     |       |
|  | 原子力安全・保安院保安検査官事務所保安検査官         |     | ○    |       |     |       |     |       |
|  | 原子力安全・保安院核燃料管理規制課担当者           |     |      | △     |     |       |     |       |
|  | 原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課担当          |     |      |       |     |       | ○   |       |
|  | 原子力安全・保安院原子力安全広報課担当補佐          |     |      |       |     |       |     |       |
|  | 原子力安全・保安院原子力安全広報課担当            |     |      |       |     |       |     |       |
|  | 原子力安全・保安院保安検査官事務所長             |     |      |       |     | ○     | ○   |       |
|  | 経済産業省所管経済産業局／産業保安監督部           |     |      |       |     |       |     |       |
|  | 国土交通省地方運輸局等                    |     |      |       |     |       | ○   |       |
|  | 国土交通省自動車交通局技術安全部環境課担当補佐        |     | ○    |       |     |       |     |       |
|  | 国土交通省自動車交通局技術安全部担当係長           |     | (○)  | ○     |     |       |     |       |
|  | 国土交通省自動車交通局技術安全部担当係員           |     |      |       |     |       |     |       |
|  | 国土交通省地方整備局等                    |     |      |       |     |       | ○   |       |
|  | 文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室長        |     |      | ○     |     |       |     |       |
|  | 文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室補佐(防災担当) |     |      | ○     |     |       |     |       |
|  | (文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室補佐) |     |      |       |     |       | (△) |       |
|  | (文部科学省高等教育局医学教育課専門官)           |     |      |       |     |       | (○) |       |
|  | 内閣官房                           | △   |      |       |     |       |     |       |
|  | 内閣府                            | △   |      |       |     |       |     |       |
|  | 内閣府原子力安全委員会事務局                 | △   |      |       |     |       |     |       |
|  | 警察庁                            |     |      |       |     |       |     |       |
|  | 消防庁                            |     | (△)  |       |     | △     | ○   |       |
|  | 厚生労働省                          |     |      |       |     | ○     | (△) |       |
|  | (厚生労働省道府県労働局)                  |     |      |       |     |       | (△) |       |
|  | (農林水産省)                        |     |      |       |     |       | (△) |       |
|  | 気象庁                            |     |      |       |     |       | △   |       |
|  | (海上保安庁管区海上保安本部、海上保安部署担当者)      |     |      |       |     |       | (○) |       |
|  | 環境省                            |     |      |       |     |       |     |       |
|  | 環境省地方環境事務所                     |     |      |       |     |       |     |       |
|  | 防衛省                            |     |      |       |     |       | (○) | ○     |
| 地方公共団体   | 県                              |     |      |       |     |       |     |       |
|  | ※3                             | ○   | △    |       | △   | △     | △   | △     |
|  | 県警部長レベル                        |     |      |       |     |       | ○   |       |
| 市町村  |                                |     |      |       |     |       |     |       |
|  | ※3                             | ○   | △    |       | △   | △     | △   | △     |
| その他  | 原子力事業者(副所長クラス)※3               |     |      |       |     |       | ○   |       |
|  | 原子力事業者担当者※3                    | △   |      | △2    |     |       |     | △     |
|  | 原子力安全委員会緊急技術助言組織等専門家※2、※3      | □   | □    | □     |     |       |     |       |
|  | 放射線医学総合研究所※3                   |     |      |       |     |       | ○   |       |
|  | 法島大学※6                         |     |      |       |     |       |     |       |
|  | 原子力緊急時支援・研修センター※3              | O2  | O2   | △     | △   |       |     | △     |

※1 上記機能グループ各班の班員は、これを基本とする。

※2 参考-2の派遣専門家リストのうち、国が要請した者がそれぞれの班において技術的に支援

※3 事故の状況等に応じて増減するものとする。

※4 ()書きについては、事故

#### ※5 西日本地域の三次被ばく医療機関として対象とする地

六〇

- 95 -

## 原子力災害合同対策協議会の組織体制(陸上輸送=その他の場合)

原子力災害合同対策協議会

| 緊急事態対応方針決定会議=最重要事項の調整  |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 構成員：原子力災害現地対策本部長       | 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官   |
| 文部科学省科学技術・学術政策局次長      | 原子力安全委員会委員              |
| 国土交通省大臣官房審議官           | 都道府県及び市町村の（現地）災害対策本部長   |
| 内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当） | 原子力事業者（取締役本部長クラス）       |
| 内閣府政策統括官付企画官           | その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者 |

| 全体会議=関係者の情報共有 |   |
|---------------|---|
| 構成員:          | 原子力災害現地対策本部長                                    |
|               | 文部科学省 科学技術・学術政策局次長<br>(文部科学省教施設企画部施設企画課防災推進室補佐) |
|               | 国土交通省大臣官房審議官                                    |
|               | 国土交通省自動車交通局技術安全部環境課長                            |
|               | 原子力安全・保安院防災調整官                                  |
|               | 内閣官房内閣参事官(安全保障、危機管理担当)                          |
|               | 内閣府政策統括官付企画官                                    |
|               | 内閣府原子力安全委員会事務局                                  |
|               | 警察庁   |
|               | 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官                           |
|               | 厚生労働省<br>(農林水産省)                                |
|               | 気象庁   |
|               | (海上保安庁管区海上保安本部警備救難部次長<br>(十一管区にあっては警備救難企画調整官))  |
|               | 原子力安全委員会委員                                      |
|               | 緊急事態応急対策調査委員                                    |
|               | 防衛省   |
|               | 都道府県及び市町村(現地)災害対策本部長                            |
|               | 都道府県警察部長レベル<br>(原子力防災専門官(担当))                   |
|               | (保安検査官事務所所長)                                    |
|               | 放射線医学総合研究所                                      |
|               | 原子力緊急時支援・研修センター                                 |
|               | 指定公共機関関係者                                       |
|               | 原子力事業者(取締役本部長クラス)                               |
|               | 総括班責任者(文部科学省防災環境対策室長)                           |
|               | 放射線班責任者(文部科学省放射線規制室長)                           |
|               | 事故処理班責任者<br>(文部科学省原子力安全課運転管理・検査管理官)             |
|               | 医療班責任者(厚生労働省)                                   |
|               | 社民民主党責任者<br>(文部科学省原子力規制室規制<br>監修官)              |
|               | 広報班責任者(文部科学省防災環境対策室補佐(防災担当))                    |
|               | 運営支援班(文部科学省原子力安全課補佐(管理担当))                      |
|               | その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者                         |

情報連絡

※1 上記機能グループ各班の班員は、これを基本とする。

\*2 参考-2の派遣専門家リストのうち、国が要請した者がそれぞれの班において技術的に支援

※3 事故の状況等に応じて増減するものとする。

※4 〇書きについては、事故の状況等に応じて、基本的には第2陣として速やかに派遣するものとする。

\*5 西日本地域の三次被ばく医療機関として対象とする地域で発生した場合に限る。

原子力災害合同対策協議会の組織体制(海上輸送=実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合)

原子力災害合同対策協議会

| 緊急事態対応方針決定会議=最重要事項の調整                        |  |
|--|--|
| 構成員：原子力災害現地対策本部長                             | 海上保安庁管区海上保安本部警備救難部次長(十一管区にあっては警備救難企画調整官) |
| 国土交通省大臣官房技術審議官                               | 原子力安全委員会委員                               |
| 原子力安全・保安院審議官                                 | 都道府県及び市町村の(現地)災害対策本部長                    |
| 内閣官房内閣参事官(安全保障、危機管理担当)                       | 原子力事業者(取締役本部長クラス)                        |
| 内閣府政策統括官付企画官                                 | その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者                  |
| 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官                        |  |
| 全体会議=関係者の情報共有                                |  |
| 構成員：原子力災害現地対策本部長                             | 原子力安全委員会委員                               |
| 国土交通省大臣官房技術審議官                               | 緊急事態応急対策調査委員                             |
| 国土交通省海事局安全技術調査官                              | 都道府県及び市町村(現地)災害対策本部長                     |
| 国土交通省地方運輸局長等                                 | 都道府県警察部長レベル                              |
| 原子力安全・保安院審議官                                 | 放射線医学総合研究所 (原子力防災専門官(担当))                |
| 原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長                         | 原子力緊急時支援・研修センター (保安検査官事務所所長)             |
| 文部科学省防災環境対策室長                                | 指定公共機関関係者                                |
| 内閣官房内閣参事官(安全保障、危機管理担当)                       | 原子力事業者(取締役本部長クラス)                        |
| 内閣府政策統括官付企画官                                 | 総括班責任者(国土交通省検査測度課危険物輸送対策官)               |
| 内閣府原子力安全委員会事務局                               | 放射線班責任者(文部科学省防災環境対策室長)                   |
| 警察庁  | 事故処理班責任者(国土交通省検査測度課危険物輸送対策官)             |
| 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官                        | 医療班責任者(厚生労働省)                            |
| 厚生労働省  | 住民安全班責任者(国土交通省地方運輸局交通環境部)                |
| (農林水産省)                                      | 広報班責任者(国土交通省検査測度課危険物輸送対策官)               |
| 気象庁  | 運営支援班(国土交通省地方運輸局海上安全環境部)                 |
| 海上保安庁管区海上保安本部警備救難部次長<br>(十一管区にあっては警備救難企画調整官) | その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者                  |
| 環境省  |  |
| 防衛省  |  |

情報連絡

※1 上記機能グループ各班の班員は、これを基本とする。

※2 参考-2の派遣専門家リストのうち、国が要請した者がそれぞれの班において技術的に支援

※3 事故の状況等に応じて増減するものとする。

※4 ( )書きについては、事故の状況等に応じて、基本的には第2

※4 ④書面においては、事故の  
※5 西日本地域の三次被ばく障

※5 西日本地

# 原子力災害合同対策協議会の組織体制(海上輸送=その他の場合)

## 原子力災害合同対策協議会

### 緊急事態対応方針決定会議=最重要事項の調整

|  |  |
|--|--|
| 構成員: 原子力災害現地対策本部長<br>国土交通省大臣官房技術審議官<br>文部科学省科学技術・学術政策局次長<br>内閣官房内閣参事官(安全保障、危機管理担当)<br>内閣府政策統括官付企画官 | 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官<br>海上保安庁管区海上保安本部警備救難部次長(十一管区にあっては警備救難企画調整官)<br>原子力安全委員会委員<br>都道府県及び市町村の(現地)災害対策本部長<br>原子力事業者(取締役本部長クラス)<br>その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者 |
|--|--|

### 全体会議=関係者の情報共有

|   |   |
|---|---|
| 構成員: 原子力災害現地対策本部長<br>国土交通省大臣官房技術審議官<br>国土交通省海事局安全技術調査官<br>国土交通省地方運輸局長等<br>文部科学省科学技術・学術政策局次長<br>文部科学省防災環境対策室長<br>原子力安全・保安院防災調整官<br>内閣官房内閣参事官(安全保障、危機管理担当)<br>内閣府政策統括官付企画官<br>内閣府原子力安全委員会事務局<br>警察庁<br>消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官<br>厚生労働省<br>(農林水産省)<br>気象庁<br>海上保安庁管区海上保安本部警備救難部次長<br>(十一管区にあっては警備救難企画調整官)<br>環境省<br>防衛省 | 原子力安全委員会委員<br>緊急事態応急対策調査委員<br>都道府県及び市町村(現地)災害対策本部長<br>都道府県警察部長レベル<br>放射線医学総合研究所<br>原子力緊急時支援・研修センター<br>指定公共機関関係者<br>原子力事業者(取締役本部長クラス)<br>総括班責任者(国土交通省検査測度課危険物輸送対策官)<br>放射線班責任者(文部科学省防災環境対策室長)<br>事故処理班責任者(国土交通省海事局検査測度課船舶検査官)<br>医療班責任者(厚生労働省)<br>住民安全班責任者(国土交通省地方運輸局交通環境部)<br>広報班責任者(国土交通省検査測度課危険物輸送対策官)<br>運営支援班(国土交通省地方運輸局海上安全環境部)<br>その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者 |
|---|---|

機能グループ(全体会議の構成員を一部含む)(※1)  
(◎: 責任者 ○: 副責任者 △: 班員 □: 助言者)

|   | 総括班 | 放射線班 | 事故処理班 | 医療班 | 住民安全班 | 広報班 | 運営支援班 |
|---|-----|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 国土  | ◎   |      |       |     |       | ◎   | ○     |
| 国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室長                          | ◎   |      |       |     |       | ◎   | ○     |
| 国土交通省海事局検査測度課補佐                                 |     | △    |       |     |       |     |       |
| 国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室係長                         | ○   | ○    | ○     |     |       |     |       |
| 国土交通省海事局検査測度課船舶検査官                              | △   | △    | △     |     |       | △   | ○     |
| 国土交通省地方運輸局等海上安全環境部                              | △   | △    | △     |     |       | △   | ○     |
| 国土交通省地方運輸局等                                     | ○   | ○    | ○     |     |       | ○   |       |
| 国土交通省地方整備局等(北海道開発局においては事業振興部長)                  | ○   | ○    | ○     |     |       | ○   |       |
| 文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室長                         | ○   | ○    | ○     |     |       | ○   |       |
| 文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室補佐(防災担当)                  | ○   | ○    | ○     |     |       | ○   |       |
| 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課運転管理・検査管理官<br>(文部科学省研究振興局) | ○   | ○    | ○     |     |       | ○   |       |
| 文部科学省科学技術・学術政策局放射線規制室長                          | ○   | ○    | ○     |     |       | ○   |       |
| 原子力安全・保安院防災調整官                                  | ○   | ○    | ○     |     |       | ○   |       |
| 内閣官房  | △   | △    | △     |     |       | △   | ○     |
| 内閣府   | △   | △    | △     |     |       | △   | ○     |
| 内閣府原子力安全委員会事務局                                  | △   | △    | △     |     |       | △   | ○     |
| 警察庁   | △   | △    | △     |     |       | △   | ○     |
| 消防庁   | (△) | (△)  | (△)   |     |       | (△) | (△)   |
| 厚生労働省   | (△) | (△)  | (△)   |     |       | (△) | (△)   |
| (厚生労働省道府県労働局)                                   | (△) | (△)  | (△)   |     |       | (△) | (△)   |
| (農林水産省)   | (△) | (△)  | (△)   |     |       | (△) | (△)   |
| 気象庁   | (△) | (△)  | (△)   |     |       | (△) | (△)   |
| 海上保安庁管区海上保安本部、海上保安部署担当者                         | ○   | ○    | ○     |     |       | ○   |       |
| 環境省   | △   | △    | △     |     |       | △   | ○     |
| 環境省地方環境事務所                                      | △   | △    | △     |     |       | △   | ○     |
| 防衛省   |     |      |       |     | (○)   | ○   |       |
| 方   | ○   | △    | △     | △   | △     | △   | △     |
| 公   | ○   | △    | △     | △   | △     | △   | △     |
| 共   | ○   | △    | △     | △   | △     | △   | △     |
| 団   | ○   | △    | △     | △   | △     | △   | △     |
| その他   | ○   | △    | ○     | ○   | ○     | ○   | △     |
| 県※3   | ○   | △    | △     | △   | △     | △   | △     |
| 県警部長レベル   | ○   | △    | △     | ○   | ○     | ○   |       |
| 市町村 ※3  | ○   | △    | △     | △   | △     | △   | △     |
| 原子力事業者(副所長クラス) ※3                               | ○   | △    | ○     |     |       | ○   |       |
| 原子力事業者担当者 ※3                                    | △   | △    | △2    |     |       |     | △     |
| 原子力安全委員会緊急技術助言組織等専門家 ※2、※3                      | ○   | □    | □     | □   | ○     |     |       |
| 放射線医学総合研究所 ※3                                   | ○   | ○    | ○     | ○   | ○     |     |       |
| 広島大学※6  | ○2  | ○2   | △     | △   | △     |     |       |
| 原子力緊急時支援・研修センター ※3                              | ○2  | ○2   | △     | △   | △     |     |       |

※1 上記機能グループ各班の班員は、これを基本とする。

※2 参考-2の派遣専門家リストのうち、国が要請した者がそれぞれの班において技術的に支援

※3 事故の状況等に応じて増減するものとする。

※4 ()書きについては、事故の状況等に応じて、基本的には第2陣として速やかに派遣するものとする。

※5 西日本地域の三次被ばく医療機関として対象とする地域で発生した場合に限る。

## 原子力災害合同対策協議会

| 緊急事態対応方針決定会議=最重要事項の調整  |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 構成員：原子力災害現地対策本部長       | 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官   |
| 国土交通省航空局技術部長           | 原子力安全委員会委員              |
| 原子力安全・保安院審議官           | 都道府県及び市町村の（現地）災害対策本部長   |
| 内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当） | 原子力事業者（取締役本部長クラス）       |
| 内閣府政策統括官付企画官           | その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者 |

## 全体会議=関係者の情報共有

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 構成員：原子力災害現地対策本部長                               | 原子力安全委員会委員                  |
| 国土交通省航空局技術部長                                   | 緊急事態応急対策調査委員                |
| 国土交通省海事局安全技術調査官                                | 都道府県及び市町村(現地)災害対策本部長        |
| 国土交通省航空局技術部運航課技術企画官                            | 都道府県警察部長レベル                 |
| 原子力安全・保安院審議官                                   | 放射線医学総合研究所                  |
| 原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長                           | 原子力緊急時支援・研修センター             |
| 文部科学省防災環境対策室長                                  | 指定公共機関関係者                   |
| 内閣官房内閣参事官(安全保障、危機管理担当)                         | 原子力事業者(取締役本部長クラス)           |
| 内閣府政策統括官付企画官                                   | 総括班責任者(国土交通省運航課担当課長補佐)      |
| 内閣府原子力安全委員会事務局                                 | 放射線班責任者(文部科学省防災環境対策室長)      |
| 警察庁  | 事故処理班責任者(国土交通省運航課担当課長補佐)    |
| 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官                          | 医療班責任者(厚生労働省)               |
| 厚生労働省  | 住民安全班責任者(国土交通省地方運輸局交通環境部)   |
| (農林水産省)  | 広報班責任者(国土交通省航空局技術部運航課担当専門官) |
| 気象庁  | 運営支援班(国土交通省地方航空局保安部)        |
| (海上保安庁管区海上保安本部警備救難部次長<br>(十一管区にあっては警備救難企画調整官)) | その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者     |
| 環境省  |                             |
| 防衛省  |                             |

情報連絡

機能グループ(全体会議の構成員を一部含む)(※1)  
(◎:責任者 ○:副責任者 △:班員 □:助言者)

| 機能グループ(全体会議の構成員を一部含む)(※1)<br>(◎:責任者 ○:副責任者 △:班員 □:助言者) |                                | 総括班 | 放射線班 | 事故処理班 | 医療班 | 住民安全班 | 広報班 | 運営支援班 |
|--|--------------------------------|-----|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 国  | 国土交通省航空局技術部運航課担当課長捕佐           | ◎   | ○    | ○     | △   |       |     |       |
|  | 国土交通省航空局技術部運航課担当裏門寅            |     | ○    | △     |     | △     | ○   | ○     |
|  | 国土交通省航空局技術部運航課担当係長             |     |      | △     |     |       |     |       |
|  | 国土交通省地方航空局保安部                  | △   |      | △     | △   | ○     |     | ○     |
|  | 国土交通省地方航空局総務部                  |     |      |       | △   | ○     |     |       |
|  | 国土交通省地方運輸局等                    |     |      |       |     | ○     |     |       |
|  | 原子力安全・保安院防災調整官                 |     | ○    | (○)   |     |       |     |       |
|  | (原子力安全・保安院原子力保安管理課担当者)         |     |      | ○     |     |       |     |       |
|  | 原子力安全・保安院原子力防災課担当者             |     |      |       |     |       |     |       |
|  | 経済産業省所管経済産業局                   |     |      |       |     | ○     |     | ○     |
|  | 文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室長        |     |      | ○     |     |       |     |       |
|  | 文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室捕佐(防災担当) |     | △    |       |     | (○)   |     |       |
|  | (文部科学省研究振興局)                   |     |      |       |     |       |     |       |
|  | 内閣官房                           |     | △    |       |     |       |     |       |
|  | 内閣府                            |     | △    |       |     |       |     |       |
|  | 内閣府原子力安全委員会事務局                 |     | △    |       |     |       |     |       |
|  | 警察庁                            |     |      | (△)   | △   | ○     |     |       |
|  | 消防庁                            |     |      | (△)   | △   | ○     |     |       |
|  | 厚生労働省                          |     |      | (△)   | ○   | (△)   |     |       |
|  | (厚生労働省道府県労働局)                  |     |      | (△)   | ○   | (△)   |     |       |
|  | (農林水産省)                        |     |      | (△)   | ○   | (△)   |     |       |
|  | 気象庁                            |     |      |       | △   | ○     |     |       |
|  | (海上保安庁管区海上保安本部、海上保安部署担当者)      |     |      |       |     |       |     |       |
|  | 環境省                            |     |      | △     |     |       |     |       |
|  | 環境省地方環境事務所                     |     |      | △     |     |       |     |       |
|  | 防衛省                            |     |      | (○)   | ○   |       |     |       |
| 地方公共団体   | 県※3                            | ○   | △    |       | △   | △     | △   | △     |
|  | 県警部長レベル                        |     |      |       |     | ○     |     |       |
|  | 市町村：※3                         | ○   | △    |       | △   | △     | △   | △     |
| その他  | 原子力事業者(副所長クラス)：※3              |     |      |       | ○   |       |     | ○     |
|  | 原子力事業者担当者：※3                   |     |      |       |     |       |     | △     |
|  | 原子力安全委員会緊急技術助言組織等専門家：※2、※3     | △   | □    | △2    | □   | □     |     |       |
|  | 放射医学総合研究所：※3                   |     |      |       |     |       |     |       |
|  | 八島大学：※5                        |     |      |       |     | ○     |     |       |
|  | 原子力緊急時支援研修センター：※3              |     | O2   | O2    | △   | △     |     | △     |

※1 上記機能グループ各班の班員は、これを基本とする。

※2 参考-2の派遣専門家リストのうち、国が要請した者がそれぞれの班において技術的に支援

※3 事故の状況等に応じて増減するものとする。

※4 ( )書きに

#### ※5 西日本地域の三次被ばく医療機関として

第三回 賈母嘆風景，寶玉見金麒麟

## 原子力災害合同対策協議会の組織体制(航空輸送=その他の場合)

原子力災害合同対策協議会

| 緊急事態対応方針決定会議=最重要事項の調整  |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 構成員：原子力災害現地対策本部長       | 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官   |
| 国土交通省大臣官房技術審議官         | 原子力安全委員会委員              |
| 文部科学省科学技術・学術政策局次長      | 都道府県及び市町村の（現地）災害対策本部長   |
| 内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当） | 原子力事業者（取締役本部長クラス）       |
| 内閣府政策統括官付企画官           | その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者 |

## 全体会議=関係者の情報共有

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 構成員：原子力災害現地対策本部長                               | 原子力安全委員会委員                  |
| 国土交通省航空局技術部長                                   | 緊急事態応急対策調査委員                |
| 国土交通省海事局安全技術調査官                                | 都道府県及び市町村(現地)災害対策本部長        |
| 国土交通省航空局技術部運航課技術企画官                            | 都道府県警察部長レベル                 |
| 文部科学省科学技術・学術政策局次長                              | 放射線医学総合研究所                  |
| 文部科学省防災環境対策室長                                  | 原子力緊急時支援・研修センター             |
| 原子力安全・保安院防災調整官                                 | 指定公共機関関係者                   |
| 内閣官房内閣参事官(安全保障、危機管理担当)                         | 原子力事業者(取締役本部長クラス)           |
| 内閣府政策統括官付企画官                                   | 総括班責任者(国土交通省運航課担当課長補佐)      |
| 内閣府原子力安全委員会事務局                                 | 放射線班責任者(文部科学省防災環境対策室長)      |
| 警察庁  | 事故処理班責任者(国土交通省運航課担当課長補佐)    |
| 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官                          | 医療班責任者(厚生労働省)               |
| 厚生労働省  | 住民安全班責任者(国土交通省地方航空局総務部)     |
| (農林水産省)  | 広報班責任者(国土交通省航空局技術部運航課担当専門官) |
| 気象庁  | 運営支援班(国土交通省地方航空局保安部)        |
| (海上保安庁管区海上保安本部警備救難部次長<br>(十一管区にあっては警備救難企画調整官)) | その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者     |
| 環境省  |                             |
| 防衛省  |                             |

機能グループ(全体会議の構成員を一部含む)(※1)  
(◎:責任者 ○:副責任者 △:班員 □:助言者)

※1 上記機能グループ各班の班員は、これを基本とする。

\*2 参考-2の派遣専門家リストのうち、国が要請した者がそれぞれの班において技術的に支援

※3 事故の状況等に応じて増減するものとする。

\*4 ( )書きについては、事故の状況等に応じて、基本的には第

※5 西日本地

（二）監査官が監査のため被検査者に立候する権限を充てた場合に限る。

- 100 -

- 100 -

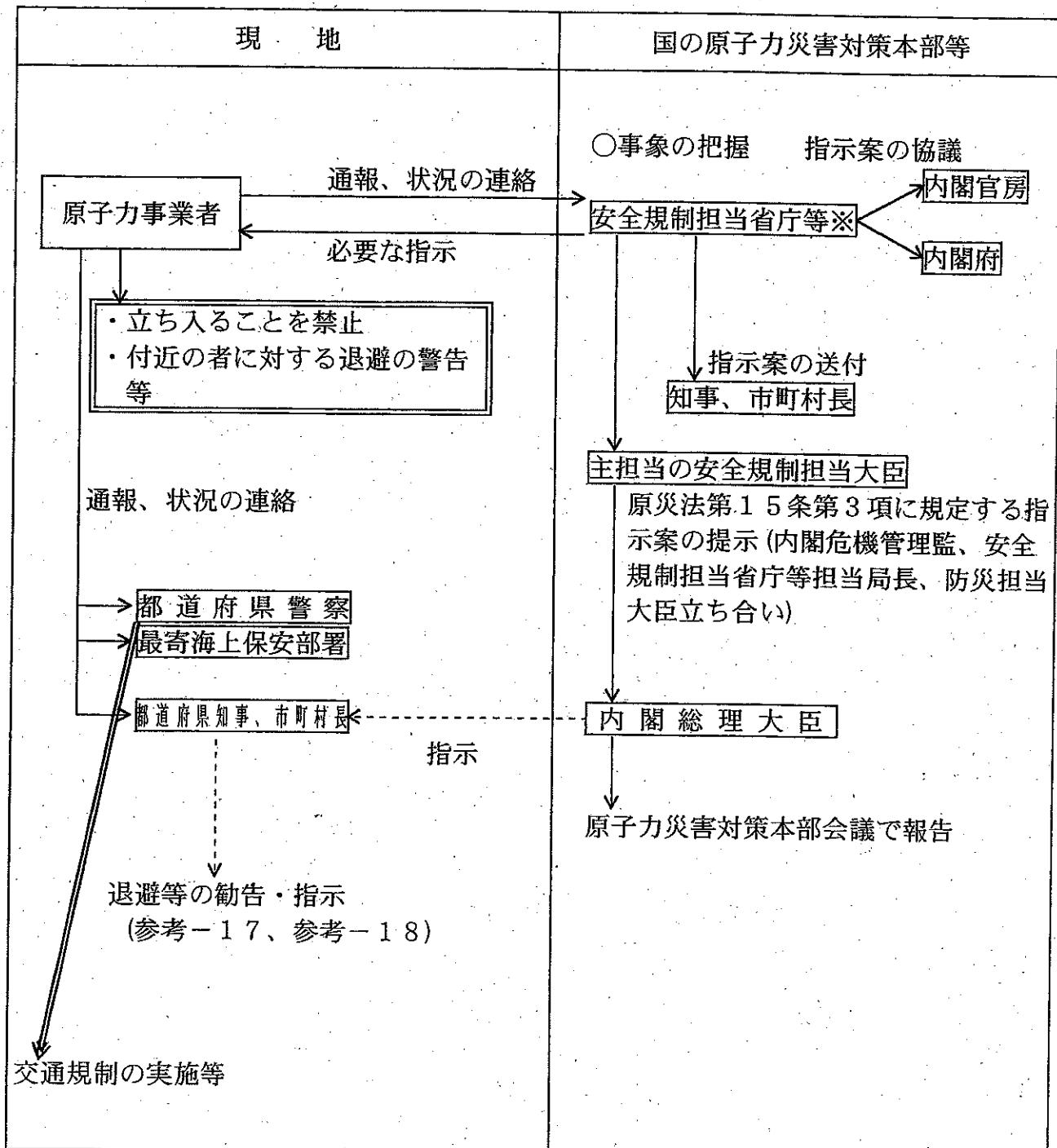
## (5) 緊急事態応急対策の実施

緊急事態応急対策に係る重要事項の調整手続きは、以下のとおり。

- 緊急事態応急対策に係る重要事項の対応方針については、原子力災害合同対策協議会における緊急事態対応方針決定会議において協議決定する。
- 原子力災害現地対策本部長は、調整した対応方針について、必要に応じ、原子力災害対策副本部長を通じ、原子力災害対策本部長に意見具申し、了解を得た上で、実施する。

## ①立入制限措置／退避の勧告又は指示に関する事項

[ケース①：原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段の通報が第15条の原子力緊急事態に該当し、立入制限／退避の実施までに時間的猶予がない場合]

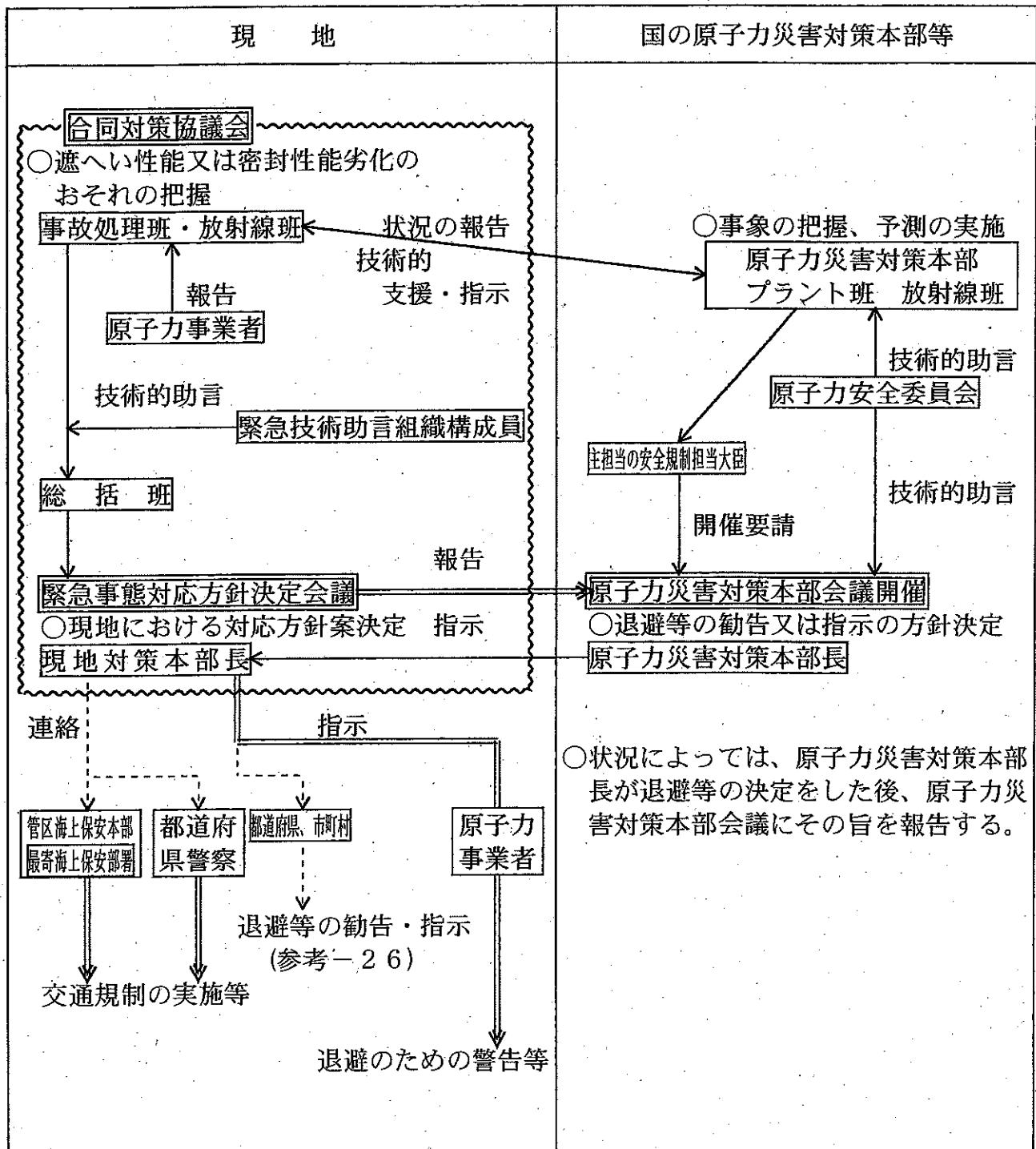


(参考：防護対策指標（参考-19）、核燃料物質輸送に係る仮想的な事故評価について（参考-27）)

\*主担当の安全規制担当省庁がとりまとめを行う。

[ケース②：原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段の通報が第15条の原子力緊急事態に該当し、立入制限／退避実施までに時間的猶予がある場合]

原子力災害合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議構成員が移動中等のため、同会議を開催できない場合には、ケース①における指示案の決定と同様の手続きをとるものとする。

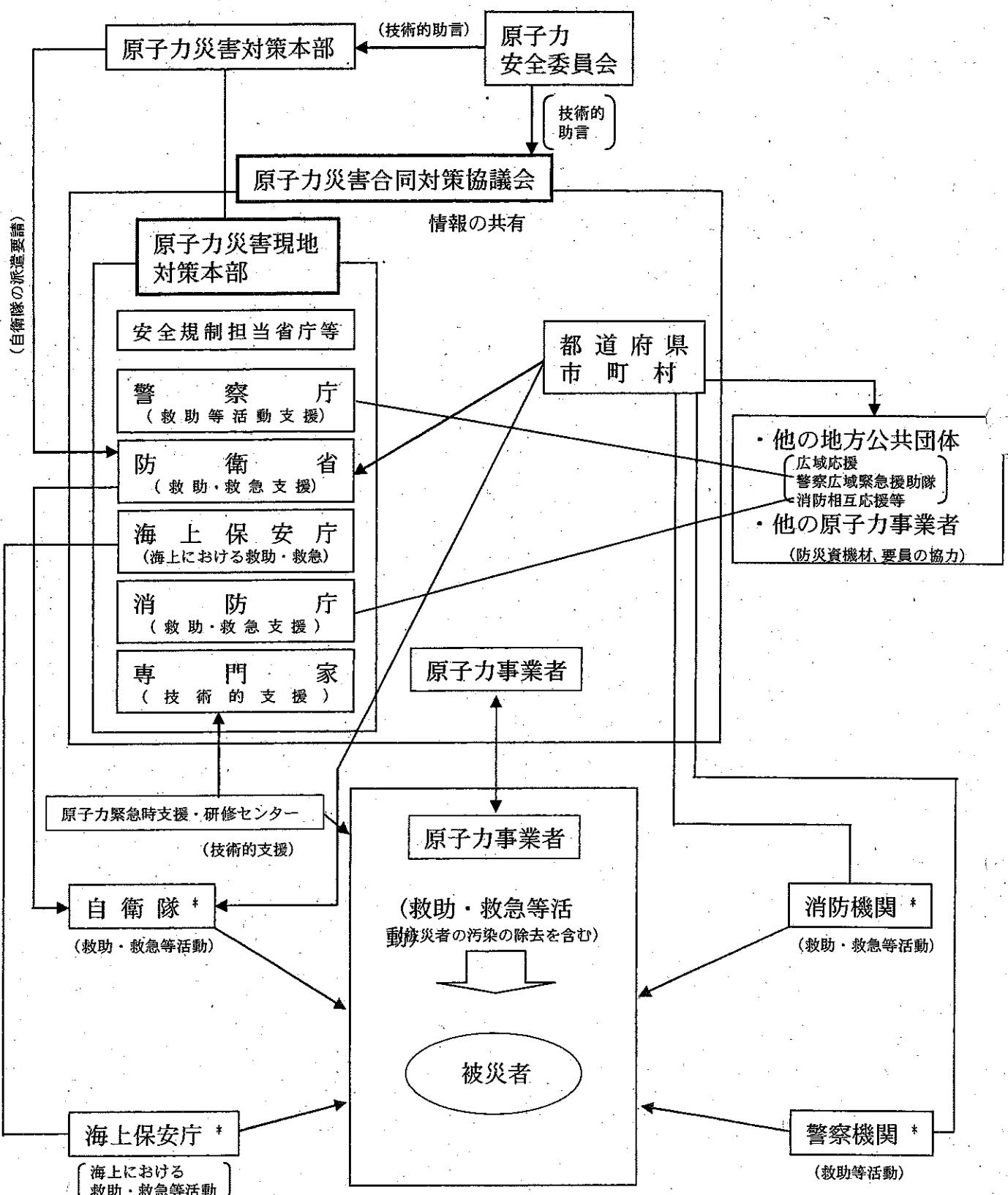


(参考：防護対策指標（参考-19）、核燃料物質輸送に係る仮想的な事故評価について（参考-27）)

## ②被災者の救助・救急等に関する事項

- 関係機関は、原子力災害合同対策協議会において、必要に応じ、又は指定行政機関等の要請に基づき、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行う。また、必要に応じ、原子力事業者又はその他関係機関の協力により、救助・救急活動のための資機材を確保する。
- 関係機関は、放射線防護の専門家等の助言を受け、現場において職員の安全確保に努める。特に、関係機関は、災害現場に職員の派遣を行う場合には、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」に示す防災業務関係者の防護措置を参考にする。  
(参考-21)
- 関係機関は、現場においても相互に緊密な協力、連携を行う。

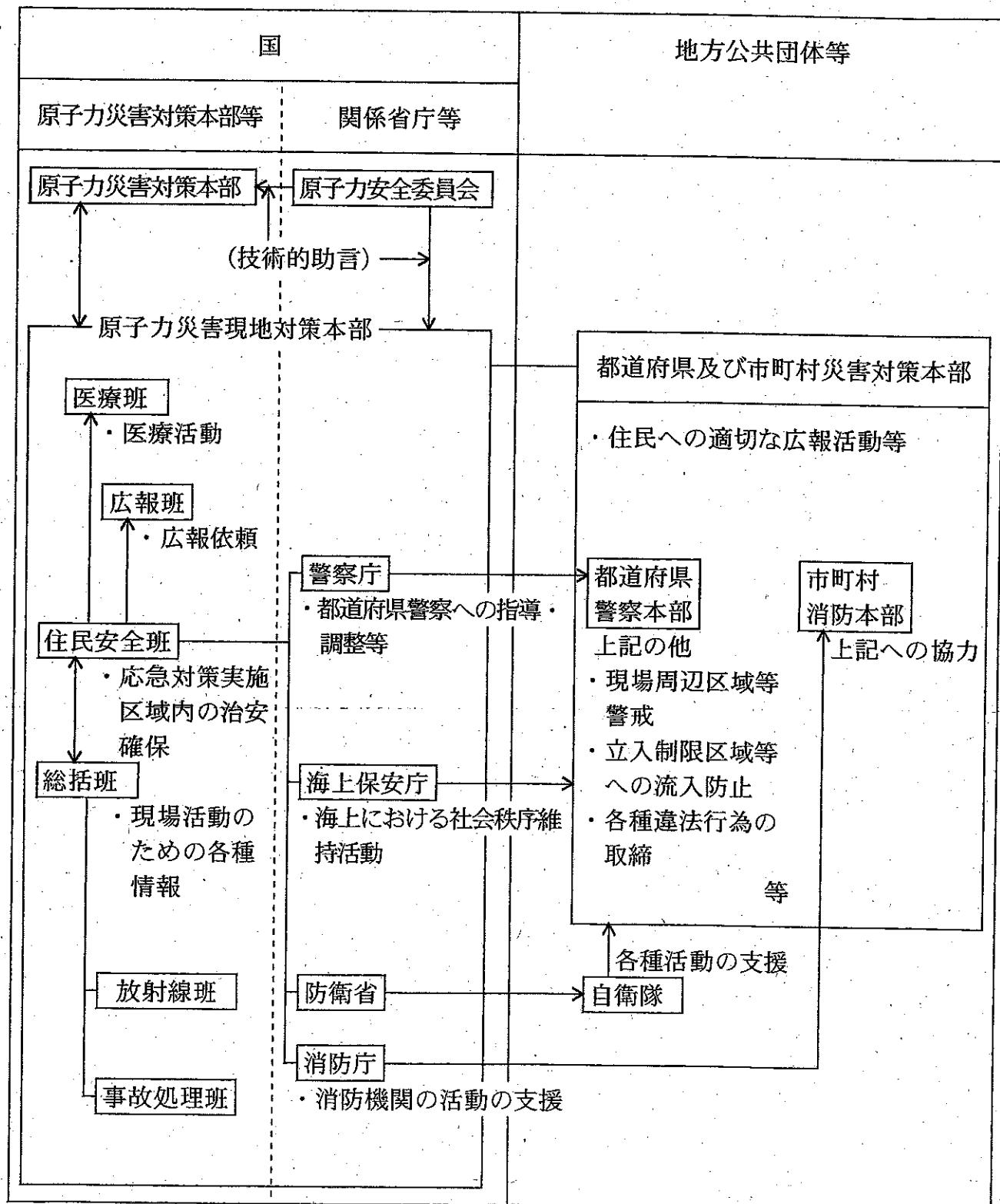
# 被災者の救助・救急等に関する事項



\* : 防災業務従事者の安全確保を図った上で活動を行う。

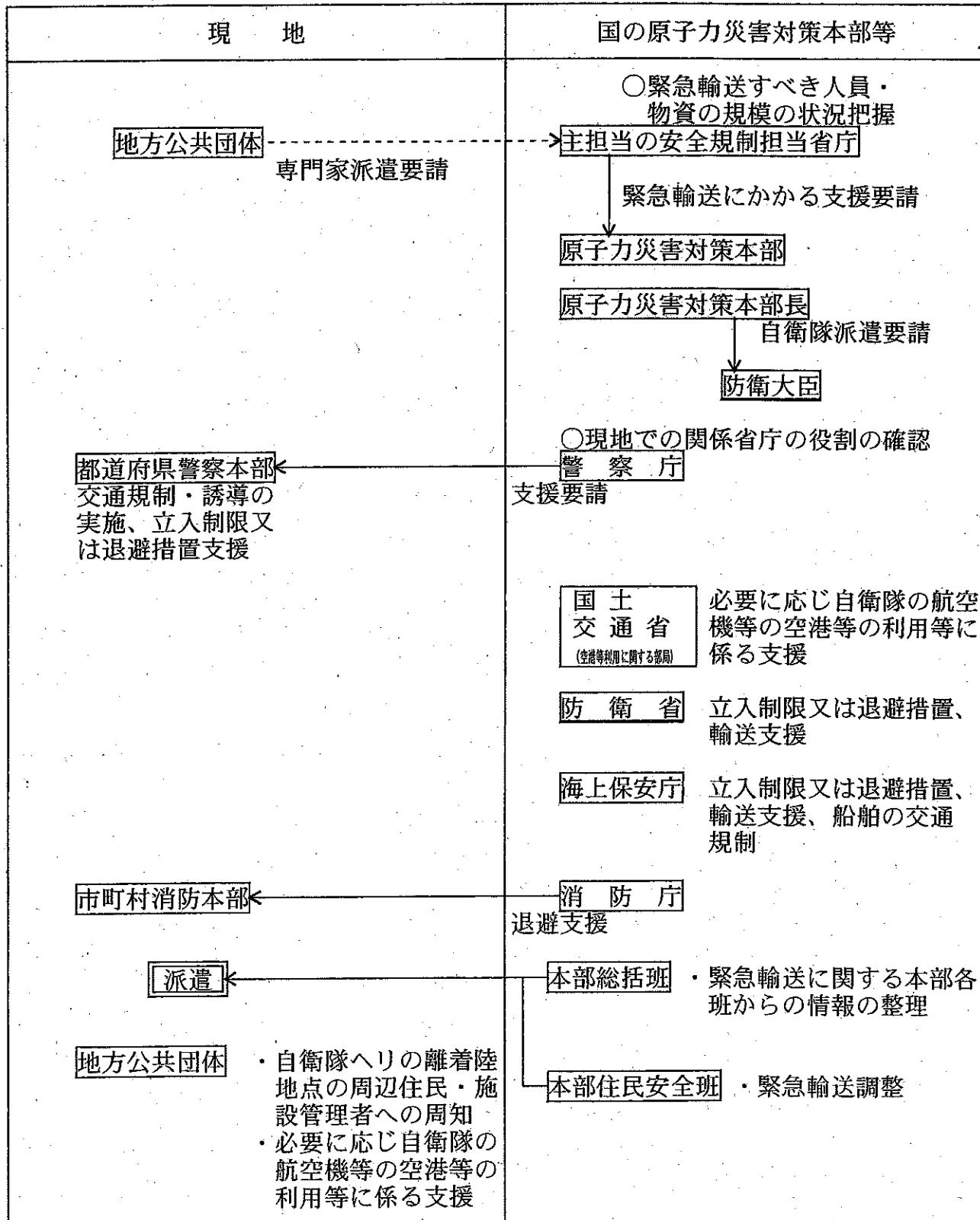
### ③社会秩序の維持に関する事項

関係機関は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安確保に努める。

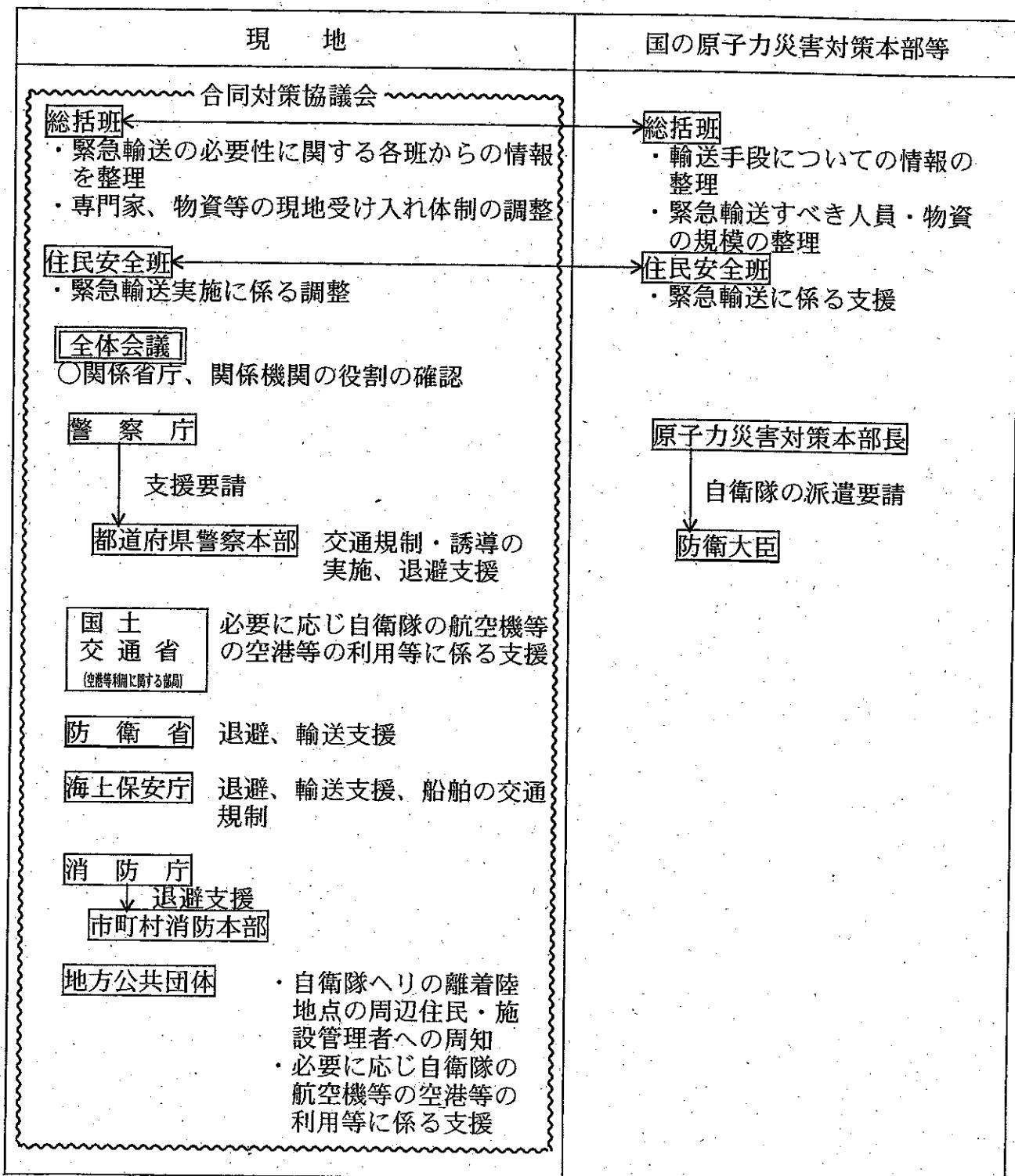


#### ④緊急輸送

ケース①：原子力災害対策特別措置法第10条前段に基づく通報が発出された後、緊急事態宣言の発出までに時間的猶予がなく、現地対策本部等が立ち上がる前に、原子力災害対策本部から人員又は物資に係る緊急輸送を要請する場合には、以下のとおりとする。



ケース②：原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置されている場合であつて、原子力災害現地対策本部から人員又は物資に係る緊急輸送を要請する際には、以下のとおり。



## ⑤医療活動

医療活動に当たって、国は、放射線医学総合研究所等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チーム等を現地に派遣するとともに医療活動を実施するよう指示する。

また、被ばく者の輸送等に係る輸送支援を行う。

### (1) 緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣等（原災法第10条通報を受けた段階から準備）

文部科学省、厚生労働省（又は原子力災害対策本部の医療班）は、輸送中の事故等により被ばく患者が発生した場合、直ちに放射線医学総合研究所、国立病院機構の病院、国立大学附属病院等から現地に緊急被ばく医療派遣チーム要員を派遣するとともに、放射線医学総合研究所から緊急被ばく医療ネットワーク関係者への連絡を要請する。また、最寄りの原子力施設立地道府県の協力を得て、関係医療機関への協力要請を行う。

なお、緊急被ばく医療派遣チームは、原子力災害合同対策協議会医療班の指示する派遣先において医療活動等を行う。

### (2) 放射線管理等の要員等派遣要請

原子力災害合同対策協議会医療班は、事故発生場所近傍にいた者の放射能汚染の測定、除染や医療機関、被ばく患者搬送機関等における放射線管理、除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、総括班と調整し、原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に要員等の派遣を要請する。

### (3) 輸送支援要請

#### ・専門家、支援者等の輸送

原子力災害対策本部医療班は、上記(1)、(2)の派遣に際して、輸送の支援が必要な場合は、住民安全班に要請する。要請を受けた住民安全班は、5.(5)④に従い原子力災害合同対策協議会と連携しつつ、自衛隊、警察等の関係機関に輸送支援を要請し、輸送を実施する。

#### ・被ばく患者等の搬送

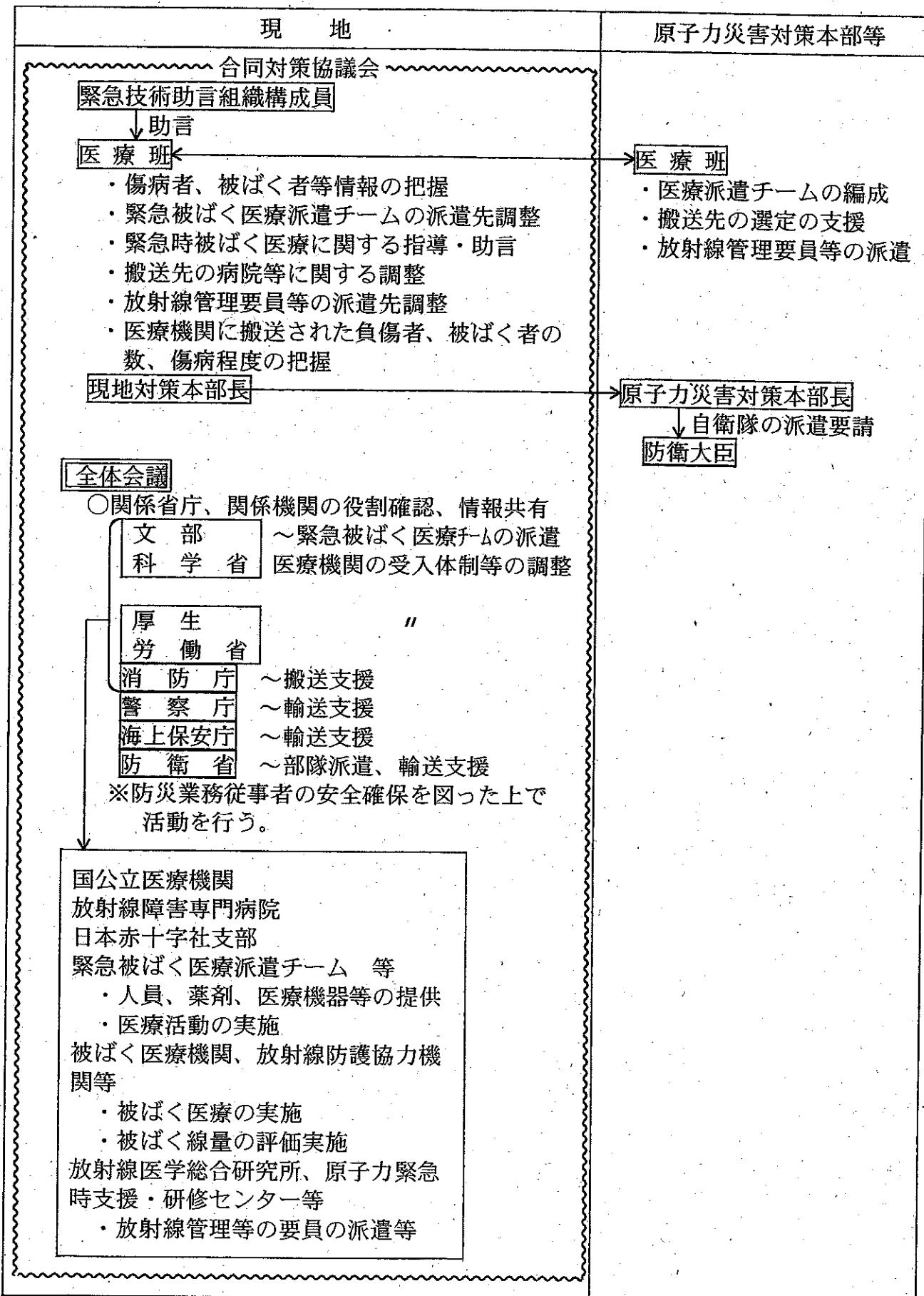
原子力災害合同対策協議会住民安全班は、医療機関等から被ばく者等の被ばく医療機関等への搬送支援要請があった場合は、消防機関に、又、必要に応じ自衛隊等に、輸送支援要請を行うなど、関係機関によって搬送が円滑に行われるよう措置する。その際、被ばく患者等に関する情報（容態、推定被ばく線量、人数等）を受入先医療機関に連絡する。

### (4) 緊急被ばく医療に関する指導・助言

原子力災害合同対策協議会医療班は、医療実施機関等から緊急被ばく医療に関して問い合わせがあった場合には、緊急事態応急対策調査委員等の専門家とも相談しつつ、適切な指導・助言を行う。

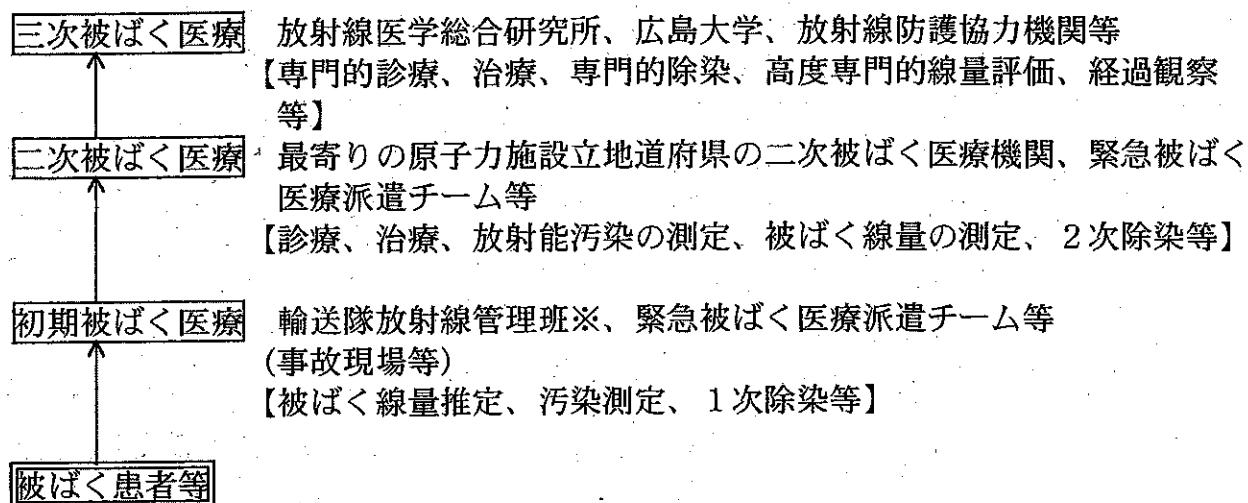
### (5) 事故発生場所近傍にいた者の被ばく状況の把握

原子力災害合同対策協議会医療班は、被ばく状況（推定被ばく線量、汚染確認者数、等）の把握に努め、災害対策本部に報告する。

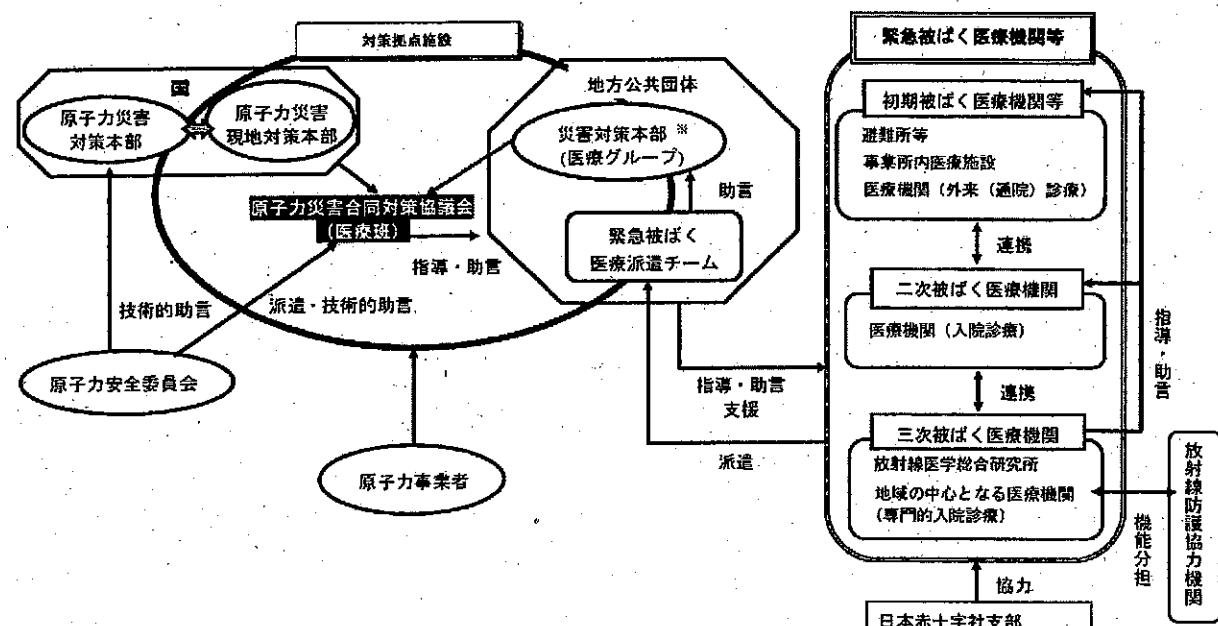


(参考：放射線医学総合研究所緊急被ばく医療実施体制)

## ○被ばく者等搬送の流れ



## ○医療体制の組織

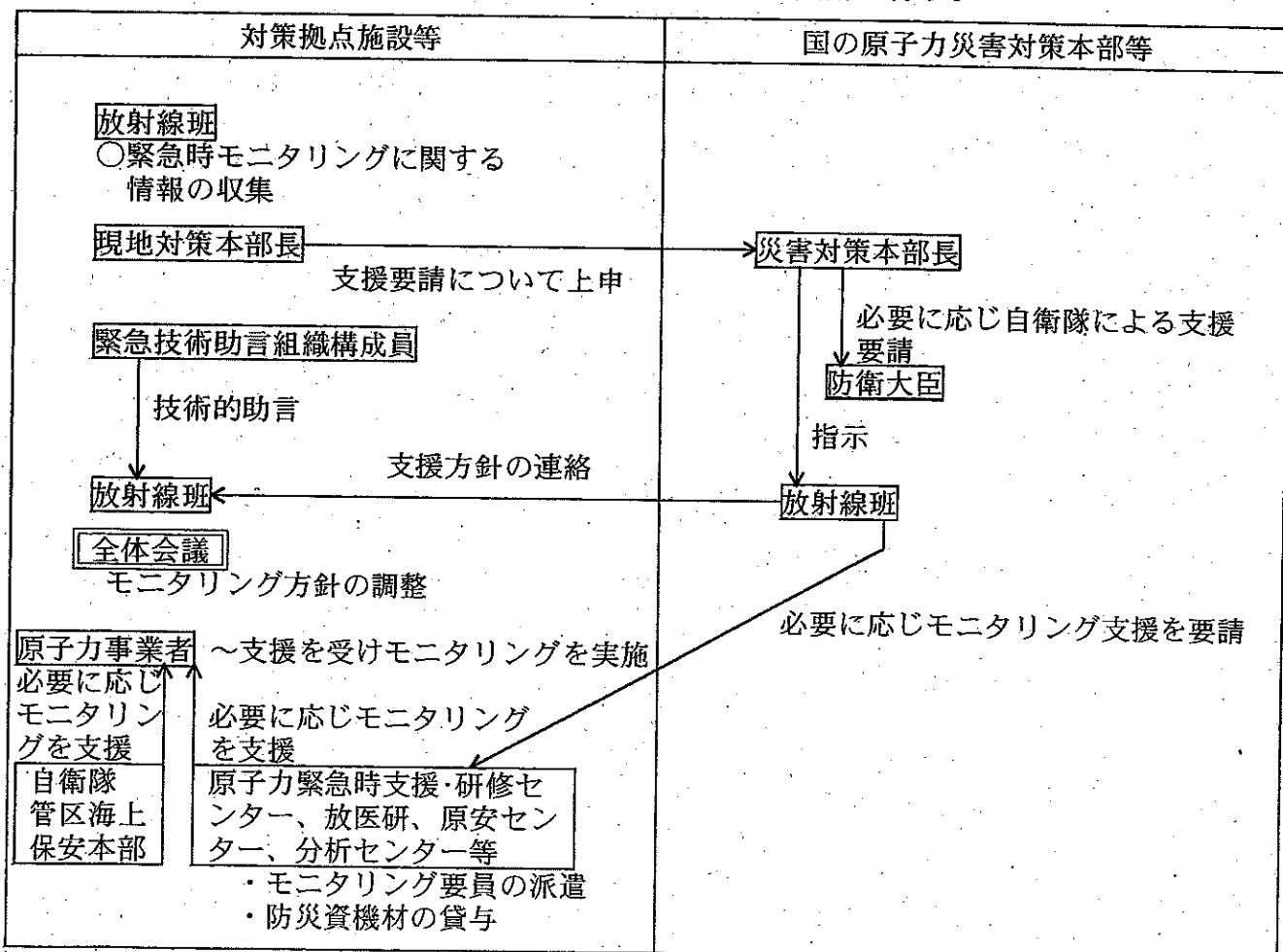


※事業者が輸送する際に編成する班。

## ⑥緊急時モニタリングの支援

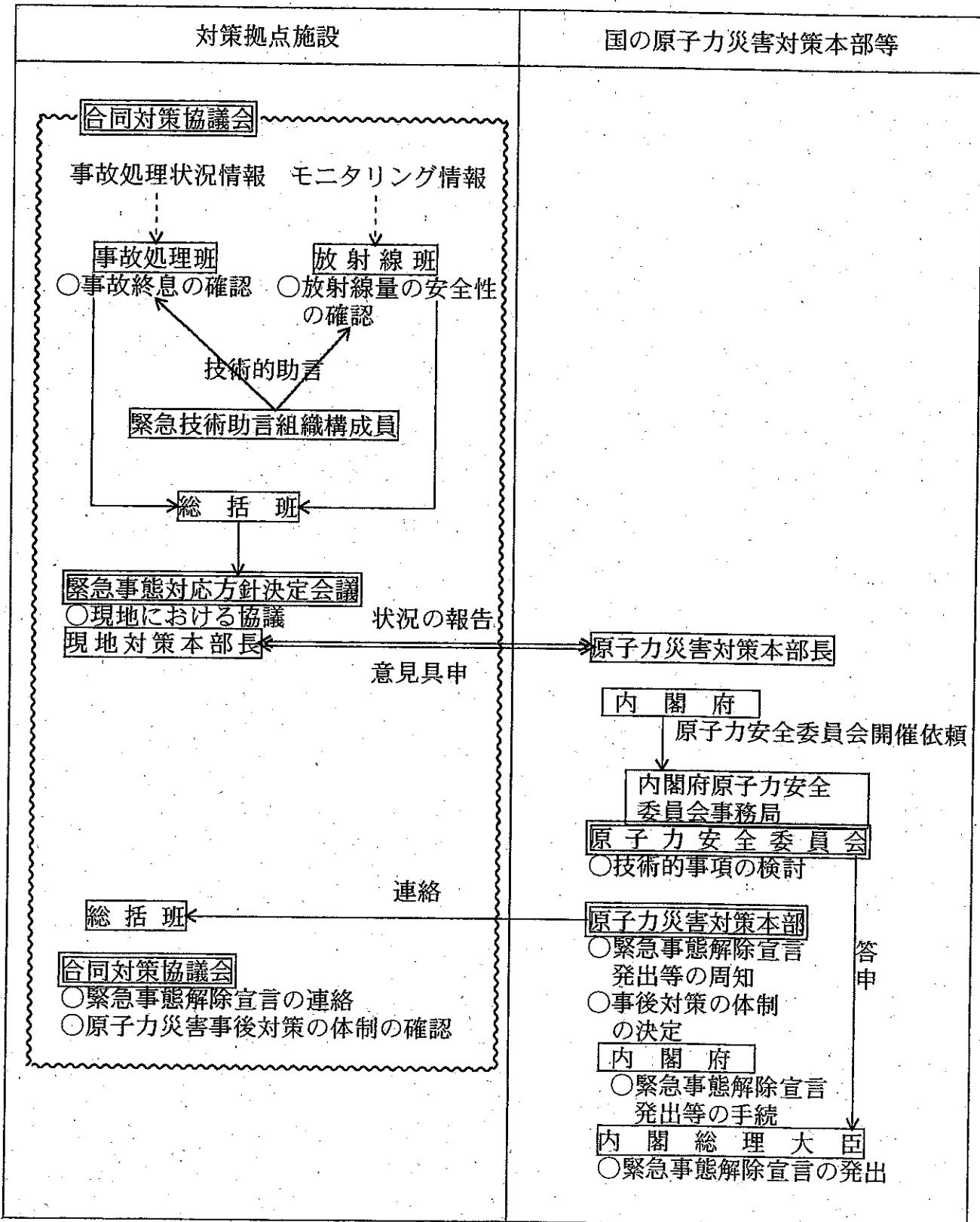
原子力災害現地対策本部は、原子力事業者が行う緊急時モニタリングに対して、要請に基づき必要な支援を行う。

- (i) 現地対策本部長は、緊急時モニタリングの支援を専門家等に要請する。
- (ii) 現地対策本部において、放射線班がモニタリング情報を集約し、評価を行う。
- (iii) 文部科学省、原子力緊急時支援・研修センター、放射線医学総合研究所、原子力安全技術センター、日本分析センターは、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、原子力事業者の行う緊急時モニタリング活動を支援する。
- (iv) 原子力災害対策本部長は、必要に応じ、防衛大臣に自衛隊のモニタリング支援を要請する。
- (v) 原子力災害対策本部長（原子力施設設立地道府県の場合には、原子力災害対策本部長又は道府県知事とする。）は、必要に応じ、管区海上保安本部長に海上におけるモニタリング支援を要請する。
- (vi) 原子力災害対策本部長は、放射性物質等の放出が自衛隊のモニタリング支援活動に影響を及ぼすと認められる場合は、速やかに撤収要請を行う。
- (vii) 原子力災害対策本部長（原子力施設設立地道府県の場合には、原子力災害対策本部長又は道府県知事とする。）は、放射性物質等の放出が海上保安庁のモニタリング支援活動に影響を及ぼすと認められる場合は、速やかに撤収要請を行う。



## (6) 原子力緊急事態解除宣言の発出及び原子力災害対策本部等の廃止

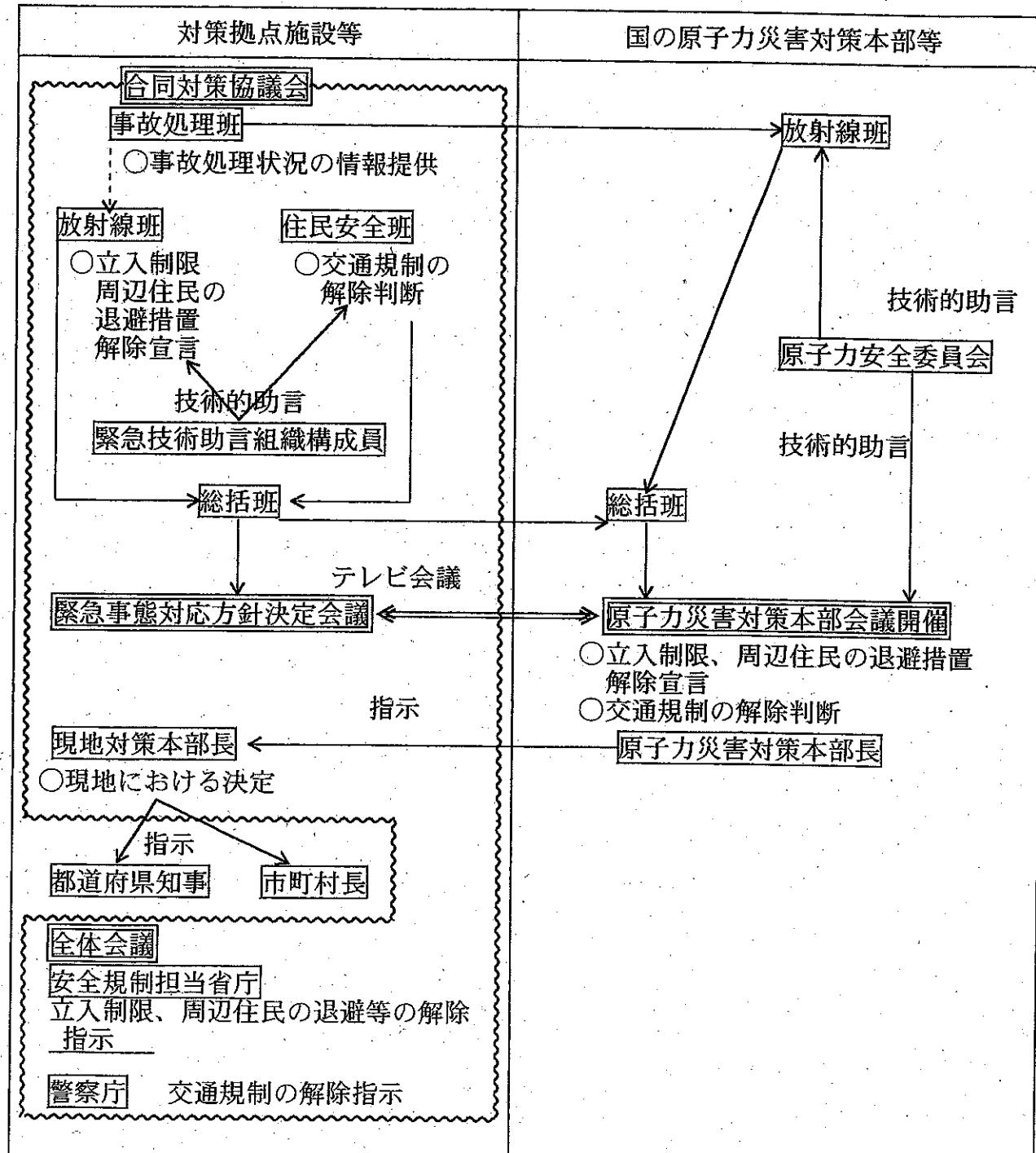
- ①原子力災害現地対策本部長は、緊急事態対応方針決定会議での協議を踏まえ、原子力緊急事態宣言を解除すべきである旨を内閣総理大臣に上申することを決定する。
- ②原子力災害現地対策本部長は、内閣総理大臣に対して、原子力緊急事態宣言を解除すべき旨を上申する。
- ③内閣府政策統括官（防災担当）は、主担当の安全規制担当省庁から要請を受けて、内閣府原子力安全委員会事務局に対して、口頭で原子力安全委員会開催を依頼するとともに意見聴取の手続き（意見を求める文書の決裁）を開始する（参考－22）。
- ④内閣総理大臣は、原子力安全委員会に対し、原子力緊急事態宣言の解除について諮問をし、原子力安全委員会より意見の答申を受ける。
- ⑤原子力安全委員会の答申を踏まえ、内閣総理大臣は、原子力緊急事態解除宣言の発出並びに原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の廃止の決定を行うとともに、原子力災害対策本部を開催してその旨の周知を図る。
- ⑥内閣府は、原子力緊急事態解除宣言の発出並びに原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の廃止手続（解除宣言案に係る内閣総理大臣までの決裁、本部廃止に係る総務省に対する協議等）を開始する。
- ⑦内閣府は、決定後、速やかに原子力緊急事態解除宣言の発出並びに原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の廃止に係る告示の手続を行う。  
(参考－23、参考－24)



## 6. 原子力災害事後対策

## (1) 各種制限措置の解除 (原子力災害対策本部存在段階)

原子力災害合同対策協議会緊急事態対応方針決定会議は、環境モニタリング等の情報に基づき、原子力安全委員会緊急技術助言組織構成員等の技術的助言を参考にして、原子力災害対策本部長と各種制限措置の解除について検討し、現地としての方針を決定した場合、原子力災害合同対策協議会において報告し、関係省庁、地方公共団体（現地）災害対策本部に指示する。



## (2) 関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議の開催

### ○開催等

原子力緊急事態解除宣言が発出された後において、環境モニタリング、医療活動、風評被害対策等の事後対策を円滑に実施するため、関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議を開催する。

原子力緊急事態解除宣言が発出され、原子力災害対策本部が廃止された後、直ちに安全規制担当省庁は、関係機関等の事後対策の体制、役割分担の明確化及び講すべき事後対策の内容の確認等を行うため、第一回関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議を開催する。以後、必要に応じて同連絡会議を開催する。また、放射性物質等に関する調査、周辺住民等に対する健康診断及び健康に関する相談の実施その他医療に関する処置、風評被害対策等についての情報共有を図るとともに、関係省庁の行う措置及びその準備状況についての調整を行うため対策拠点施設において現地事後対策連絡会議を開催する。

さらに、原子力緊急事態解除宣言が発出された後において、各種制限措置が解除されていない場合、関係省庁事後対策連絡会議又は現地事後対策連絡会議において、各種制限措置の解除について検討し、解除してもよいと認められたときは、関係する省庁は解除を指示する。

### ○廃止等

関係省庁事後対策連絡会議の議長は、現地事後対策連絡会議の議長と協議し、関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議について開催の必要がないと判断した場合に同会議を廃止するものとする。

なお、関係省庁事後対策連絡会議において事後対策の実施のため必要があると認められた場合には、関係する省庁は指名する者を現地に滞在させるものとする。

## ①関係省庁事後対策連絡会議の開催

### ○開催場所

主担当の安全規制担当省庁とする。

### ○構成員

議長 主担当の安全規制担当省庁局長クラス

#### 【陸上輸送の場合】

文部科学省科学技術・学術政策局長又は原子力安全・保安院長

#### 【海上輸送の場合】

国土交通省海事局長

#### 【航空輸送の場合】

国土交通省航空局長

副議長 他の安全規制担当省庁局長クラス

#### 【陸上輸送の場合】

国土交通省自動車交通局長

#### 【海上輸送及び航空輸送の場合】

文部科学省科学技術・学術政策局長又は原子力安全・保安院長

構成員 内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課長

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室長

経済産業省大臣官房防災業務室長

経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院原子力防災課原子力事故故障対策室長

経済産業省中小企業庁総務課災害対策室長

国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）

（必要に応じて以下の省庁を加える。）

内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣府政策統括官付参事官（災害応急対策担当）

警察庁警備局警備課長

総務省大臣官房総務課長

消防庁特殊災害室長

外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長

財務省大臣官房総合政策課政策推進室長

厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理官

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長

気象庁総務部企画課長

海上保安庁警備救難部環境防災課長

環境省水・大気環境局大気環境課長

防衛省運用企画局事態対処課長

必要に応じて原子力安全委員会委員、緊急事態応急対策調査委員、原子力事業者等の参加を要請する。

○事務

事後対策連絡会議に係る事務については、以下のとおり。

安全規制担当省庁：全体のとりまとめ、官邸との連絡・調整、関連情報の集約・整理、  
資料の作成、プレス対応、会場設営、関係省庁との連絡調整等

## ②現地事後対策連絡会議の開催

放射性物質等に関する調査、周辺住民等に対する健康診断及び健康に関する相談の実施その他医療に関する処置、風評被害対策等について、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、専門家等における情報の共有を図るため、現地事後対策連絡会議を必要に応じて開催する。

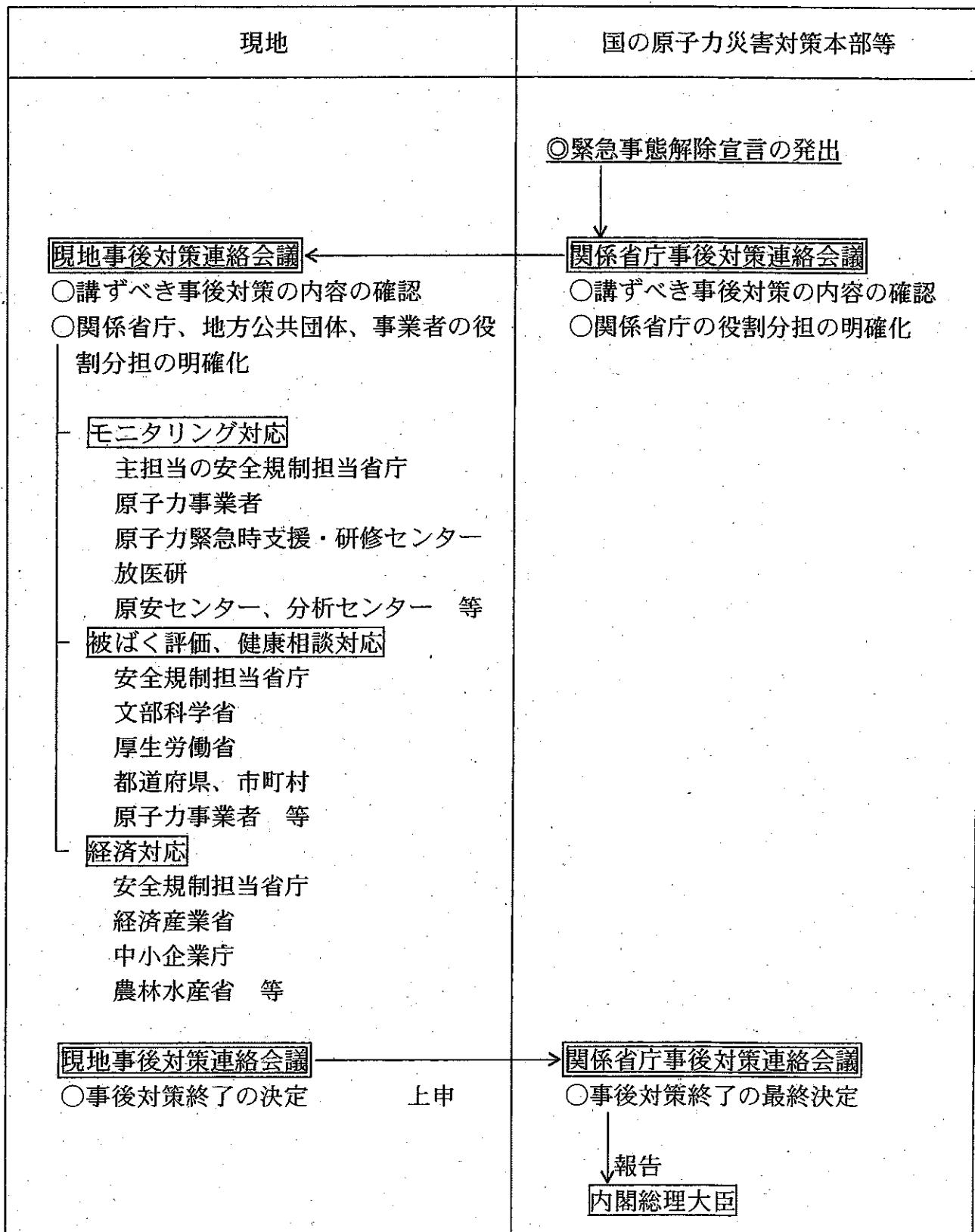
### ○構成員

議長 主担当の安全規制担当省庁管理職  
副議長 他の安全規制担当省庁等の管理職  
構成員 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁等関係省庁担当者  
都道府県職員  
市町村職員  
原子力事業者  
緊急事態応急対策調査委員等専門家  
その他、議長が必要と認めた者

### ○事務

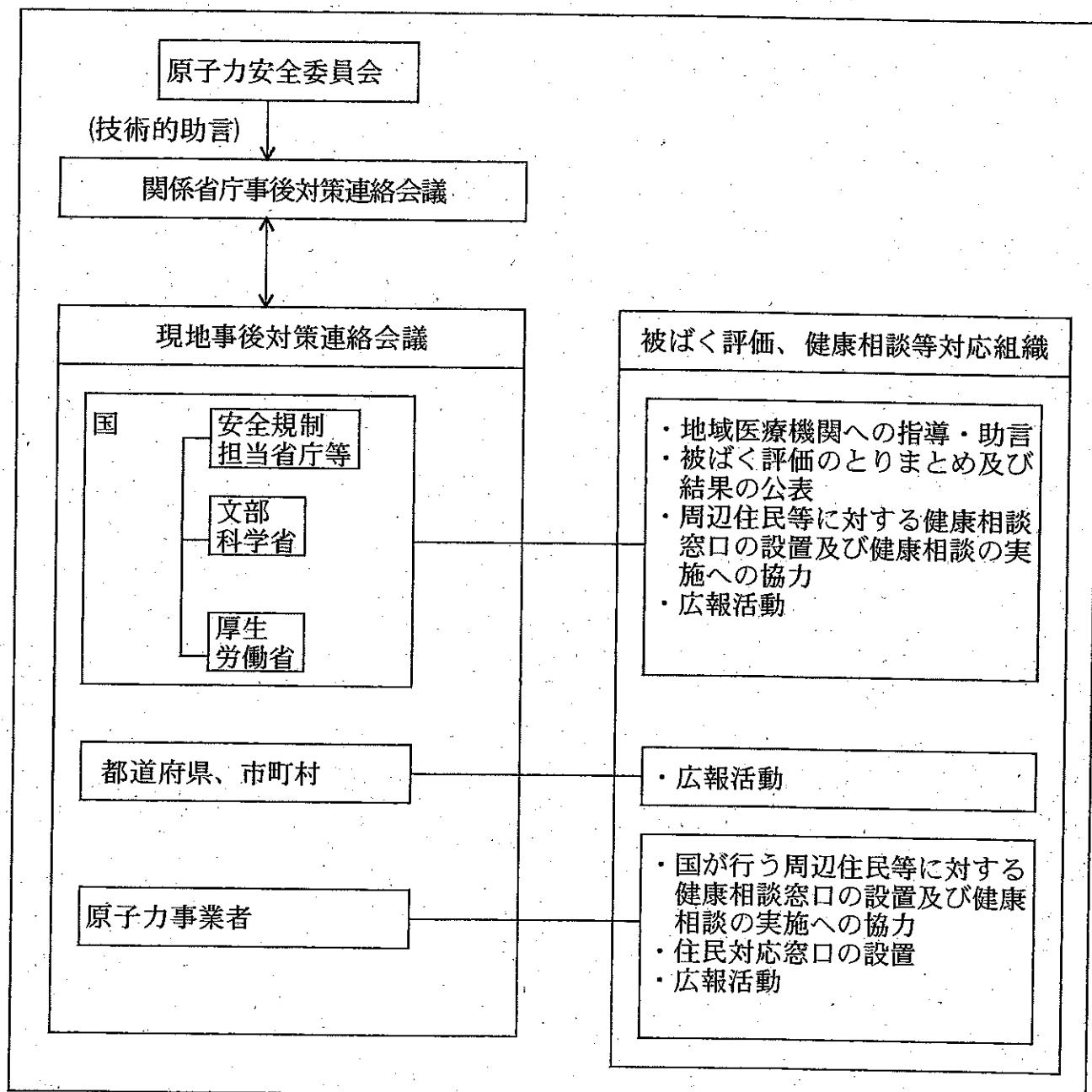
現地事後対策連絡会議に係る事務については、以下のように分担する。

主担当の安全規制担当省庁：会議の庶務、関連情報の集約・整理、資料の作成、会場設営等  
地方公共団体 : 関連情報の集約・整理、上記への協力  
原子力事業者 : 事故の状況及び経過ならびに事後対策実施状況等情報の集約・整理、資料の作成、住民への説明等



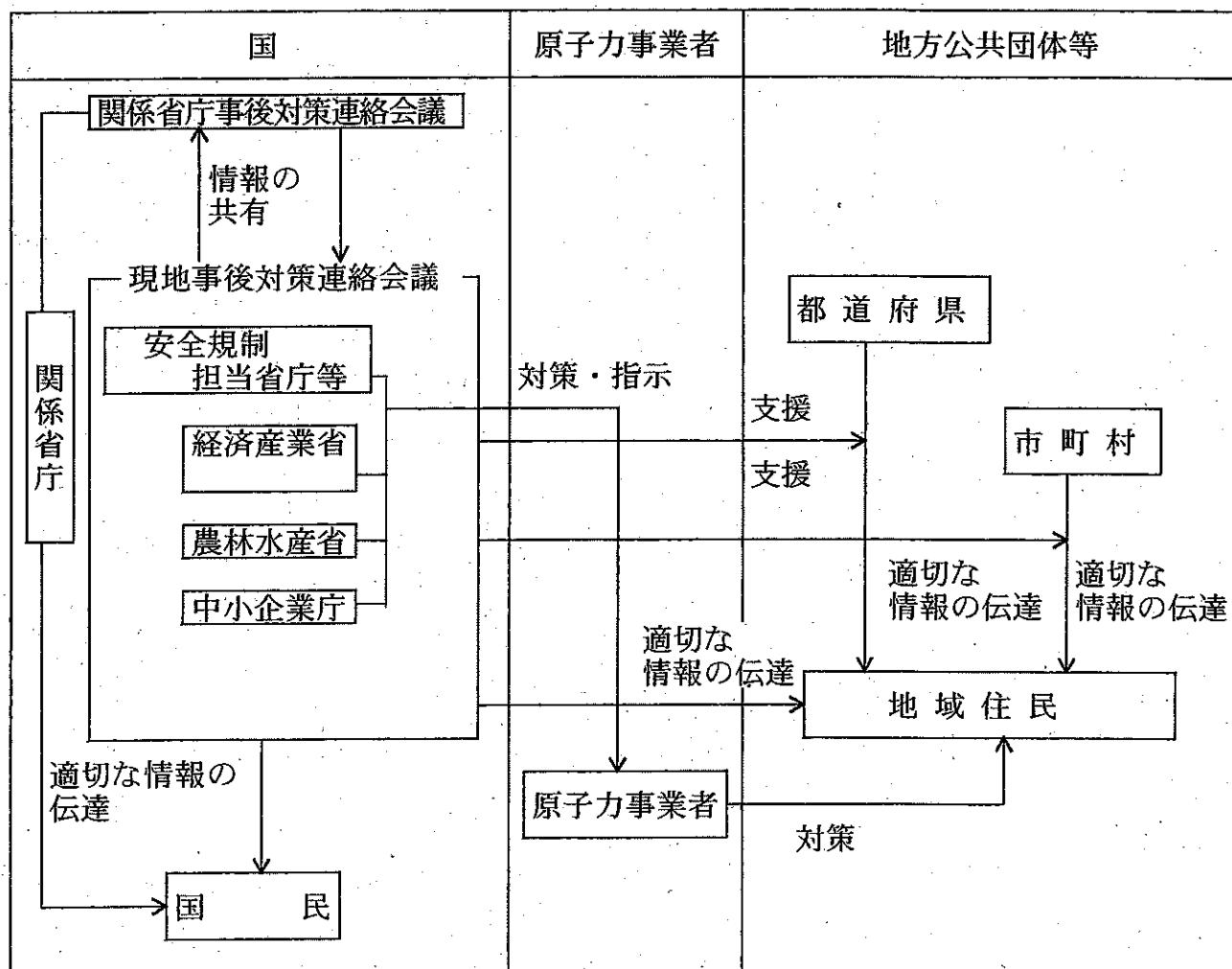
### (3) 被ばく評価、健康相談等

- ①国は都道府県と協力して、被ばく評価を早急に行う。
- ②安全規制担当省庁等及び原子力事業者は、連携して事故現場周辺の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、しかるべき場所に健康相談窓口を開設する。



#### (4) 風評被害対策等

- ①国及び原子力事業者は、原子力災害による風評被害等の影響を未然に防止又は軽減するため、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。
- ②国及び原子力事業者は、地方公共団体の協力を得つつ、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。
- ③国及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体质強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。
- ④国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災した中小企業を支援するため、災害復旧貸付により、運転資金、設備復旧資金の貸付を行う。
- ⑤国及び地方公共団体は、生活必需品の物価の監視を行う。



## 7. 參考資料

(関係省庁事故対策連絡会議の開催連絡様式)

原子力災害危機管理関係省庁担当課 御中

(FAX番号：関係機関連絡先リスト参照)

内閣官房

安全規制担当省庁担当課※

内閣府政策統括官付参事官（災害応急対策担当）

1. ○○年○月○日○時○分、□□県□□市 △△事業所より  
原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報がありました。
2. 従って、○○時○○分より、□□□（官邸又は内閣府内会議室もしくは安全規制担当省庁内会議室）において、第○回関係省庁事故対策連絡会議を開催いたしますので、参集方願います。
3. なお、○時○分現在、原災法第15条に基づく原子力緊急事態が発生したと

認めない / 不明

※輸送の場合、「主担当の安全規制担当省庁担当課」とする。

## 原災法第10条に基づく通報後、オフサイトセンターに参集する要員

## 原子力事業所編

## &lt;国の職員&gt;

| 実用炉、貯蔵施設、<br>加工施設、再処理施設、廃棄施設                      | 試験炉、使用施設<br>(保安規定を定めるものに限る)         |
|---|-------------------------------------|
| 原子力安全・保安院審議官                                      | 文部科学省科学技術・学術政策局次長<br>(科学技術・学術政策局担当) |
| 原子力安全・保安院原子力関係課長                                  | 文部科学省科学技術・学術政策局<br>防災環境対策室長         |
| 原子力安全・保安院統括安全審査官                                  | 原子力防災専門官(担当及び近傍エリア)                 |
| 原子力安全・保安院原子力防災課防災調整官                              | 文部科学省科学技術・学術政策局<br>原子力安全課運転管理・検査管理官 |
| 原子力安全・保安院原子力防災課職員                                 | 文部科学省科学技術・学術政策局<br>防災環境対策室補佐(防災担当)  |
| 原子力安全・保安院原子力保安検査官事務所長                             | 原子力安全・保安院防災調整官                      |
| 原子力安全・保安院原子力防災専門官                                 |                                     |
| 経済産業省所管経済産業局担当者                                   |                                     |
| 文部科学省科学技術・学術政策局                                   |                                     |
| 防災環境対策室長  |                                     |
| 内閣官房内閣情報調査室内閣事務官                                  |                                     |
| 内閣府(防災担当)   |                                     |
| 内閣府原子力安全委員会事務局企画官その他派遣要員9名                        |                                     |
| 警察庁   |                                     |
| 消防庁国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官その他派遣要員3名                  |                                     |
| 厚生労働省大臣官房厚生科学課他関係課職員                              |                                     |
| 厚生労働省道府県労働局労働基準部労働衛生主務課職員                         |                                     |
| 農林水産省地方農政局等担当者                                    |                                     |
| 国土交通省地方運輸局等                                       |                                     |
| 国土交通省地方整備局等                                       |                                     |
| 気象庁管区気象台・沖縄気象台危機管理調整官                             |                                     |
| 海上保安庁管区海上保安本部警備救難部次長(十一管区にあっては警備救難企画調整官)その他派遣要員3名 |                                     |
| 環境省水・大気環境局大気環境課課長補佐                               |                                     |
| 環境省地方環境事務所担当職員                                    |                                     |
| 防衛省   |                                     |
| その他関係省庁の必要と考えられる要員                                |                                     |

原災法第10条に基づく通報後、現場に参集する要員

**輸送編**

<国の職員>

| 陸上輸送の場合                       |                                  |
|-------------------------------|----------------------------------|
| 実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設に係る輸送 | 試験炉、使用施設に係る輸送<br>(保安規定を定めるものに限る) |
| 原子力安全・保安院審議官                  | 文部科学省科学技術・学術政策局次長                |
| 原子力安全・保安院原子力発電検査課長            | (科学技術・学術政策局担当)                   |
| 原子力安全・保安院核燃料管理規制課統括安全審査官      | 文部科学省科学技術・学術政策局                  |
| 原子力安全・保安院原子力防災課防災調整官          | 防災環境対策室長                         |
| 原子力安全・保安院原子力防災課職員             | 文部科学省科学技術・学術政策局                  |
| 経済産業省所管経済産業局担当者               | 原子力安全課運転管理・検査管理官                 |
| 国土交通省大臣官房審議官                  | 文部科学省科学技術・学術政策局                  |
| 国土交通省自動車交通局技術安全部環境課長          | 防災環境対策室補佐(防災担当)                  |
| 文部科学省科学技術・学術政策局               | 国土交通省大臣官房審議官                     |
| 防災環境対策室長                      | 国土交通省自動車交通局技術安全部環境課長             |
|                               | 原子力安全・保安院防災調整官                   |
| 内閣官房内閣情報調査室内閣事務官              |                                  |
| 内閣府(防災担当)                     |                                  |
| 内閣府原子力安全委員会事務局企画官その他派遣要員9名    |                                  |
| 警察庁                           |                                  |
| 消防庁                           |                                  |
| 厚生労働省大臣官房厚生科学課職員              |                                  |
| 気象庁                           |                                  |
| 環境省                           |                                  |
| 防衛省                           |                                  |
| その他関係省庁の必要と考えられる要員            |                                  |

| 海上輸送の場合   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設に係る輸送                     | 試験炉、使用施設に係る輸送<br>(保安規定を定めるものに限る) |
| 国土交通省大臣官房技術審議官                                    | 国土交通省大臣官房技術審議官                   |
| 国土交通省海事局安全技術調査官                                   | 国土交通省海事局安全技術調査官                  |
| 国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室長                            | 国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室長           |
| 国土交通省海事局検査測度課船舶検査官                                | 国土交通省海事局検査測度課船舶検査官               |
| 原子力安全・保安院審議官                                      | 文部科学省科学技術・学術政策局次長                |
| 原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長                              | 文部科学省科学技術・学術政策局                  |
| 文部科学省科学技術・学術政策局                                   | 防災環境対策室長                         |
| 防災環境対策室長  | 原子力安全・保安院防災調整官                   |
| 内閣官房内閣情報調査室内閣事務官                                  |                                  |
| 内閣府(防災担当)   |                                  |
| 内閣府原子力安全委員会事務局企画官その他派遣要員9名                        |                                  |
| 警察庁   |                                  |
| 消防庁   |                                  |
| 厚生労働省大臣官房厚生科学課職員                                  |                                  |
| 気象庁   |                                  |
| 海上保安庁管区海上保安本部警備救難部次長(十一管区にあっては警備救難企画調整官)その他派遣要員3名 |                                  |
| 環境省   |                                  |
| 防衛省   |                                  |
| その他関係省庁の必要と考えられる要員                                |                                  |

| 航空輸送の場合                           |                                  |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| 実用炉、貯蔵施設、加工施設、<br>再処理施設、廃棄施設に係る輸送 | 試験炉、使用施設に係る輸送<br>(保安規定を定めるものに限る) |
| 国土交通省航空局技術部長                      | 国土交通省航空局技術部長                     |
| 国土交通省航空局運航課技術企画官                  | 国土交通省航空局運航課技術企画官                 |
| 国土交通省航空局運航課担当課長補佐                 | 国土交通省航空局運航課担当課長補佐                |
| 国土交通省航空局運航課担当専門官                  | 国土交通省航空局運航課担当専門官                 |
| 原子力安全・保安院審議官                      | 文部科学省大臣官房審議官                     |
| 原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長              | (科学技術・学術政策局担当)                   |
| 文部科学省科学技術・学術政策局                   | 文部科学省科学技術・学術政策局                  |
| 防災環境対策室長                          | 防災環境対策室長                         |
|                                   | 原子力安全・保安院防災調整官                   |
| 内閣官房内閣情報調査室内閣事務官                  |                                  |
| 内閣府(防災担当)                         |                                  |
| 内閣府原子力安全委員会事務局企画官その他派遣要員9名        |                                  |
| 警察庁                               |                                  |
| 消防庁                               |                                  |
| 厚生労働省大臣官房厚生科学課職員                  |                                  |
| 気象庁                               |                                  |
| 環境省                               |                                  |
| 防衛省                               |                                  |
| その他関係省庁の必要と考えられる要員                |                                  |

(1)専門家  
原子力事業所編

(安全規制担当省庁が必要に応じて、以下の専門家から派遣する者を決める)

(平成22年7月現在)

原子力施設の災害の場合に派遣する共通の専門家

| 職名   | 専門又は任務 | 所在地  |
|--|--------|------|
| 独立行政法人放射線医学総合研究所<br>放射線防護研究センター海洋動態解析研究チームリーダー | 放射線防護  | 千葉県  |
| 放射線防護研究センター<br>規制科学総合研究グループリーダー                |        |      |
| 重粒子科学センター<br>医療放射線防護研究室長                       |        |      |
| 国立保健医療科学院生活環境部環境物理室長                           | 放射線防護  | 東京都  |
| 独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所海洋生産部海洋放射能研究室長          |        | 神奈川県 |
| 独立行政法人農業環境技術研究所環境化学分析センター<br>放射性同位体分析研究室長      | 放射線防護  | 茨城県  |
| 日本原子力研究開発機構<br>東海研究所保健物理部長                     | 放射線防護  |      |
| 安全性試験研究センター原子炉安全工学部次長                          | 原子力工学  |      |
| 東海事業所保安管理部線量計測課長                               | 放射線防護  | 茨城県  |
| 大洗工学センター安全管理部安全対策課長                            |        |      |
| 以下の法人より文部科学省が認める技術参与<br>財団法人 原子力安全技術センター       | 放射線防護  | 東京都  |
| 財団法人 日本分析センター                                  |        | 千葉県  |

原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

| 職名                                | 専門又は任務 | 所在地 |
|-----------------------------------|--------|-----|
| 日本原子力研究開発機構東海研究所原子炉安全工学部燃料安全研究室長  |        | 茨城県 |
| 電力中央研究所柏江研究所原子力システム部長             | 核燃料工学  | 東京都 |
| 電子技術総合研究所量子放射線部長                  |        |     |
| 日本原子力研究開発機構東海研究所原子炉安全工学部熱水力安全研究室長 | 原子炉工学  | 茨城県 |

試験研究炉及び研究開発段階炉の災害の場合に派遣する専門家

| 職名                                    | 専門又は任務 | 所在地 |
|---------------------------------------|--------|-----|
| 日本原子力研究開発機構東海研究所研究炉部長                 | 原子炉工学  | 茨城県 |
| " 大洗研究所材料試験炉部計画課長                     | "      | "   |
| " 敦賀本部技術企画部次長                         | "      | 福井県 |
| " 大洗工学センター照射施設運転管理センター<br>実験炉部原子炉第一課長 | "      | 茨城県 |

その他施設の災害の場合に派遣する専門家

| 職名  | 専門又は任務 | 所在地 |
|---|--------|-----|
| 日本原子力研究開発機構東海研究所燃料サイクル安全工学部<br>プロセス安全研究室長 | 核燃料工学  | 茨城県 |
| " 大洗研究所管理部プルトニウム技術開発室長                    | "      | "   |
| " 東海事業所再処理センター技術部管理課長                     | "      | "   |
| " プルトニウム燃料センター技術部<br>核物質管理室長              | "      | "   |

(注) 専門家の東京への招集及び現地派遣については、安全規制担当省庁が一括して対応することとする。

(主担当の安全規制担当省庁が必要に応じて、以下の専門家から派遣する者を決める)

| 職名   | 専門又は任務                | 所在地 |
|--|-----------------------|-----|
| 日本原子力研究開発機構国際核物質管理部次長                              | 輸送容器の設計・構造            | 茨城県 |
| "　　東海研究所保安管理室輸送対策班班長                               | "                     | "   |
| "　　燃料サイクル安全工学部臨界安全研究室長                             | 臨界安全                  | "   |
| (財)原子力安全技術センター原子力技術展開事業部計画管理室長                     | 輸送容器の設計・構造            | "   |
| 独立行政法人消防研究所基盤研究部特殊火災研究グループ長                        | "                     | "   |
| 独立行政法人放射線医学総合研究所基盤技術センター安全・施設部放射線安全課長              | 放射線管理                 | 千葉県 |
| 日本原子力研究開発機構東海研究所保健物理部施設放射線管理第2課長                   | "                     | 茨城県 |
| "　　東海事業所安全管理部放射線管理第2課長                             | "                     | "   |
| "　　東海研究所保健物理部次長                                    | 被ばく評価                 | "   |
| 独立行政法人放射線医学総合研究所緊急被ばく医療研究センター<br>被ばく線量評価部外部被ばく評価室長 | "                     | 千葉県 |
| "　　東海事業所安全管理部部長                                    | 被ばく評価                 | 茨城県 |
| 独立行政法人海上技術安全研究所輸送高度化研究領域新材料利用研究グループ 上席研究員          | 船舶及び海上輸送に係る輸送容器の設計・構造 | 東京都 |
| "　　海上安全研究領域原子力安全技術研究グループ長                          | "                     | "   |
| "　　海上安全研究領域原子力安全技術研究グループ 上席研究員                     | "                     | "   |

(注)専門家の東京への招集及び現地派遣については、主担当の安全規制担当省庁が一括して対応することとする。

(3)緊急モニタリング要員及び機材

(平成22年7月現在)

| 組織  | 要員  | 機材  |   |
|---|---|---|---|
| 原子力緊急時支援・研修センター<br>029-264-2681（直）  | <p>日本原子力研究開発機構<br/>約20名</p> <p>【支援機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境モニタリング<br/>(環境モニタリング計画立案、実施、データ評価等)</li> <li>② 環境影響評価<br/>(環境影響評価)</li> <li>③ 個人被ばく評価<br/>(放射線防護計画の立案、被ばく線量測定・評価・解析等)</li> <li>④ 放射線管理<br/>(放射線管理計画の立案、実施、評価等)</li> <li>⑤ 臨界・遮へい安全評価<br/>(臨界・遮へい計算、評価・解析)</li> <li>⑥ 輸送<br/>(輸送安全解析、輸送計画の立案評価等)</li> <li>⑦ 核燃料工学分野<br/>(核燃料加工施設、再処理施設における事故事象情報の分析、評価、進展予測等)</li> <li>⑧ 原子炉工学分野<br/>(原子炉施設における事故事象情報の分析、評価、進展予測等)</li> </ul> | <p>1.サーベイメータ<br/>2.モニタリングカー<br/>3.集じん器<br/>4.ヨウ素サンプラ<br/>5.カウンタ<br/>6.ホールボディカウンタ車<br/>7.体表面測定車<br/>8.現場指揮車</p>  | <p>200台<br/>5台<br/>13台<br/>8台<br/>13台<br/>2台<br/>2台</p> |
| 放射線医学総合研究所<br>安全・施設部安全計画課長<br>043-206-4738（直）<br>090-8591-0736<br>(夜間・休日) | <p>緊急モニタリングチーム<br/>約16名</p> <p>【班構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームリーダー</li> <li>・サブリーダー</li> <li>・試料採取係</li> <li>・測定係</li> <li>・記録係</li> <li>・連絡係</li> </ul>  | <p>1.サーベイメータ<br/>(<math>\gamma</math>線用2、<math>\beta</math>・<math>\gamma</math>線用4、<math>\alpha</math>線用2、中性子線用2)<br/>2.可搬型<math>\gamma</math>線エリアモニタ<br/>3.可搬型<math>\alpha</math>ダストモニタ<br/>4.可搬型<math>\beta</math>ダストモニタ<br/>5.集じん器<br/>6.可搬型Ge半導体検出器</p> | <p>10台<br/>3台<br/>3台<br/>3台</p>                         |

## (4)緊急被ばく医療実施体制現地派遣チーム

(平成22年7月現在)

| 職名   | 任務  | 担当        |
|--|---|-----------|
| 独立行政法人放射線医学総合研究所                           |   |           |
| 緊急被ばく医療研究センター被ばく医療部長                       | 医療活動指導・協力                                   | チームリーダー   |
| 緊急被ばく医療研究センター<br>被ばく医療部障害診断室長              | "   | サブリーダー    |
| 緊急被ばく医療研究センター<br>被ばく線量評価部外部被ばく評価室長         | "   | 計測班       |
| 緊急被ばく医療研究センター<br>被ばく線量評価部外部被ばく評価室<br>主任研究員 | "   | 計測班       |
| 緊急被ばく医療研究センター<br>被ばく医療部医師                  | "   | 臨床班       |
| 重粒子医科学センター病院<br>看護課 総看護師長                  | "   | 臨床班       |
| 基盤技術センター安全・施設部<br>放射線安全課係長                 | "   | 放射線安全班    |
| 基盤技術センター安全・施設部<br>放射線安全課係員                 | "   | 放射線安全班    |
| 広島大学                                       | 緊急被ばく医療推進センター長                              | 医療活動指導・協力 |
|  | 原爆放射線医科学研究所<br>放射線影響評価研究部門<br>線量測定・評価研究分野教授 | チームリーダー   |
| 財団法人<br>放射線影響研究所                           | 遺伝学部部長代理                                    | 計測班       |
| 広島大学 病院                                    | 高度救命救急センター長                                 | 臨床班       |
|  | 皮膚科 診療科長                                    | 臨床班       |
|  | 放射線診療科主任診療科長                                | 臨床班       |
|  | 看護部長  | 臨床班       |
|  | 診療支援部 主任部門長                                 | 放射線安全班    |
|  | 緊急被ばく医療推進センター 主査                            | 放射線安全班    |

## 公示案

平成〇年〇月〇日〇時〇分

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域         | 〇〇市、□□町、△△村、・・・※<br>(地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径〇〇m圏内の海域)(注)  |
| 2. 原子力緊急事態の概要               | 緊急事態該当事象発生日時<br>発生場所<br>放射線等の状況<br>被害状況<br>その他特記事項  |
| 3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項 | (例)<br>・区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意すること。<br>・現時点では、直ちに特別な行動を起こす必要はなく、落ち着いて指示を待つこと。 |

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇」等、海上輸送の場合、「〇〇県〇〇灯台から〇度〇海里のところ」等、航空輸送の場合、「〇〇県〇〇市の〇〇、〇〇キロメートルのところ」等、において発生した事故現場から〇〇m」とする。

(参考-4)

指 示 案

平成 年 月 日 時 分

(地方公共団体)

殿

内閣総理大臣 ○○○○

\_\_\_\_\_で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

(例)

- ・当面屋内退避の必要はないものの、〇〇、□□区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意することが必要である。
- ・したがって、住民について、その旨周知されたい。

(案)

## 原子力緊急事態宣言

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、〇〇〇(事業所名※)において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第1項の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認めるため、同条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

〔主務大臣の作成した  
公示案を読み上げ〕

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇」等、  
海上輸送の場合、「〇〇県〇〇灯台から〇度〇海里のところ」等、  
航空輸送の場合、「〇〇県〇〇市の〇〇、〇〇キロメートルのところ」等」  
とする。

(参考-6)

(案)

○○府政防第○○号  
平成○○年○○月○○日

総務大臣 ○○○○ 殿

防災担当大臣 ○○○○

平成○○年(○○○○年)○○○原子力災害対策本部の設置について(協議)

標記について、別紙のとおり設置したいので、協議します。

(案)

○○府政防第○○号  
平成○○年○○月○○日

内閣総理大臣 ○○○○ 殿

内閣総理大臣 ○○○○

平成○○年(○○○○年)○○○原子力災害対策本部の設置について

標記について、別紙のとおり閣議を求めます。

## 平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部の設置について

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
閣議決定案

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第16条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に、〇〇〇原子力災害対策本部(以下、「本部」という。)を設置する。

## 記

1. 本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。

- |          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| (1) 名 称  | 平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部        |
| (2) 設置場所 | 東京都(総理大臣官邸)                     |
| (3) 設置期間 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間 |

2. 本部の構成は、次のとおりとする。

- |         |   |
|---------|---|
| 本 部 長   | 内閣総理大臣  |
| 副 本 部 長 | 安全規制担当大臣  |
| 本 部 員   | (1) 本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者<br>(2) 内閣危機管理監<br>(3) 副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者 |

3. 原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定に基づき、本部の事務の一部を行う組織として、次のとおり原子力災害現地対策本部を置く。

(1) 名 称 平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部

(2) 設置場所 原子力緊急事態に係る原子力事業所について指定された緊急事態応急対策拠点施設※1

(3) 設置期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

4. 本部の庶務は、安全規制担当省庁※2において処理する。

※1 輸送の場合は、「〇〇県〇〇市〇〇施設」とする。

※2 輸送の場合は、「主担当の安全規制担当省庁」とする。

(案)

○内閣府告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十六条第一項及び第十七条第八項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を次のように設置したので、第十六条第二項及び第十七条第九項の規定により告示する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 名

## 一 原子力災害対策本部

(一) 名 称 平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部

(二) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）

(三) 設置期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

## 二 原子力災害現地対策本部

(一) 名 称 平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部

(二) 設置場所 原子力緊急事態に係る原子力事業所について指定された緊急事態応急対策拠点施設※

(三) 設置期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

※輸送の場合「〇〇県〇〇市〇〇施設」とする。

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部員及び  
原子力災害対策本部職員の任命について

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
内閣総理大臣 〇〇〇〇

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第17条第6項第3号及び第7項に基づき、下記のとおり、平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部職員を任命する。

記

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部員  
別紙のとおり※

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部職員  
別紙のとおり※

※安全規制担当省庁\*1は、あらかじめ関係省庁と協議のうえ、本部員及び本部職員の予定者の名簿を作成しておく。

\*1輸送の場合、「主担当の安全規制担当省庁」とする。

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部長及び  
原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名について

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇〇原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第17条第13項に基づき、  
下記のとおり、平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部長及び原子力災  
害現地対策本部員その他の職員を指名する。

記

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部長  
〇〇〇〇(安全規制担当省庁副大臣\*1)

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部員その他の職員  
別紙のとおり※

※安全規制担当省庁\*2は、あらかじめ関係省庁と協議のうえ、本部員その他の職員の予  
定者の名簿を作成しておく。

\*1輸送の場合、「主担当の安全規制担当省庁副大臣」とする。

\*2輸送の場合、「主担当の安全規制担当省庁」とする。

## 各機能別班の主な業務

### 原子力事業所編

#### (1) 総括班

各機能別班の行う各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。

##### ○総括グループ

- ・原子力災害現地対策本部長等の補佐業務
- ・合同対策協議会の運営・事務（資料とりまとめ、議事録作成等）
- ・各機能別班の情報の集約、記録
- ・現地の県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等からの防災活動状況、被害状況等の情報のとりまとめ
- ・現地の県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災活動状況等に関する協議会資料・記者発表資料の作成
- ・広報班への最新情報の提供
- ・屋内退避、避難等の措置案（合同対策協議会資料案）のとりまとめ（プラント班、放射線班及び住民安全班と協力）
- ・自衛隊の部隊派遣に関する原子力災害対策本部への派遣要請、各機能別班間の総合調整
- ・原子力緊急時支援・研修センターへの支援要請の総合調整、原子力災害対策本部への要請依頼
- ・関係機関からの支援申出への対応
- ・その他重要事項に関する総合調整

##### ○連絡グループ

- ・原子力災害対策本部長の指示等の関係班、関係機関への周知
- ・各機関からの防災活動状況、被害状況等の情報収集
- ・合同対策協議会の決定事項の関係機関への伝達
- ・国の原子力災害対策本部、県・市町村災害対策本部との連絡・調整

##### ○総括グループ

- ・原子力災害対策本部長等の補佐業務
- ・原子力災害対策本部の運営事務局（資料とりまとめ、議事録作成等）
- ・各機能別班の情報の集約、記録
- ・各省庁、指定公共機関（中央）等による応急対策活動状況に関する情報のとりまとめ、原子力災害対策本部での報告
- ・現地での応急対策活動状況に関する情報の原子力災害対策本部での報告
- ・自衛隊の部隊派遣に関する原子力災害対策本部長の承認手続き、各機能別班間の総合調整
- ・原子力緊急時支援・研修センターへの支援要請
- ・関係機関からの支援申出への対応
- ・広報班への最新情報の提供
- ・現地総括グループの支援

##### ○連絡グループ

- ・原子力災害対策本部長の指示等に関する連絡・調整
- ・合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）との連絡・調整
- ・その他関係機関との連絡・調整
- ・現地連絡グループの支援

## (2) 放射線班

現地で行われる緊急時モニタリングデータの収集、整理を行うとともに、放射線による影響を予測する。

|   |  |
|---|--|
| オ<br>フ<br>サ<br>イ<br>ト<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | <ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時モニタリングデータの収集、整理</li><li>・県災害対策本部への緊急時モニタリングの指導・助言</li><li>・緊急時モニタリングに必要な要員、資機材等に関する調整（原子力緊急時支援・研修センターへの要請を含む）</li><li>・住民の被ばく線量予測の実施（S P E E D I 等を活用）</li><li>・屋内退避、避難等の実施（解除）区域案の作成</li><li>・飲食物摂取制限の実施（解除）区域案の作成</li><li>・飲食物摂取制限等の措置案（合同対策協議会資料案）のとりまとめ（住民安全班と協力）</li><li>・飲食物摂取制限勧告に関する合同対策協議会資料・記者発表資料の作成</li><li>・原子力災害対策本部及び県の現地災害対策本部の放射線班等との連絡・調整</li><li>・緊急時モニタリング等に関する合同対策協議会、記者発表資料の作成</li></ul> |
| 原<br>子<br>力<br>災<br>害<br>対<br>策<br>本<br>部 | <ul style="list-style-type: none"><li>・現地における緊急時モニタリング情報の収集、原子力災害対策本部での報告</li><li>・屋内退避、避難、飲食物摂取制限等に関する情報の収集、原子力災害対策本部での報告</li><li>・現地放射線班の支援</li></ul>  |

## (3) プラント班

事故が発生した原子力事業所に関する情報の収集、整理を行うとともに、事故の進展予測等を行う。

|   |   |
|---|---|
| オ<br>フ<br>サ<br>イ<br>ト<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | <ul style="list-style-type: none"><li>・プラント情報（放射性物質の放出状況含む。）の収集、分析及び整理</li><li>・原子力事業者の行う事故対応状況の把握</li><li>・事故対応に関する原子力事業者への指示</li><li>・事故の進展予測（実用炉の場合には、E R S S による放射性物質の放出予測含む。）</li><li>・原子力災害対策本部及び県の現地災害対策本部のプラント班等との連絡、調整</li><li>・プラント状況・進展予測に関する合同対策協議会、記者発表資料の作成</li></ul> |
| 原<br>子<br>力<br>災<br>害<br>対<br>策<br>本<br>部 | <ul style="list-style-type: none"><li>・プラント情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告</li><li>・現地プラント班の支援</li></ul>   |

#### (4) 医療班

道府県、医療関係機関（文部科学省、厚生労働省、防衛省、消防庁、放射線医学総合研究所及び日本赤十字社を含む。）の行う緊急時医療活動の把握及び広域的な医療活動の調整を行う。

|           |   |
|-----------|---|
| オフサイトセンター | <ul style="list-style-type: none"><li>・住民の被ばく状況（汚染者数、被ばく線量等）の把握</li><li>・各機関の医療活動に関する情報の収集、整理</li><li>・国の緊急被ばく医療派遣チームの派遣先に関する調整（輸送に関しては住民安全班・輸送、交通グループに支援要請）</li><li>・原子力緊急時支援・研修センターの放射線管理要員派遣の要請及び派遣先の調整</li><li>・広域的な医療応援に関する調整</li><li>・救護所、医療機関等からの被ばく者の搬送、転送に関する情報の把握</li><li>・被ばく者等の搬送に関する自衛隊への要請とりまとめ（総括班へ報告）</li><li>・負傷者、被ばく者の搬送先の選定に関する支援</li><li>・医療、衛生資機材等の確保に関する調整</li><li>・安定ヨウ素剤予防服用の指示の検討</li><li>・安定ヨウ素剤予防服用状況の把握</li><li>・緊急被ばく医療に関する医療機関等からの問い合わせに対する対応</li><li>・原子力災害対策本部及び県の災害対策本部の医療班等との連絡、調整</li><li>・医療に関する合同対策協議会、記者発表資料の作成</li></ul> |
| 原子力災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"><li>・住民の被ばく状況の原子力災害対策本部での報告</li><li>・医療機関の情報（除染、放射線障害治療等の設備の有無、空床数等）収集、オフサイトセンター医療班への連絡</li><li>・現地医療班の傷病者、被ばく者の搬送先の選定等に関する支援</li><li>・広域的な医療応援に関する関係機関との調整、オフサイトセンター医療班への連絡</li><li>・各医療機関に搬送された傷病者、被ばく者の数、傷病程度等の把握</li><li>・安定ヨウ素剤予防服用状況の原子力災害対策本部での報告</li><li>・その他現地医療班の支援</li><li>・原子力緊急時支援・研修センター等の放射線管理要員等の派遣調整</li></ul>   |

## (5) 住民安全班

被災者の救助及び社会秩序の維持等、住民の安全確保に係る活動の状況把握と調整を行う

### ○住民安全グループ

- ・災害に関する情報（被害、避難、避難施設及び輸送手段、社会的混乱等に関する情報、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置等）の収集、整理及び連絡
- ・救助、救急に関する状況の把握
- ・地方公共団体、救助・救急関係省庁（警察庁、防衛省、海上保安庁及び消防庁）の行う救助、救急活動の調整
- ・地方公共団体、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁）が行う避難収容に関する措置の把握及び調整
- ・物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省及び経済産業省）が行う物資調達に関する状況の把握及び調整
- ・オ  
フ  
サ  
イ  
ト  
セ  
ン  
タ  
・避難所等への飲食物等の供給に関する調整
- ・避難所の運営等に必要な食料・資機材・物資の調達に関する国への要望聴取
- ・社会秩序の維持に関する調整
- ・飲食物規制等関係省庁（厚生労働省及び農林水産省）が行う食料品等の摂取、取扱指導等に関する状況の把握及び調整
- ・原子力災害対策本部及び地方公共団体の原子力災害対策本部の住民安全グループ等との連絡、調整
- ・救助、救急、避難等に関する合同対策協議会、記者発表資料の作成

### ○輸送、交通グループ

- ・避難、屋内退避に関する緊急輸送の実施に関する調整
- ・国の専門家、国及び他都道府県からの支援者に関する緊急輸送の実施に関する事項
- ・資機材等に関する緊急輸送の実施に関する調整
- ・緊急輸送関係省庁（警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁）の行う緊急輸送に関する措置の把握及び調整
- ・緊急輸送に係る優先順位に関する調整
- ・緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整
- ・交通規制等の状況の把握及び調整
- ・原子力災害対策本部及び地方公共団体の原子力災害対策本部の輸送、交通グループとの連絡、調整
- ・緊急輸送、交通規制等に関する合同対策協議会、記者発表資料の作成

### ○住民安全グループ

- ・現地の救助、救急活動に関する情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告
- ・救助、救急に関する広域応援に関する関係機関との調整、オフサイトセンター住民安全グループへの連絡
- ・現地の避難収容活動に関する情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告
- ・飲食物摂取制限の状況の把握、整理、原子力災害対策本部での報告
- ・物資調達、供給活動に関する情報収集、原子力災害対策本部での報告
- ・現地住民安全グループの支援

### ○輸送・交通グループ

- ・現地の緊急輸送、交通規制に関する情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告
- ・現地輸送・交通グループの行う活動の支援

## (6) 広報班

報道関係資料の収集、整理、作成、住民からの問い合わせ対応等を行う。

|   |  |
|---|--|
| オ<br>フ<br>サ<br>イ<br>ト<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | ○報道グループ  |
|   | <ul style="list-style-type: none"><li>・報道関係情報資料の収集、整理</li><li>・報道発表資料の取りまとめ（各班が作成）</li><li>・記者発表対応（総括班と連絡をとりながら対応）</li><li>・記者会見の開催調整</li><li>・記者からの問い合わせ対応</li><li>・原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の報道グループとの連絡、調整</li><li>・報道等に関する合同対策協議会資料の作成</li></ul>               |
| 原<br>子<br>力<br>災<br>害<br>対<br>策<br>本<br>部 | ○広報グループ  |
|   | <ul style="list-style-type: none"><li>・住民広報すべき事項の検討、整理及び作成（防護対策区域内用、防護対策区域外用、避難所収容住民用等）</li><li>・関係機関への住民広報の要請</li><li>・関係機関の住民広報に関する調整</li><li>・原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の広報グループとの連絡、調整</li><li>・地方公共団体等の住民対応チームへの最新情報の提供</li><li>・広報等に関する合同対策協議会資料の作成</li></ul> |
| オ<br>フ<br>サ<br>イ<br>ト<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | ○報道グループ  |
|   | <ul style="list-style-type: none"><li>・報道関係情報の収集、整理</li><li>・記者発表資料の取りまとめ（各班が作成（現地関連情報はオフサイトセンター報道グループが取りまとめ））</li><li>・記者会見の開催調整</li><li>・記者からの問い合わせ対応</li><li>・現地報道グループの支援</li></ul>   |
| 原<br>子<br>力<br>災<br>害<br>対<br>策<br>本<br>部 | ○広報グループ  |
|   | <ul style="list-style-type: none"><li>・現地の広報に関する状況の把握、原子力災害対策本部での報告</li><li>・国民及び在京大使館等の外国政府等海外への広報に関する調整</li><li>・現地広報グループの支援</li></ul>   |

## (7) 運営支援班

対策拠点施設及び災害対策本部における後方支援業務等を行う。

|   |   |
|---|---|
| オ<br>フ<br>サ<br>イ<br>ト<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | ・対策拠点施設の環境整備  |
|   | <ul style="list-style-type: none"><li>・対策拠点施設参集者の食料等の調達</li><li>・対策拠点施設の衛生管理</li><li>・各種通信回線の確保</li><li>・原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の運営支援班等との連絡、調整</li></ul> |
| 原<br>子<br>力<br>災<br>害<br>対<br>策<br>本<br>部 |   |
|   |   |

## (1) 総括班

各機能別班の行う各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。

## ○総括グループ

- ・原子力災害現地対策本部長等の補佐業務
- ・合同対策協議会の運営・事務（資料とりまとめ、議事録作成等）
- ・各機能別班の情報の集約、記録
- ・現地の各機関等の防災活動状況等に関する協議会資料・記者発表資料の作成
- ・広報班への最新情報の提供
- ・立入制限及び退避の措置案（合同対策協議会資料案）のとりまとめ（放射線班及び住民安全班と協力）
- ・自衛隊の部隊派遣に関する原子力災害対策本部への派遣要請、各機能別班間の総合調整
- ・原子力緊急時支援・研修センターへの支援要請の総合調整、原子力災害対策本部への要請依頼
- ・関係機関からの支援申出への対応
- ・その他重要事項に関する総合調整

## ○連絡グループ

- ・原子力災害対策本部長の指示等の関係班、関係機関への周知
- ・各機関からの防災活動状況、被害状況等の情報収集
- ・合同対策協議会の決定事項の関係機関への伝達
- ・国の原子力災害対策本部、県・市町村災害対策本部との連絡・調整

## ○総括グループ

- ・原子力災害対策本部長等の補佐業務
- ・原子力災害対策本部の運営事務局（資料とりまとめ、議事録作成等）
- ・各機能別班の情報の集約、記録
- ・各省庁、指定公共機関（中央）等による応急対策活動状況に関する情報のとりまとめ、原子力災害対策本部での報告
- ・現地での応急対策活動状況に関する情報の原子力災害対策本部での報告
- ・自衛隊の部隊派遣に関する原子力災害対策本部長の承認手続き、各機能別班間の総合調整
- ・原子力緊急時支援・研修センターへの支援要請
- ・関係機関からの支援申出への対応
- ・広報班への最新情報の提供
- ・現地総括グループの支援

## ○連絡グループ

- ・原子力災害対策本部長の指示等に関する連絡・調整
- ・合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）との連絡・調整
- ・その他関係機関との連絡・調整
- ・現地連絡グループの支援

## (2) 放射線班

事故現場周辺にて行われる緊急時モニタリングデータの収集、整理を行うとともに、放射線による影響を予測する。

|        |   |
|--------|---|
| 対策拠点施設 | <ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時モニタリングデータの収集、整理</li><li>・原子力事業者等が行う緊急時モニタリングへの指導・助言</li><li>・緊急時モニタリングに必要な要員、資機材等に関する調整（原子力緊急時支援・研修センターへの要請を含む）</li><li>・立入制限及び退避等の実施（解除）区域案の作成</li><li>・原子力災害対策本部の放射線班等との連絡・調整</li><li>・緊急時モニタリング等に関する合同対策協議会資料の作成</li></ul> |
|        | <ul style="list-style-type: none"><li>・現地における緊急時モニタリング情報の収集、原子力災害対策本部での報告</li><li>・立入制限及び退避等に関する情報の収集、原子力災害対策本部での報告</li><li>・緊急時モニタリング等に関する記者発表資料の作成</li><li>・現地放射線班の支援</li></ul>   |

## (3) 事故処理班

事故現場に関する情報の収集、整理を行うとともに、事故の進展予測等を行う。

|        |   |
|--------|---|
| 対策拠点施設 | <ul style="list-style-type: none"><li>・事故現場情報（放射性物質の放出状況含む。）の収集、分析及び整理</li><li>・原子力事業者等の行う危険時の措置等事故対応状況の把握</li><li>・事故対応に関する原子力事業者への指示</li><li>・事故の進展予測</li><li>・原子力災害対策本部の事故処理班等との連絡、調整</li><li>・事故現場状況・進展予測に関する合同対策協議会の作成</li></ul> |
|        | <ul style="list-style-type: none"><li>・事故現場情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告</li><li>・事故現場状況・進展予測に関する記者発表資料の作成</li><li>・現地事故処理班の支援</li></ul>   |

#### (4) 医療班

医療関係機関（文部科学省、厚生労働省、防衛省、消防庁、放射線医学総合研究所及び日本赤十字社を含む。）の行う緊急時医療活動の把握及び医療活動の調整。

|           |  |
|-----------|--|
| 対策拠点施設    | <ul style="list-style-type: none"><li>・周辺住民への影響の把握</li><li>・各機関の医療活動に関する情報の収集、整理</li><li>・国の緊急被ばく医療派遣チームの派遣先に関する調整（輸送に関しては住民安全班、輸送、交通グループに支援要請）</li><li>・原子力緊急時支援・研修センターの放射線管理要員派遣の要請及び派遣先の調整</li><li>・放射線障害専門病院等への搬送に関する調整</li><li>・救護所、医療機関等からの被ばく者の搬送、転送に関する情報の把握</li><li>・負傷者、被ばく者の搬送先の選定に関する支援</li><li>・医療、衛生資機材等の確保に関する調整</li><li>・緊急被ばく医療に関する医療機関等からの問い合わせに対する対応</li><li>・原子力災害対策本部の医療班等との連絡、調整</li><li>・医療に関する合同対策協議会の作成</li></ul> |
| 原子力災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"><li>・周辺住民への影響の原子力災害対策本部での報告</li><li>・医療機関の情報（除染、放射線障害治療等の設備の有無、空床数等）収集、対策拠点施設医療班への連絡</li><li>・負傷者、被ばく者の搬送先の選定等に関する支援</li><li>・放射線障害専門病院等への搬送に関する関係機関との調整、対策拠点施設医療班への連絡</li><li>・各医療機関に搬送された傷病者、被ばく者、傷病程度等の把握</li><li>・医療に関する記者発表資料の作成</li><li>・その他現地医療班の支援</li><li>・原子力緊急時支援・研修センター等の放射線管理要員等の派遣調整</li></ul>   |

(5) 住民安全班

負傷者等の救助及び社会秩序の維持等、住民の安全確保に係る活動の状況把握と調整を行う

|           |  |
|-----------|--|
| 対策拠点施設    | <p>○住民安全グループ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事故に関する情報（被害、立入制限、退避、社会的混乱等に関する情報、周辺住民の安全確保のため既にとった措置及び今後とろうとする措置等）の収集、整理及び連絡</li><li>・救助、救急に関する状況の把握</li><li>・救助・救急関係機関（警察、海上保安部署及び消防）の行う救助・救急活動、立入制限・退避に関する措置の把握及び調整</li><li>・社会秩序の維持に関する調整</li><li>・原子力災害対策本部及び地方公共団体の原子力災害対策本部の住民安全グループ等との連絡、調整</li><li>・救助、救急、立入制限等に関する合同対策協議会の作成</li></ul> <p>○輸送、交通グループ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国の専門家、国及び他都道府県からの支援者に関する緊急輸送の実施に関する事項・資機材等に関する緊急輸送の実施に関する調整</li><li>・緊急輸送関係省庁（警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁）の行う緊急輸送に関する措置の把握及び調整</li><li>・緊急輸送に係る優先順位に関する調整</li><li>・緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整</li><li>・交通規制等の状況の把握及び調整</li><li>・原子力災害対策本部及び地方公共団体の原子力災害対策本部の輸送、交通グループとの連絡、調整</li><li>・緊急輸送、交通規制等に関する合同対策協議会の作成</li></ul> |
| 原子力災害対策本部 | <p>○住民安全グループ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地の救助、救急活動に関する情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告</li><li>・現地の立入制限、退避に関する情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告</li><li>・物資調達、供給活動に関する情報収集、原子力災害対策本部での報告</li><li>・救助、救急、立入制限等に関する記者発表資料の作成</li><li>・現地住民安全グループの支援</li></ul> <p>○輸送・交通グループ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地の緊急輸送、交通規制に関する情報の収集、整理、原子力災害対策本部での報告</li><li>・緊急輸送、交通規制等に関する記者発表資料の作成</li><li>・現地輸送・交通グループの行う活動の支援</li></ul>   |

## (6) 広報班

報道関係資料の収集、整理、作成、住民からの問い合わせ対応等を行う。

|           |   |
|-----------|---|
| 対策拠点施設    | ○報道グループ   |
|           | <ul style="list-style-type: none"><li>・報道関係情報資料の収集、整理</li><li>・記者発表対応（総括班と連絡をとりながら対応）</li><li>・記者会見の開催調整</li><li>・記者からの問い合わせ対応</li><li>・原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の報道グループとの連絡、調整</li><li>・報道等に関する合同対策協議会資料の作成</li></ul>               |
| 原子力災害対策本部 | ○広報グループ   |
|           | <ul style="list-style-type: none"><li>・住民広報すべき事項の検討、整理及び作成</li><li>・関係機関への住民広報の要請</li><li>・関係機関の住民広報に関する調整</li><li>・原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の広報グループとの連絡、調整</li><li>・地方公共団体等の住民対応チームへの最新情報の提供</li><li>・広報等に関する合同対策協議会資料の作成</li></ul> |
| 原子力災害対策本部 | ○報道グループ   |
|           | <ul style="list-style-type: none"><li>・報道関係情報の収集、整理</li><li>・記者発表資料の取りまとめ（各班が作成（現地関連情報を含む。））</li><li>・記者会見の開催調整</li><li>・記者からの問い合わせ対応</li><li>・現地報道グループの支援</li></ul>  |
| 原子力災害対策本部 | ○広報グループ   |
|           | <ul style="list-style-type: none"><li>・現地の広報に関する状況の把握、原子力災害対策本部での報告</li><li>・国民及び在京大使館等の外国政府等海外への広報に関する調整</li><li>・現地広報グループの支援</li></ul>  |

## (7) 運営支援班

対策拠点施設及び災害対策本部における後方支援業務等を行う。

|           |   |
|-----------|---|
| 対策拠点施設    | ・対策拠点施設の環境整備  |
|           | <ul style="list-style-type: none"><li>・対策拠点施設参集者の食料等の調達</li><li>・対策拠点施設の衛生管理</li><li>・各種通信回線の確保</li><li>・原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の運営支援班等との連絡、調整</li></ul> |
| 原子力災害対策本部 | ・   |
|           | ・   |

〇〇〇原災対第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

防衛大臣 殿

(災害名)  
原子力災害対策本部長

自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請について（要請）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第4項の規定に基づき、以下のとおり自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

記

1 原子力災害の状況及び派遣を要請する事由

参考-「公示」のとおり。

2 派遣を希望する期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から · 当面の間 or · 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

参考-「公示」中、緊急事態応急対策を実施すべき区域

(2) 派遣を希望する活動内容

緊急事態応急対策の実施に必要な活動

(例) · 緊急事態応急対策の実施

· 輸送支援

等

4 その他参考となるべき事項

(1) 本派遣要請に関する当本部の調整窓口は、

安全規制担当省庁※ 局 課

担当者 課長 (TEL FAX )

課長補佐 (TEL FAX )

現地対策本部窓口；安全規制担当省庁※ 課 〇〇〇〇

(TEL FAX )

(2) .....

※輸送の場合は、「主担当の安全規制担当省庁」とする。

## 公示案

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域         | <p>緊急事態応急対策を実施すべき区域を下記の区域に変更する<br/>         (変更後の実施区域) ○○市、□□町、△△村、・・・※<br/>         (地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径<br/>         ○○m圏内の海域) (注)</p>   |
| 2. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項 | <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意すること。</li> <li>・現時点では、直ちに特別な行動を起こす必要はなく、落ち着いて指示を待つこと。</li> </ul> <p>(追加事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○○地区の住民は屋内退避すること。</li> </ul> |

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「○○県○○市○○町○○」等、海上輸送の場合、「○○県○○灯台から○度○海里のところ」等、航空輸送の場合、「○○県○○市の○○、○○キロメートルのところ」等、において発生した事故現場から○○m」とする。

〇〇〇原災対第〇〇号  
平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部長名

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部長の権限の一部の委任について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第8項の規定に基づき、同条第2項に規定する平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部長の権限のうち、

○・・・・  
○・・・・・  
○・・・・・

を平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部長に委任する。

(案)

○平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部告示第 号

原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第二百五十六号)第二十条第八項の規定に基づき、同条第二項

に規定する平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部長の権限のうち、

○・・・

○・・・

○・・・

を平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部長に委任したので、同条第九項の規定により告示する。

平成 年 月 日

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部長

内閣総理大臣名

## 公示案

平成〇年〇月〇日〇時〇分

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域         | 〇〇市、□□町、△△村、・・・※<br>(地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径〇〇m圏内の海域)   |
| 2. 原子力緊急事態の概要               | 緊急事態該当事象発生日時<br>発生場所<br>放射線等の状況<br>被害状況<br>その他特記事項  |
| 3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項 | (例)<br>・〇〇(地区名)地区住民のうち、<br>[ 乳幼児、児童、妊婦、成人 ]<br>については、自宅等の屋内へ退避すること。<br><br>・〇〇(地区名)地区住民のうち、<br>[ 乳幼児、児童、妊婦、成人 ]<br>については、指示に従い、コンクリート建屋の屋内へ退避、又は避難すること。<br><br>・事故施設(現場)から半径〇〇m圏内の船舶等は避難すること。 |

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇」等、海上輸送の場合、「〇〇県〇〇灯台から〇度〇海里のところ」等、航空輸送の場合、「〇〇県〇〇市の〇〇、〇〇キロメートルのところ」等、において発生した事故現場から〇〇m」とする。

(参考-18)

指 示 案

平成 年 月 日 時 分

(地方公共団体)

殿

内閣総理大臣 ○○○○

\_\_\_\_\_で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

(例)

- ①○○(地区名) 地区住民のうち、[ 乳幼児、児童、妊婦、成人 ] について  
は、自宅等の屋内へ退避すること。
  - ②○○(地区名) 地区住民のうち、[ 乳幼児、児童、妊婦、成人 ] について  
は、指示に従い、コンクリート建屋の屋内へ退避、又は避難すること。
- ・事故施設(現場)から半径○○m圏内の船舶等は避難すること。

(参考：原子力施設等の防災対策について（平成15年原子力安全委員会決定））

## 屋内退避及び避難等に関する指標

| 予測線量（単位：mSv） |   | 防護対策の内容   |
|--------------|---|---|
| 外部被ばくによる実効線量 | 内部被ばくによる等価線量<br>・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量<br>・ウランによる骨表面又は肺の等価線量<br>・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 |   |
| 10～50        | 100～500   | 住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。<br>ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。 |
| 50以上         | 500以上   | 住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。  |

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(参考-20)

## 屋内退避、避難の指示の内容

平成 年 月 日 時 分

(地方公共団体)

○○ ○○ 殿

○○○原子力災害現地対策本部長

○○ ○○

○○○（事業所名）において、発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき、周辺住民の防護措置について下記のとおり指示する。

記

|      |   |
|------|---|
| 指示内容 | <p>緊急時モニタリング結果又はSPEEDIシステムによる予測結果から<br/>○○（地区名）住民が受けると予測される放射線量が、<br/>_____mSvを超えるおそれがあるため、</p> <p>①○○（地区名）地区住民のうち、<br/>〔 乳幼児、 児童、 妊婦、 成人 〕<br/>については、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に<br/>配慮すること。</p> <p>②○○（地区名）地区住民のうち、<br/>〔 乳幼児、 児童、 妊婦、 成人 〕<br/>については、指示に従い、コンクリート建屋の屋内へ退避、又は避難する<br/>こと。</p> <p>・事故施設から半径○○m圏内の船舶等は避難すること。</p> |
|------|---|

受信時刻：平成○○年○○月○○日○○時○○分

通報者：（所属）\_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

受信者：（所属）\_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

(参考：原子力施設等の防災対策について（平成15年原子力安全委員会決定）)

### ○防災業務関係者の防護措置

原子力災害の応急対策及び災害復旧に關係する者であつて、ある程度の被ばくが予想される防災業務関係者については、個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）を、また、防災業務に応じて、被ばくを低減するための防護マスクを配布するとともに、安定ヨウ素剤を予防的に服用させる。防災業務関係者の安定ヨウ素剤の服用については、付属資料7に示す。さらに、輸送手段、連絡手段の確保が必要である。

防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する考え方を参考にして、以下のとおりとすることを提案する。また、事故が発生した原子力事業所の放射線業務従事者については、法令に定められている線量限度を適用するものとする。なお、防災業務関係者の放射線防護に係る指標についての参考資料を、付属資料8に示す。

- (1) 災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。
- (2) ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svをあわせて上限として用いる。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。

特に女性については、上記指標にかかわらず、胎児防護の観点から、適切な配慮が必要である。

○○府政防第○○号  
平成○○年○○月○○日

原子力安全委員会委員長 殿

内閣総理大臣 ○○○○

原子力緊急事態解除宣言について

原子力緊急事態解除宣言を発することとしたいので、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

## 原子力緊急事態解除宣言

原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるため、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言を発する。

(案)

○内閣府告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十六条第一項及び第十七条第八項の規定に基づき設置した平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部及び平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部は、平成 年 月 日をもって廃止したので、第十六条第二項及び第十七条第九項の規定により告示する。

平成 年 月 日

内閣總理大臣名

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部  
の設置場所について

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇〇原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第17条第10項に基づき、  
平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部の設置場所を下記のとおり定め  
る。

記

設置場所 〇〇県〇〇市〇〇施設

## 退避の指示の内容

平成 年 月 日 時 分

(地方公共団体)

○○ ○○ 殿

○○○原子力災害現地対策本部長

○○ ○○

○○市、□□町、△△村、・・・付近において、発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき、周辺住民の防護措置について下記のとおり指示する。

記

|      |   |
|------|---|
| 指示内容 | <p>緊急時モニタリング結果又は予測結果から事故現場から○○mの周辺住民が受けると予測される放射線量が、<br/>_____mSvを超えるおそれがあるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故現場から○○mの周辺住民のうち、<br/>〔 乳幼児、 児童、 妊婦、 成人 〕<br/>については退避すること。</li> <li>・事故現場から半径○○m圏内の船舶等は避難すること。</li> </ul> |
|------|---|

受信時刻：平成○○年○○月○○日○○時○○分

通報者：(所属) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

受信者：(所属) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

(参考：原子力施設等の防災対策について（平成15年原子力安全委員会決定）)

### 核燃料物質輸送に係る仮想的な事故評価について

#### 1. 想定する輸送物

仮想的な事故評価において対象とする輸送物は、原子炉等規制法における規定に基づき区分された輸送容器のうち、輸送容器内の放射能量等が多いB型輸送物及びB型に次いで一定の放射能量を収納するA型輸送物とする。

- B型輸送物の例：使用済燃料、MOX燃料、高レベルガラス固化体
- A型輸送物の例：新燃料、濃縮UO<sub>2</sub>、濃縮UF<sub>6</sub>、天然UF<sub>6</sub>
- L型輸送物の例：低レベル廃棄物
- IP型輸送物の例：低レベル廃棄物（六ヶ所埋設）、再処理後回収ウラン

#### 2. 想定事象及び一般公衆への影響

想定事象としては、衝突事故、火災事故、落下事故等により遮へい性能及び密封性能が劣化するような事象とする。臨界事故については、①輸送中、核燃料物質等は輸送容器に収納されているため、原子力施設のように人為的な操作等が介在しないこと、②特別の試験条件を超える条件でも容器の水密性は維持されるが、仮に浸水したとしても未臨界性は確保されることから対象としない。

なお、濃縮UF<sub>6</sub>の輸送物については浸水を考慮した評価は行われていないが、①特別の試験条件を超える条件でも耐圧性能を有していること、②800°C、4時間の耐火性能を有していること、③現状の輸送経路中、最も高い76mの高架から落下した場合でも、特別の試験条件に包絡されることから、輸送容器の水密性は維持され、未臨界性は確保されると考えられる。

##### (1) B型輸送物

###### ①想定事象

###### イ) 遮へい性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である800°C、30分を超えるような火災に遭遇し、中性子遮へい材が全損（特別の試験条件下では半損）することを想定

###### ロ) 密封性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である非降伏面、9m落下を超える衝撃を受け、燃料被覆管が100%破損することにより輸送容器からガス状放射性物質が放出することを想定（風速1m/s、大気安定度F）

###### ②一般公衆への影響

###### イ) 遮へい性能の劣化

表面から1mで約4.5mSv/h、半径15mの距離で約0.25mSv/h（10mSvに達するまでに約40時間）、半径50mの距離で約20μSv/h。

原子力緊急事態に至る遮へい性能の劣化（表面から1mで10mSv/h）があった場合には、半径15mの距離で10時間で5mSv程度。

□) 密封性能の劣化

半径15mの距離で約 $16 \mu\text{Sv/h}$  (10mSvに達するまでに約26日)、半径50mの距離で約 $5 \mu\text{Sv/h}$ 。

原子力緊急事態に至る放射性物質の漏えいがあった場合は、半径15mの距離で約5mSv以下（特別の試験条件下での許容値である漏えい率A<sub>2</sub>値/weekで10時間放出）。

③防護対策

イ) 遮へい性能の劣化

ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、土嚢等で遮へい対策をする。

□) 密封性能の劣化

ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、シート等により拡散防止対策をする。

(2) A型輸送物

①想定事象

イ) 遮へい性能の劣化

A型輸送物の収納物自体は新燃料等の低線量放射性物質であるため想定しない。  
(収納物表面で $20\sim50 \mu\text{Sv}$ )

□) 密封性能の劣化

天然UF<sub>6</sub>輸送物が800°C、30分を超えるような火災に遭遇し、耐火保護カバーが劣化して、収納物が放出することを想定

②一般公衆への影響

□) 密封性能の劣化

距離に依存せず $100 \mu\text{Sv}$ 以下

③防護対策

□) 密封性能の劣化

初期消火後、ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、シート等により漏えい防止対策をする。

3. 想定事象に対する評価結果

対象輸送物に法令の基準を超える事象を想定しても、輸送経路周辺の一般公衆の被ばく線量が10mSvに達するまでにかなりの時間的余裕があること、対象輸送物は隊列輸送が行われており多人数の輸送隊で構成されていること等を考慮すれば、この間に事業者による立入禁止区域の設定、汚染・漏えい拡大防止対策及び遮へい対策等が迅速かつ的確に行われることにより、原子力災害対策特別措置法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられる。

また、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると考える。

